

令和4年3月定例会（3月3日開会  
3月18日閉会）

## 池田町議会会議録

## 令和4年3月池田町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1 5
応招・不応招議員.....	1 6

### 第 1 号 (3月3日)

議事日程.....	1 7
本日の会議に付した事件.....	1 8
出席議員.....	1 8
欠席議員.....	1 8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 8
事務局職員出席者.....	1 9
開会及び開議の宣告.....	2 0
諸般の報告.....	2 0
会議録署名議員の指名.....	2 1
会期の決定.....	2 1
町長あいさつ.....	2 2
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 3
議案第4号より議案第6号まで、一括上程、説明.....	2 4
議案第7号、議案第8号の一括上程、説明.....	2 5
議案第9号の上程、説明.....	2 6
議案第10号の上程、説明.....	2 6
議案第11号の上程、説明.....	2 7
令和4年度町長施政方針.....	3 5
議案第12号より議案第18号まで、一括上程、説明.....	4 2
散会の宣告.....	7 7

### 第 2 号 (3月4日)

議事日程.....	7 9
本日の会議に付した事件.....	7 9

出席議員.....	7 9
欠席議員.....	7 9
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	7 9
事務局職員出席者.....	8 0
開議の宣告.....	8 1
議案第 4 号より議案第 1 8 号まで、質疑、各担当委員会に付託.....	8 1
請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託.....	9 8
散会の宣告.....	9 8

### 第 3 号 ( 3 月 1 4 日 )

議事日程.....	9 9
本日の会議に付した事件.....	9 9
出席議員.....	9 9
欠席議員.....	9 9
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	9 9
事務局職員出席者.....	9 9
3 月定例会一般質問一覧表.....	1 0 0
開議の宣告.....	1 0 1
一般質問.....	1 0 1
横 澤 は ま 君.....	1 0 1
中 山 眞 君.....	1 1 8
薄 井 孝 彦 君.....	1 3 2
服 部 久 子 君.....	1 4 6
大 厩 美 秋 君.....	1 6 4
散会の宣告.....	1 7 9

### 第 4 号 ( 3 月 1 5 日 )

議事日程.....	1 8 1
本日の会議に付した事件.....	1 8 1
出席議員.....	1 8 1

欠席議員.....	1 8 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 8 1
事務局職員出席者.....	1 8 1
開議の宣告.....	1 8 2
一般質問.....	1 8 2
矢 口    稔 君.....	1 8 2
和 澤 忠 志 君.....	2 0 2
松 野 亮 子 君.....	2 2 1
倉 科 栄 司 君.....	2 2 6
散会の宣告.....	2 3 9

#### 第 5 号 ( 3 月 1 8 日 )

議事日程.....	2 4 1
本日の会議に付した事件.....	2 4 1
出席議員.....	2 4 2
欠席議員.....	2 4 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 4 2
事務局職員出席者.....	2 4 2
開議の宣告.....	2 4 3
日程の変更について.....	2 4 3
議案の訂正について.....	2 4 3
各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....	2 4 4
議案第 4 号より第 6 号について、討論、採決.....	2 6 9
議案第 7 号、第 8 号について、討論、採決.....	2 7 0
議案第 9 号、第 1 0 号について、討論、採決.....	2 7 1
議案第 1 1 号について、討論、採決.....	2 7 2
議案第 1 2 号について、討論、採決.....	2 7 3
議案第 1 3 号について、討論、採決.....	2 7 8
日程の追加.....	2 7 8
陳情第 1 号について、委員長報告.....	2 7 9

発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7 9
議案第 1 4 号より第 1 8 号について、討論、採決.....	2 8 1
請願・陳情書について、討論、採決.....	2 8 3
日程の追加.....	2 8 4
議案第 1 9 号より第 2 1 号まで、上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 8 5
同意第 1 号の上程、説明、採決.....	2 8 8
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 8 9
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 9 1
日程の追加.....	2 9 3
総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件.....	2 9 3
日程の追加.....	2 9 4
議会運営委員会の閉会中の所管事務の調査の件.....	2 9 4
日程の追加.....	2 9 5
議員派遣の件.....	2 9 5
町長あいさつ.....	2 9 6
閉議の宣告.....	2 9 6
議長あいさつ.....	2 9 6
閉会の宣告.....	2 9 7
署名議員.....	2 9 9

池田町告示第 2 1 号

令和 4 年 3 月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 2 月 2 5 日

池田町長 齋 聖 章

1.期 日 令和 4 年 3 月 3 日 (木) 午前 1 0 時

2.場 所 池田町役場議場

## 応招・不応招議員

### 応招議員（12名）

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山眞君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	大出美晴君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	和澤忠志君	10番	那須博天君
11番	倉科栄司君	12番	矢口新平君

### 不応招議員（なし）

令和 4 年 3 月 定例 町 議 会

( 第 1 号 )

## 令和4年3月池田町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和4年3月3日(木曜日)午前10時開会

#### 諸般の報告

報告第1号 議長が決定した議員派遣報告について

報告第2号 議員派遣結果報告について

報告第3号 例月出納検査結果報告(12・1・2月)

報告第4号 寄附採納報告について

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

会期 - 3月3日(木)から 18日(金)までの16日間

日程第3 町長あいさつ

日程第4 議案第3号 池田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑、討論、採決

日程第5 議案第4号 池田町の土地利用及び開発指導に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第5号 池田町都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について

一括上程、説明

日程第6 議案第7号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 池田町電気自動車急速充電器使用料徴収条例を廃止する条例の制  
定について

一括上程、説明

日程第7 議案第9号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

日程第8 議案第10号 池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

日程第 9 議案第 11 号 令和 3 年度池田町一般会計補正予算（第 9 号）について

上程、説明

日程第 10 令和 4 年度町長施政方針

日程第 11 議案第 12 号 令和 4 年度池田町一般会計予算について

議案第 13 号 令和 4 年度池田町工場誘致等特別会計予算について

議案第 14 号 令和 4 年度池田町国民健康保険特別会計予算について

議案第 15 号 令和 4 年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 16 号 令和 4 年度池田町簡易水道事業特別会計予算について

議案第 17 号 令和 4 年度池田町水道事業会計予算について

議案第 18 号 令和 4 年度池田町下水道事業会計予算について

財政計画資料について

一括上程、説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12 名）

1 番	松野亮子君	2 番	大厩美秋君
3 番	中山真君	4 番	横澤はま君
5 番	矢口稔君	6 番	大出美晴君
7 番	薄井孝彦君	8 番	服部久子君
9 番	和澤忠志君	10 番	那須博天君
11 番	倉科栄司君	12 番	矢口新平君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	甕聖章君	教育長職務代理者	小澤裕子君
総務課長	塩川利夫君	企画政策課長	大澤孔君

住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長補佐 兼 総務係長	山 岸 寛 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	丸 山 光 一 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	-----------	-----------	-----------

開会 午前10時00分

#### 開会及び開議の宣告

議長（矢口新平君） おはようございます。

令和4年3月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。

本定例会は、令和4年度の行政執行に関わる予算案等の重要な案件を審議願う予定になっております。提案されました案件について十分御審議いただき、順調な議会運営ができますよう各位の御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員です。なお、吉澤監査委員、所用により欠席との届けがありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年3月池田町議会定例会を開会いたします。

会議に入る前にお諮りします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については言い間違いとして、議長において会議録を修正させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

すみません。小田切副町長も病気により欠席との届出がありました。追加します。

これより本日の会議を開きます。

#### 諸般の報告

議長（矢口新平君） 諸般の報告を行います。

報告第1号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しましたので、お手元に配付した資料のとおり報告します。

報告第2号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第3号 例月出納検査結果報告（12月・1月・2月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第4号 寄附採納報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（矢口新平君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番、松野亮子議員、6番、大出美晴議員を指名します。

#### 会期の決定

議長（矢口新平君） 日程2、会期の決定を議題にします。

会期日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願ってあります。

議会運営委員長から報告を求めます。

矢口稔議会運営委員長。

〔議会運営委員長 矢口 稔君 登壇〕

議会運営委員長（矢口 稔君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る2月25日に開催いたしました議会運営委員会において、令和4年3月池田町議会定例会の会期及び議事日程について協議をいたしました。会期は、本日3月3日から3月18日まで16日間とし、議事日程はお手元に配付のとおりといたしましたので、よろしく願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を申し上げます。

議長（矢口新平君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期、日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙会期日程（案）のとおり決定しました。

#### 町長あいさつ

議長（矢口新平君） 日程3、町長あいさつ。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

3月議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には御多用のところ御出席をいただき、本日から18日までの会期、日程を御決定いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

以前より懸念されておりましたロシアによるウクライナへの侵攻が始まり、連日、市民への死者を伴う多大の被害が報道されております。世界各地で戦争反対の声が上がっておりますが、世界情勢の不安定化は日を追うごとに深まっていく感があります。地理的には遠い地域ではありますが、我が国にとっても大きな影響は避けられないものと懸念されております。一日も早い平和的な終息を願うばかりであります。

さて、本定例会は新年度の予算を御審議いただく議会となっております。主な内容につきましては施政方針でお話しいたしますが、例年と比べ予算規模は大きいものの、公債費の借換えや繰上償還の比率が高く、一般的な予算としては財政状況が厳しい中、緊縮型予算となっております。

本定例会に提案いたします案件は、条例制定及び改正案等8件、補正予算案1件、令和4

年度予算案 7 件の計16件であります。

なお、最終日には追加案件を予定しております。

御審議、御決定をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程 4、議案第 3 号 池田町課設置条例の一部を改正する条例の制定  
についてを議題とします。

提出者から、議案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第 3 号 池田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について  
提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、池田町行財政改革推進委員会の答申により、池田町事務改善委員会で行政組織  
の見直しを行い、現在の10課を 8 課体制にするものです。

第 1 条は、企画政策課と建設水道課を削除し、産業振興課を振興課に改め、4 課にするも  
のであります。

第 2 条では、6 課の事務分掌を課の統廃合に伴い改めた内容となっております。

以上、議案第 3 号の提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいた  
します。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第3号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第4号より議案第6号まで、一括上程、説明

議長（矢口新平君） 日程5、議案第4号 池田町の土地利用及び開発指導に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 池田町都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 議案第4号 池田町の土地利用及び開発指導に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部を改正する法律が、令和4年4月1日から施行されるのに伴い、本条例の改正を行うもので、具体的には公聴会の開催を請求できる者の年齢を、満20歳以上から満18歳以上に改正するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。

続きまして、議案第5号 池田町都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

全国的な行政手続のデジタルオンライン化の動向を踏まえ、行政手続における町民負担を軽減し利便性向上を図るため、当町では令和4年4月から押印を原則廃止いたしますが、それに伴い、池田町都市公園条例及び池田町火入れに関する条例で定める様式を改正するもの

であります。また、性的少数者への配慮として性別記載欄も併せて削除いたします。

以上、提案理由の説明を申し上げます。

続きまして、議案第6号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、性別にかかわらず自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現に向けて、性的少数者の方への配慮を目的とし、印鑑登録証明書の性別記載を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって、提案説明を終了します。

#### 議案第7号、議案第8号の一括上程、説明

議長（矢口新平君） 日程6、議案第7号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 池田町電気自動車急速充電器使用料徴収条例を廃止する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麴町長。

〔町長 麴 聖章君 登壇〕

町長（麴 聖章君） 議案第7号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、町営バス運行に関して利用者の利便性を高めるため、池坂線の生坂村内に新田バス停を、町内巡回線に渋西バス停をそれぞれ新設するものであります。

続きまして、議案第8号 池田町電気自動車急速充電器使用料徴収条例を廃止する条例の制定について。

本条例は、運営に関する基本契約満了により、町が所有している電気自動車急速充電器を株式会社 e - M o b i l i t y P o w e r に譲渡することに伴い、サービス会員以外の使用料を町が徴収する必要がなくなるため、条例を廃止するものであります。

なお、この条例の施行日は令和4年3月26日であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

#### 議案第9号の上程、説明

議長（矢口新平君） 日程7、議案第9号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第9号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、池田町国民健康保険財政の健全な運営を図る目的で設置している基金の名称を国民健康保険財政調整基金に変更するため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

#### 議案第10号の上程、説明

議長（矢口新平君） 日程8、議案第10号 池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第10号 池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、家庭的保育事業者等及びその職員が行う記録、作成、その他こ

れらに類するものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができるようにする内容であります。

なお、施行日は令和4年4月1日からといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

#### 議案第11号の上程、説明

議長（矢口新平君） 日程9、議案第11号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第11号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第9号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ4,101万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ50億7,803万2,000円とするものでございます。

第2表の繰越明許費であります。款6農林水産業費及び款8土木費にそれぞれ1事業計上し、令和4年度にかけて実施してまいります。

また、第3表の地方債補正であります。補正予算債を2件追加するとともに、公共事業等債2件の限度額をそれぞれ減額、変更しました。

まず、歳入の主なものですが、款14国庫支出金では、マイナンバーカード関連の社会保障・税番号制度システム整備費補助金をはじめ、国の保育士等の処遇改善方針を受け、会計年度任用職員の保育士等の賃金引上げ相当分となる保育士等処遇改善臨時特例交付金等、計224万5,000円を増額。

款15県支出金では、事業費確定見込みに伴い、744万1,000円を減額しました。

款17寄附金では、ふるさと応援寄付金が今年度初めて1億円を突破したため、4,200万円を大幅増額いたします。

款21町債では、会染西部地区圃場整備事業及び町道花見線舗装修繕工事について、国の補

正予算による補助金内示がありましたので、既存の町債を補正予算債に組み替え、計150万円を増額しました。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出関係の主なものについて御説明申し上げます。

款1 議会費では、不用額を見込み、153万5,000円減額しました。

款2 総務費は、本年2月に制定した職員早期退職制度に応募のあった職員1名分の退職手当特別負担金をはじめ、会計課のOCRの機器更新、減債基金への積立金、議会議員月額報酬減額相当分の福祉基金への積立金、ふるさと応援寄附金の増に伴う積立金、移住定住補助金の経過措置による増額、町営バス安曇野線車両の修繕費などを中心に計上し、総額5,640万円の増額となりました。

款3 民生費は、項1 社会福祉費では、価格高騰に伴うやすらぎの郷の灯油代、保育士及び放課後児童支援員の処遇改善に伴う人件費を計上し、事業費の確定見込み等も含め、差引き計120万円の減額としました。

款4 衛生費では、墓地公園階段の手すり設置費を中心に、事業費の確定見込み等により、差引き計75万5,000円を減額。

款6 農林水産業費では、事業費の確定による減額のほか、ハーブセンター駐車場の外灯修繕、多目的研修センターで活動するいきいきネットワークの備品老朽化に伴う更新等で、差引き計733万4,000円を減額しました。

款8 土木費では、町道花見線の舗装修繕工事をはじめ、クラフトパークの老朽化した複合遊具の撤去や、流水ポンプ室等の修繕、各事業費の確定見込みなどにより28万8,000円を増額しました。

款10 教育費では、小学校の防犯カメラ設置や教員用パソコン更新等の備品整備をはじめ、中学校の教室、カーテン等の修繕、図書館の清掃機購入、総合体育館ドア修繕、アルプス広場等の出入口の舗装工事、その他事業費の確定見込みも合わせ、総額485万1,000円の減額となりました。

以上、議案第11号の提案理由の説明を申し上げます。御審議の上御決定をお願いいたします。なお、補足説明は担当課長にいたさせます。

議長（矢口新平君） 各課による補足の説明を求めます。

議案第11号中、歳入関係と企画政策課の歳出について、大澤企画政策課長。

大澤課長。

企画政策課長（大澤 孔君） それでは、議案第11号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第9号）のうち、歳入全般と歳出のうち企画政策課関係の補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ4,101万3,000円を追加し、予算総額をそれぞれ50億7,803万2,000円とするものでございます。

4ページの第2表を御覧ください。

繰越明許費ですが、款6農林水産業費の強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業300万円、款8土木費の舗装個別施設修繕事業1,413万7,000円をそれぞれ計上し、令和4年度にかけて実施してまいります。

また、5ページの第3表地方債補正では、補正予算債を2件追加し、限度額を計1,600万円とするとともに、公共事業等債2件の限度額を変更し、計1,450万円を減額いたしました。

続きまして歳入、主なものでございますが、8ページを御覧ください。

款14国庫支出金は、マイナンバーカードに係る住民記録システム改修のための社会保障・税番号制度システム整備費補助金をはじめ、保育士及び放課後児童支援員の待遇改善の財源となる保育士等処遇改善臨時特例交付金、その他事業費確定見込みに伴う減額で、計224万5,000円を増額。

款15県支出金では、目4農林水産業費県補助金の各項目全て事業費確定による減とし、744万1,000円を減額いたしました。

9ページの、款17寄附金では、ふるさと応援寄附金の大幅増に伴い4,200万円を増額。

款20諸収入では、過去に移住定住補助金を受給した世帯の転出に伴う返還金をはじめ、会計課のOCR機器の更新に伴う水道事業会計の負担金等で、計270万9,000円を計上いたしました。

10ページの款21町債では、先ほど第3表地方債補正でも申し上げましたが、目1農林水産業債の会染西部地区圃場整備事業及び目2土木債の町道花見線舗装修繕工事の起債を従来の公共事業等債から交付税措置等、有利な補正予算債へ組替えを行い、これにより計150万円増額いたしました。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

款2総務費、目5財産管理費の基金積立金経費は、今回の補正予算で各事業の確定等により生じた余剰金500万円を減債基金に積み立てるとともに、議会議員月額報酬減額相当分291

万円を福祉基金に積み立てるものでございます。

また、目6企画費では、てるてる坊主のふるさと応援寄附金の増に伴う積立金等4,200万円を計上、企画一般経費では行財政改革推進委員会開催回数の増に伴う委員報酬42万円の増額、外国人留学生生活支援事業補助金の確定見込みによる383万円の減額、13ページにかけ、移住定住推進事業では、移住定住補助金の経過措置により今年度末までに新たに見込まれる新築2軒分100万円を主に計上しました。

目7自治振興費につきましては、事業費確定見込みによる減額でございます。

企画政策課関係の補足説明は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第11号中、総務課関係の歳出について。

塩川課長。

総務課長（塩川利夫君） それでは、総務課関係の補足説明を申し上げます。

まず人件費の関係ですが、本年3月31日付で、早期退職職員1名の退職手当組合負担金、保育士等処遇改善臨時特例事業、給料等の増額及び給料の支出科目変更に伴う精査を行ったものです。なお、給与明細書が23ページにございますので御確認ください。

それでは、12ページをお願いいたします。

説明欄下段、情報処理費の272万8,000円の増額です。国で進めているマイナンバーカード所有者の転出転入手続のワンストップ化に伴うシステム改修委託料です。

次に、13ページをお願いします。

項2徴税费、目2賦課徴収費30万円の増額ですが、町税等過誤納還付金不足に伴うものです。

次に、同ページから14ページにかけて、項4選挙費、目4参議院議員選挙費72万8,000円の減額ですが、事業完了に伴う計上でございます。

以上、総務課関係の補足説明を申し上げます。

議長（矢口新平君） 議案第11号中、議会事務局関係の歳出について。

丸山光一議会事務局長。

議会事務局長（丸山光一君） それでは、議会事務局関係の補足説明を申し上げます。

歳出11ページを御覧ください。

款1項1目1議会費であります。153万5,000円の減額補正をするものでございます。主な理由として、確定または実績に基づき不用額についてそれぞれ減額するものであります。

説明欄 議会運営経費では、主なものとして、町村議会議員共済会負担金を96万7,000円、

普通旅費を31万円、それぞれ減額しております。

その下の 議会報発行経費では、実績により印刷製本費を15万円減額しています。

14ページをお開きください。

款2 総務費、項6目1 監査委員費では、10万2,000円を減額していますが、普通旅費及び自動車借り上げ料等で支出予定がないため減額するものでございます。

議会事務局関係は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第11号中、会計課関係の歳出について、丸山光一会計課長。

丸山課長。

会計管理者兼会計課長（丸山光一君） それでは、会計課関係の補足説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

款2 総務費、項1 総務管理費、目4 会計管理費では、備品購入のため356万4,000円を増額して、495万5,000円とするものでございます。備品につきましては、税等の収入事務処理をするに当たり、納付書の帳票を読み取るためのOCR機器1台について、導入から5年を経過し、更新の時期を迎えたため購入するものでございます。

なお、金額につきましては水道事業分を案分し、会計課分を計上しております。

会計課関係は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第11号中、住民課関係の歳出について、蜜澤住民課長。

蜜澤課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、住民課関係の補足説明を申し上げます。

13ページを御覧ください。

2款総務費、1項9目バス等運行事業費は、一般修繕料で安曇野線車両のクラッチ等の交換を行うための費用65万2,000円、委託料では、バス停新設に伴い、時刻表等更新業務委託料36万円をそれぞれ追加補正するものでございます。

16ページを御覧ください。

4款衛生費、1項5目墓地公園事業費の工事請負費は墓地公園利用者の利便性と、安全性向上のため、階段部分に手すりを設置する費用として99万5,000円を計上しております。

住民課関係は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第11号中、健康福祉課関係の歳出について、宮本健康福祉課長。

宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。

15ページから上段となります。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目8 総合福祉センター管理費130万円の増額です。灯油代高騰によるものでございます。

続きまして、16ページ。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費175万円の減額です。説明欄 予防接種事業、集団での予防接種回数が減ったことによる医師報酬、予防接種ワクチン代減額と、母子保健事業妊婦一般対象者減による減額となっております。

健康福祉課関係は以上であります。

議長（矢口新平君） 議案第11号中、産業振興課関係の歳出について、宮澤産業振興課長。  
宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それでは、産業振興課関係をお願いします。

補正予算書は16ページの下の方からになりますので、お願いします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費ですが、75万6,000円の減額補正でござい  
ます。主な内容ですけれども、説明欄の農業振興事業は174万5,000円の減額で、事業費の  
確定によるものです。

それから、花とハーブの里づくり事業は41万4,000円の増額で、主な内容は、17ページの  
ほうにいていただきまして、ハーブセンターのトイレ改修工事におきまして、県道東側の  
トイレの使用量が増えたことによります水道費等経費の増と、ハーブセンター店舗前駐車場の  
街灯修理等であります。

それから、多目的研修集会施設管理経費は57万5,000円の増で、紅梅漬け材料保管用の冷  
凍ストッカー及び紅梅漬けを商品化する際、真空パックにするための長尺シーラーの購入費  
であります。

続きまして、目7 土地改良費ですが、735万9,000円の減額であります。多面的機能支払交  
付金の事業費確定によるものであります。

林業費は18ページですけれども、78万1,000円の増額で、主な内容としましては、森林環  
境譲与税積立金額の確定によるものであります。

産業振興課関係の補足説明は以上であります。

議長（矢口新平君） 議案第11号中、建設水道課関係の歳出について、丸山建設水道課長。  
丸山課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係の歳出についてお願いいたします。

18ページをお願いいたします。

ページの下段でございますが、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費で、今回55万6,000円の増額補正でございます。説明欄の舗装個別施設修繕事業で、今年度は町道花見線の舗装修繕を実施しておりますが、当初予定していた国の交付金の内示が極めて低く、事業の追加要望したところ、国の第1次補正による社会資本整備総合交付金の加速化対策分で内示を得られましたので、今回現予算との差額を増額補正するものでございます。なお、この事業につきましては、繰越しにより実施する予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

建設水道課関係の補足は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第11号中、学校保育課関係の歳出について、寺嶋学校保育課長。寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 続きまして、学校保育課関係の補足説明を申し上げます。

予算書の19ページの下段をお願いいたします。

款10項1目2事務局費が642万4,000円の減額補正でございます。内容につきましては、事業の完了に伴いまして、私立高等学校生徒奨学補助金14万円を減額する内容でございます。

次に、予算書20ページをお願いいたします。

項2目1池田小学校管理費が106万3,000円の増額補正でございます。内容につきましては、防犯目的として校舎外に防犯カメラ4台を設置したいため、工事請負費33万円を、また会議用テーブル5台、職員用パソコン3台の購入に、学校用・機械器具購入費73万3,000円を予算計上するものでございます。

次に、目2池田小学校教育振興費が15万8,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、来年度入学児童用の指導書一式の購入に消耗品費15万8,000円の予算計上をする内容でございます。

次に、目3会染小学校管理費が62万円の増額補正でございますが。内容につきましては、灯油用地下タンクの検知管の取替え修繕に一般修繕料6万4,000円を、また、職員用パソコン3台分等の購入に学校用・機械器具購入費55万6,000円を予算計上するものでございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費が171万7,000円の増額補正でございます。内容につきましては、老朽化に伴う普通教室等の遮光カーテンの交換に150万5,000円を、校舎、鉄筋の一部修繕費用に13万2,000円を、生徒用玄関の修繕費用に8万1,000円をそれぞれ見込み、一般修繕料171万7,000円を予算計上する内容でございます。

最後に、予算書22ページ下段を御覧ください。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費67万4,000円の減額でございますが、こちらは事業が完了したことに伴い、児童生徒健康診断委託料を33万8,000円、教職員健康診断委託料33万6,000円をそれぞれ減額する内容でございます。

学校保育課関係の説明は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第11号中、生涯学習課関係の歳出について、下條生涯学習課長。

下條課長。

生涯学習課長（下條浩久君） それでは、生涯学習課関係、歳出の補足の説明を申し上げます。

19ページを御覧ください。

中段のところでございます款8項4目2公園事業費、クラフトパーク管理経費36万8,000円の減額です。内訳は電気料が100万円の減額、これは新電力会社への切替え等によりまして、全体で大きく経費を抑えられる見込みになったものでございます。

一般修繕料93万7,000円の増額はクラフトパーク内の複合遊具の一部分、既に閉鎖してある部分があるんですが、回転滑り台の撤去、それから、排水ポンプの電源、地下流水ポンプ室の設備、北側駐車場縁石の修繕ということで、全てこれらは経年劣化によるものでございます。

公園管理委託料は事業確定見込みによる減額、同じく蜂の巣駆除委託料に関しましても発生事案がなかったということによるものでございます。

飛びまして、21ページをお願いいたします。

款10項4目1社会教育総務費、目2公民館費は197万2,000円の減額です。それぞれ事業確定見込みによる減額でありまして、交流センター管理経費では、光熱水費、電気料、施設管理業務委託料の減額が主な内容でございます。

続きまして、地域おこし協力隊活動事業の減額は協力隊員1名が予定しておりました活動が、コロナ禍の影響により実施できなかった影響によるものでございます。

人権教育振興経費、青少年育成費の減額につきましては、会議等開催中止によるものでございます。

次に、22ページ、目4図書館費、庁用・機械器具購入費22万6,000円の増額でございます。

これは図書館の開館時間外に効率的に清掃を行い、館内の清潔を保つためロボット掃除機2台を購入するというものでございます。

次に、目7創造館費では、63万2,000円の減額です。事業確定見込みにより食糧費や創造

館管理委託料の減額であります。

庁用・機械器具購入費 7万3,000円の増額につきましては、事務室のFF式暖房機が経年劣化により故障しましたので、経費が抑えられる石油ファンヒーター、それからその給油するためのタンクを設置するものでございます。

1つ飛びまして、目2 総合体育館費です。総合体育館管理経費施設修繕料50万8,000円の増額です。これは体育館内の3か所のドアの修繕で、ともに経年劣化によるものでございます。

最後に、目3 体育施設費は44万円の増額です。河川敷運動広場のアルプス広場、あずみの広場、それぞれ堤防道路からの施設入り口周りのわだち解消のため、アスファルト舗装を行い、利用者の安全対策を講じるものでございます。

生涯学習課関係は以上でございます。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

#### 令和4年度町長施政方針

議長（矢口新平君） 日程10、令和4年度町長施政方針を求めます。

囃町長。

〔町長 囃 聖章君 登壇〕

町長（囃 聖章君） それでは、令和4年度施政方針を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が依然見通せない中、一昨年来の様々な自粛や制約に対し、町民の皆様から多大な御協力をいただいていることに改めて感謝申し上げます。さらに変異株の出現により感染者の増加が顕著になり、本年1月に、長野県においてまん延防止等重点措置が適用され、一層の感染拡大防止への取組が求められています。

このような中、令和3年度は、町民の生活を守ることを最優先とし、感染症対策として、国の地方創生臨時交付金等を活用し、事業者への経済支援をはじめ、公共施設の感染防止対策、水道料金軽減による経済対策、学生応援給付金、GIGAスクール推進等、様々な対策事業を展開してきました。これらに加え、特に感染拡大防止策の要となるワクチン接種につきましては、迅速かつスムーズに実施することができ、現在3回目の接種を行っている段階でございます。令和4年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響から、町民生活を守

ることを最優先とする方針とし、ワクチン接種をはじめ、諸施策を優先的に進めるとともに、町民の皆様と常に一体となり、この難局に立ち向かってまいります。

一方、喫緊の課題であります財政状況の改善につきましては、行財政改革推進委員会の答申を受け止め、令和4年度から8年度の5年間を財政危機緊急対応期間と位置づけ、さらなる経費の削減と、職員数の見直し等により、経常収支比率の抑制等に取り組んでまいります。

さて、国政に目を向けますと、日本経済は新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き、持ち直しの動きに弱さが見られます。先行きについては、経済、社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって景気が持ち直していくことが期待されますが、足元では新たな変異株の出現による感染拡大への懸念が生じていることから、新型コロナウイルス感染症による内外の経済への影響や、金融資本市場の変動等の影響を注視しながら、必要な対策を講じることとしております。

また、経済財政運営に当たっては、最大の目標であるデフレからの脱却を成し遂げるため、経済あつての財政の考えの下、危機に対する必要な財政支出はちゅうちょなく行い、まずは経済をしっかりと立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいくことが示されております。

地方公共団体の財政に大きな影響を及ぼす国の予算は、令和4年度においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防、防災力の一層の強化等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために、必要となる一般財源総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされています。しかしながら、当町においても、新型コロナウイルス感染症の影響が依然不透明な状況から、今後の国の動向を十分に注視する必要があります。

当町の財政運営は、依然厳しい状況であり、令和2年度決算において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の4指標全てが早期健全化基準をクリアした反面、実質公債費比率は、前年度比の0.3ポイント上昇し12.1%、経常収支比率は、前年度比1.8ポイント下がったものの89.4%と、財政の硬直状態が続いております。また、基金に関しては、令和3年度末残高見込額は14億9,332万円で、そのうち財政調整基金残高は5億円となりました。今後とも財政調整基金は財政シミュレーションに基づき取崩しせず、常時5億円程度保持するよう努めてまいります。

また、町債の令和3年度末現在高見込額は、一般会計が50億2,555万円元金となり、一般会計以外、下水道事業ほか公営企業では39億100万円で、合計89億2,655万円の借金総額とな

っています。

町政担当以来2期目の折り返しを迎え、新型コロナウイルス感染症や財政難等課題が山積しておりますが、引き続き人口減少、少子化の課題を最大のテーマに掲げ、美しい町づくりをコンセプトにCO<sub>2</sub>削減、災害に強い町づくり、移住定住施策、健康長寿対策、子育て支援や教育の充実、産業の振興等々、重点施策を展開してまいります。厳しい財政状況下ではありますが、選択と集中により最小の経費で最大の効果を上げる効率的な行財政運営で計画行政の推進と健全財政を目指します。

予算編成の基本方針であります。令和4年度当初予算編成方針でも示したとおり、少子化対策、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組、健康長寿のまちづくりの3つを重点テーマに掲げるとともに、昨年度実施の予算削減プロジェクトを踏襲した予算編成としました。

特に少子化対策として、かえで広場遊具の整備をはじめ、不妊治療、不育症治療補助拡充、小・中学校給食費公費負担の拡充等、ゼロカーボンの取組として、太陽光発電システム設置補助金拡充、エコ住宅リフォーム補助金の創設等を実施し、各施策の充実を図ってまいります。

また、財政上の課題の一つとなっている経常収支比率の抑制に向け、行財政改革推進委員会の答申を基に、課、係の削減による役場、組織の見直しや早期退職制度導入等、人件費削減に具体的に取り組んでまいります。さらに減債基金を活用した町債の繰上償還等による公債費の抑制に努めるとともに、財政シミュレーションに従い、公共施設等整備基金や減債基金へ優先的に積み立て、後年の財政運営に備えてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策では、第4次となる事業所への事業継続支援給付金やプレミアム商品券の発行等を実施し、経済対策を図ります。

一方、歳入面では、自主財源確保の柱の一つであるふるさと応援寄附金が令和3年度に初めて1億円の大台を突破しましたので、さらなる寄附額増に向け、積極的に取り組んでまいります。

基本方針に基づき予算を編成した結果、令和4年予算規模は、一般会計で前年度予算比14.3%増の51億1,800万円となり、昨年度に続き、本年度も財政調整基金の繰入れに頼らずにスタートを切ることができました。また、国民健康保険特別会計など、4特別会計予算を含めた総額は10.8%増の64億2,776万5,000円、水道事業会計の収益的収支は17%増の2億492万6,000円、下水道事業会計の収益的収支は10.2%減の3億9,029万5,000円、全会計合わせた予算総額は9.5%増の70億2,298万6,000円となりました。

会計別に概要を申し上げます。

一般会計の歳入では、独自財源である町税は、全体構成比の17.6%を占め、特に、町民税においては、企業の業績が改善に向かっているという国・県の見立てから、個人分は前年度予算比2.4%増、法人分も同46.8%増をそれぞれ見込み、町税全体で同3.5%増の計上としました。歳入の約4割を占める地方交付税は国の地方財政計画で示された前年度水準の確保や臨時財政対策債の減少を踏まえ、前年度予算比7.1%増の計上としました。国・県支出金については、新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種負担金や、地方創生臨時交付金をはじめ、町道登波離橋等の災害復旧費や多面的機能支払交付金、県知事選挙委託金など、同17.1%増を見込み、寄附金では好調のふるさと応援寄附金を中心に、同21.1%増を見込み、繰入金では、町債の一部繰上償還による公債費負担軽減のための減債基金繰入金及びかえで広場遊具設置と給食費公費負担の財源となるふるさと応援基金繰入金を計上し、同271.5%の大幅増となりました。

また、町債では、臨時財政対策債など、4本の町債のほか、借換債3本を計上し、前年度予算比61.2%増となりました。

歳出の主な事業について申し上げます。

人件費、一般職では、退職者不補充等により、前年度予算比約6,500万円の減としました。経常収支比率抑制の一環として、引き続き人件費の削減に取り組んでまいります。

総務費では、長寿命化改修となる役場庁舎外壁修繕をはじめ、庁舎管理経費、防災対策事業、選挙費に参議院議員及び県知事の選挙費用等を計上したほか、令和5年度から始まる町税のキャッシュレス納付のための地方税共通納税システム改修費を計上しました。

また、2年目となる行政改革推進委員会の開催経費、情報システム運営費、ふるさと応援寄附金の返礼品等必要経費、町営バス運行事業のほか、議会議員月額報酬減額相当分の福祉基金への積立てを行います。

また、移住定住政策については、新築や中古住宅購入、空き家バンク改修における移住定住補助金を昨年度同額で計上するとともに、移住コーディネーターを雇用し推進を図ってまいります。

民生費関係では、保健、医療、福祉の連携により、子供から高齢者まで地域で安心して暮らすことのできる健康長寿の町づくりを推進し、各予防接種やがん検診等、各種検診の受診率のさらなる向上を目指します。

高齢者、障害者福祉、介護保険等、継続的な支援事業として、在宅介護者への支援策の在

宅介護者給付金をはじめ、88歳と100歳の節目をお祝いする長寿祝金を計上しました。

また、少子化対策及び子育て支援策として、従来から行ってきた出産祝金、高校卒業までの医療費無料化等による福祉医療給付事業の計上に加え、小・中学校入学時に支給する入学祝金等々を計上、さらに医療介護総合確保基金事業として2自治会の集会所のリフォームを行う等、引き続き福祉環境の向上を図ってまいります。

衛生費では、保健衛生において、乳幼児健診、予防接種、がん検診など、保健事業を引き続き推進するとともに、新型コロナウイルス感染症における感染予防対策や、ワクチン接種等、迅速な対応をしております。環境衛生においては、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組として、燃えるごみ50%削減を目標に掲げ推進するほか、太陽光発電システム設置補助金の予算拡充等を中心に美しいまちづくりを推進しております。

農林水産業費では、農業者の高齢化、後継者不足などにより、担い手確保が大きな課題となっておりますので、引き続き集落営農等を推進し、農地の有効利用を関係機関とともに推進しております。また、オーガニック農業推進の一環として、親しみやすい講習会の開催をはじめ、花とハーブの里では、ハーブステーションの充実やブランド力の強化、情報発信に努めるとともに、桑茶の加工場を整備し安定した製造環境を確保します。さらに、花の里づくり推進補助金等により、町内全域を花で彩る修景事業に引き続き取り組んでまいります。

このほか継続事業として、会染西部地区圃場整備や森林整備、森林の里親事業等の事業費を計上、有害鳥獣対策では、捕獲用おりの活用を中心に鳥獣被害の防止に努めてまいります。

商工費では、引き続きシェアベースにぎわいを中心としたまちなか活性化事業を支援してまいります。また、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として、中小企業事業継続支援給付金や、プレミアム商品券の発行、事業者の制度資金借入金に対する利子補給等を計上しました。加えて新規として、経済対策及びゼロカーボンの推進効果が期待されるエコ住宅リフォーム促進事業補助金のほか、創業支援事業補助金や商工会への補助金も計上しております。

観光費については、4月から一般社団法人化される町観光協会の運営補助金を計上するなど、池田町らしさを生かした観光振興を引き続き推進してまいります。

土木費では、大型継続事業が一段落しましたので、主に道路や水路、橋梁等の維持補修管理に努めてまいります。また、継続してクラフトパーク管理経費、急傾斜地崩壊対策経費を計上、住宅関係では、老朽化が進む町営住宅の長寿命化修繕計画を見直します。

消防費では、北アルプス広域消防による常備消防経費、各地域の消防団に係る非常備消防

経費及び災害時に備えた備蓄品購入経費を計上しました。

教育費では、第2次教育大綱に基づき、引き続き信州池田町学びの郷保小中15年プランを推進してまいります。特に令和4年度につきましては、給食費公費負担の増額、かえで広場への遊具、あずまや設置、コミュニティスクール立ち上げのための運営協議会の設立、小・中学校GIGAスクール運営の支援、除草剤使用削減等に取り組み、子育て、教育環境の充実、向上を図ってまいります。

公債費では、町債の償還のほか、町債の借換えによる金利負担を見直すとともに、減債基金を活用して繰上償還を行い、公債費負担を軽減します。

災害復旧費では、町道登波離橋線及び町道300号線の災害復旧費を計上しました。

以上、一般会計の概要であります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計では、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の所得減少に配慮し、国保税の税込不足を基金繰入れにより賄い、税率を据え置いてまいります。また、療養給付金が近年上昇傾向にありますので、保健事業費において、特定検診の受診率向上に努め、引き続き1人当たりの医療費削減に注力してまいります。予算総額は11億3,640万1,000円で、前年度予算比0.3%減であります。

後期高齢者医療特別会計では、75歳以上の高齢者などを対象とした医療制度として、必要な保険料を徴収し広域連合へ納付します。予算総額は1億5,913万円で、前年度予算比2.1%減であります。

簡易水道事業特別会計では、広津地区の簡易水道の維持管理、長期債元金利子償還経費を計上しました。予算総額は814万9,000円で、前年度予算比44.4%減であります。

水道事業会計では、長期的に安定した飲料水供給のため、配水管の布設替えを引き続き行ってまいります。

下水道事業会計では、ストックマネジメント計画に基づく処理場改修経費をはじめ、下水道事業維持管理経費、長期債元金利子経費を計上しました。

以上、令和4年度各会計の概要を申し上げますが、コロナ禍の先行きが見通せず、引き続き対応が難しい年になることと思います。予算執行に当たりましては、行政改革を推進し、財政状況改善と住民福祉の向上に努めてまいります。

議員並びに町民の皆様のお一層の御理解、御協力をお願い申し上げ、令和4年度の施政方針といたします。

議長（矢口新平君） これをもって令和4年度町長施政方針を終了いたします。

ちょっと時間が中途なんですけど、この辺で暫時休憩をしたいと思います。

再開は13時ということで、暫時休憩します。

那須議員。

10番（那須博天君） 議案12号の説明ぐらひは午前中でいっておかないと、午後大変だと思ふよ。

議長（矢口新平君） 午後はそれだけなんです。

10番（那須博天君） だけれども、後予定もあるで、たとえ2時でも3時でも早めに終わったほうがいいんじゃないかなという。

議長（矢口新平君） どうしますか。

どうでしょうか、午後も1時間ちょっとの予定で見ているんですが。

〔「いいじゃない、やれるだけやろう」の声あり〕

議長（矢口新平君） やれるだけやりましょうか。

10番（那須博天君） たとえここで休憩入れても、12ぐらいまではいったほうがいいと思いますけれども。

議長（矢口新平君） はい、どうでしょうか。

10番（那須博天君） これは個人的な意見です。

議長（矢口新平君） 那須議員の案でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それじゃ、このまま続けますが、5分ほど休憩取りますので。

10番（那須博天君） 休憩だけ入れていけばいいと思う。

議長（矢口新平君） 先ほど再開は13時と言いましたが、5分の休憩とします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時13分

議長（矢口新平君） 休憩を閉じ、再開いたします。

議案第12号より議案第18号まで、一括上程、説明

議長（矢口新平君） 日程11、議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算について、議案第13号 令和4年度池田町工場誘致等特別会計予算について、議案第14号 令和4年度池田町国民健康保険特別会計予算について、議案第15号 令和4年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第16号 令和4年度池田町簡易水道事業特別会計予算について、議案第17号 令和4年度池田町水道事業会計予算について、議案第18号 令和4年度池田町下水道事業会計予算についてを、一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算について提案理由を申し上げます。

令和4年度の当初予算は、予算編成方針でもお示したとおり、昨年度実施の予算削減プロジェクトを踏襲した上で、少子化対策、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組等、特にかえで広場への遊具、あずまやの整備をはじめ、小・中学校給食費公費負担の拡充、エコ住宅リフォーム補助金の創設等により、各施策の充実を図ってまいります。

また、行財政改革の一環として、役場組織の見直しや早期退職制度、町債の繰上償還による公債費の抑制等により、経費削減に取り組むとともに、新型コロナ対策として中小企業事業継続支援給付金やプレミアム商品券の発行等の経済支援も盛り込んだ予算編成としました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億1,800万円とし、前年度当初予算比では14.3%増となります。また、一時借入金につきましては、第3条で、借入れの最高額を3億円と定めております。

地方債は、借換債3件を含む計7件の起債を予定し、限度額の総額は4億6,460万円に設定しております。

それではまず、歳入について、主な点について御説明申し上げます。

款1町税では、町民税について、企業の業績が改善に向いつつあるという見立てから、個人分、法人分とも増収を見込み、前年度より2,172万2,000円増の4億2,919万7,000円としました。固定資産税は、新築家屋の増加等を見込み、償却資産を合わせて、前年度より382万1,000円増の3億8,376万円、軽自動車税は、環境性能割の税率の軽減が終了した影響等から、前年度より286万1,000円増の3,966万4,000円、たばこ税は値上げ等により4,712万5,000円と

しました。結果、町税全体では、前年度比3.5%増の8億9,974万6,000円としました。

次に、款2地方譲与税は、前年度比540万円増の6,399万円とし、うち項3森林環境譲与税は439万円を見込んでおります。

款6法人事業税交付金は700万円を、款7地方消費税交付金は2,170万円増の2億2,470万円をそれぞれ見込みました。

款8環境性能割交付金は、前年度とほぼ同額の550万円を、また、款9地方特例交付金は220万円減の550万円をそれぞれ見込んでいます。

款10地方交付税は、国の地方財政計画で示された前年度水準の確保や臨時財政対策債の減少を踏まえ、前年度より1億4,000万円増額を見込み21億300万円としました。

款12分担金及び負担金は、県営圃場整備事業会染西部地区の受益者分担金を主なものとして、6,942万6,000円を、款13使用料及び手数料は、新型コロナの影響等を鑑み681万3,000円減の5,805万8,000円を、款14国庫支出金は、新型コロナ対策の財源となる地方創生臨時交付金等により、7,898万4,000円増の4億5,452万9,000円をそれぞれ計上しました。

款15県支出金は、医療介護総合確保基金事業補助金等により、3,740万8,000円増の3億4,120万8,000円としています。

款17寄附金は、好調のふるさと応援寄附金の増を見込み、前年度比1,500万円増の8,611万円を計上しました。

款18繰入金ですが、町債の一部繰上償還による公債費負担軽減のための減債基金繰入金及びかえで広場遊具設置及び給食費公費負担の税源となるふるさと応援寄附金を主に計上し、前年度比1億1,430万4,000円増の1億5,640万4,000円といたしました。なお、昨年に引き続き、今年度も財政調整基金の繰入れは行わない当初予算編成としております。

款21町債では、臨時財政対策債など、4本の町債のほか借換債3本を計上し、前年度比1億7,640万円増の4億6,460万円を計上しました。なお、このほか新型コロナウイルス感染症の影響による配慮として、ハーブセンターや日本アルプス国際学院、臣喰館の令和4年度の町有施設賃借料を3分の1減免としております。

続きまして、歳出関係について説明申し上げます。

歳出全般として、一般職の人件費につきましては、正規職員の退職不補充等により、前年度比約6,500万円の減額としております。

まず、款1議会費では、議会運営のため必要な経費及び議員報酬等5,686万円計上しました。なお、昨年度に引き続き、議員月額報酬の減額をしていただいております。

款2 総務費では、主なものとして、一般管理費は長寿命化改修となる役場庁舎外壁修繕をはじめ、社会保障等に関する経費、役場庁舎の管理、文書広報費は郵便料等の経常経費、財産管理費では、議員月額報酬減額相当分の福祉基金への積立金、企画費では、ふるさと納税に関する経費、行財政改革推進委員会の開催経費、情報システム運営経費、北アルプス広域連合の経常費負担金、移住定住補助金、バス等運行事業費では、町営バスの運行経費、徴税費では、町税のキャッシュレス納付導入に向けたシステム改修費、選挙費では3つの選挙経費等、計6億7,435万2,000円を計上しました。

款3 民生費では、2丁目及び堀之内自治会の集会所のリフォームを行う医療介護総合確保基金事業をはじめ、養護老人ホームの運営・改築負担金及び入所措置費、町社会福祉協議会への補助金、障害者福祉費及び福祉医療費に関する給付費、介護に関係する保健・支援・予防などの各種負担金や委託料、総合福祉センター及び福祉企業センターの管理費等、社会福祉費として10億3,873万6,000円計上しています。また、保育園及び児童センターの運営経費、児童手当、子育て支援に関係する費用を児童福祉費として3億4,682万1,000円を計上いたしました。

款4 衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種経費や、充実を図った不妊治療、不育症治療補助金及び太陽光発電システム設置補助金をはじめ、あづみ病院増改築工事補助金、予防接種、各種健診に関する予防費用、リサイクル推進委員会開催経費など、保健衛生費に1億9,710万7,000円を、清掃費では、ごみ収集処理に係る経費、穂高広域施設組合負担金など計9,033万8,000円をそれぞれ計上しました。

款5 労働費では、新入社員歓迎会の経費や勤労者生活資金等預託金など563万9,000円を計上しました。

款6 農林水産業費では、農業費としてオーガニック農業推進のための講師料や水田の高収益化に向けた水田経営確立推進指導事業委託料をはじめ、中山間地域直接支払補助金、花とハーブの里づくり事業では、桑茶加工工場整備費用、土地改良費では、水路改修に係る負担金、会染西部地区圃場整備事業負担金など3億394万5,000円を計上いたしました。林業費では、松くい虫被害対策事業、猿対策を強化した有害鳥獣対策事業など、費用として1,619万1,000円を計上しました。

款7 商工業は、商工振興費では、新規となるエコ住宅リフォーム促進事業補助金をはじめ、商工振興に関する各種補助金、新型コロナの経済対策として、中小企業事業継続支援給付金やプレミアム商品券発行、制度資金借入金に対する利子補給、創業支援及びものづくり産業

に関する補助金、観光費では、4月より一般社団法人となる町観光協会への運営補助金、各種イベントへの補助金等、総額で1億9,617万9,000円を計上しております。

款8土木費では、道路橋等点検費用や点検において生じた工事費用、舗装修繕の工事費用、クラフトパークの管理経費、下水道事業会計負担金、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅長寿命化修繕計画の策定経費など、総額で3億8,443万3,000円を計上しました。

款9消防費では、常備消防費として、北アルプス広域連合常備消防費負担金、非常備消防費として、分団交付金などの消防団活動のための経費、消防施設費及び災害対策費として、消火栓の取替えや災害備蓄品の購入費用など、総額で1億7,560万3,000円を計上しました。

款10教育費では、教育総務費として、コミュニティスクール立ち上げのための運営協議会経費、小・中学校入学祝金、GIGAスクール運営支援、こどもの学び支援塾事業、学びの郷保小中15年プラン事業、スクールバス運行事業などに1億1,005万9,000円を、小学校費では、管理経費及び教育振興費として6,536万9,000円を、中学校費として4,096万3,000円をそれぞれ計上しました。社会教育費では、かえで広場の遊具、あずまやの設置や浅原六朗文学記念館の改修費をはじめ、交流センターの管理経費、公民館事業の活動経費、図書館、記念館、創造館、文化財資料館等の管理経費や、美術館の指定管理委託料、保健体育費では、給食費公費負担を増額する池田松川施設組合負担金のほか、総合体育館、テニスコート、農村広場等の各施設の管理経費や体育振興に関する経費として、総額で2億5,983万9,000円を計上しました。

款11公債費では、長期債元金及び利子の償還のほか、町債の借換えや減債基金を活用した繰上償還とし、総額10億7,814万3,000円を計上しました。

款12災害復旧費では、町道登波離橋線及び町道300号線中之郷地区における工事経費7,241万8,000円を計上しました。

款13予備費は、500万円を計上いたしました。

次に、議案第13号 令和4年度池田町工場誘致等特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ608万5,000円とするもので、令和3年度繰越し予定額608万5,000円を歳入とし、歳出では、工場誘致等の事業が発生した場合のための科目及び予算を設け、残りは予備費に計上しました。

次に、議案第14号 令和4年度池田町国民健康保険特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ11億3,640万1,000円としました。昨年度と比較し、国民健康保険事業費納付金が減少していることで、371万4,000円の減額となっております。

歳入では、国民健康保険税は、被保険者数の新型コロナウイルス感染症による所得への影響の減少を見込み、前年度比で396万6,000円を増額し、保険給付費については増加を見込み、県支出金を370万円を増額しております。一般会計繰入金については、保険基盤安定繰入金等の増額を見込み、前年度比164万9,000円を増額することとしました。

また、基金繰入金では、コロナ禍における被保険者の所得減少に配慮し、国保税不足分を基金の繰入れにより賄い、税率を据え置くこととし、前年度比1,300万円減の2,800万円を繰り入れることとしました。

歳出では、款2 保険給付費を前年度より243万円増の8億4,926万3,000円計上いたしました。

款3 国民健康保険事業費納付金は、前年度から477万4,000円減の2億5,585万9,000円といたしました。

款4 保健事業費では、人間ドック等受診者を対象とした尿中食塩摂取量検査の継続実施、特定健診及び人間ドックの受診率向上推進などで2,387万4,000円を計上いたしました。

次に、議案第15号 令和4年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億5,913万円といたしました。

歳入では、保険料として1億1,910万円、事務費分及び保険料軽減分に対する財政安定のための繰入金3,991万4,000円を主なものとして、それぞれ計上しました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の1億5,837万円が主なものであります。

次に、議案第16号 令和4年度池田町簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出の総額をそれぞれ814万9,000円といたしました。

歳入では、水道使用料に229万7,000円及び一般会計繰入金585万円をそれぞれ計上しました。

歳出では、簡水管理費として、前年度比651万9,000円減となる279万1,000円を計上、また長期債の償還元金及び利子に前年と同額の535万8,000円を計上しました。

次に、議案第17号 令和4年度池田町水道事業会計予算について申し上げます。

令和4年度事業予定量は、給水戸数3,970戸、年間総給水量103万立方メートル、1日平均給水量は2,821立方メートル、主な建設改良事業は、配水管改良事業として3,000万円を予定しています。

収益的収入は、営業、営業外収益、特別利益からなる水道事業収益は2億3,562万4,000円、支出では、営業、営業外費用、特別損失、予備費を合わせて水道事業費として2億492万6,000円を計上しております。

資本的収入では、負担金・分担金が264万円、資本的支出では、建設改良費、企業債償還金で5,431万4,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する5,167万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものいたします。

次に、議案第18号 令和4年度池田町下水道事業会計予算について申し上げます。

令和4年度の業務予定量は、排水戸数3,400戸、年間総処理水量98万立方メートル、1日の平均処理水量は2,684立方メートル、主な建設改良事業は、高瀬浄水園改築事業として5,100万円を予定しております。

収益的収入は、営業、営業外収益、特別利益からなる下水道事業収益は5億1,278万3,000円、支出では、営業、営業外費用、特別損失を合わせた下水道事業費として3億9,029万5,000円を計上しております。

資本的収入では、負担金、企業債で3億4,843万4,000円、資本的支出では、建設改良費、企業債償還金で5億9,000万2,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億4,156万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億692万円、減債積立金1億3,464万8,000円で補填するものいたしました。

以上、議案第12号から議案第18号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

なお、議案第13号以外は、補足説明を担当課長にいたさせます。

議長（矢口新平君） 補足の説明を求めます。

議案第12号中、歳入関係と企画政策課の歳出について、大澤企画政策課長。

大澤課長。

企画政策課長（大澤 孔君） それでは、議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算のうち、歳入全般と企画政策課関係の歳出の補足説明を御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を51億1,800万円とし、対前年度比では14.3%増となりました。

それでは、8ページを御覧ください。

第2表地方債では借換債を含む計7本の起債を予定しており、総額で4億6,460万円を限度額として設定をいたしました。

それでは、歳入の主な点について御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

款1町税、項1町民税では、企業の足元業績の改善が見られるという県等の見立てから、個人分については前年度予算比の2.4%増を、法人分は同46.8%増をそれぞれ見込み、前年度比2,172万2,000円増の4億2,919万7,000円といたしました。固定資産税は、新築家屋による増加分を見込み、償却資産を合わせて前年度より1.0%増の、3億8,376万円といたしました。

12ページの軽自動車税は、環境性能割の税率軽減が昨年末で終了したことに伴う増額分、また、たばこ税は、値上げによる増額分などをそれぞれ考慮して計上してございます。これらにより、町税全体では、前年度比3.5%増の8億9,974万6,000円を計上し、構成比率では17.6%となっております。ちなみにコロナ禍前の令和元年度の町税と比較いたしますと、約2,000万円減、率にすると2.1%減となります。

14ページの款7地方消費税交付金は2,170万円増の2億2,470万円を見込みました。

15ページ、款9地方特例交付金は、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率軽減による減収補填の交付金が終了したため、住民税の住宅借入金等特別税額控除による減収補填のための特例交付金550万円のみを計上しております。

款10地方交付税は、前年度交付水準の確保や臨時財政対策債の削減等の国の方針を踏まえ、前年度比1億4,000万円の増を見込み21億300万円とし、歳入の構成比で41.1%となりました。

款12分担金及び負担金は、項1負担金では、老人福祉施設入所者負担金や保育料負担金を、16ページ、項2分担金では、県営圃場整備事業、会染西部地区受益者分担金を主なものとして計6,942万6,000円を計上してございます。

17ページ、款13使用料及び手数料は、合計5,805万8,000円計上してございます。項1使用料は、町営バスの使用料、総合福祉センターに関係する使用料、道路使用料、住宅使用料を、19ページの項2手数料では、証明閲覧手数料、可燃物処理手数料が主なものとなっております。

20ページを御覧ください。

款14国庫支出金は、合計4億5,452万9,000円を計上してございますが、項1国庫負担金では、障害者総合支援給付費及び児童手当負担金、新型コロナウイルスワクチン接種負担金、公共土木施設災害復旧費、21ページの項2国庫補助金では、地方創生臨時交付金がそれぞれ主なものでございます。

23ページを御覧ください。

款15県支出金は、合計3億4,120万8,000円計上してございます。項1県負担金では、国保及び後期高齢者に対する基盤安定負担金のほか、障害者支援に関する負担金、児童手当負担金、24ページ以降の項2県補助金では、福祉医療給付事業費補助金、医療介護総合確保基金事業補助金、多面的機能支払交付金が主なものでございます。

28ページから29ページにかけて、款16財産収入では、土地建物の貸付収入を主なものとしたしまして818万3,000円計上してございます。

款17寄附金は、好調のふるさと応援寄附金の増額等で、前年度予算1,500万円増の8,611万円を計上いたしました。

款18繰入金ですが、かえで広場遊具設置及び給食費公費負担の財源であるふるさと応援寄附金3,627万円をはじめ、30ページ、記念館の改修費として、浅原六朗基金繰入金、町債の一部繰上償還のための減債基金繰入金1億1,500万円を主なものとして、前年度比1億1,430万4,000円増の1億5,640万4,000円となりました。

款19繰越金は前年度並みの500万円、款20諸収入は、合計1億5,394万6,000円を計上しましたが、そのうち31ページの項3受託事業収入で5,284万9,000円を見込んでおります。

34ページの款21町債ですが、平成24年度に借入れした20年償還の町債が10年目を迎えますので、借換えを行い利率を見直します。借換債3本の総額は3億4,990万円です。このほか、農林水産業債、土木債、災害復旧事業債、臨時財政対策債の4本の町債を含め、前年度比1億7,640万円増の4億6,460万円を計上いたしました。構成比は9.1%となります。

続きまして、企画政策課の歳出関係の主なものを御説明申し上げます。

42ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費には、新地方公会計に係る財務書類の作成委託料を104万5,000円計上いたしました。

43ページの目5財産管理費では、公共施設の火災保険料が319万円、議会議員月額報酬減額相当分の福祉基金への積立金291万円を中心に、前年度比282万4,000円増の796万8,000円を計上いたしました。

次に、目6企画費であります。前年度より944万円増の2億1,255万6,000円を計上してございます。

まず、説明欄、ふるさと応援寄附金経費は、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、ふるさと納税による寄附金収入を8,500万円見込み、歳出にほぼ同額の8,500万1,000円を計上いたしました。内訳の主なものとしては、44ページにございますが、返礼品等に係る業務委託

料として4,109万6,000円、ふるさと応援基金への積立金3,846万6,000円を主なものとして計上してございます。

次に、説明欄、 企画一般経費は2,134万7,000円を計上しておりますが、行財政改革推進委員会開催経費をはじめ、北アルプス広域連合経常費負担金、地域おこし協力隊員の退任時の起業支援補助金を中心に計上してございます。

46ページを御覧ください。

説明欄、 広報広聴経費でございますが、広報いけだの印刷代及びホームページの保守管理経費、計387万2,000円を、 交流事業に、横浜少年少女交流事業の委託料など52万円を、47ページ、 地域おこし協力隊活動事業では、移住定住推進に係る隊員1名分の旅費や研修費、住居借上料などの、活動経費をそれぞれ計上しました。

また、 移住定住推進事業に794万1,000円を計上、北アルプス連携自立圏で取り組む事業の負担金121万2,000円をはじめ、48ページの昨年度と同額の移住定住補助金540万円が主なものでございます。

さらに 空き家対策事業では、空き家等対策計画の見直しのため、協議会開催経費や、解体補助金、計65万6,000円を計上しました。

なお、現在、移住定住促進係に勤務している2名の地域おこし協力隊ですが、任期満了に伴い3年度、4年度と立て続けに退任をいたします。後任の協力隊の募集は行いませんが、日常業務では特に空き家相談等で専門知識は必要となることから、今年度会計年度任用職員として移住コーディネーターを1名雇用いたします。雇用にかかる経費は特別交付税措置がございまして。

続きまして、目7自治振興経費では1,881万5,000円を計上いたしました。自治会長への謝礼、自治会活動のための交付金、コミュニティ助成事業への助成金が主なものでございます。

飛びますが、108ページを御覧ください。

108ページ下段、款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費に土地利用審議会の開催経費3万4,000円を計上いたしました。これは案件が出た場合の開催となります。

最後に、141ページを御覧ください。

下段、款11公債費、項1公債費に長期債元金及び利子の償還のほか、減債基金繰入金や町債の借換えによる繰上償還として、総額10億7,814万3,000円を計上いたしました。

歳入及び企画政策課関係の歳出の補足説明は以上でございます。

議長（矢口新平君） 説明途中ですが、この辺で暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

議長（矢口新平君） 休憩を閉じ再開いたします。

令和4年度池田町一般会計予算、議案第12号中、総務課関係の歳出について、塩川総務課長。

塩川課長。

総務課長（塩川利夫君） それでは、総務課関係の補足説明を申し上げます。

予算書の37ページ下段をお願いいたします。

項1 総務管理費、目1 一般管理費ですが、前年度166万5,000円減の2億3,475万5,000円です。説明欄、一般管理経費1,374万4,000円については、公用車維持管理経費、職員厚生費、他団体負担金等の経常経費です。

続いて、39ページ、説明欄、庁舎管理経費4,894万1,000円については、庁舎外壁工事及び設計監理委託料、光熱水費、庁舎宿日直委託料等の経常経費等が主なものです。

次に、42ページをお願いいたします。

目2 文書広報費は、前年度292万円増の1,868万8,000円です。内容は、印刷機インク、コピー紙、参考図書追録代等の消耗品費、郵便料、電話料、例規整備のためのシステム委託料が主なものです。

次に、45ページをお願いいたします。

目6 企画費、上段説明欄、情報処理費4,791万4,000円ですが、北アルプス広域連合で共同利用しているサーバー利用負担金、電算委託使用料が主なものです。

次に、46ページをお願いいたします。

中段説明欄、ブロードバンド設備管理事業273万9,000円ですが、広津・陸郷地区光ファイバーシステム設備管理経費が主なものです。

次に、51ページをお願いいたします。

目11 防災対策費ですが、前年度104万6,000円増の546万6,000円ですが、防災行政無線保守点検委託料、気象観測システム使用料、指定避難所防災標識5か所工事が主なものです。

次に、52ページをお願いいたします。

項2 徴税费、目1 税務総務費3,857万2,000円ですが、こちらは、一般職員及び徴収に当たる会計年度任用職員の報酬、手当等が主なものです。

次に、52ページの下段をお願いいたします。

目2 賦課徴收费ですが、前年度1,171万6,000円増の2,941万8,000円です。各種税金の電算システム業務委託料、e L T A Xシステム委託料、長野県地方税滞納整理機構負担金、令和6年度評価替えに伴う不動産鑑定料等が主なものです。

次に、55ページ中段をお願いいたします。

項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費68万円ですが、選挙管理委員の報酬が主なものです。次に、目2 選挙啓発費14万1,000円ですが、明るい選挙推進協議会委員の報償等が主なものでございます。次に、目3 参議院議員選挙費746万7,000円ですが、7月に行われます参議院議員通常選挙の経費です。

次に、56ページをお願いいたします。

目4 長野県知事選挙費655万3,000円ですが、8月に行われる長野県知事選挙の経費です。

次に、57ページをお願いいたします。

目5 県議会議員選挙606万4,000円ですが、来春行われる統一選挙の県議会議員選挙の経費です。

次に、58ページをお願いいたします。

項5 統計調査費、目1 統計調査総務費4万円ですが、統計調査の事務経費が主なものです。次に、目2 指定統計費21万1,000円ですが、就業構造基本調査経費等です。

飛んでいただきまして、111ページ中段をお願いいたします。

項1 消防費、目1 常備消防費ですが、前年度370万4,000円増の1億4,658万3,000円です。こちらは北アルプス広域連合常備消防費の負担金です。次に、目2 非常備消防費ですが、前年度230万3,000円減の2,558万8,000円です。内容は、消防団員退職褒賞金、出勤に対する費用弁償、分団交付金、消防車両、分団詰所の維持管理に係る経費です。次に、目3 消防施設費193万2,000円ですが、消火栓設置更新に係る水道事業管理者への負担金等です。

次に、113ページ、目4 災害対策費150万円ですが、こちらは非常食等の備蓄品購入経費です。

最後に、人件費の関係ですが、各款ごとに計上させていただいておりますが、143ページに給与明細書を添付してございます。一般職総括表には、一般職員90名と会計年度任用職員179名の合計にて表示をしております。

以上、総務課関係の補足説明を申し上げました。

議長（矢口新平君） 議案第12号中、議会事務局関係の歳出について、丸山光一議会事務局長。

丸山事務局長。

議会事務局長（丸山光一君） それでは、議会関係の歳出について補足説明を申し上げます。

36ページをお開きください。

款1項1目1議会費では、前年比503万円減の5,686万円を計上してございます。説明欄  
議会運営経費は4,617万9,000円で、主な経常経費として議員報酬2,617万4,000円、議員期末  
手当は1,068万8,000円で、それぞれ議員12名分の報酬手当であります。

なお、報酬につきましては、昨年度より議員報酬を10%減額する措置を行っているため、  
通常の前年より少ない予算計上となっております。

次に、町村議会議員共済会負担金は、地方議会議員年金制度廃止後の年金給付対象者への  
公費負担として788万3,000円を計上してございます。その他につきましては、通常の一般経  
費であります。

37ページを御覧ください。

説明欄 議会事務局関係経費では、議会会議録作成のための委託料を102万9,000円、その下  
の 議会報発行経費では、議会報作成として印刷製本費を80万1,000円、それぞれ計上して  
います。

58ページを御覧ください。

款2総務費、項6目1監査委員費では、前年比5万2,000円増の70万円を計上してござい  
ます。主なものとして、監査委員2名分の報酬と研修及び会議に伴う普通旅費を計上してい  
ます。

議会事務局関係は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第12号中、会計課関係の歳出について、丸山光一会計課長。

丸山課長。

会計管理者兼会計課長（丸山光一君） それでは、会計課関係の補足説明を申し上げます。

43ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費では、前年比21万6,000円増の160万7,000  
円を計上してございます。内容につきましては主なものとして、金融機関への窓口収納手数料  
90万8,000円をはじめとした経常的経費のほか、3年に1度行う金庫保守点検の委託料を

計上しております。

会計課関係は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第12号中、住民課関係の歳出について、蜜澤住民課長。

蜜澤課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、住民課関係の補足の説明を申し上げます。

49ページをお願いいたします。

2款総務費、1項8目交通安全防犯対策費は548万8,000円を計上し、前年に比べ7万8,000円の減となっております。主なものでは、説明欄7つ目の交通災害共済掛金に187万7,000円を計上しております。全町民、全額公費負担となっております。

次に、50ページを御覧ください。

9目バス等運行事業費は4,757万円を計上し、前年比62万7,000円の増となっております。主なものは、下から4つ目のバス運転業務委託料の4,619万5,000円で、燃料費の高騰により増額となっております。

51ページ、10目消費者行政費は74万3,000円を計上し、連携自立圏大町市消費生活センターの運営負担金でございます。

次に、54ページを御覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は2,980万5,000円を計上し、前年比915万7,000円の増でございます。主なものは、電算委託料の1,023万7,000円で、戸籍法の改正に伴い、全国で構築される戸籍情報連携システムの運用に向けたシステム改修等の経費でございます。

次に、60ページを御覧ください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費のうち、説明欄下の戦没者追悼事業、出産祝金、人権擁護委員経費、次の61ページにまいりまして、国民健康保険特別会計繰出金が住民課の関係でございます。出産祝金経費は、1人につき2万円で25名を見込み、50万円を計上しております。国民健康保険特別会計繰出金経費は6,774万7,000円の計上で、主に保険税軽減分、保険者支援分に係る法定繰出でございます。

次に、61ページからの2目高齢者福祉費のうち、62ページの説明欄、後期高齢者医療事業は1億7,198万3,000円を計上し、内訳は後期高齢者医療広域連合へ療養給付に係る負担金の1億3,206万7,000円と後期高齢者医療特別会計への繰出金3,991万6,000円でございます。

次に、68ページを御覧ください。

7目医療給付事業費は6,907万2,000円を計上し、前年比457万8,000円の減となっております。

す。主なものは、福祉医療給付費の5,650万円で、減額については人件費分でございます。

次に、69ページ下の9目国民年金事務費は770万7,000円を計上し、前年比5万7,000円の増となっており、人件費の増によるものでございます。

次に、78ページを御覧ください。

3款2項3目児童福祉費は1億1,177万5,000円を計上し、前年比626万円の減となっておりますが、これは児童数の減によるものでございます。

次に、85ページをお願いいたします。

一番下の4款衛生費、1項3目環境衛生費のうち、説明欄、環境衛生一般経費は847万2,000円の計上で、主なものは、86ページ中ほどの、池田松川施設組合負担金、葬祭センター分の708万3,000円でございます。説明欄下段、地球温暖化対策事業は、太陽光発電システム設置補助金として補助枠を15件分に増やし、120万円を計上しております。

87ページの公衆トイレ管理経費は、前年度までし尿処理費に計上していたもので、予算科目を変更し、公衆トイレ3か所分の経費として43万3,000円を計上しております。4目公害対策費は、河川等の水質検査料等として21万8,000円、5目墓地公園事業費は、相道寺墓地公園の管理経費として61万9,000円。

次にページにまいりまして、6目飼い犬対策費は、狂犬病予防事業費として18万6,000円を計上しております。

次に、89ページを御覧ください。

4款2項1目清掃費は9,033万8,000円を計上し、前年比199万7,000円の減となっております。ごみ処理に係る委託料や穂高広域への負担金等が主なものでございます。説明欄中ほどの一般廃棄物収集委託料で1,398万4,000円を計上し、収集した廃棄物をリサイクルに回す費用として、その下の一般廃棄物処理管理委託料855万1,000円を計上しております。下から2番目にあります穂高広域施設組合負担金は4,112万2,000円を計上しておりますが、前年度当初と比較して655万3,000円の減額となっております。

住民課関係は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第12号中、健康福祉課関係の歳出について、宮本健康福祉課長。

宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。

59ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、説明欄 社会福祉一般経費に

3,448万3,000円を計上いたしました。これにつきましては、下段にある養護老人ホーム改築事業負担金、町社会福祉協議会補助金、60ページ、説明欄上から1つ目 医療介護総合確保基金事業、2か所、2,640万円、2つ目 福祉委員関係事業として655万円が主なものでございます。

次に、61ページをお開きください。

目2 高齢者福祉費のうち、説明欄 高齢者福祉事業としまして、2,237万2,000円を計上いたしました。ここで主なものとしまして、62ページ、養護老人ホーム入所措置費に1,824万円を計上いたしました。目3 障害者福祉費でございますが、2億7,991万7,000円を計上いたしました。総合支援法に基づく各扶助費の支払い等が主なものでございます。

次に、64ページをお開きください。

目4 介護保険費として1億7,753万円を計上いたしました。ここでの主なものとしまして、介護保険広域連合負担金に1億7,362万8,000円を計上いたしました。目5 地域包括支援センター運営費として5,748万円を計上いたしました。ここで主なものとして、従来から行っております介護保険事業に対応した予算と、65ページ、 高齢者在宅支援事業264万3,000円となっております。

次に、67ページをお開きください。

上段、目6 介護予防日常生活支援総合事業費として873万8,000円を計上いたしました。これにつきましては、北アルプス広域連合から介護予防事業を受託して実施する事業の経費でございます。

次に、68ページ、下段であります。

目8 総合福祉センター管理費として2,950万7,000円を計上いたしました。これは総合福祉センター管理経費でございます。

次に、70ページであります。

上段、目10福祉企業センター費として2,620万5,000円を計上いたしました。ここでは説明欄、福祉企業センター総務経費及び71ページ、福祉企業センター授産事業経費を計上してございます。

次に、72ページをお願いいたします。

目11多世代支援事業費2,039万1,000円を計上いたしました。多世代支援事業を実施するための経費でございます。

次に、81ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費として9,113万1,000円を計上いたしました。説明欄 1つ目、保健衛生一般経費では、安曇総合病院増改築工事補助金として3,000万円を計上したほか、各種医療関係事業の負担金が主なものでございます。下段、目2 予防費として8,588万1,000円を計上いたしました。説明欄 予防接種事業1,882万9,000円、82ページの保険事業2,034万1,000円、母子保健事業554万5,000円のうち、不妊、扶育治療補助金60万円計上しておりますが、これは少子化対策としまして、医療保険や県の補助金の対象となった治療であっても、自己負担になった分について補助の対象とするように拡充をしました。そのほかでは、新型コロナワクチン予防接種体制確保事業1,180万5,000円、新型コロナワクチン接種事業2,610万3,000円が主なものでございます。

健康福祉課関係は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（矢口新平君） 議案第12号中、産業振興課関係の歳出について、宮澤産業振興課長。

宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それでは、産業振興課関係の補足説明をいたします。

予算書は90ページの下からになりますので、御覧いただきたいと思います。

款5 労働費、項1 労働諸費、目1 労働諸費ですが、本年度予算額563万9,000円で、対前年2万7,000円の減となっております。新入社員歓迎会の経費及び関係機関への補助金、長野県労働金庫に対する預託金が主な内容であります。

続いて、91ページをお願いをいたします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費ですが、1,245万3,000円で、対前年6万円の減となっております。主な内容は、農業委員12名分、農地最適化推進委員4名分の報酬、北アルプス地区農業委員会協議会負担金と事務局職員の人件費1名分が主なものであります。

続きまして、92ページをお願いをします。

目2 農業総務費ですが、3,852万3,000円で、対前年1,534万1,000円の減となっております。主な内容としましては、職員6名分の人件費、公用車1台分の管理経費であります。続いて、目3 農業振興費ですが、6,758万5,000円で、対前年1,168万円の増となっております。主なものですが、説明欄の農業振興事業が4,119万6,000円ですが、主な内容になりますが、93ページにあります。説明欄の18046の中山間地域直接支払補助金1,502万4,000円ほか、関係機関への各種補助金、交付金による助成が主な内容であります。

続きまして、94ページにお願いをいたしまして、説明欄の花とハーブの里づくり事業です

けれども、2,638万9,000円で、主にハーブガーデン等の管理委託料と桑茶加工場の工事費であります。

同じページから95ページにかけてですが、目4の土地利用型農業活性化対策事業費ですが、予算額80万円であります。集落農用地利用改善組合や農業再生協議会の活動助成が主なものであります。目5農業振興地域整備促進事業ですが、34万7,000円の予算額で、農業振興地域整備計画に基づく農地の適正管理に必要な農地農家台帳データの更新業務が主なものであります。続きまして、目6の地域営農システム総合推進事業費ですが、373万7,000円で、対前年5万6,000円の増であります。主なものは、池田町営農支援センター運営活動補助金ほか、農地農家情報管理システム等の保守及び業務委託料であります。

同じページから96ページにかけてですが、目7の土地改良費であります。本年度予算額が1億8,050万円で、対前年2,320万2,000円の増であります。主な内容ですが、説明欄の農業農村整備総務費につきましては1億6,316万1,000円で、主なものですけれども、96ページに行ってくださいまして、18010の農業農村整備事業負担金ですが、主に会染西部地区の圃場整備に係ります負担金9,000万円、それから、18074の県営かんがい排水事業利子軽減補助金484万円、97ページに行ってくださいまして、18078の多面的機能支払交付金6,452万5,000円が主なもので、そのほか関係団体等への補助金、負担金となっております。続きまして、説明欄の農業農村整備管理費ですが、1,303万8,000円で、土地改良施設維持管理適正化事業が933万8,000円、県単独事業の農業農村整備事業負担金250万円が主なものであります。

続きまして、98ページをお願いいたします。

項2林業費、目1林業振興費ですが、1,508万9,000円で、対前年111万8,000円の増であります。主な内容ですが、説明欄の林業振興事業につきましては、12060の森林整備委託料200万円、24001森林環境譲与税基金積立金374万4,000円、そのほか関係団体への補助、負担金が主なものであります。

それから、説明欄の松くい虫被害対策事業は280万円で、主要町道沿線の枯損木の伐採委託料と個人、自治会での薬剤防除等に対する補助金であります。

それから、同じページから99ページにかけてですが、説明欄の有害鳥獣対策事業は407万8,000円で、主に有害鳥獣駆除実施隊員の費用弁償153万円、あと鳥獣駆除実施隊及び猟友会への補助で225万円というものが主なものでございます。

それから、99ページの説明欄の町単林道整備事業が91万9,000円の予算額で、林道の維持

補修費であります。

それから、同じページの目2の森林の里親事業は、本年度110万2,000円の予算額で、対前年1万1,000円の減であります。支援団体活動補助金104万円が主なものでございます。

続きまして、下の款7商工費、項1商工費、目1商工振興費ですけれども、本年度1億6,698万7,000円で、対前年8,182万5,000円の増であります。主なものですが、説明欄の商工振興事業ですけれども、予算額は5,019万7,000円で、主なものはちょっと飛びますけれども、次のページの14010の工事請負費ですけれども、これはまちなか第2駐車場の県道出入口の舗装であります。それから、同じページの18064の経営改善普及事業補助金ですけれども、これが商工会への人件費の負担ということで940万円であります。それから、18070のエコ住宅リフォーム促進事業補助金ですけれども、500万円計上してありますが、これは従来も住宅リフォームの補助はしていたんですけれども、住宅リフォームの中にエコに関わるリフォームがあれば全て補助対象にしていくということで、新しい交付要件にして住宅リフォームを対応していきたいなというふうに考えております。それから、次の20001の小企業振興資金預託金ですけれども、これは町内の金融機関に全てで3,000万円の預託金を出しているものでございます。

続きまして、同じページから101ページにかけてですけれども、説明欄の地域おこし協力隊事業ですが、137万1,000円で、これは特産品開発とまちなか活性化に取り組む協力隊員1名分の住居借上料が主なものであります。

それから、101ページの説明欄、創業支援事業費250万円ですけれども、創業者への創業準備に係る費用及び空き店舗活用における改修費用の助成を行うものであります。それから、次のものづくり産業クラスター形成事業は予算額265万7,000円で、中小企業の人材育成事業経費等産業力再興事業補助金として195万円、池田工業高校のデュアルシステムの事業補助金65万円が主なものであります。

それから、102ページに行ってくださいまして、説明欄のまちなか賑わい拠点施設運営事業ですが、415万円で、内容がシェアベースにぎわいの運営に係ります指定管理料365万円とにぎわい創出事業の委託料が50万円ということになっております。

説明欄の次のコロナ交付金の池田町中小企業事業継続支援給付金事業ですけれども、6,000万円の予算額であります。令和3年10月から令和4年3月までの収入が前年または前々年同期で20%以上減少している事業者に支援金の支給をするものであります。

なお、米価下落に対する支援金もこの予算額の中に含まれております。

それから、説明欄の新型コロナウイルス対策事業ですけれども、95万8,000円の予算額で、これは令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により、町の利子補給の対象となる融資を受けた事業者に対する利子補給であります。それから、次のものづくり人材育成地域連携推進事業ですが、141万7,000円で、主に地元高校生と企業のマッチングをするコーディネーターの報償費であります。

続いて、103ページをお願いします。

コロナ交付金のプレミアム付き商品券発行事業ですが、2,675万3,000円の予算額です。プレミアム率30%の商品券を発売し、町内の経済活性化を図るものであります。また、一部の方には無償配布をする予定であります。

続きまして、目2の観光費ですが、本年度2,482万7,000円で、対前年653万8,000円の増となっております。説明欄で、観光一般経費の主なものですけれども、18063の池田ふるさと祭り事業補助金130万円、104ページに行ってくださいまして、18076の池田町観光協会の補助金の2,199万7,000円など、イベント及び関係機関等への補助金、負担金であります。

続いて、目3の大峰高原白樺の森管理事業ですが、436万5,000円で、対前年44万1,000円の減額であります。大峰高原白樺の森の管理経費のほか、用地借上料350万円が主なものであります。

それから、4月から教育委員会に所管替えをされます多目的研修センターの関係ですけれども、134ページから135ページにかけて載っていますので、御覧をいただきたいと思います。134ページの款10教育費、項4社会教育費、目8多目的研修集会施設費ですけれども、予算額は523万1,000円で、対前年は21万円の増であります。施設管理委託料のほか、施設の維持管理に係る経常経費であります。

産業振興課関係の補足説明は以上であります。

議長（矢口新平君） 議案第12号中、建設水道課関係の歳出について、丸山善久建設水道課長。

丸山課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係についてお願いいたします。

88ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目給水施設費は896万7,000円で、前年度対比34万6,000円増の計上でございます。説明欄、飲料水供給事業の199万3,000円は、法道、坂森、三郷地区の給水施設における水質検査手数料のほか、施設管理に関わる経費を計上したものでござ

います。続いて、簡易水道事業特別会計繰出金経費は、特別会計への繰出金に585万円を計上、次の高瀬広域水道企業団経費には、負担金に112万4,000円を計上したものでございます。ページ飛びまして、105ページをお願いいたします。

8款土木費、1項道路管理費、1目の土木総務費は1,664万円で、前年度対比866万4,000円減の計上でございます。説明欄の土木総務一般経費は278万2,000円で、道路台帳の整備などの土木管理経費と各種団体への負担金が主なものでございます。

106ページ中段、2項道路橋費、1目の道路橋梁維持費は4,597万8,000円で、前年度対比75万6,000円減の計上でございます。説明欄の道路維持経費の2,057万2,000円は、道路補修工事費、除雪経費など道路の維持修繕に関わる経費を計上したものでございます。

107ページの説明欄、道路橋等の定期点検修繕事業の958万1,000円は、道路橋の点検で24橋を予定し、併せて前年度までの定期点検で修繕が必要と判断された橋梁3橋の工事費用を計上したものでございます。次に、舗装個別施設修繕事業の1,582万5,000円は、舗裝修繕計画に基づき、社会資本整備総合交付金事業による舗裝修繕1路線の工事費用を計上したものでございます。

2目の道路舗装費の300万円は、自治会要望により計画実施する舗装工事費用を計上し、3目の交通安全施設整備事業費の279万2,000円は、街路灯の電気料のほか、自治会要望により道路の安全施設を計画実施するもので、ともに前年度並みの計上でございます。

続いて、108ページ、3項河川費、1目の砂防費の452万3,000円は、前年度対比248万9,000円増の計上で、急傾斜地崩壊対策事業に伴う負担金のほか、砂防、河川関係の各種団体への負担金でございます。前年度に比べ増額となった要因は、県で実施しております堀之内地区急傾斜地崩壊対策事業の事業費増に伴う負担金によるものでございます。2目、排水路費の102万3,000円は、自治会要望により計画実施するもので前年度と同額の計上でございます。

続きまして、109ページ、4項都市計画費、2目公園事業費1,762万5,000円のうち、関係するものは、説明欄の公園管理等一般経費の78万2,000円で、東山夢の郷公園や高瀬橋東詰め緑地などの管理経費を計上したものでございます。

次に、110ページ、3目公共下水道事業費は、下水道事業会計への負担金に2億9,000万円の計上で、前年度対比2,500万円増となっております。

続いて、5項住宅費、1目の住宅管理費は281万8,000円で、前年度対比65万5,000円増の計上でございます。説明欄の住宅等管理一般経費の122万4,000円は、町営住宅4団地の管理

修繕費用が主な内容でございます。次の住宅・建築物安全ストック形成事業の63万円は、住宅耐震診断の委託料と耐震補強工事に対する補助金となっております。ブロック塀等除去事業の30万円は、通学路等に指定された道路に面した危険なブロック塀の撤去に対する補助金を計上したものでございます。新たな事業として、公営住宅長寿命化修繕事業に66万4,000円を計上しました。現在の計画は、平成24年3月に策定されたもので、令和4年度に計画の見直しをするものでございます。

ページ飛びまして、142ページをお願いいたします。

12款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧事業、1目道路橋梁災害復旧費は7,241万8,000円で、前年度対比9,505万4,000円減の計上でございます。説明欄の過年発生公共土木施設災害復旧事業は、地滑り災害による町道300号線中之郷地区及び町道登波離橋線小実平地区の災害復旧を債務負担により令和3年度から令和4年度の2か年をかけて実施するもので、令和4年度の復旧費用として工事請負費のほか、工事に関わる広域連合負担金を計上したものでございます。

建設水道課関係の補足説明は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第12号中、学校保育課関係の歳出について、寺嶋学校保育課長。寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 次に、学校保育課関係の補足説明を申し上げます。

予算書の73ページを御覧ください。

款3項2目1児童福祉総務費2億1,189万7,000円を予算計上いたしました。対前年比で2,124万4,000円の減でございます。減額の主な要因につきましては、人件費の関係によるものでございます。また、内容につきましては、認定こども園池田保育園と会染保育園2園の運営に関わる保育園運営事業3,187万5,000円、また76ページを御覧いただきたいと思いますが、中段になります。町外の私立の認定こども園へ通園するお子さんの保育料無償化に伴う負担金で18020、子ども子育て支援給付金337万4,000円などが主な内容でございます。

次に、77ページをお願いいたします。

目2特別保育費526万3,000円を予算計上いたしました。対前年比では93万2,000円の減でございます。主な内容につきましては、昨年度の10月よりスタートいたしました北アルプス連携自立圏の枠組みで行っております病児・病後児保育事業の町負担金といたしまして56万6,000円を計上しております。

次に、78ページを御覧ください。

目4 児童センター費1,788万6,000円を予算計上いたしました。対前年比では211万4,000円の増でございます。こちらは、池田児童クラブ及び会染児童センタークラブの管理経費と放課後子ども教室の管理経費が主な予算内容でございます。

次に、113ページを御覧ください。

款10項1目1 教育委員会費170万2,000円を予算計上いたしました。主な内容につきましては、教育委員の報酬、市町村教委連絡協議会負担金という内容でございます。

次に、目2 事務局費 1億831万3,000円を予算計上いたしました。主な内容といたしまして新規事業となりますが、来年度、池田町学びの郷活性化委員会の組織内にコミュニティスクール部会を立ち上げるための費用といたしまして、事務局費、一般経費に当たりますが、学校活性化委員会報酬を増額し、44万5,000円を予算計上いたしました。

また、114ページを御覧ください。下から2行目になりますが、ICT支援業務委託料では、GIGAスクール構想推進のため396万円を予算を拡充して計上いたしております。また、116ページをお願いいたします。上段、コロナ交付金事業といたしまして、教室消毒支援事業236万9,000円を予算計上しております。また、その下ですけれども、スクールバス運行事業経費491万9,000円ですが、会染小学校登下校用のスクールバス運行に関わる予算でございます。

117ページをお願いいたします。

目3 教職員住宅管理費 4万4,000円を予算計上いたしました。こちらにつきましては、教職員住宅管理費用でございます。

次に、項2 小学校費、目1 池田小学校管理経費1,200万2,000円を予算計上いたしました。内容につきましては、光熱水費、委託料に関わる管理経費でございます。

次に、120ページをお願いいたします。

目2 池田小学校教育振興費2,071万8,000円を予算計上いたしました。主な内容につきましては、パソコンリース料474万2,000円、消耗品費129万3,000円など、教育振興経費と町費支援員4名分と学校司書1名分の人件費が主な内容でございます。

次に、121ページをお願いいたします。

目3 会染小学校管理経費1,187万円を予算計上いたしました。主な内容といたしましては、池田小学校と同様に、光熱水費、委託料に関わる管理経費でございます。

次に、123ページをお願いいたします。

目4 会染小学校教育振興費2,077万9,000円の予算計上でございます。内容につきましては、

池田小学校と同様に、パソコンリース料474万2,000円、消耗品費103万6,000円などの教育振興経費と町費支援員4名分と学校司書1名分の人件費が主な内容でございます。

次に、124ページをお願いいたします。

項3 中学校費、目1 高瀬中学校管理経費1,419万5,000円を予算計上いたしました。内容につきましては、小学校2校と同様、学校管理に係る経費が主な内容でございます。

次に、126ページをお願いいたします。

目2 高瀬中学校教育振興費2,676万8,000円の予算計上を行いました。内容につきましては、小学校2校と同様に、パソコンリース料415万8,000円、英語指導助手委託料360万円など教育振興経費、町費講師3名分と学校司書1名分の人件費が主な内容でございます。

次に、ページ飛びまして131ページをお願いいたします。

項4 社会教育費、目3 文化財保護活用推進費345万1,000円を予算計上いたしました。内容につきましては、教育会館の管理経費を含めた文化財保護活用推進経費44万9,000円が主な内容でございます。

次に、132ページをお願いいたします。

目5 記念館費475万4,000円を予算計上いたしました。対前年比で399万8,000円の増額ですが、内容につきましては、浅原六朗文学記念館及びてるてる広場に関わる一般経費でございます。来年度、記念館のW - F 整備のため一般修繕料として66万8,000円を、記念館内のトイレ改修と照明改修のための施設修繕料292万円を予算計上しております

最後に、135ページをお願いいたします。

項5 保健体育経費、目1 保健体育総務費9,093万8,000円を予算計上いたしました。対前年で579万6,000円の増額でございます。内容につきましては、小・中学校健康診断等に関わる経費や学校給食に係る池田松川学校給食センターへの負担金が主な内容でございます。また、来年度給食費に対する町からの1人当たり補助金を1万円増額しております。

学校保育課関係の説明、以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第12号中、生涯学習課関係の歳出について、下條生涯学習課長。

下條課長。

生涯学習課長（下條浩久君） それでは、生涯学習課関係について御説明申し上げます。

109ページを御覧ください。

款8 項4 目2 公園事業費のうち、中段の説明欄 クラフトパーク管理経費1,684万3,000円を計上いたしました。主なものとしまして、美術館、創造館を含めたクラフトパーク全体の

電気料として787万2,000円及び公園管理委託料が主なものでございます。

次に、飛びまして127ページを御覧ください。

款10項4目1社会教育総務費は、昨年比3,284万1,000円増の7,664万3,000円を計上いたしました。説明欄 社会教育振興経費は60万2,000円です。次に、かえで広場整備事業として3,000万円を計上いたしました。あずまやの建築確認申請に関わる各種申請手数料として2万円、工事全体の監理委託料として68万円、工事請負費2,900万円は複合遊具及びあずまや設置に関わるものでございます。原材料費30万円は、あずまやの中に置きますテーブル、椅子、それから屋外用のベンチ等を地元池田工業高校建築科の皆さんに製作していただく原材料で予定しているものでございます。

なお、この複合遊具というか、かえで広場の整備事業に関しましては、詳細をまだお伝えしてございませんので、来週の予算決算特別委員会の際、詳細の資料を御用意して細かいところまで御説明していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、128ページ、目2公民館費は、前年比144万円増の1,669万1,000円を計上いたしました。交流センター管理経費1,209万3,000円は、交流センターかえでの光熱水費、電気料、夜間休日の管理業務委託料、施設保守管理委託料などが主なものとなっております。

129ページ、公民館事業活動経費として120万3,000円で、増額の要因は、昨年度まで款2の総務費にございました地域おこし協力隊事業の134万5,000円、隊員1名分が生涯学習課に移りましたので、増となっております。次の 新池田学問所経費は21万5,000円、130ページに入りまして、人権教育振興経費として5万7,000円。青少年育成費89万4,000円、男女共同参画推進経費として20万6,000円、若者交流事業として10万円などとなっております。

次に、131ページ下段の説明欄、目4図書館費は、昨年比17万7,000円増の1,539万7,000円を計上いたしました。主なものとしまして、年1回の蔵書点検時の点検作業委託料を16万3,000円を計上しました。図書館管理システムのリース料の133万6,000円につきましては、現在、広域連携圏内の図書館システムの統合に向けた協議を現在も進めてございますので、当町におきましては、令和4年度再々リースという形の方法で経費を抑えて対応していきたいというように考えております。そのほか図書館費に関しましては308万円となっております。

次に、133ページ下段、目6美術館費です。前年と同額の2,294万6,000円を計上いたしました。現在、指定管理の第2期の最終年になります指定管理料につきましては、昨年と同額の2,279万6,000円となっておりますし、安曇野アトラインの推進協議会負担金も同額の15

万円となっております。

次に、目7 創造館費です。創造館費は昨年比36万4,000円増の388万2,000円を計上いたしました。夜間、休日の施設管理委託料、あと隔年で点検をしております可動席の点検委託料などが主なものとなっております。

次に、136ページ中段をお願いいたします。

項5 保健体育経費、目2 総合体育館経費は、前年比37万5,000円増の1,584万4,000円を計上いたしました。総合体育館管理経費559万7,000円のうち、137ページになりますが、総合体育館の管理業務委託料があり、体育振興経費では各団体等への補助金、負担金がございますが、601万4,000円のうち、138ページの下のところにありますが、総合型地域スポーツクラブ、大かえで倶楽部の関係ですが、こちらの補助金270万円が主なものでございます。

次に、139ページの松本山雅ホームタウン事業は23万円となっております。

目3 体育施設費は、前年比2万7,000円減の406万2,000円を計上いたしました。ここでは、テニスコート、プール等のうち、一般開放の休止予定、昨年に引き続きとなりますが、町民プールはろ過点検料の2万2,000円のみとなっております。140ページ、農村広場は135万8,000円、ローラースケート場に関しましては18万9,000円、河川敷運動広場に関しましては98万9,000円などの一般管理経費を計上いたしました。

生涯学習課関係は以上です。

議長（矢口新平君） 続いて、議案第14号、第15号について、蜜澤住民課長。

蜜澤課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、議案第14号 令和4年度池田町国民健康保険特別会計予算の補足説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は11億3,640万1,000円で、前年度に比べ371万4,000円の減となっております。

7ページの歳入を御覧ください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は1億7,352万6,000円を計上しております。被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染対策に伴う所得の減収はありますが、影響を昨年より少なく見込み、前年度比では396万6,000円の増ですが、令和2年度比では373万8,000円の減額となっております。

2款1項1目の督促手数料は6万円。

次の8ページ、3款1項国庫補助金は、1目災害臨時特例補助金2,000円の計上でござい

ます。

4款1項県補助金、1目保険給付費等交付金は8億6,546万3,000円を計上し、前年比370万円の増となっております。一般被保険者療養給付費、高額療養費の増加見込みによるものでございます。

5款財産収入は、基金の利子でございます。

次に、9ページの6款繰入金の1項1目一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定、財政安定化支援事業、出産育児一時金など、法定繰入れ分として6,774万7,000円を計上しております。

2項基金繰入金は、前年度より1,300万円減の2,800万円を計上しております。県への納付金の財源不足を補うため、本年度も基金を繰り入れるものでございます。

次に、10ページを御覧ください。

8款諸収入、1項延滞金の関係は、1目一般被保険者で5万円、2目退職被保険者で1,000円の計上でございます。2項雑入では、第三者納付金、返納金をそれぞれ計上しております。5目の雑入は、検診実費手数料など104万7,000円の計上となっております。

次に、12ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は258万9,000円で、主に電算共同処理に係る委託料等の一般管理経費、2目連合会負担金は55万円で、国保連合会負担金等に係る経費でございます。

13ページにまいりまして、2項徴税费、1目賦課徴収費は169万4,000円で、保険税徴収に係る経費、3項1目運営協議会費は、国保運営協議会開催に係る経費7万8,000円でございます。

下段、2款保険給付費でございますが、1項療養諸費では、1目一般被保険者療養給付費7億3,100万円、14ページにまいりまして、2目退職被保険者療養給付費5万円、3目一般被保険者療養費700万円、4目退職被保険者療養費3万円、5目審査支払手数料285万円で、計7億4,093万円を計上し、主に一般被保険者療養給付費の増により、前年比148万円の増となっております。

次に、15ページの2項高額療養費は、1目一般被保険者高額療養費1億500万円、2目退職被保険者等高額療養費3万円、3目一般被保険者高額介護合算療養費12万円、4目退職被保険者等高額介護合算療養費1,000円で、計1億515万1,000円を計上し、こちらも一般被保

険者高額療養費の増により、95万円の増額となっております。

次に、16ページを御覧ください。

下段、2款4項1目出産育児一時金は、ここ数年の実績により、4件を見込んで168万円を計上しております。

次に、17ページ、5項1目葬祭費については、実績により100万円の計上でございます。6項傷病手当金は、新型コロナウイルス感染等により就労できず、給与等の支払いを受けられない場合に支給するもので、50万円を計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金でございますが、1項医療給付費分は、1目一般被保険者分1億7,267万8,000円を計上し、前年比154万円の減となっております。

18ページにまいりまして、下段2項後期高齢者支援金等分は6,169万7,000円を計上し、前年比354万9,000円の減となっております。

19ページ中段、3項介護納付金分は2,148万4,000円で、前年比31万5,000円の増となっております。県へ納める納付金の額の算定は、平成30年から令和2年度までの過去3年間の医療費実績を基に算出されております。

次に、下段、4款保健事業費であります。1項1目保健衛生普及費は169万9,000円、20ページの2項1目特定健康診査等事業費は2,217万5,000円で、特定健診等委託料、人間ドック補助金が主な経費でございます。

21ページの6款1項1目一般被保険者保険税還付金は、所得の修正申告等による保険税変更に伴う還付のための経費となっております。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

続きまして、議案第15号 令和4年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について補足の説明をいたします。

歳入歳出の予算の総額は1億5,913万円で、前年度に比べ336万8,000円の減となっております。

それでは、6ページを御覧ください。

歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料は、1目特別徴収保険料8,300万円、2目普通徴収保険料3,600万円で、合わせて1億1,910万円を計上し、前年比400万円の減となっております。これは主には均等割軽減者数の増加によるものでございます。

下段の3款1項一般会計繰入金は、1目事務費繰入金538万2,000円、2目保険基盤安定繰入金3,453万2,000円を計上しております。

次に、8ページの歳出を御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、主に保険証の郵送料等で18万円の計上、2項1目徴収費は、保険料の徴収に関する経費として、電算システムや納付書の郵送料など48万円の計上でございます。

下段、2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億5,837万円を計上しております。これは保険料、県広域連合事務費、保険基盤安定負担金を長野県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

以上、議案第14号及び第15号の補足説明とさせていただきます。

議長（矢口新平君） 続いて、議案第16号、第17号、第18号、丸山建設水道課長。

丸山課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、議案第16号 令和4年度池田町簡易水道事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和4年度につきましては、歳入歳出の総額を前年度より651万9,000円減の歳入歳出それぞれ814万9,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入の関係でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目水道使用料は229万7,000円で、前年度対比8万3,000円減の計上でございます。

次に、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は585万円で、前年度対比6万4,000円増の計上でございます。

8ページの歳出をお願いいたします。

1款簡水総務費、1項1目簡水管理費は279万1,000円で、前年度対比651万9,000円減の計上でございます。主なものとしまして、光熱水費の電気料で132万円、施設修繕料に55万円、水質検査手数料の66万円など、簡易水道施設管理経費を計上したものでございます。

2款公債費、1款1目元金は461万5,000円、2目の利子では74万3,000円を計上してございます。

なお、9ページには地方債の残高を記載してございます。簡易水道事業につきましては、令和4年度中に水道事業の変更認可を受け、年度末に打切り決算を行い、水道事業に統合する予定でございます。

簡易水道事業特別会計の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第17号 令和4年度池田町水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第2条は、令和4年度の業務予定量で、給水戸数3,970戸、年間総給水量103万立方メートル、1日の平均給水量2,821立方メートルの予定でございます。主な建設改良事業は、配水管の改良事業に3,000万円を予定するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入予定2億3,562万4,000円、支出では2億492万6,000円の予定でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額は、収入で264万円、支出は5,431万4,000円の予定でございます。

なお、収入が支出に対して不足する額5,167万4,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

続いて、2ページをお願いいたします。

第5条は、一時借入金の限度額を1億円と定め、第6条及び第7条は経費の流用に関する事項を、第8条ではたな卸資産の購入限度額を定めたものでございます。

3ページから5ページは、水道事業の実施計画を記載したものでございます。内容につきましては、実施計画明細書で説明いたしますので、19ページをお願いいたします。

主だったところの説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入につきまして、水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益の2億507万6,000円は水道使用料で、前年度対比126万7,000円減の見込みでございます。2目の受託工事収益の145万2,000円は、消火栓の修繕等の工事収益でございます。3目その他営業収益104万6,000円は、審査手数料、下水道量水器検針業務委託料などを見込んでございます。

次に、2項営業外収益、1目受取利息及び配当金は、預金利息として30万2,000円を計上、2目の長期前受金戻入は、補助金等により取得した固定資産の減価償却の見合い分を収益化したもので、2,774万4,000円を計上してございます。

続きまして、20ページの支出についてでございます。

水道事業の1項営業費用、1目原水及び浄水費は、職員1名分の人件費、水質検査等の委託料や施設の修繕費用など1,160万7,000円の計上でございます。2目の配水及び給水費は、

水道メーター交換委託料とこれに係る材料費のほか、配水施設等の修繕費、電気料など2,307万6,000円の計上でございます。

21ページ、3目の受託工事費は、町から委託を受けて行う消火栓修繕に関わる経費に141万5,000円を計上してございます。4目の総係費は、職員3名分の人件費やメーター検針、会計システムの委託料など5,350万4,000円で、前年度対比1,683万9,000円増の計上でございます。増額となった主なものは、簡易水道事業を水道事業に統合するための認可変更に係る委託業務費用によるものでございます。

22ページ、5目の減価償却費は、建物、構築物などの有形固定資産減価償却費に9,673万1,000円、6目資産減耗費は、構築物の除却費などに410万円を計上してございます。

次に、2項営業外費用、1目の支払利息は、企業債利息47万円、3目の消費税は、水道会計の支払消費税に1,300万円を計上してございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

ここでは、資本的収入及び支出に関わるものでございます。

まず、収入につきまして、資本的収入の1項1目工事負担金は、加入分担金264万円で、前年度と同額の見込みでございます。

次に、支出につきまして、資本的支出の1項1目給配水施設費は、配水管布設替えや第5水源の深井戸オーバーホールに4,420万円で、前年度対比6,400万4,000円減の計上でございます。2項1目企業債の償還金は1,011万4,000円で、前年度対比1,690万4,000円減の計上でございます。

ページ戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

令和4年度の水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1の業務活動は1億37万2,000円の増加、2の投資活動で3,378万2,000円の減少、3の財務活動で1,011万4,000円の減少となり、これら3つの活動により、現金は5,647万6,000円増加し、現金の期末残高は8億1,457万6,000円となる予定でございます。

7ページから12ページにかけては給与費の明細書を、13ページには前年度の予定損益計算書を記載してございます。

14、15ページは、令和4年度の予定貸借対照表でございます。

御覧をいただきたいと思いますが、14ページ、最下段の資産合計は28億3,305万3,000円、15ページ中段の負債合計は6億5,355万6,000円、下段の資本合計は21億7,949万7,000円で、負債資本合計は資産合計と同額の28億3,305万3,000円となる予定でございます。

16、17ページは、前年度の予定貸借対照表を、18ページには注記表を記載してございますので、後ほど比較対照して御覧をいただきたいと思っております。

水道事業会計の補足は以上でございます。

続きまして、議案第18号 令和4年度池田町下水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第2条は、令和4年度の業務予定量で、排水戸数3,400戸、年間総処理水量98万立方メートル、1日の平均処理水量2,684立方メートルの予定でございます。主な建設改良事業は、高瀬浄水園改築事業に5,100万円を予定するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の予定5億1,278万3,000円、支出は3億9,029万5,000円の予定でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額は、収入で3億4,843万4,000円、支出は5億9,000万2,000円の予定でございます。

なお、収入が支出に対して不足する額2億4,156万8,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金1億692万円、減債積立金1億3,464万8,000円で補填いたします。

続いて、2ページをお願いいたします。

第5条は、一時借入金の限度額を5億円と定めたものでございます。

第6条は、企業債に関わるもので、下水道事業債1,015万円、資本費平準化債で1億9,225万円としてございます。

第7条は、経費の流用に関する事項を定めたものでございます。

3ページから5ページは、下水道事業の実施計画を記載したものでございますので、内容につきましては、実施計画明細書で説明いたしますので、13ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入につきまして、下水道事業収益、1項営業収益、1目の下水道使用料は1億7,900万6,000円で、前年度と同額の見込みでございます。2目のその他営業収益は、工事申請手数料など20万円の計上でございます。

次に、2項営業外収益、1目の国庫補助金は、社会資本整備総合交付金に2,550万で、前年度対比1,200万円増の計上でございます。2目の長期前受金戻入は1億6,010万9,000円で、前年度対比1,246万7,000円減の計上でございます。4目他会計負担金は、一般会計からの負担金1億4,796万6,000円で、前年度対比1,447万4,000円減の計上でございます。

続きまして、14ページの支出についてお願いいたします。

下水道事業費の1項営業費用、1目の管渠費84万円は、マンホール修繕費用など、前年度対比8万円増の計上でございます。2目のポンプ場費226万8,000円は、マンホールポンプ施設の通信電話料や電気料の経費で、前年度と同額の計上でございます。3目の処理場費の6,202万1,000円は、水質検査、汚泥処理、包括的長期民間委託などの維持管理費用で、前年度対比169万4,000円増の計上でございます。4目の総係費278万8,000円は、企業会計システム経費など、前年度対比2,693万7,000円減の計上でございます。

15ページ、5目の減価償却費は、建物や構築物などの有形固定資産減価償却費で、2億6,702万9,000円の計上でございます。

次に、2項営業外費用、1目の支払利息は企業債利息4,104万8,000円、2目の消費税では、下水道事業の支払消費税に1,400万円を計上してございます。3項特別損失、2目貸倒損失の30万円は、不納欠損を見込んだものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

ここでは、資本的収入及び支出に関わるものでございます。

まず、収入につきまして、資本的収入の1項負担金、1目工事負担金は、受益者負担金400万円で、前年度と同額の見込みでございます。2目の他会計負担金は、一般会計からの負担金1億4,203万4,000円で、前年度対比3,947万4,000円増の計上でございます。2項1目の企業債は2億240万円で、下水道事業債及び資本費平準化債による借入れで、前年度対比120万円増の計上でございます。

次に、支出につきまして、資本的支出の1項1目公共下水道事業費は、5,100万円の計上で、高瀬浄水園改築の工事实施を下水道事業団に委託するものでございます。2項1目の企業債償還金は、償還元金5億3,900万2,000円を計上してございます。

ページ戻っていただき、6ページをお願いいたします。

令和4年度の下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

まず、一番上の1の業務活動は2億3,313万6,000円の増加、2の投資活動で9,967万円の増加、3の財務活動で3億3,660万2,000円の減少となり、これら3つの活動により、現金の増減は379万6,000円減少し、現金の期末残高は5,197万6,000円となる予定でございます。

7ページには、前年度の予定損益計算書を記載してございます。

8ページ、9ページは、令和4年度の予定貸借対照表で、8ページの最下段の資産合計は83億3,806万6,000円、9ページ中段の負債合計は77億411万5,000円、下段の資本合計は6億

3,395万1,000円で、負債資本合計は、資産合計と同額の83億3,806万6,000円となる予定でございます。

10ページ、11ページは、前年度の予定貸借対照表を、12ページには注記表を記載してございますので、後ほど比較対象して御覧をいただきたいと思っております。

下水道事業会計の補足説明は以上でございます。

議長（矢口新平君） 続いて、最後になりますが、財政計画資料について、企画政策課、寺島財政係長。

寺島係長。

企画政策課財政係長（寺島靖城君） それでは、令和4年度財政計画について説明いたします。

お手元の財政計画資料を御覧ください。

この説明につきましては、提案説明等と重複する内容があると思っておりますが、御了承願います。

1ページを御覧ください。

池田町会計別予算額の状況であります。各会計の令和4年度当初予算額を前年度と比較したものです。一般会計と工場誘致等特別会計を合わせた普通会計の予算額は51億2,408万5,000円です。その下の国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計予算を合わせますと13億368万円です。普通会計、特別会計を合わせた令和4年度予算総額は64億2,776万5,000円で、前年度に比べ6億2,639万9,000円、率にして10.8%の増となっております。

下の表は、水道事業会計及び下水道事業会計の予算状況となっております。

次に、2ページを御覧ください。

上段には町勢、中段には令和2年度会計別実質収支の状況、下段には公債の状況を載せてございます。

町勢の住民登録人口は、令和3年3月31日現在9,623人で、前年に比べ134人の減少となっております。産業構成比は、令和2年国勢調査の結果がまだ公表されておられませんので、平成27年国勢調査数値となります。

令和2年度会計別実質収支の状況は、昨年9月の決算議会で報告済みの歳入歳出決算の状況でありますので、説明は省略いたします。

公債の状況ですが、各公債費それぞれの令和3年度末残高、令和4年度の元利償還額、起

債発行見込額により、令和4年度末残高を見込んだものであります。全会計の令和4年度末残高は79億7,869万1,000円の見込みであり、住民1人当たりには換算しますと82万9,000円となります。

次に、3ページの一般会計歳入歳出予算目的別一覧表を御覧ください。

内容が提案説明等のおりとなりますので、説明は省略いたします。

次に、4ページは、消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、社会保障施策に充当される経費を明確化したものであります。

次に、5ページの一般会計歳出予算性質別状況を御覧ください。

前年度予算額と比較額の大きい主なものについて説明いたします。

1番目の人件費は、退職者不補充等による減により、前年度比4,865万9,000円の減です。

なお、ここでいう人件費とは、特別職、一般職、会計年度任用職員をはじめ、議員報酬や各種審議会等の報酬も含んでおります。

2番目の物件費は、新型コロナウイルス接種関連費用や行政手続オンライン化に伴うシステム改修、ふるさと応援寄附金の増加に伴う業務委託料の増などにより、7,320万6,000円の増となっております。

5番目の補助費等は、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策等により、1億1,809万4,000円の増、6番目の公債費は、町債の借換えによる金利負担の見直しや減債基金活用による繰上償還を行うため、4億9,198万円の増となります。

11番目の投資的経費のうち、普通建設事業費は2億8,597万8,000円で、前年度比1億2,058万9,000円の増となっております。増加要因としては、役場庁舎外壁修繕や2自治会の集会所のリフォーム、かえで広場への遊具、あずまやの設置などが上げられます。投資的経費の内訳につきましては、6ページの一般会計建設事業の実施計画書を御覧ください。

次に、7ページ、御覧ください。

これまで御説明しました内容をグラフ構成により表しております。上段が歳入、下段が歳出です。歳入の左側のグラフで網かけのところが自主財源で28.1%の割合、白抜きのところが依存財源で71.9%の割合となっております。自主財源で大きなウエートを占める町税の内訳は、右側のグラフのとおりで、企業の業績が改善に向かっているという国・県の見立てから、前年度と比べて3.5%の増を見込んでおります。

次に、下段の歳出のグラフの左側の目的別では、歳出総額に占める割合で最も大きいのは民生費で、以下、公債費、総務費の順となっております。右側の性質別では、濃い網かけの

ところの義務的経費が49.7%、白抜きのところの投資的経費が7%、薄い網かけのところ  
その他の経費で43.3%を占めております。

次に、8ページを御覧ください。

実質公債費比率の推移を示したものであります。これは実質的な地方債の償還額が財政に  
及ぼす負担を表すことによって、財政が硬直化しないよう新たな地方債の制限等を行う目安  
となる指標です。表の下に実質公債費比率の計算式を載せてございますが、この計算式で算  
出した数値が表の の単年度における実質公債費比率となります。国・県へ報告し公表され  
る数値は、 の過去3か年平均の実質公債費比率の数値であります。この実質公債費比率が  
18%を上回ると、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられ、地方債の借入に県の許可  
が必要となります。下のグラフは、実質公債費比率の推移を表したものです。ここでは、数  
値が確定している平成29年度から令和2年度までの過去4年間と推計値となる令和3年度以  
降の4年間の計8年間を示しております。

次に、9ページを御覧ください。

令和2年度の普通会計における決算、財政指標等を近隣市町村と比較した表を掲載して  
おります。表の中ほどにある地方債現在高は、令和2年度末時点ですが、当町は52億3,000万  
円となっております。その下の積立金現在高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の  
令和2年度末の現在高で、当町は12億300万円となっております。

次に、10ページを御覧ください。

普通会計から水道会計までの全てにおける地方債の元利償還金の推移と未償還元金の推移  
をグラフにしたものです。町の実施計画に基づき、3か年の実施計画書に計上されている事  
業の地方債を見込み、それ以降の継続が見込まれる事業についても地方債を考慮してありま  
す。下段の未償還元金の推移につきましては、現時点で計画している起債事業を予測して  
おります。

次に、11ページから17ページにかけて、普通会計の町債の全ての明細を載せてござい  
ます。

18ページは、新たに令和4年度に償還が発生する予定の普通会計の地方債及び令和4年度  
に発行を予定している普通会計の地方債の状況であります。説明は省略いたしますが、御参  
考にいただければと思います。

令和4年度財政計画についての説明は以上でございます。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

散会の宣告

議長（矢口新平君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会します。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 2時36分

令和 4 年 3 月 定例 町 議 会

( 第 2 号 )

## 令和4年3月池田町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和4年3月4日(金曜日)午前10時開議

日程第1 議案第4号より第18号まで質疑

各担当委員会に付託

日程第2 請願・陳情書について

上程、朗読、各常任委員会に付託

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(12名)

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山真君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	大出美晴君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	和澤忠志君	10番	那須博天君
11番	倉科栄司君	12番	矢口新平君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	麩聖章君	教育長 職務代理者	小澤裕子君
総務課長	塩川利夫君	企画政策課長	大澤孔君
住民課長	蜜澤佳洋君	健康福祉課長	宮本瑞枝君
産業振興課長	宮澤達君	建設水道課長	丸山善久君
学校保育課長	寺嶋秀徳君	生涯学習課長	下條浩久君
総務課長補佐 兼総務係長	山岸寛君		

事務局職員出席者

事務局長 丸山光一君 事務局書記 矢口富代君

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（矢口新平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、小田切副町長、吉澤監査委員、欠席との届出がありました。

お諮りします。

本日予定しておりました日程 1 が昨日 3 日に終了しましたので、本日の日程 2 を日程 1 にするよう日程を順次繰り上げ、変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

よって、変更することに決定いたしました。

議案第 4 号より議案第 18 号まで、質疑、各担当委員会に付託

議長（矢口新平君） 日程 1、各議案ごとに質疑を行います。

議案第 4 号 池田町の土地利用及び開発指導に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第 5 号 池田町都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第 6 号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第7号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第8号 池田町電気自動車急速充電器使用料徴収条例を廃止する条例の制定について  
質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第9号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第10号 池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、服部久子議員。

8番（服部久子君） この家庭的保育事業者、池田町に現在おられるのでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 現在、町内には対象になる事業者はございませんのでよろしく  
お願いいたします。

議長（矢口新平君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第11号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。  
質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） おはようございます。

2点お尋ねをいたしたいと思います。それぞれ1点ごとにお尋ねしたいと思います。

まず初めに新型コロナウイルスのワクチンの関係でございます。池田町は、かねてより全大人に対して接種の予定の通知を行って、予約制ではなく、町側から接種の予定日をお知らせする方式を取っていることで、非常にスムーズなワクチン接種ができているということで、町民の皆様から、私のほうにも直接ありがたいということでお話を伺っております。それについては感謝を申し上げたいと思います。

引き続き、3回目、今始まっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、そこで今度また新たに5歳から11歳までの接種が計画され、始まろうとしております。そこで、やはり厚生労働省の、国会の議論を見ても、まだエビデンスがないとか、まだ慎重な議論もされているわけでございますので、町としてはどのように対象の児童、子供たちに、保護者も含めてどうやって周知して、あくまでも任意接種であるということを含めて、どのようにこういうお伝えをしていくのか、その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

議長（矢口新平君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） ありがとうございます。

では、議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、通知、5歳から11歳の家庭、全家庭に通知のほうを発送しました。そのファイザーワクチンの有効性であるとか、副反応のことであるとか、そのことについては入ったものも御覧いただき、県からも説明書というものも同封し、あくまでもしっかりと主治医がいる方は主治医の先生と御相談してくださいというような通知になっております。

まず、大きく2通り今あるんですけれども、まず基礎疾患のある児、もしくは兄弟に基礎疾患がある児というのは、今日までに打ちたい方については御連絡を下さいということになっています。それで基礎疾患のある方とその兄弟にある児については、3月11日、12日が1回目、2回目が4月1日、2日という形で御連絡いただいたところでもう予約を入れていくという形で、現在、今予約が入ってきている状況です。

次、その他の児童の方の家庭につきましては、よく検討していただき、3月11日までに打ちたいか、打ちたくないかというところで御連絡をいただくという形になっております。打ちたいというところで御連絡いただいた家庭につきましては、4月から日程のほうを組みま

して、また、予定を一応一旦割り振らせていただいて、その上で、また、御都合悪い場合は変更していくというような形でいきたいと思います。

やはり、子供さんの体調のことも考えまして、金曜日の夜、土曜日というような形で開業医の先生方に御協力いただきまして、対応していくという形であります。あくまでもこれは強制するものではないということを強調して、通知のほうを出させていただいているような状況でございます。ちょっと副反応がどうなるか、この低年齢の方についてまた不安はあるところですが、最善の安全対策を取りながら対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） もう一つの質問でよろしいですか。

5番（矢口 稔君） お願いします。

ワクチンの関係については慎重にお願いしたいと思います。データを見ても死亡例は今のところ0.00%ということで、かなり子供にはなかなかうつりにくいといいますが、重症化しにくいデータも出ておりますので、そういったところも含めて丁寧な説明を引き続きお願いしたいと思います。

もう一点は、道路橋梁費の関係でございます。

ここでは、18ページには繰越しで出ていたりするわけですが、こういった面で昨日の新聞、信濃毎日新聞でしょうかね、東信のある町で、道路の予算について入札差金が出たというものを他の事業に、基金に積むことなく他の事業に、他の事業というか同じように道路の目的でほかのこういう道路の舗装に使っているということの記事が載っておりまして、私もちょっとこれはどういうことを言っているのかちょっと分からなかったものですから、皆さんにもちょっと周知と、また教えていただきたいとは思いますが、要するに入札差金が出たときの対応について、池田町はどのようにしているのか。要するに入札差金が出て、そういう余ったお金をほかの工事の費用に充てているのか、それとも県の場合ですと、何か基金に積んでいるという話も新聞紙上載ってございましたけれども、町のほうの対応はどうなっているかお聞かせください。

議長（矢口新平君） 丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） ただいまの御質問の関係でございますけれども、今回、18ページでもって舗装の修繕の事業ということで、追加の補正をしてございますけれども、この関係についてちょっと概略説明いたしますが、この関係で、当初では予算で1,500万円ほど予定しているわけなんですけれども、国のほうの内示が10%強ということで、本当に少額の

内示だったということで、今回、国のほうで追加の要望をいたしまして、国の1次補正と、そういう中で認めていただきましたので、今年度予定した事業はその中で何とか実施できるということでございます。

請負差金が出た場合の対応でございますけれども、こういう事業につきましては、目的がこの事業ということで限定されておりますので、他の道路事業に転用することはできませんので、事業費が確定した段階で県のほうに確定額をお知らせして、県内での配当といいますか、そういう形で対応していくと、そういうことになっていきますので、なかなか道路事業のほかの課のところに回して、事業を展開しているということはなかなかできない、そういう事業になっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算について質疑を行います。

最初に歳入全般11ページから35ページについて質疑はありませんか。11ページから35ページの間です。

7番、薄井孝彦議員。

7番（薄井孝彦君） 昨日の町長施政方針の中でも、令和4年度から令和8年度の5年間を財政危機対応期間としてさらなる経費の削減に取り組むということも書かれていますし、来年度、人件費削減に具体的に取り組んでまいりますというふうに書いてあるんですけども、この辺の具体的な内容というのはどういうことなんでしょうか。令和5年度予算の中で、人件費削減とか、そういう関係する予算がいろいろロードマップを4月につくるということになっていきますけれども、それに対応して令和5年度の予算の中で人件費削減に関する予算が出てくるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。その辺の町長の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、もう既に、令和3年度末、令和4年度当初に8名の減員となっております。その経済効果といたしまして、6,500万円ということで計上しておりますので、これは新年度の予算の中に盛り込まれております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 7番、薄井孝彦議員。

7番（薄井孝彦君） それは十分私も承知しておりますので、ただ、この町長の施政方針の

中で、具体的に取り組んでまいりますというふうに書いてあるわけですね。だから、その辺の考え方をお聞きしているわけです。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいま申し上げましたように、具体的に人員削減ということで、さらにこれからその周知期間であります5年の間に人員削減を図っていくということでありますので、御理解いただきたいと思います。

議長（矢口新平君） 7番、薄井議員。

7番（薄井孝彦君） 私は人員の削減については、もちろんあれですけども、具体的な人件費の削減について、それはもちろん入るんですけども、その予算の中で具体的に令和5年度の中でそういう人件費の削減について、考えているかということをお聞きしているんです。

議長（矢口新平君） 町長、人員の削減のほかに町長の方針にあります答申を踏まえて、どのような政策かという質問だと思うのですが、甕町長。

町長（甕 聖章君） これはこれからいろんな問題が出てきます。まず一つは、大型事業における経費の削減、会染西部圃場の非農用地どのようにするか、これも今のところ検討段階でありますし、これを十分絞り込んでいくというのも一つでありますし、また、会染保育園、これにつきましてもどのような形態にしていくのか、これによって相当な経費というものの削減にもつながっていくかなと思います。ここについても十分協議をしながら検討を図っていくということでもあります。

その他、事業ありますので、あらゆる事業にこの経費の削減ということを主眼として、見直しを図っていくと、当然、必要なものについてはやっつけていかなければなりませんけれども、できる範囲で削減をしていくということでもありますので、御理解ください。

議長（矢口新平君） ほかに質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） ただいまの人件費の関係であります。来年度予算、少しは御退職される方の御尽力と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、そういった方のお陰で6,500万円の金額が減ったということでもあります。

やはり、その人たちだけにこういう責任を押しつけるような形になってしまったということとは、やはり人件費の計上としてはどうなのかなというふうに思っている方も多いと思います。

行財政の委員会の方も様々な御議論をされてきておりました。そんな中で、私たち議員もこれからも10%ずっと任期中は減額をしているわけです。そういったところを踏まえて、やはりこういったいわゆる満額、そのまま、何も一般職の方については人件費削減について手をつけていないといったところ、やはりまたその管理職の方の管理職手当についても1年間で、限定で、また元に戻ってしまうといったところもあります。そういったところについて、町長はどのように考えているのか、町民の皆さん一番そこが今注目されているところでありますので、町長の明確な見解をお聞かせいただきたいと思えます。

7番（薄井孝彦君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） この職員の給料減額につきましては、一般質問にもありますし、行財政改革委員会からも指摘をされているところでありますけれども、これは、私、経緯につきましてはね、もう何回もお話ししていますが、昨年2月にも減免しているわけでございます。そこから何の町民の皆さんからの指摘もないわけでありますし、私は町民の皆さんに御理解いただいたというふうに解釈しております。

また、一番苦しいのはこの人の削減ということであります。部署にとって、今まで5人いたところが4人になる。この4人で現有の仕事をこなさなければならない。さらに、課の統合によりまして、業務は減るわけではないのに、人が減って、そしてさらに課の統合によって、今までにない業務をこなしていけないとならないと。

恐らくこの4月から、まだ職員の皆さんは実感としてはありませんけれども、この人が減った、減員によって、相当な負担がかかってくるだろうと、私は考えております。そういうことを考えますと、減給というね、そういう一時的なものでしのげるものではないと。この人の減員こそを非常に大きな、言わばリストラでありますので、これは私は人をまず目標に向かって、人を少なくしていくというのを一つ当面の目標で、その減給につきましては、さらに必要であればまた考えることもあるのかなと思えますけれども、今のところは考えはございません。

以上です。

議長（矢口新平君） 他に質疑はありませんか。35ページまでよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出関係について、各款ごとに質疑を受けます。

まず、第1款議会費36ページから、第2款総務費59ページまで、36ページから59ページま

での間、質疑はありませんか。

8番、服部議員。

8番（服部久子君） 44ページの外国人留学生生活支援360万円ですが、これは新聞報道によると、令和4年度、令和5年度はベトナムから留学生が来ないので、一応、留学生の事業は休止するというような方針が出されたと思うのですが、それはどうなんでしょうか。

議長（矢口新平君） 360万円の支援について。

大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） ここには360万円の計上がございますが、当初予算の編成が終わった後に、学院のほうから令和4年、令和5年生徒を募集しないというような発表がなされたので、これについては、取りあえず当初予算にのせてございますけれども、今年度のどこかで補正予算で減額してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 8番、服部議員。

8番（服部久子君） そうすると、寮なんですけれども、令和4年度、令和5年度、学院のほうから、寮のお金は予定どおり入るのでしょうか。

議長（矢口新平君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） 2月15日の日に、朝刊、信濃毎日新聞にこの募集しないというような記事が載りまして、私どもその日に学院のほうに出向きまして、理事長と校長とお話をさせていただきました。その際に、家賃、そして寮の代金については、納入していただけるということで意思を確認させていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上となります。

議長（矢口新平君） 他に質疑はありませんか。

4番、横澤はま議員。

4番（横澤はま君） よろしく願いします。

町長にお聞きしたいと思います。41ページの特別職員人件費なんです。大変失礼なことを申し上げますけれども、この9月、8月でしょうか、副町長が満期ということになりますが、町長の腹がまだ分かりませんが、新しい副町長さんをお迎えする、あるいは現職の副町長さんをお迎えする、これは分かりませんが、報酬について、これは元へ戻すという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） この件につきましては、条例で定めておりますので、任期中ということになっております。そのとおりの対応をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 4番、横澤はま議員。

4番（横澤はま君） もう一点、お伺いしたいと思います。

庁舎改修工事でございます。これについて3,000万円の計上でありますけれども、この辺のところ、また、委員会でも細かいことをちょっとお聞きしたいと思いますが、今まで我慢に我慢をしてきたという、こういう中で、本当にこの3,000万円が今やる必要があるかどうかという、その辺のところの見解をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ぜひ皆さんね、北側の面を見ていただきたいなと思います。もうモルタルがむき出しになっております。これに水がどんどんしみ込んでいきますので、この庁舎の劣化というのが、恐らく加速度的になるのではないかと私は考えております。

そういう意味で、今、もう大体この壁面の塗料というのは10年で塗り替えというのが、業界の定説になっておりますけれども、相当な年月をほっておかれまして、しょうがなく一昨年、前年、東側と北側の一部はやりましたけれども、残された部分、今やらないと、この劣化がさらに進んでいくと、そうするとこの長寿命化という観点からいきますと、この庁舎の寿命をどんどん縮めていく、私は考えておりますので、どうしても新年度はやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費59ページから、第4款衛生費90ページまで。59ページから90ページまでについて質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第5款労働費90ページから、第7款商工費104ページまでについて質疑はありませ

んか。

6番、大出美晴議員。

6番（大出美晴君） おはようございます。

町長にちょっとお聞きしたいと思いますが、94ページで、重箱の隅を突くような質問で申し訳ないんですけども、水田使用料が68万7,000円上がっているんですけども、今のハーブセンターの東側のラベンダー畑、その東側の圃場というところの経費だと思うんですけども、町が直営するというので、1年目のときには、何かをやってはいて、耕作もしたような感じだったんですけども、去年はラベンダーが植わっている、あとのところは何もしていないというような状況になっていまして、今期、そういうようなことで何となく無駄なお金をたった何十万円ですけども使っているような気がしてならないんですよ。

町長としては、そのところ、これからの政策として、町の直営として、何をしていきたいのか、どんな政策があるのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） あの部分につきましては、あの圃場につきましては、昨年から、有機栽培の試験圃場としての位置づけをしております。昨年は、その土壌の中の今までの化学肥料、あるいは農薬等の除去を行うために、大豆を植えたりして、きれいにしたという作業で、去年から一部耕作を始めております。

今後の位置づけといたしましては、有機栽培の試験圃場として取り組んでいただきたいというふうには考えているところであります。

ラベンダーにつきましては、従来どおり行っていきますけれども、その他につきましても、有機を前提といたしまして、栽培を考えていくということで、これから取り組んでいくということになるかと思えます。

以上です。

議長（矢口新平君） 6番、大出議員。

6番（大出美晴君） 町長の考えは別に否定するものではないと思いますが、忠告ではありませんけれども、言っておきますけれども、有機栽培をするに当たって、あれだけの広いところを試験圃場として無駄なことをする必要は私はないと思います。試験圃場にすればよかったら、1反歩あれば十分だというふうに思います。今、あそこどれだけの敷地面積あるか、町長分かっているか分かっていないか分かりませんが、あそこはもう1町歩以上あるんですよ、ラベンダー畑も含めて、そんなところを有機栽培で何年かかってやるんで

すか、5年後ですか、10年後ですかというふうに私は思います。

言いたいのは、たった68万円何がしの経費をかけると、小さな綻び、もしかしたらこれが小さな綻びかもしれない、小さな綻びはやがて大きな破れへとつながると、私はそういうふうに思っています。

そういうような単純に、今回、その町の庁舎の北側の外装を直すということも、経費がかかるような状況ですけれども、小さなところの経費を削っていくという努力をやっぱりしなくては私はいけないと思います。町長のこれからの政策を期待しながら質問を終わります。

議長（矢口新平君） 他に。

9番、和澤忠志議員。

9番（和澤忠志君） ただいまの農場の広さが、ちょっと私も正確に分からないんですが、1町歩とすれば67万円も払っているのかと、1反歩6万も払っているのかということになりますね。だからこれはいつまでも借りていて、それで今の田んぼを借りてね、1反歩6万円なんて払っているところはないよね。それは2町歩かもしれない、2町歩としたら3万円だけれども、だからこんなことを何で最小の費用で最大の効果をなんて全然考えていないのではないの。だから、もうこれは買うなら買って、町で必要なら買うものは買うと、今の価格でね、それでいかないと、そんないつまでも借りていて6万円も払っていたって、みんな納得しないのではないの、町長どうなんですか、それ。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） いきさつはね、御存じかどうか分かりませんが、ずっと長い間のいきさつの中で、減額を図りながら今日に至って、これは毎年減額していくということになっております。この辺のいきさつについては、振興課長のほうでちょっと話をしてもらいたいと思います、よろしくをお願いします。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 今の水田使用料につきましては、ハーブガーデンになっているところも全て含めてたしか1.5町歩ぐらいはあったと思います。当初、この倍ぐらいの単価で借りていたんです。米の補償ということで、倍ぐらいの単価で借りていたんですけれども、あまりにも高いのではないかということで、昨年くらい見直して、5年ぐらいで減らしていくと、その前にも1回減らしたことがあったんですけれども、減らしていくということで、一部、西側等駐車場で拡張したほうがいいのではないかとかいうところですか、ハーブガーデンにつきましても、もう農地として使うのもなかなか難しくなってくるので、そう

いったところはいずれ買収等も考えていきたいかなというような考えは持っていますけれども、どちらにしても効率的な使用は考えたいと思いますし、部分的に、今、貸している事業者から賃借料として徴収をするようなこととして、なるべく実質的な負担を減らしていくような努力はしておりますので、その辺は御理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 他にありませんか。

8番、服部議員。

8番（服部久子君） 103ページなんですけれども、プレミアム商品券のことなんですけど、低所得者に購入補助金を配付するというんですが、この配付方法を教えてください。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 簡易書留等で、書留等で送って、該当者には郵送したいと。該当者は健康福祉課で灯油の補助を行ったと思うのですけれども、その方を対象に簡易書留等で送りたいというように考えてございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 各担当委員会に付託しますので、そこで議論していただきたいと思います。

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第8款土木費105ページから、第9款消防費113ページまで、105ページから113ページまでについて質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第10款教育費113ページから、第13款予備費142ページまでについて質疑をします。

質疑はありませんか。

8番、服部久子議員。

8番（服部久子君） 予算書には出ていないのですが、旧教育会館、この使用の仕方はどんなふうに考えておられるのでしょうか。

議長（矢口新平君） 町長でよろしいですか。

8番（服部久子君） はい。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今年度は、第3の居場所としての活用とか、いろいろなものがありましたけれども、現在は一部であります。これもその活用の要望はいろいろございますけれども、なかなか決められた用途につきまして、確定ができないというところが今の段階です。皆さん方の御提案についてもよく理解をしておりますけれども、今、すぐやるということになりますと、相当な費用と、また人件費がそれに伴って発生してきますので、この人件費の削減という中において、ふさわしいのかどうかということもちょっと懸念されるところであります。いずれにしても、新年度はある程度方向は定めていきたいかなというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 他にありませんか。

3番、中山眞議員。

3番（中山 眞君） 以前もお話ししましたけれども、120ページ以降の小・中3校の教育用パソコンリース料です。これは以前のお答えでは、最新のパソコンを教育現場に配置したい、そういう答えなんですけれども、なぜリースにするのかということ。買い取れば、5年ごとに買い取っても、リースにするよりお金が5年間で5,000万円以上浮くんです。こちら辺の答えがまだ曖昧だったので再度お聞きします。なぜリースにこだわるのか、どなたでも結構です。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

小・中学校、それぞれパソコンリース料のほう新年度予算に盛り込んでおりますが、内容としましては、教育パソコンリース料474万2,000円が小学校2校でございます。あと、中学校につきましては、415万8,000円という予算を計上しておりますが、現在、小学校2校につきましては、パソコン教室のパソコンのリースが来年、令和5年8月までリース契約が締結中ということでありまして、こちらにつきましては、契約中ということを考えれば、継続せざるを得ないという状況でございます。

リースか買取りかということで、議員の御指摘のとおり、確かに買取りのほうがコストの面で見ますと安くなるかと思っておりますので、小学校2校、来年8月にリース契約が切れた時点で、リースか買取りかということをしつかりまた検討させていただきたいと思っておりますので、

その際、実施計画、現在、令和6年度の実施計画には買取りというようなところでも予算額のほう計上させていただいておりますので、また検討の上、買取りという判断になる可能性も十分今のところ考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 3番、中山議員。

3番（中山 眞君） その答えも以前お聞きしました。

町長にお聞きしたいのですけれども、1年前に私この話をしています。買取りにすれば、5年ごとでも新しいパソコンが買えるんですよ。それでもうリースにしなければ、さっき言った5,400万円浮くんです。今時のパソコンですから10年もちます。それだと10年間で1億3,500万円の金が浮くんですよ。

私は、去年パソコン買いました。1年がかりで承認をもらったパソコンでね、リース料にしたら4倍かかる。そんなの1発却下ですよ。これが庶民感覚なんです。先ほども答えたように、本当に金が無駄な金だったら、途中解約でも何でもするというのが普通の考えですよ、一般の考え。それが、1年たっても何も変わっていないと、これから検討するといったら、この1年間の1,350万円というのは何だったということになる。そこら辺の行政側の理論、何でリースにこだわるのか。町長教えてください。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今、担当のほうからお話がありましたけれども、リース契約中と、途中であると、これは解約というふうなお話もありましたけれども、一つの約束事でありますので、そういう点で継続リースということで、考えていた、そういうことで御理解いただきたいなと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 各担当委員会ありますので、そこでしっかりと議論をしていただきたいと思います。

他にありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 先ほどの服部議員の子供の居場所の関係でございますけれども、今、先ほど、質問があったのでさせていただきますけれども、検討をなさるといふことの町長の答弁がありました。ぜひその中に、単なるいつものこういう会議体ではなく、子供たち、当事者も入れた会議体の中で検討するというのも、やはり「子どもがまんなか」の教育大綱を実現する中では非常に重要ではないかなと思うんですけれども、やはりそういったところの

考えももちろんあって検討していくということでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） あらゆる面で実施するということになれば、当然、皆さんとの協議、またそういう関係者の皆さん等も含めた会議ということになりますけれども、その前提として、庁舎の整備どのくらいかかるのか、またそうした場合に、今度、誰かそこにいなければならぬという問題が出てくるわけです。1人では済まないと思いますし、3人ぐらいは常時そこでもっていなければならぬという問題もあるかなと思います。

いろいろな問題、ちょっと複合的な問題がありますので、併せて検討を図りながら、その皆さんとの協議もしながら実施できるものであるのかどうか、検討したいなというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 他に質疑はありませんか。

4番、横澤はま議員。

4番（横澤はま君） 1点、お聞きしたいと思います。

これは、町長に直接お聞きしたい問題なんですが、池田町の学びの里保小中、これはしっかりした教育大綱ができておるんですが、我々の町民にとって、保小中一貫、この学び15年プランというのは一体どういうことなのかなということがよく見えてきません。

学校現場の先生方、本当に頭の下がる思いで一生懸命子供たちを向き合っております。行政側として、子供をどう守っていくのかということが我々の責任でもありますが、この事業プラン、当初、保小中15年プランって一体どういう事業なのか。町民に分かりやすいようなそんなお話が、町長の立場としてお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） これは、前教育長が、住民説明会等で何回もお話をしております。ゼロ歳から15歳まで一貫した教育指針に基づいていくんだということで取り組んでいる事業でありますけれども、先日、担当の教育関係の担当者に聞きましたら、大変学校関係も変わってきたと、また、子供たちも変わってきたと、非常に先生方の考え方も変わってきましたと、大変うれしい報告をいただきました。

まだまだ完全に定着したという状況ではありませんけれども、これが、15年プランが先生方にとって負担というような御意見はありませんでしたし、また、子供の姿を見て、大変今までと違う積極性が出てきた。そして保育園と、保・小・中の先生方の交流を深めることに

よって、お互いが全段階の教育について理解を深めたという話がございました。そういう子供たちは、また次の段階に入ったときに、スムーズに保育園から小学校、また小学校から中学校と、いわゆる小学校ギャップとか、そういうギャップを感じずに進学できるというようなことにも大いにつながっているのではないかというふうには考えております。

それが基本的に、15年プランの基本だと思いますけれども、さらに定着すべく、また新教育長にも十分と話をし受継いでいただいて、池田町の教育として確立をしていきたいと思っております。

また、この15年プランが高く県に評価されまして、今度、全県の全学校に池田町モデル校として紹介されるということになりました。そのくらい非常に注目をされている教育であるかなというふうに考えますけれども、そうやって取り上げられることが主眼ではありません。要は現場の先生方、またその子供たちにとってよりよい教育を目指すということが主眼でありますので、この15年プランを中心とした池田町としての教育を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 今、予算の部分ですので、各担当委員会に付託しますので、教育委員会の寺嶋課長、付託委員会の際に、学びの郷保小中15年プランの話と今町長の言われた話をまたしていただきたいと思いますが。

寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 9日の特別委員会におきまして、先ほど町長申し上げた県内の小・中学校に配付される資料がありますので、そちらに池田町の取組が掲載されているということでありまして、それを9日の日にまた御説明させていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） では、ほかによろしいのでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） では、質疑なしと認めます。

再度、議案第12号全般について質問を受けたいと思います。

質疑はありませんか。全体で。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第13号 令和4年度池田町工場誘致等特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第14号 令和4年度池田町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第15号 令和4年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第16号 令和4年度池田町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第17号 令和4年度池田町水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第18号 令和4年度池田町下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号より第18号までの質疑を終了します。

議案第4号より18号までを各担当委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表を朗読させます。

丸山光一議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（矢口新平君） ただいまの付託表により、各担当委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号より第18号までを各担当委員会に付託することに決定しました。

請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

議長（矢口新平君） 日程2、請願・陳情書についてを議題とします。

職員をして請願・陳情書を朗読させます。

丸山光一議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（矢口新平君） これについては、各担当常任委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表を朗読させます。

丸山光一議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（矢口新平君） ただいまの付託表により、担当常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

散会の宣告

議長（矢口新平君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前10時54分

令和 4 年 3 月 定例 町 議 会

( 第 3 号 )

## 令和4年3月池田町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和4年3月14日(月曜日)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員(12名)

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山真君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	大出美晴君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	和澤忠志君	10番	那須博天君
11番	倉科栄司君	12番	矢口新平君

#### 欠席議員(なし)

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	麩聖章君	教育長 職務代理者	小澤裕子君
総務課長	塩川利夫君	企画政策課長	大澤孔君
住民課長	蜜澤佳洋君	健康福祉課長	宮本瑞枝君
産業振興課長	宮澤達君	建設水道課長	丸山善久君
学校保育課長	寺嶋秀徳君	生涯学習課長	下條浩久君
総務課長補佐 兼総務係長	山岸寛君		

#### 事務局職員出席者

事務局長	丸山光一君	事務局書記	矢口富代君
------	-------	-------	-------

### 3月定例議会一般質問一覧表

番号	質 問 者	質 問 要 旨
1	4番 横澤はま議員	1. 魅力あふれる美しいまちの将来像をどうつなぐ 2. 人口減少・少子高齢化社会に向かったの施策展開について 3. 薫り豊かな文化を育む町立美術館の行方
2	3番 中山 眞議員	1. 中山間総合整備事業 社口原工区の農業存続問題と今後の活用を踏まえて、池田町を拠点とするウェルネスプロジェクト提案について 2. 総務省が支援する「地域活性化企業人」制度の提案
3	7番 薄井孝彦議員	1. 自転車活用推進の取組について 2. 地下水保全の取組について 3. 社口原エリアの開発について 4. 農林水産省の「水田交付金」の見直しについて
4	8番 服部久子議員	1. コロナ感染に対する学校、保育園の対策を聞く 2. 原油価格高騰に対する農家、福祉施設への支援を聞く 3. 就学援助制度の充実を求めて聞く 4. 町営住宅の今後の方針を聞く
5	2番 大厩美秋議員	1. 企業誘致推進について町長の考えは 2. 通学路危険箇所における行政対応の進捗について
6	5番 矢口 稔議員	1. 小中学校で導入が始まるコミュニティースクールの推進方法について 2. 子どもたちの学校での居場所について 3. 職務専念義務について
7	9番 和澤忠志議員	1. 農業政策を問う
8	1番 松野亮子議員	1. ゲノム編集トマト苗の小学校での配布について
9	11番 倉科栄司議員	1. 二期目の折り返しを迎えた甕町政について

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（矢口新平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

定足数を達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

小田切副町長、吉澤監査委員、欠席との届出がありました。

一般質問

議長（矢口新平君） 日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順とします。

職員をして一般質問一覧表の朗読をさせます。

丸山光一議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（矢口新平君） これより一般質問を行います。

横 澤 は ま 君

議長（矢口新平君） 1番に、4番の横澤はま議員。

横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 4番の横澤はまでございます。おはようございます。

ちょうど今日、暖かい春の風といいますが、大変庭でもそれぞれの息吹を感じます。子供たちも何とか卒業式を迎え、私たちの宝の子供たちを、本当に将来羽ばたいて元気で、夢を持って進んでほしいなど、そんな願いを持っております。

さて、今回の一般質問でありますけれども、財政危機緊急対応期間ということで、いよいよ

よスタートいたします。それに関連しまして、やはり池田町、希望を持ったこれからの未来のことについてしっかりと、今回は3題といいますか、3つの目標を持って質問をさせていただきたいと思います。

まず、魅力あふれる美しいまちの将来像をどうつなく。

麴町政の財政改善の道筋とは。

2期麴町政がスタートし、3年目。令和2年度の町政方針では「住みよく、住みたくなる魅力ある町づくりに力強く取り組み、美しく、安心・安全で活力ある町づくりを推進する」を掲げ、希望あふれる町を目指すとした施政方針が掲げられていました。

しかし、現状は厳しい財政に陥り、これまでに至った町長自らの責任において、麴町政予算編成の基本方針は、行財政改革推進計画の答申を真摯に受け止め、今後の5年間で財政危機緊急対応期間と位置づけ、最小の経費で最大の効果を上げる効率的な財政運営で、計画行政と健全財政を目指すとして述べております。

この財政圧迫状況の中で2期目の折り返しを迎え、魅力あふれる安心・安全で活力ある町づくりにどう向かい、取り組まれるのか、町民が納得できる町長の姿勢・決意をお示ください。また、財政改善の道筋とはどのようなことかお伺いいたします。

議長（矢口新平君） 麴町長。

〔町長 麴 聖章君 登壇〕

町長（麴 聖章君） おはようございます。

一般質問、御苦労さまでございます。

それでは、ただいまの横澤はま議員の御質問にお答えしたいと思います。

将来に向かって、今後の取組についての御質問でありますけれども、町政担当以来2期目の折り返しを迎え、新型コロナウイルス感染症や財政難等、課題が山積しておりますが、引き続き人口減少、少子化の課題を最大のテーマに掲げ、美しい町づくりをコンセプトに、CO<sub>2</sub>削減、災害に強い町づくり、移住・定住施策、健康長寿対策、子育て支援や教育の充実、産業の振興等と、各施策を展開してまいります。

特に令和4年度につきましては、緊縮財政下ではありますが、施政方針でもお示ししたとおり、少子化対策、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組、健康長寿の町づくりの3つを重点テーマに掲げ、魅力ある町づくりを推進してまいります。

財政改善につきましては、令和4年度から8年度の5年間で財政危機緊急対応期間と位置づけ、財政上の課題の一つとなっている経常収支比率の抑制に向け、課・係の削減による役

場組織の見直しや早期退職制度導入、退職者不補充等、人件費削減に取り組みます。さらに、減債基金を活用した町債の繰上償還等による公債費の抑制に努めるとともに、公共施設等整備基金や減債基金へ優先的に積み立て、後年の財政運営に備えてまいります。

一方、歳入面では、ふるさと応援寄附金が令和3年度に初めて1億円の大台を突破しましたので、さらなる寄附増額に向け、積極的に取り組んでまいります。

これらの取組に加え、今後の行財政改革推進委員会の答申等を参考に多角的に取り組み、必ずや財政状況の改善を図ってまいりますので、御協力をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（矢口新平君） 4番、横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ただいま町長のほうから答弁いただきました。

新年度の予算を見ますと、財政についての行政間の意見というのがどのように反映されているのかなというところも、一つ疑問を抱いております。その形がなかなか見えてこないのかなという中で、行財政改革推進委員会の資料の中でも言われておりますけれども、財政経費と投資的経費のバランスのとれた財政、この財政運営はどうかかなと。

それから、借金が過度に財政圧迫をしていないのかな、その点。それから将来に向けた備えが計画的に行われているのかなと。そういう総合的に判断すべきと指摘されておるわけですね。その上で、前回の中山議員の質問にもありましたけれども、中期的な目標と時系列に並べた管理する工程表と、そういう意味のロードマップというのが近々、新年度4月でしょうか、作成されていくというふうにお聞きしておりますけれども、それがいつ頃示されるのか、また現在その内容が総合的に判断されるものなのか。

そして、そのロードマップってどういう内容のものなのか、もしお答えできればここで聞きしたいと思います。そして、ただいまの町長の施政演説も併せて、財政改善の道筋はロードマップとしっかりと整合性を持っているのか、その辺、町長お伺いしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それではお答えいたしますが、ロードマップについての御質問ですが、4月半ばには、大体令和3年度の決算見込みというのが出てくる予定になっております。それを受けまして、それが含まれたほうがより具体的になりますので、それを受けまして、ロードマップの作成というところに入ってまいります。

以前にもお示しいたしましたが、財政シミュレーションというのが基本になってまいりま

すけど、こんな形で今後財政改善を図っていくという内容になるうかと思いますが、それにつきましては、4月中にはお示しできるのではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） また近々ということでありますので、また見せていただきまして、御協議させていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に参ります。

経常収支比率の削減についてであります。

財政圧迫の最大の原因は、経常収支比率の上昇であります。平成27年77.8%が、令和2年89.4%となり、現在は財政が硬直化しており、経常収支比率を80%に下げなければなりません。昨年の11月町民懇談会において、「何としても経常収支比率を下げなければならない」と町長より話されました。

行財政改革推進委員会のニュースレター、先頃ナンバー2を配布されましたが、その中でも、最大の課題は経常収支比率の引下げとなっております。今後の町づくりのため、人件費を初めとする経常経費を下げ、財政に弾力性を持たせなければならないと指摘しております。どのように進めるのかお伺いいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

経常収支比率に影響を与える経費のうち、人件費と公債費が大きなウェートを占めますので、職員の早期退職制度導入や、退職者不補充等による人件費削減、減債基金を活用した町債の繰上償還等による公債費の抑制に努め、経常収支比率の抑制に取り組んでまいります。

具体的な例を挙げますと、職員数の削減でございますが、令和3年度の正規職員数は102名でしたが、早期退職者を含む計8名が退職となり、令和4年度は94名でスタートを切ります。このような大幅減により、職員への負担増が懸念されるところでありますけれども、退職者不補充により、何とか乗り切ってまいりたいと考えております。これにより、一般職の人件費は前年度予算比約6,500万円減となります。

また、町債については、一般会計について申し上げますと、ここ数年、毎年約6億円を借り入れ、同額程度の返済を行ってきたため、町債残高がなかなか減少に至りませんでした。令和3年度約2億6,000万円、令和4年度は約1億2,000万円と借入れ金額を抑え、返済額を

従前並みの約6億円とすることにより、4年度末の町債残高が令和2年度比で8億円減、特別会計を合わせますと15億円減と、大幅に減少する予定であります。今後も減債基金を併用し、さらなる町債残高の削減に努めてまいります。

このように、将来に備え、ここ数年は経費の削減に取り組むとともに、借入れを抑えながら町債の償還に努め、積立金を増やしていくという、いわゆる大地に根を伸ばす時期として取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） るる今説明をいただきました。それで、財政の指標はやはり数字ですので、この具体的に数値目標を示さなければならないと思います。

行革委員会では、財政危機を真に脱したと言えるのは、経常収支比率が80%台前半を回復したときだ。それまでは経常経費の削減に集中することが何よりも重要と指摘しております。何年に何%にするという目標値を示し、それに向かって行政、議会、町民が共有し、財政改善に向かわなければなりません。目標数値に向かって、財政改善をするお考えがあるのでしょうか。また、どのように財政改善されていかれるのか、その方策を町長、示してほしいんですが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） その件につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、大きなウェートを占めるのが人件費と公債費ということになってまいります。公債費につきましては、先ほど御説明のとおり、借入れよりもいわゆる返済額のほうがかなり多くこれから続きますので、そうすることによって公債費は漸減というところに来ると思います。

人件費につきましては、不補充とはいえ、ただいま育児休暇等で職員が9名休職しておりますので、その職員の復帰等がありますので、なかなか抑えにくいということと、年々やはり人件費のベースアップ等がありますので、非常に人件費を抑えるのは難しいという部分がありますが、これもロードマップで示していきますけれども、どうしても削り切れない人件費につきましてどう対応するかは、これからの課題として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、当面は一気にちょっと下がるというところにはいきませんが、この経常収支比率、必ず将来に向かっての比率の削減というところには持ち込みたい

というふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 今町長のお話では、具体的にまだ目標値がなかなか、80%に向かうというだけの話であって、具体的にはお聞きできなかったわけではありますが、ぜひその辺のところをしっかりと据えた中で、今後の方策を確実に進めていくということの中でお願いしたいと思います。

次に参りたいと思いますが、議会が求めた財政健全化についての要望についてであります。

行財政改革推進委員会の第一次答申の実施に当たり、議会から町に要望書を提出しております。町長にお伺いします。まず、職員の給料削減について議会の十分な協議を求めたことについてであります。

私も再三、1年間で、今日で3回このことについては求めておりますが、なかなかしっかりとした御返事をいただけない、そんな中であえて質問をさせていただきます。前回の答弁では、一般職については責任なしと判断し、削減は行わないと言明された結論を出されておりますが、職員にも責任の一端があり、町民は納得されていません。

かつて消費税還付ミスについて、町長の提案により、全職員3%削減が数か月行われたと聞いております。少なくともそのような誠意を見せていただきたい。公僕としてのあるべき姿勢を町民に示すべきではありませんか。また、財政健全化に道筋を立てると言うならば、到達点を明確にし、給料の削減の手だてを考えるべきで、心をもって事に当たっていただきたいと思います。

行革委員会の答申では、「当面する財政危機を克服し、持続可能な維持・発展の土台を築くため、町役場職員が自らの問題として捉えて率先して取り組むとともに、全力を尽くすことを期待する。」と、行政に切実なる願いを求めています。

言われてやるべき問題ではありません。今最も重要なことは、行政、議会、町民が認識を共有することであり、再度お聞きいたします。このことを踏まえ、人件費削減目標とも併せ、今年度給料削減の考えがあるのか、町長の見解をお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えしてまいります。

この件につきましては、何度もお話ししておりますけれども、昨年2月に職員に責任なし

ということで、給料の減額はしない旨言明いたしました。その後、財政問題についてパブコメも求めたり町民説明会を行いました。職員の給料の減額を指摘する内容は、パブコメに関しては1件も確認しておりません。

また、議会におきましては、昨年2月以降3回の定例会があり、さらに数回の協議会がありました。議員の皆様からの職員の責任を問う声、あるいは給料の減額について指摘する内容はなかったと記憶しております。その間、町民の皆様からも同様の内容についての御意見、御指摘はございませんでした。

新年度は、まず課の再編や職員数の削減による財政的効果、業務上の負担等を検証してまいりたいと考えております。その上で、職員の経済的負担につきましては、財政立て直しの集中期間中には課題として組合等と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 町長ね、実は今のお話は聞いております。しかしですね、今ちょっと進歩があるのかなというところの、長いスパンの中で課題としてというお言葉をいただいたんですが、その中にちょっと資料を別のところでお配りしたんですが、ちょっと筋道がずれるかと思えますけれども、やはり町長のリーダーシップ、これを求めているわけですね。

ここで言いますと、佐藤一斎という儒学者をちょっと例に挙げさせていただきました。これは言志四録というのが、指導者いわゆるリーダーのためのバイブルであります、聖書であります。これは江戸末期の方で大変有名な方だということ、私は近頃知りました。その中に、幕末の維新ですよ、そこの関わったこの佐藤一斎の残されたバイブルです。

佐久間象山あるいは西郷隆盛とか勝海舟、吉田松陰、高杉晋作、伊藤博文、こういう有名な方が、このバイブルを非常に大事にしてきたと。私は要は言いたいのは、町長がどうでしょうか、職員の皆さん、組合云々もございませぬけれども、町長の気持ちで職員の皆さんに、どうでしょうか、一緒に気持ちを表現というか、削減を求めて、行財政で求めている中で、5%でなくても2%でも3%でも、そういう気持ちを町長自らがリーダーシップをとってもらいたいと思うんですよ。

ここに、真ん中に書いてあります。税金から給料をもらっている役人にとって好ましい字が4つあると。公、公平です。正、正義。清は清廉潔白。敬、己を慎み人を敬う。こういう言葉がずっと残されております。そこで町長、私が見たところでは、職員の皆さんも一生懸

命やっていますが、その姿が町民の目線から生き生きと活動しているところが見えないんです。それは、やはり町民も痛みを感じて、この削減については皆さんが我慢をしながら、3億円の削減のプロジェクトの中で、補助金削減で責任のない町民のしわ寄せをしたわけです。そして我慢をお願いしました。そういう状況で、職員には責任はないとする考えは、町民には納得いかないわけです。

私も口酸っぱく何回も言ってきましたけれども、それは心ある行動でしょうか。職員も責任の一端があるはずで、人件費削減とともにその責任を形で表すべきではないでしょうか。

とり方はいろいろあるかと思います。ぜひ町長、その辺を、1年間ですよ、5%。管理職手当50%ですよ。そして大変申し訳ない、会計年度のフルタイムの方は2%と行革で言っているわけです。そこが全く責任を感じないというんですか、数字で表すのはどうかと思いますが、気持ちなんですよ。そういうところをもっと町長として皆さんに申し上げて、よし、こういうことでやりましょうよと、そういう気持ちが出てこないんでしょうか。

もう少し言いますと、今回の予算の中に特別職の人件費が上がっております。これも前回町長にお尋ねしました。副町長それから教育長の問題、これについてのどうするんですかと言いましたら、元へ戻すという、こういう御返事をいただいたんですが、私としてはどうしても不自然なんです。

条例で決まっているかということでありまして、これは町長が任命する問題でありまして、例えば町長は申し訳ないんですが、30%減です。今48万1,200円です。これが副町長さん、どういうふうになりますか分かりませんが、戻すとなると、給与が57万8,300円、町長よりも9万7,100円上になるんですよ。それから、これは教育長、新しい教育長をお迎えになります。今までは13%減でありましたけれども、これが元へ戻りますと52万6,400円、町長の30%の減よりも4万5,200円が、教育長のお給料です。

こういうことが本当にどうなんだろうと。今この非常事態の中で、理解を求めるべきではないんでしょうか。その辺を町長、もう一度給与削減のことについてもお答えいただきたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それではただいまの御質問にお答えしますが、職員の責任問題につきましては、私としてはというよりも、町民説明会等からも御意見をいただいた中で、職員には責任がないということで、御返事をいたしました。特に会計年度職員の皆さんから、私たちに何の責任があるんでしょうかという質問をぶつけられております。確かにそうだなと、

何も分からずに会計年度任用職員になったということで、いきなりそこで給与の削減というのをぶつけられたら、多分皆さんは驚くことだろうと思います。そういう点から、責任ということでは、私は求めてはいかないというふうに考えております。

しかし、財政的な協力については、議員御指摘もありましたけれども、大いにこれから組合の皆様ありますので、話をしながら進めてまいりたいというふうには考えております。

特別職の給料につきましては、もうこれは2年前に条例で皆さんが決めた条例でございます。ですから、私はその条例に従ってということで、給料が上になるとか下になるとかと、これはもうその時点で、あるとすれば議論されていた問題でなければおかしいんじゃないかと思っております。もう分かっていたことでもありますので、その時点でいつまでとか、あるいはこういう形でということで、条例の設定をすればよかったんじゃないかと思っておりますが。

一度皆さん方に決めていただいた条例に従って、私は復帰すべきは復帰するというところで進めているところであります。そういう考えでありますので、今いわゆる御指摘ありましたけれども、その件につきましては、議会の皆さんが新たな条例ということでのお話があるとなれば、それについては考えてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） その前に甕町長、この要望書は議会から出ていますよ。その辺についてのお答えがないです。要望書が、給料削減について議会から出ていますので、議会から何も町長に対して、給料削減についての議題はなかったと町長さっき言われましたが、ちゃんと議論して要望書として出しているわけです、町長に。

町長（甕 聖章君） 要望書をいただいたのは先日でありますので、先日というか、ちょっと日程は分かりませんが、一月ぐらい前じゃないかと思っております。その職員の給料削減については、議会と議論をするということでの御要望をいただきました。大いにこれは、これからでもその議論をしていけばいいんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） そうしますと、今の特別職ですね、これも条例を議会で改正すれば、町長も考えてよいという、こういう考えでよろしいか。それから、今の削減の問題です。給与削減に、これについても考えがあるという、そういう解釈でよろしいでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（麿 聖章君） そのように解釈していただいて結構です。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） それではもう一つ、職員の方にぜひ頑張っていたきたいという意味に、町長ぜひ、こういうことを皆さん声をかけながらやっていただきたい。さっきの資料ですが、職員がまた萎縮したり、いろいろ元気がどうもなさ過ぎます。

その中で、「やって見せ、言ってみせ、させてみて、褒めてやらねば人は動かじ」という、これ山本五十六さんの名言なんですよ。こういうことをぜひ部下の方に一生懸命やっている、その姿を褒めてやって、そして励まして、そして頭から押さえるんじゃなくて、徐々に諭してやる、そして意欲を持って、萎縮しない、そういう池田町の職員、輝く職員になっていただきたいと思うんです。これは私からのエールであります、その辺をよろしく願いたいと思います。

次に参ります。

会染保育園、圃場整備非農用地、そして会染小学校改築等予定されている。借入金に頼ることなく目的基金を求めることについてであります。

厳しい財政状況が続く、今後、多額の費用に係る事業が計画されております。財政立て直しのため借入れによる事業執行は避け、目的基金を積み立て、事業実施に備えるべきと考えますが、町長にお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

3つの大型事業がこれから予定されておりますけれども、会染保育園施設整備及び非農用地の活用は、事業詳細が固まらないため現時点では何とも言えませんが、方向性が見え次第、有利な補助金や町債の選定を行ってまいります。また、会染小の大規模改修は国庫補助金があり、町債も交付税措置がある有利なものを用いる計画であります。

ただし、どの事業も必ず一般財源の負担が生じますので、それらに対応できるよう、今後は公共施設等整備基金と目的を持った基金へ重点的に積み立て、後年の事業に備えていく方針でありますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔 4 番 横澤はま君 登壇 〕

4 番（横澤はま君） これからの、本当に大変な事業があるわけでありまして。今回の行財政改革推進委員会で示されたこれも資料によりますと、基金積立金がランキング、令和元年の残高が、長野県下58町村のうちの池田町は55番目なんですね。財政調整基金というのは、突発的な収入減に見舞われたり、あるいは大火災が発生したときのために常に保持しておくべき財源で、財政調整基金4億円を保持した後は、特定目的基金と減債基金を計画的に積むという基金運営の方針を確立して、当面は、特定目的基金のうち公共施設等積立金を、今後10年間で20億円程度蓄えることが必要と述べられております。

また、池田町の町づくりの原資としてでも施設改修の費用としても必要となる資金ですから、目的を決めて積み立てていかななくてはなりません、そのためにも経常経費と投資的経費の割合を80対20くらいに戻すことが必要とも、行革のほうから指摘されております。

このような指標の中で、今言った会染保育園、圃場整備、それから会染小学校改築等のこのいうことで、予定では令和6年の設計が会染保育園の老朽化で、7年に工事、8年にスタートと、こう計画されております。この辺もしっかりと検討していかなきゃいけないじゃないかなと、私はそう思うんですが。

それで、今回の令和4年度の予算案でも、もう数千万円を超す事業が数件組入れられております。こういうことも目的基金どころではないんじゃないかなと思うんですが、その辺はやはり予算は慎重に、そして特に我慢すべきことは我慢をし、そして無駄を省くことが、大事な今の池田町の行政ではないでしょうか。もう一度担当の方にちょっとお聞きしますが、その辺のところいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） 財政の問題について御指摘をいただきましたが、先ほど町長が申し上げたとおり、令和2年度までは借入金と返済金が拮抗しており、なかなか借入れ残高が減らなかったんですが、3年、4年と、償還のほうが多いということもあって、かなり残高が減り、基金につきましても、令和2年度は基金残高が12億円でしたが、令和3年度は15億円を今のところ予定しております。

ですので、令和2年度が一番底という位置づけで、基金も財調以外の減債基金や特定目的基金への積立てを積極的に行ってまいりますし、公共施設等整備基金に積むということは、将来的に投資的経費に回ることになりますので、先ほど町長が申し上げたとおり、今は我慢する時期ということで、後年の投資的経費に回せるよう貯金を積極的に増やしてまいります。

以上であります。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 本当に家庭で言えば、何を優先するのか、何を控えなきゃいけないのか。食事でいえば、今日は納豆にしておこうと。ピフテキだ、そういうのはやめようと、こういう本当に財政もそうだと思います。ぜひ私たちも我慢するところはしなきゃいけないし、そんなところでしっかりとした見通しのある、これからの予算というものを進めていただきたいなと、そんなふうに思います。

さて、次に行きます。

人口減少、そして少子高齢化に向かったの施策展開についてです。

将来を見据えた少子化施策についてです。

2021年の県内の人口増減で、人口が増えたのは5町村のみ。72市町村で人口が減り、全ての市町村で、出生数が死亡者数を下回る自然減が加速しているとの新聞報道がありました。それには、池田町人口が2022年1月1日時点で9,225人、1年間の人口増減が132人、それから社会増減8人、こういうことであります。

また、池田町は昨年度の出生数が23人と過去最低であります。麴町政施政方針では、最大の課題として人口減少・少子化を掲げていますが、将来を見通した少子化対策についての考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 麴町長。

町長（麴 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

少子化対策についての御質問でありますけれども、町政担当1期目から最大の課題と捉え、できる施策を展開してまいりました。当町は自然減が顕著で、少子化対応には若年層の移住者増を図る必要があります。その要素といたしまして、働く場所の確保、住宅の確保、子育て支援策の充実、交通インフラや生活の利便性等が挙げられます。

若年層の移住の条件で、広域的なアンケートを見ますと、やはり交通インフラ、特に鉄道の利便性が1番に上がっております。働く場所については、交通の利便性により近隣で確保できますが、この点では当町は不利な地域という感があります。

住宅については、土地の開発、補助金の整備等行ってまいりましたが、それも対応できる町有地はほとんど宅地化しており、限界に近くなっております。残された対策は、子育て環境を整えるなど、子育て支援策を充実させるということになります。

そこで、新年度はその一環として、給食費の補助の増額を行い、また数年来子育て世代から強い要望がありました遊具の設置を行ってまいりたいと考えております。そのほか、不妊治療費の補助の充実、教育支援員の町費による継続など実施してまいります。

将来展望につきましては、住宅の確保は大きな問題でありますので、業者の皆さんとも連携を図りながら、開発可能地域で開発を推進してまいります。また、さらなる子育て支援策についても継続して検討してまいります。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） この人口減少、本当に簡単な解決ではありません。ますます、23名ということではありますが、来年度どうなるのか、これは加速といたしますか、低下していくのかなというところの中で、どうそれを支えるか。これはお隣の松川村さんと比べますと相当に差が出てくるというんですが、村長さんは9,600人というような何か明確な人数を示されているようなんですが、町長、池田町は一体何人ぐらいの目安といたしますか、目標を持っているんでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） これは総合計画で示されておりますけれども、令和10年で9,000人ということで設定されていると思います。それを目標にということで進んでいるところでありますけれども、現実的にはそれを下回ったといたしますか、減少幅は大きいかなというふうに捉えております。なお一層の対策が必要かなというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 次のところにも関連をしますので、進みたいと思いますが、人口減少に立ち向かう将来の経済政策についてです。

令和7年には高齢化率は40%を越え、令和22年には人口約7,000人との予測がされておりますが、町は第6次総合計画で「人口増対策に取り組む中で、いかに人を呼び込む施策ができるかが以前に増して問われている。」と述べています。

しかし、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックが未曾有の混乱をもたらし、社会経済や日常生活に大きな影響を与えている今日、今や小手先の対策ではなく、経済の仕組み

を根本的に変える必要が出てくるのではないかと考えます。特に第6次総合計画の「産業の基盤を強め活性化する町づくり」は、経済政策の直接的な課題であります。人口減少に伴い、新たな経済社会のグランドデザインを描く必要があるかと思いますが、町長にお伺いいたします。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えしますが、当町の人口動態を見ますと、県内外の遠隔地からの転入者が多いという傾向があります。業者の皆さんからも、近隣の中でも人気の高い地域であるとの評価をいただいておりますが、ただ、さきの質問でもお答えいたしました、住宅地が極めて少なく、やむなく他の地域へ変更したとの話も聞いております。

土地利用計画を見ますと、ハザードマップ等を考慮しますと、宅地の確保はなかなか難しい地域となっておりますが、反面、空き家の増加も大きな課題となっております。そこで、現在進めております空き家対策事業をさらに推進し、住宅・住居の確保を目指したいと考えております。また、ソフト政策の面では、住みよい環境づくりが要件と思いますので、福祉面でのさらなる充実や環境整備、健康な生活の推進など進めてまいります。

グランドデザインについての御質問ですが、これにつきましては総合計画にほとんど網羅されておりますので、その実現に向けて尽力してまいります。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 町長の言われることはよく理解しております。その上で、今回この質問をしましたのは、要はもっと幅を広げた、今回中山議員も、それから和澤議員も、農業あるいは観光振興、産業、こういった面での追及する質問がございます。私はやはりこれから人口減少に向かって、この池田町の魅力、何だろうかと、そういう中で直結はどうしても産業ではないかと思うんです。

その辺のところをお二人の議員の質問の中で期待をしたいと思うんですが、やはり農業生産や観光振興、産業、これが人口減少に歯止めをつける一つの方策だと思うんですよ。そういう視野を広げた池田町のこれからの未来の展望を広げてほしいなと思います。

そういう願いを込めて、今回はこれで終わりたいと思いますけれども、この自然・都市・水、本当に肥沃な恵まれた池田町がそういった産業にどうするのか、今世界ではキーワード

がワンヘルスという、こういう言葉をやられています。私たちの健康と社会の地球の健康は一つだと、そういう中での財政、経済政策、考えてほしいなど、そんなふうに思って次に参ります。

薫り豊かな文化を育む町立美術館の行方。

行財政改革推進委員会は、諮問に沿って協議している中で、今後の美術館の在り方について町長の意向が示されました。豊かな文化を育む今後の美術館についてお伺いします。

まず、指定管理5年延長の根拠とは。

令和2年12月の暮れに、町の財政が逼迫する中で、町長は「町立美術館を売却する意向を明らかに」という記事が掲載され、あれから1年が経過しました。今回、行革推進委員会審議中に、公共施設の管理運営の改善に関する美術館の在り方について、町長は、結論を出すのは難しい。令和5年度から指定管理を5年延長し、あり方を検討したいとの考えを突如示されましたが、述べられた町長の真意が全く理解できません。なぜ指定管理5年延長の意向に至ったのか、その根拠をお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それではお答えいたしますが、美術館におきましては、平成27年度から指定管理制度を導入しましたが、当町の美術館は集客力のある有名な作品を収蔵、展示しているわけではないため、通常開催1年前に内容を決め、オリジナルの企画展を開催することによって集客を図っているのが現状であります。

平成16年度から続いております安曇野キルト展を例にしてみますと、例年9月から10月に企画展を開催するに当たり、9か月前には作品募集チラシを作成し、作品を募るなど、事前準備に時間が必要となっております。他の企画展におきましても、作品、作家によっては作品制作に時間がかかる場合や、2年先、3年先までスケジュールが決まっている場合も多々ございますので、計画準備期間が短いとなかなか開催に至らない場合もございます。

また、今年1月に、中学生以上500人を無作為に抽出した美術館に関する町民アンケートを実施いたしました。この中では、財政問題については加味してありませんが、結果、323人、回収率65%の方から御回答をいただき、美術館が必要であると回答された方が64.4%、必要ないと答えた方が22.3%という結果でありました。

中でも注目したいのは、自由記述欄には回答者の60%に当たる197人の方から熱い様々な御意見、アイデアをいただきましたので、これらを踏まえて指定管理の5年間延長と申し上げた次第でございます。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） この次の答弁を求めますが、町長ね、そういうアンケート、それも私自身もお聞きしました。しかし、これは最終的に今の行革のほうでも近々出されるようなんですが、聞くところによりますと、もうこの指定管理はこの4年度で終わり、そしてその先はどうでしょうか、町民の皆さんに下ろしてもう一度検討するという、そういう道を持たないんでしょうか。

その先の、この次の質問になりますけれども、今どういう状況なのか、そして、経費もかかります。その中で、大事なこれだけの美術館をいかに守りながら、町民の目線でどういう経営をしていくのか、そういうところはやはり皆さんの意見を大いにお聞きするということが大事なことだと思います。

次のところに行きますが、この5年延長したときに、その先どうなんでしょうか。経常経費の削減を図るという問題解決にはならないわけですね。次のところにもありますが、年間約3,000万円です。3,000万円は必ずかかるわけです。そういう中での5年、この前も会議の中では、じゃ、1億5,000万円どうするんですかと、そういう話も委員会で出ているわけです。この先の問題、どのように町長お考えなんでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） この件については、先ほどもお答えしたとおり、非常に町民の皆さんの熱い思い等を受けますと、なかなか早急に結論というようなことができないというふうに私は考えております。ただ、問題を先送りするつもりではありませんけれども、この問題解決には十分な議論の時間が必要だろうというふうに考えております。

行革審の答申を受けまして、教育委員会や美術館運営協議会で協議していただくことは、7月以降早々に始めて、皆さんの意見をお伺いしながら、最終的な結論というところに臨んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） と申しますと、町長、これ5年延長ということではないという、そういう解釈でよろしいでしょうか。皆さんの御意見をいただいて、そして今後の検討にすると

ということの意味でよろしいでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 皆さんと御意見交わす中で、この期間については、また検討する余地はあるんじゃないかというふうには考えております。ただ、今指定管理という中では1期5年という契約上の内容がありますので、それに基づいて私は1期5年と申し上げたわけでありまして、この期間についてはまた検討してまいりたいというふうには考えます。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） くどいようですが、これは検討するという事で町長、よろしいでしょうかね。

もう時間がありませんけれども、全部読みませんけれども、次の最後の町づくりの豊かな芸術・文化向上の美術館再生についてですが、これはぜひ今後の美術館の在り方については、本当に答申のとおりでありまして、町長の考えを今お聞きしましたので、検討していくというところで、これは割愛させていただきますけれども、要は今、文化庁によりますと、全国に博物館が約5,700館あるそうです。美術館それから博物館全部含めてですね。

その一番の問題は、人員不足、そしてコロナ禍に苦しむためということでの観光の拠点が、非常に人数が減少してきている。維持が非常に大変だと。特に財政面で厳しいのが、全国で79%と聞いております。そういう中で、この文化庁が答申を示したのが、これからはやはりデジタル化というんでしょうかね、そういう大いに呼び込むというところに文化庁も力を入れていきたいというような、そんな話を聞いておりますが。

池田町もやり方があろうかと思うんです。調査によりますと、学芸員さんが町立の場合、約3割は学芸員さんがいらっしゃらないという問題です。池田町はどうでしょうか。学芸員さんがいらっしゃいます。そういう方を核としながら、町民の目線でこの美術館、中身も検討し、文化を継承しながら知恵を出して、池田町としての美術館、これは考えるべきだと思いますが、町長、最後に時間ありませんのでお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今指定管理にしておりますけれども、今の指定管理の皆さんの企画等々を考えますと、これはもうとても職員にはできないというふうには私は考えております。この池田町の美術館は、池田町、このエリアで唯一の公立美術館、大北です。

以上です。

4番（横澤はま君） 以上で終わります。

議長（矢口新平君） 以上で横澤はま議員の質問は終了しました。

中山 眞 君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

2番に、3番の中山眞議員。

中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 3番、中山眞です。

今回は2点あります。町長の予算基本方針、それから社口原を初めとする池田町全体の産業の掘り起こしを提供している企業からの提案です。この2点についてお聞きしていきます。

最初に、町長の農業後継者問題の認識です。

これまでずっと、農業の法人化で担い手不足を解消すると。担い手、新規就農者の確保と優良農地の保全、継承を図っていくと、同じ答弁をずっと繰り返しているように思えます。中山間農地耕作とか水田耕作の継続を、どのように町長は考えておられるのかお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの中山眞議員の御質問にお答えをいたします。

現在、町では幾つかの農業法人がありますが、個人として法人化している事業者については、それぞれ独自の方針の下、自立して運営されているものと考えております。

ほかには従来の営農組合が共同して法人化されたものがありますが、過日一部の方と懇談した中では、いよいよ高齢化が大きな課題となってきたと感じたところであります。課題に対してどのように対応するかということではありますが、今まで視察をしたり事例の研究をした中で、成功事例として株式会社化や公社化が多くありました。これから若い力が農業に参入するには、安定した収入、高収益作物への取組、一般的労働時間等、現代に合った体制にする必要があると考えております。

県のほうでも同様な方針が過日説明され、J A、中間管理機構、自治体などと共同して、

法人化の仕組みづくりやメリットについて話がありました。町としては、現在の法人組織の皆さんと情報交換を行いながら、体制強化を図ってまいります。

特産品についての御質問ですが、数年来課題となって取り組んでおりましたが、近年ワイン用ブドウの栽培が盛んになり、品質も高く評価されてまいりました。新規の栽培圃場も拡大され、このたびは会染西部圃場の一角にもブドウ栽培に取り組むことになりました。平地での本格的な栽培は初めてでありますので、大いに期待したいところであります。

一昨年にはワイナリーもでき、いよいよ特産品としての位置づけがされてまいりました。そのほか、桑茶、ハーブ製品、おやき等、これから特産品として成長が見込めるものも育ててきております。また、販路についてはコロナによる直接販売が難しい状況でありますので、ふるさと納税の返礼品として新規メニューの開発に当たっております。さらにこのたび立ち上がります一般社団法人観光協会も、特産品販売も業務として取り組む予定となっておりますので、販路の拡大は大いに期待できるのではないかと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔 3 番 中山 眞君 登壇 〕

3 番（中山 眞君） 私の質問は、今の池田町の農業法人の問題を聞いているんじゃないんです。舊町長がそういう状況下の中で、具体的にどんな法人化を考えているのか、そこを聞きたいんですよ。農業法人には2つの形態があります。町長、これのどちらでやろうとしているんですか、お聞きします。

議長（矢口新平君） 舊町長。

町長（舊 聖章君） 先ほどお答えしましたように、法人と言いましても個人で法人化されているところもありますし、また営農組合が寄り合って法人化したところもあります。いろんな形態があるということでもありますので、これは農業者の皆さんとよくよくやはり懇談をしながら、その中からどんな形態がいいのか模索してまいりたい。私の中ではこうすべきというようなものはまだありませんけれども、いずれにしても力を合わせるということで考えますと、どうしても法人化というような組織化が必要であろうというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔 3 番 中山 眞君 登壇 〕

3番(中山 眞君) 農業法人というのはいろいろな形態はないんです。2つしかないんですよ。会社法人か農事組合法人か、これによってがらっと変わってくるんです。だから、さっきも言ったように農業法人の問題を聞いているんじゃないんです。これはもう既に先日も大北農協の所長さんから提示されています。今の池田町の農業法人はあと3年から5年だと、みんな高齢化になってくると。こういう問題はもう既に聞いていますので、これに対して町長は具体的に池田町の農業法人化をどう図っていくか、そこを聞きたいんですよ。

これからこの後で触れる社口原、そこを私も地権者の一人です。農業法人をつくっていいこう、そういうふうに考えているんですけども、どういう手順を踏めば農業法人が出来上がるのか、簡単で結構ですので教えてください。

議長(矢口新平君) 甕町長。

町長(甕 聖章君) これは大いに県とも相談しながら、私がこうするああするというのは、私の中ではございません。だから県と相談したり農業者の皆さんと相談して、どんな法人にするのか、これから検討を図っていくということですので、よろしくお願いします。

以上です。

議長(矢口新平君) 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番(中山 眞君) 私はつくる手順を聞いているんです。私は分からないんです。だから教えてくださいと言いました。この中で、きっちりその手順を説明できる方いらっしゃいますか。皆さんにお聞きします。

結局、町長の頭の中に何も考えていない。しかも部下に指示もしていない。この話を聞いて、担い手の農家さんたち、町長のこの法人化、一縷の期待を抱いているんですよ。それがこういう答弁で、そういうこの場を見ている農家の人たちどう思いますか。そこなんですよ。

これはまだ前置きの段階ですので次に進めますけれども、結局はずっと同じことを言っている。だけど何も動いていない、そういうことじゃないんでしょうか。これに対する反論は次の質問で言っていただいても結構です。

次に、産業振興策のオーガニック農業、有機農法の試験圃場です。

これも、今までオーガニック農業の研究とかハーブのブランド力の強化とか、ハーブ製品の6次産業化、情報発信という施策を町長はうたっています。有機農法研究というのは推進は、誰がどのような形で今進めているのか。ハーブ6次産業化とはどういうものなのか。また、どのような情報発信を考えているのか。今までと同じ答弁だったら言っていただかなく

て結構です。変わった点だけ簡潔にお聞きします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） それでは、ただいまの御質問でありますけれども、前回にも他の議員の御質問にお答えしましたが、新年度、自然農法国際研究開発センターというところと連携しまして、有機農業についての研究を進めてまいります。

既に委託先でありますハーブステーションのグループによる同センターとの協議が始まり、指導を受けながら試験圃場での実践が始まっております。ほかにも有機栽培に取り組むグループが幾つかありますので、意見交換や勉強会を行い、有機栽培の実践者を増やしていきたいと考えております。

また、ハーブ製品につきましても、ハーブステーションの委託先のグループにより開発が進められており、今年はいくらか形になってくるのではないかと期待しております。なお、役場内での有機農業の推進の担当としては農政係となりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 今までにずっと聞いてきました、今の話はね。トップとしてどういうふうにこの有機農法を進めていくのか、現地の人と話し合いながら。その少しでも具体的な話があればと思って聞いたんです。残念です。

次に行きます。

重点テーマ、麩町長の掲げているゼロカーボン社会の実現です。

ゼロカーボン都市を、いち早く池田町は宣言しました。これまでに可燃ごみ削減とか断熱住宅の推進とうたっています。これがもう数年たっています。これらは特に宣言しなくても、どこの自治体でもやっていることなんです。後で出てきますゼンリゾーツ、敬称は略させてもらいますけど、ゼンリゾーツの提案の中にでも、このウェルネス計画で、二酸化炭素排出量実質ゼロの建築をすると、そういうふうに提言しています。町長が宣言をした背景には、ほかの自治体にはない独自の考えがあってのことだと思っておりますが、お聞きします。池田町独自のカーボン推進策というのはあるのでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ゼロカーボン社会の実現の取組についての御質問でありますけど、この御質問にも以前お答えしておりますけれども、地球環境問題が世界的に大きな課題となって

おり、気候変動による災害の多発、身近な現実となっております。

地球上の全ての人間が地球環境を守るということは、責務であると考えます。そこで私はゼロカーボン社会の実現という命題を示し、全ての住民が意識をしてこの課題に対応していく必要があると考えております。それぞれの立場で意識をしてできることに取り組んでいくことが要件ではないかなと思います。

町としては、当面焼却ごみの減量を目標として、リサイクル委員会の皆さんと共同して目標に向かって取り組んでまいります。また、自然エネルギーの活用につきましては、当面太陽光の活用の検討をさらに進めてまいります。さらに、私は子供たちの教育に取り入れ、子供の頃から環境問題に関心を持つことも大事であると考えますので、今後教育委員会とも相談する中で、教育の中に浸透させていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） なぜ宣言をしたのかという理由を聞いているわけじゃないんです。ゼロカーボン都市宣言をするということは、いつまでにゼロにするか、その目標なんです。だから、去年はこういうことをやりました、一昨年はこういうことをやりました、その積み重ねなんですよ。これの積み重ねをしていかないと、ゼロに全然近づかないということなんです。だから、やったことがどんどん下から抜けていったのでは、何もならないということなんです。この宣言をして、今現在でどのくらいゼロに近づいたのか、それをはっきり町民に示していくべきだと思います。それから町民は動き出すと思います。

先ほども言いましたように、ゼンリゾーツによるカーボンニュートラル構想、この話は町長も受けていると思いますけれども、自分が掲げる推進策の中に、企業も同じような提案をしています。これについてどう受け止めているのか、町長、お聞きします。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） いろんな御提案いただきました。それぞれ得るべきところはあると思いますけれども、町で、これは良い提案だから一気にやろうと、そういうものではないと私は考えております。やはりいろんな、これはもう当然財政の問題も絡んできますけれども、そういう問題を含めて協議をして、方向を定めていくと。これは町の基本は総合計画でありますので、それにどのように組み込んでいくか、そういうところの体制になってくるだろうと思います。

そういうことで、大変参考にはなりますけれども、今これについてどうこうということでは考えておりません。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 先ほどから言っている、条例があるからできません。6次計画があるからやりません。こんな悠長なこと言われるんですか、今の池田町は。どんどん進めていかなければ、どんどん停滞していきますよ。それは町長自身がよく分かっていることだと思います。こういう話が農業法人だとか有機農業、あるいはゼロカーボン、これをゼンリゾーツが提唱しているんです。この話を聞いたとき、あ、これは甕町長がやろうとしていることだと、私はすぐぴんとききました。

町長も同じ話を聞いていて、今のような答弁なんですか。もっと関心を持っていいはずじゃないですか。町長がやろうとしているこの3つの提案を、企業がやるんですよ。この相乗効果というのはどれほど影響が出てくるか。そこなんですよ、判断は。できるできないじゃないんです。町長がやるかやらないかなんですよ。これはちょっとまた後で触れていきます。

いずれにしても、ゼンリゾーツという名前を出しましたけれども、これは体力のない衰退していく小規模自治体、池田町のようなものです、単独では様々な事業ができなくなっている。そこに民間企業との連携による地域おこし、これは国が最も今推奨している政策なんです。こういった展開は全国に広がりつつあるんです。この話に乗れば、池田町はその先端でこういった地域おこしができますよ、そういう内容でこれからお話ししていきます。

2番目の、社口原地区の現状と今後についてです。

現在の耕作者、池田ファームの滝沢支部の緊急課題として、町に提出されました。先ほどの話のように、高齢化のためもうできません。土地も痩せています。鳥獣被害はますます広がっています。今のソバ畑、3分の1しか収穫できないようなんです、鳥獣被害で。そういったところで、だけどこれから、今までずっと携わってきた以上は、何とか新しい形でこれを継続していきたいと、そういう滝沢ファームの皆さんの前向きな姿勢が見られるんです。

こういったいわゆる民間企業と地権者とそれから町内産業者の混合で、連携した新しい組織づくりの農業法人、これは今後大事になってくるんじゃないか。だから先ほど、町長はどういう形態で考えているのかと聞いたんですけど。そこに、今は民間企業と提携していかないと、もうやっていけないということなんですよ。それをこのゼンリゾーツさんはうたって

います。

先ほど言いました。もうできませんと提出がされました。そのときに、町長はどう考えたのか。これをどういうふうに継続していくのか、その考えをお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それではお答えしたいと思いますが、先日、2月21日であります、池田ファームの皆さんと懇談をいたしました。その折、社口原農地の現状について話を伺い、認識したところであります。お断りしておきますが、緊急課題として町に申請書が出されたとのお話がありましたけれど、そのような事実はありませんので、御理解いただきたいと思っております。

さて、当地の耕作に対して耕作者の高齢化に加え、鳥獣被害がひどいという状況も確認いたしました。今後についてであります、耕作者の皆さんと十分協議をしながら、課題の解決策を考えてまいります。具体的には、鳥獣被害が当面の大きな課題でありますので、どのようにするか、または耕作者をどうするか、作物の選定はどうか、県とも相談しながら検討してまいります。

なお、耕作には大変困難な地域であるとともに、農薬や化学肥料等の使用について、近隣住民の皆さんから認められない経緯もありますので、作物の選定はかなり絞られるものとなります。そのような条件も踏まえ、継続についての検討してまいります。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 緊急課題ですよ。先日、県から現地視察がありました、あそこを受けて。問題視しているんですよ。この社口原地区というのは、おととい地権者会議がありまして、そこに県から北アルプス地域振興局の課長と県農業開発公社の参事、それから宮澤県議、町からは産業振興課長が来た中の説明がありました。

あそこの社口原地区というのは、平成14年に始まっているんです。中山間総合整備事業で、事業主は県なんです、あそこの社口原は。池田町がその事業申請をしているんです。ということは、池田町が最終責任者なんです。滝沢ファームじゃないんです。最終責任者がどうするか、これによって県は重大な課題として捉えているんです。そういう説明がおとといありました。

あそこを簡単に町長は荒れた土地だ、これ以上手がつけられないというようなおっしゃっ

ているんですけど、これ町長自身の責任問題に振りかかってくるんですよ。県の説明者に聞けばね。だから、ここは何としてでも池田町として、あそこを継続していかなきゃいけない。どうしてもできないなら、県にしっかりそういった計画書を出さなきゃいけないんです。そういうところに来ているんです。

もう一度町長に聞きます。責任を持ってあの社口原地区、継続していくのかどうか、その意思だけでいいです。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） これは先ほど議員の説明のとおり、県の事業で開発した土地でありますし、これは農業ということで決められた地域でありますので、この保全と継続については町が責任を持って行うということになっておりますので、私はその方向で進めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 先ほどそういうふうにおっしゃれば、次の質問があるんですよ。どういうふうに具体的にという質問をします。

最初の答えにその話は載っていないじゃないですか。町に責任がありますと。第一次答弁に載っていないじゃないですか。違います、町長。

これは全体的なことでもた触れていかなきゃいけないんですけど、いずれにしても農業法人化を図ってそこに企業が参入して、あそこに新しい形の圃場整備事業をやっていかないと、もうできないということなんですよ。

一般企業が入るということは、若い人たちもそこに参入できるんです、農業従事者としてね。あるいは会社勤めの人が、土日だけでもそこへ参加できる。そういう農業法人の形態なんですよ。それをゼンリゾーツさんは提唱しているんです。今までの町長の答弁でいくと、ゼンリゾーツさんの話はほとんど何も考えていないというような言い方じゃないですか。池田町を何とかしたいと、こういう提案なんですよ、町長。

次に移ります。

先ほど言いました社口原地区を町、県、国、企業、この新しい複合体で農業法人を形成していこう、そういう提唱なんです。これは冒頭にも言いましたように、この企画というのは池田町全体を含めた掘り起こしの提案だということです。そこだけはしっかり認識しておい

てもらいたいです。

この間の県の担当者と、後で話を聞きましたけど、今は中山間農地、これは国や県も含めて地滑り対策の助成をしています。農業用水の確保もします。圃場整備や農作業の貯蔵加工施設も可能なんです。農作業加工体験施設も可能なんです。そういう地域活性化の支援が今の農林水産省で提唱されている、そういうことなんです。

この私の後ろにあるような資料、ゼンリゾーツさんの提案です。これは去年の8月に町長、副町長、課長数名の前でプレゼンが行われました。でもこの話スタートそのものは、3年前なんです。3年前に町長のところへ挨拶に来ているんですよ、この企業は。そこからのスタートだということなんです。

これは先ほどからずっと言っていますように、今の池田町にとって何をやらなきゃいけない状況なのかということなんです。財政もない、金もない、自分たちでは事業を何もできない。これを企業がやろうとしているんですよ。そこに町から金が出ることは一切ないんです。企業が全部やるんです。あとは町長が決断するかの問題なんです。

このときに町長が何と答えたか。地滑り対策を講じてくれたらと、そういう企業に投げかけているんですよ。副町長も、対策案が出たら考えてもいい、こんな答弁しているんですよ。それは本来行政がやるべきことじゃないんですか、地滑り対策は。何で企業にそういう話を振るんですか。これも先月の全員協議会で甕町長は言いました。その後、去年の8月以降です、その後企業から何も言ってこないの、もう企業は諦めていたと発言しています。

これがトップセールスの言うことなんです。こちら側からお願いして、ぜひ協力してくれと頼むような事業だと思うんですよ。それを、待っているような営業の仕方、これが今の池田町を任せている理事者のやることですか。何できっちりテーブルに乗せて、企業と向き合おうとしないんですか。話を聞いたときに、これは絶対やらなきゃいけない事業だと、私はそう感じました。

一旦テーブルに乗せたら、先ほども言いましたように地滑り対策と、みんなで一緒に考えていけばいいだけのことなんです。何度も言いますが、できない理由だけを考えて、半年間も何も考えなく、ほっとしている、池田町は今そういう事態なのですか。それを言いたいですよ。町長の認識が甘いんです。

私は社口原地区の一地主者として、こういった話は地元でありました。そういう皆さんの質問に答えるために、いろいろ聞き取り調査を始めました。そしたら、社口原だけじゃない、池田町全体を含めた提案をしているんだと、よく分かりました。

その代表の方が言っていました。池田町さんだけです、迷惑そうな不審そうな態度をとっているのは。こう言い切りました。どこも積極的に進んでいるそうです。今現実に富山とこの池田町と同時進行しているようですけれども。しかも、この企業がそういう説明をしている中で、どこの誰だか分からないような、そんな態度で対応している。そう受け取られても仕方のない対応を、町長、副町長はしているんですよ、相手の企業に対して。

私はこの事業を進める立場でもないし、そんな権限もないんですけども、これが池田町の顔なんです。池田町さんだけですよという言い方される。町長の答弁じゃないんです。池田町がというふうに見られるんです。もうこの話を聞いていて、恥ずかしくてしょうがないです。この企業は、国からもモデル事業成功事例として取り上げている企業だということです。ちなみに言いますけれども、国の事業の中のモデル事業成功事例として、この企業が取り上げられています。官公庁の上質な宿泊施設の開発促進事業、文化庁の文化資源の高付加価値促進事業、経済産業省のジャパンプランド事業、農林水産省の農山漁村振興事業として、この企業がモデルとして取り上げられています。

経産省や水産省の職員の勉強会に、この代表の方は講師として呼ばれているんです。昨年行われた日本を代表するホテルや観光関係者が集まった中の相談会、ここでこのゼンリゾーツは日本を代表する企業として選ばれて、その中で代表者が1時間かけて特別講演をしています。こういう相手ですよ。分かります、私が恥ずかしいと言ったのは。本当に理事者2人に任せて大丈夫なんでしょうか。

この同じ話を聞いて、片や役場の一職員は、今の池田町に最も必要なことと、そういう判断をしたんです。これは最後までやり遂げなければいけない、そういう決断をしているんです。いろいろ勇み足的な行動はあったにしても、すぐに動いて、この1年間時間をかけて、コーディネーターの人と一緒に町じゅうを駆け回って、後ろの資料にあるようないろんな産業者の方たちと商品開発をしているんです。

片やどうです、町長のようにできない理由だけを言っているように思われる、こういう行政トップの人たち、そういう人たちに判断力、決断力、実行力はあるんでしょうか。よっぽどのこの一職員のほうが、私は立派だと思います。その最初の判断、そこを甕町長がどう判断したかなんです。先ほどのカーボンニュートラルの話もそうです。その判断が曖昧だから実行も決断もできないでいる、それが今の現状なんですよ、町長。

質問します。こういうゼンリゾーツによる提案に対して、半年たっても何もやろうとしない町長の意図するところは何でしょう。これは議会や町民に知らせるべき内容だと思うんで

すけど、それも知らせようとしなない、その2点お聞きします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えします。

先ほどお話ありましたゼンリゾートさん、新規事業者からの提案につきましては、実際には昨年6月に正式な開発について、社口原の地を希望している旨話がありました。その内容は高級リゾートの設置ということで、ホテル設置を中心としたということであります。そして、有機を中心とした地域農業と密着した取組、1年近くかけて地域の情報を取材し、懇談を重ね、理解をいただき、それをまとめて中身のあるプレゼンテーションを受けました。

私はよく調査し、池田町の課題を指摘している提案であると感じさせていただきました。しかしながら、希望している場所のことを考えますと、この地域は農用地として県の事業で開発した場所であること、土地利用計画で開発できない地域であること、一部土砂災害警戒区域が含まれていること、水道、道路等のインフラ整備がされていないこと、整備には多額の費用を要すること、また、以前クラインガルテンの構想がありましたが、地域住民の皆さんの理解が得られず、断念したこと、町としては財政的にあまり協力できないこと等、社口原農地の立地条件が極めてハードルが高いことを説明して、その課題に対してどのように取り組むのか提示させていただきました。

その後、その旨窓口になっている職員の話をしたのですが、過去に地域住民に認めてもらえなかったという経緯もありますので、意向を確かめてみてもいいのではないかとのお話はしております。その後音沙汰はなく、昨年暮れになりまして、地域の方から問合せで、観光協会の名で地域ごとに説明会が行われているとの状況が分かり、担当から詳しい説明を受けたところであります。

観光協会の会長も詳しい報告を受けておらず、説明会の詳しい状況は把握していなかったとのことでもあります。町としましては、提案の良さは感じたものの、あまりに難しい地域でありますので、積極的に推進する考えにならなかったのは事実であります。議会に話がなかったとのことでもありますけれども、開発内容として報告するだけの資料がそろっていなかったこと、以前他地域の開発で議会にお話しした内容がメディアに漏れ、地域の皆さんから先に話をするようにとお叱りを受けたことなどがあり、お話できなかったことを御理解いただきたいと思えます。

2月21日、地元県会議員、県職員、社口原農地を管理している池田ファームの役員の皆さんと懇談をして、県の見解として、この地域にホテルなどの宿泊施設を造らないこと、農業

関係の休憩施設、加工施設なら、ある程度の施設はできるとの内容を確認したところであります。

開発事業者とはその旨理解をしていただいた上、今後どのように活用できるか、宿泊施設可能な他の地域で検討できないか進めているところであります。報告できる要件がそろいましたら、議会にもお話をさせていただきます。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 今町長がおっしゃったことは、私は1人でこの2週間で調べ上げました。これだけの後ろにあるような資料にまとめました。これははっきりしているんですよ。これ町長、読んでもらっています。今言った答えは何度も言っています。できない理由を挙げているだけなんですよ。社口原のあそこは、全面的に県がこれから支援します、そういうふううたっているんですよ。企業も池田町の産業振興を全面的に支援します、こういうふううたっているんです。

しかも、そこには一切町としての金はかからない、企業はそう言っています。全部ゼンリゾーツがやりますと言っています。それから、そこにホテルができるかどうか、そこが一番町長の中でぴんときたというんですけど、私は役場の職員がぴんときたのは、これは池田町全体に関わる問題だと。できるできないの問題じゃないんですよ。一旦テーブルに上げて、できないことを一つ一つクリアしていけばいいんです。普通はそういうふう思うはずなんですけどね。

今の町長の答弁を聞いていると、本当にこの計画を理解しているのかどうか、分かりません。そもそも一般質問の詳細を見て、少し違和感を抱いている方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、後ろにあるような資料を、本来は町から説明があるべきなんです。私はそれに対して質問する、これが本来の形だと思うんです。それが無いから、私が企業のこういう事業の説明をして、それを質問形式でやっていくしかない。だからちょっと分かりにくかったと思います。

この質問集を読んだ中には、私が何を言いたいのかよく分からない、そういう方もいらっしゃると思うんですけども、私の質問の意図するところは、何とか町に動いてもらいたい、この1点です。できるできないじゃないんです。すぐにでも動いてもらいたい。町長の今日のこの答弁を、ゼンリゾーツさんは見えています。答弁次第によってはすぐ撤退しますよ。も

う半年以上も待たされているんですから。ここの町長答弁は非常に大事ですよ。後になって、あ、取り逃がしたと、こんな事態にならないように、ここでしっかり決断すべきことなんですよ。

これは何度も言いますように、この事業というのは、商工会や観光協会や農業団体や農業関連者や、池田町の産業全体に対しての問題なんですよ、提起なんです。それを町長1人の考えでやるやらないの問題じゃないんです。だけど町長がやると言わないと、この先何も進まないんですよ。ちょっと質問の内容を変えていますけど、町長はこの事業全体を取り上げるのか、あるいはやるのかやらないのか、はっきりお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） これにつきましては、私はもう社口原でのリゾート開発はできないという判断をしておりますので、その他の地域でホテル建設に該当するような地域を、池田町の中で探していくというのが、今の段階であります。私は十分この事業、もしそういう可能な地域で先方も要望する、そういう地域がありましたら、積極的にそこについては、この事業を導入したいなというふうには考えております。

ただ、今問題になっているのは先方の社口原の指定でございますので、だから、そういう意味で社口原ではできませんと。農業等の開発でありましたら、協力して先ほどお話ありましたように、法人化する等の形をとりながら農業開発をしていくということは、やぶさかじゃないというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 社口原はリゾート開発じゃないんです。ウェルネス計画なんですよ。それを何で甕町長は、あそこにリゾートホテルができるんだ、そういう考えだから何も進まないんです、問題が出るんです。こういう判断で、だから何回も言いますが、役場の一職員でさえそんな判断していませんよ。何でも甕町長がそんな勝手な解釈をするんですか。と感じています。

いずれにしても、この話は議会を含めて、町民にきちり説明すべき内容だと思います。近いうちに議会に対して説明をしていただきたい。今までのことは私一人の判断で言っています。これからはこの計画を議会全体で議員の皆さんの判断に委ねたいと、そういうふうに思っています。近いうちに議会に説明会を開いていただけませんか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） それはもう十分、やぶさかではありませんので、整理をしまして報告の態勢をとってまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） じゃ、それを踏まえて、議会の判断を踏まえて、この事業をやるかやらないか、そういうふうな解釈でよろしいでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） はい、そのとおりで結構でございます。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） さっきも言いましたように、もう時間がないんですよ、町長。いつ池田町を撤退するかもしれない。隣の松川村に拠点を移されるかもしれない。そういう今事態なんですよ。そこも踏まえて、早い段階での議会への説明。議会はこの説明を受けて、ようやく動けるんです。町民の意見を聞いたりね。そういった形で進めていかなければいけない。

何度も言いますように、この事業を取り上げるということになれば、商工会や観光協会や各団体を巻き込んだ大きなプロジェクトになるんですよ。今の答弁聞いていると、そこに町長のリーダーシップ図れるんでしょうか、心配になってきました。ここではそれだけのことにしますけども。

いずれにしても、きちりと、こういう企業の人たちなんです。まず始めるなら、町長や副町長のそういう誤解されるような態度、発言をとったことをおわびしてから話を進めるべきなんです。これが池田町の顔なんですよ。そこをしっかりと認識してもらいたい。

いずれにしても、私がこの一連のことで感じたことは、今の池田町にとって必要なのは理事者じゃないんです。こういう町のために一生懸命働いている職員の人たちです。そう強く感じました。

終わります。

議長（矢口新平君） 以上で中山眞議員の質問は終了しました。

この際暫時休憩します。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

議長（矢口新平君） 休憩を閉じ再開いたします。

一般質問を続けます。

薄 井 孝 彦 君

議長（矢口新平君） 3番に、7番の薄井孝彦議員。

薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 7番議員、薄井孝彦です。

今回は4点についてお聞きします。

まず1点目、池田町における自転車活用推進の取組についてお聞きいたします。

そのうちの1点目ですけれども、レンタサイクリングを生かした観光施策の取組の検討状況をお聞きします。

北アルプスの豊かな自然環境を利用したレンタサイクリングは、町への誘客に役立ちます。昨年の3月定例会の一般質問で、レンタサイクリングを生かした観光施策を推進するよう質問いたしました。町は検討すると回答しました。その後の検討状況を、次の点を含めてお聞きします。

1つ目は、レンタサイクリングの発着場所、終着場所をどこにするのか。サイクリングのコースの設定はどうするのか。ウェブなどを通じたレンタサイクリングの宣伝をどうするのか。レンタサイクリングの申込み場所と実施主体はどこになるのか。他市町村のサイクリングとの連携は。そしてレンタサイクリングはいつから実施するのか。以上をお聞きします。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

〔産業振興課長 宮澤 達君 登壇〕

産業振興課長（宮澤 達君） それでは、薄井議員の御質問にお答えいたします。

池田町における自転車活用推進の取組ですが、まず1点目の発着場所でありまして、

これまで町内各所での設置を検討してきました。休業日やサイクリング中の駐車スペースの確保などの理由により、レンタサイクルを実施していませんでしたが、この春より池田町観光協会で貸出し業務を行い、町営まちなか第1駐車場を駐車スペースとして活用し、まちなかを起点としたレンタサイクルを実施することにしたいと考えています。

2点目のコースの設定ですが、季節ごとの名所や飲食店などの立ち寄りポイントをつなぐコースを複数設定したコースづくりをしています。コース案内は、マッピングアプリを活用したものをを用いる予定であります。

3点目の宣伝ですけれども、その他の観光案内等も含め、観光協会のホームページにてPRをします。観光協会のホームページは、桜シーズンである春と紅葉シーズンの周期の閲覧数が多いので、宣伝効果が見込めると考えております。

4点目の実施主体であります、実施主体は観光協会であります。観光協会は法人化に伴い、年末年始を除き、無休体制で開設するということでもあります。

5点目の他市町村との連携でありますけれども、これまでも道の駅にシェアサイクルポートの設置など連携を行っている安曇野市との連携を図っていきます。

6番目の実施時期ですけれども、当面は春から秋にかけて実施し、冬期は休止としたいというように考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） コロナの状況にもよるとは思いますけれども、春から実施するということで、私はいいと思いますけれども。コース的には、例えば観光協会を出て自転車で行った場合、花見あたりから南へ下るコースと、それから北のほうの堀之内のほうへ行くコースと、そんなふうに分かれて、南へ行ったところはハープセンターを必ずポイントに入れるとか、それから北へ行ったコースは仁科神明宮との連携を図るとか、そういったようなコース設定を具体的に考えてはいないでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 今のポイント等も含まれていると思いますけれども、また具体的なものも案はありますので、またそのときにお示ししたいと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 実際これを進めるということになりますと、いわゆる町民の理解も必要ですし、それから立ち寄りポイントの飲食店だとかそういった人たちの協力、そういったものも必要になってくるかと思います。あと、自転車の定期点検、安全性の確保、そういったようなことも具体的に検討していかなければ、私はならなくなると思うんですよ。

そういう意味で、関係者、これは商工会だとかも当然入って、観光協会も町も入って、商店、コンビニ、自転車の営業する店、そういった人たちに実施する前に集まっていただいて、具体的にどんなふうに進めていくのか。その場合、課題、問題点はどこにあるのか、そういったことを具体的に検討して、そして進めていってほしいと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） また関係者で集まりまして、具体的なことを検討する中で進めたいと思っています。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ、私は、後の活用推進計画からも出てくるんですけども、協議会的なものを立ち上げて、自転車活用をどのように進めるかという観点から、そういう関係者が立ち上げた協議会を立ち上げてもらいたいですよ。そして、よく検討して進めていくということが必要じゃないかと思いますが、町長その辺はいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 当然、一つの事業を始めるには、そういうことで関係者の周知徹底が必要かと思います。大いに商工会等中心となりまして、この事業をどのように進めるか検討してまいりたいというふうに考えています。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ、やはり協議会を立ち上げて、町民の総意、意見、そういったものをくみ上げて、積極的にやっていただけるようなそういう方向性でぜひ取り組んでいただきたいと思います。

2点目の質問に移ります。

池田町自転車活用推進計画の策定について。

自転車の活用は町民の健康増進につながり、温暖化防止、炭酸ガス削減にも役立ちます。平成29年5月に施行された国の自転車活用推進法では、市町村に地域の実情に合った市町村自転車活用推進計画を定めるように求めています。

平成31年3月には長野県自転車活用推進計画が策定され、松本市、豊丘村などでも推進計画が策定されています。池田町も観光促進による誘客のほか、町民の健康増進や温暖化防止の観点からも、池田町版の自転車活用推進計画を、次の点などを含め、つくるべきだと考えます。町の考え方をお聞きします。

1点目は、自転車活用による健康の啓発。

2点目に交通安全の推進。ヘルメットの着用とか自転車保険の問題が出てくると思います。

3番目は計画推進体制。町、町民、民間業者などの役割を明らかにする必要があると思います。

町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それではお答えいたします。

大北地域については、さきに行いましたパブリックコメントを経て、北アルプス自転車活用推進計画を、各市町村の計画ですが、意見を取りまとめた形で策定をしております。議員御指摘にあるとおり、細部にわたる取組内容を明確にしました、池田町における推進計画を新年度に作成したいと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 新年度作成するということで結構かと思いますが、それを進める場合でも、やはり関係者の意見を十分に聞いて計画を立てていくということが必要になるんじゃないかというふうに私は思います。その辺のところを町長の考え方はいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） いずれにしても計画策定に当たりましては、一部門でということではなかなか進みませんので、大勢の皆さんの御意見を伺った上で、しっかりとした計画を組んでまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひこれ、計画策定にはさっき申し上げましたような協議会的なものを立ち上げて計画するとともに、できた計画についてはぜひ町民説明会的なものを立ち上げて、開いて、パブリックコメントも行ってやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

地下水の保全の取組についてお聞きします。

昨年の冬期、安曇野市にある田淵行男記念館の湧水池が枯れました。本年は通常に戻りましたが、依然松本盆地の地下水の資源の低下が危惧されております。大町市から松川村、池田町、安曇野市の地下水はつながっており、安曇野市の地下水資源の低下は池田町の地下水資源の低下にもつながると考えます。

5ページの図の1に松本盆地の地下水の水の流れを示しましたけれども、これを見ても、上流、大町市のほうから安曇野市へ行く水は一つつながっているということが分かると思います。そして次のページに、これも安曇野市の地下水保全対策協議会の資料ですけども、長期的な地下水推移と湧水量の変化を見ますと、上流域の大町市の水位が長期的に、特に下がっているということが分かるかと思います。池田町のほうでも、南部のほうで地下水位が低下して使用できなくなったという話も聞いております。

長野県は2009年、松本盆地大北地域千曲川水系ごとの地下水収支、浸透量、取水量、賦存量などを発表しています。これを基に、松本盆地の地下水収支を試算することが可能と考えまして、表1を作成してみました。これらを参考に、町としてアルプス地域地下水保全対策協議会へ、近年の松本盆地の地下水収支の作成を提案してほしいと考えます。町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 蜜澤課長。

〔住民課長 蜜澤佳洋君 登壇〕

住民課長（蜜澤佳洋君） それではお答えいたします。

協議会の事業計画で、令和7年度に10年ごとの一斉測水が予定をされております。また、5年ごとの地下水量実態調査や常時計測している地下水データの蓄積も行っております。今後そういったデータの活用も含めて、一斉測水をどのような形にしていくか、内容の検討をしていくことになるかと思っておりますので、協議の中で提案はしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 協議の中でやっていくということでもいいかと思うんですけども、私が特に心配するのは、水田面積の減少によっていわゆる浸透量が減っていくんじゃないかということが心配です。表の1の水田の地下浸透量合計で3.2億立方メートル程度なんですけども、アルプス地下水保全対策協議会の資料を見ますと、この表は2009年ですけど、2014年はその値というのが約2.4億トンということで、0.8億立方メートル減少しているということが言えるんじゃないかと思います。

水田の減少量、そういったもの10年、20年後というのはどうなるのかということも含めて、将来予測に基づいて保全対策を検討していくということが必要になるんじゃないかと思えますけども、その辺はいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 蜜澤課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） 協議会では水田の利用調査もしておりまして、今手元にあるデータですと、組織市町村の合計で、平成30年度の作付面積は9,913万3,613平方メートル、令和3年度については9,871万3,007平方メートルということで、減少傾向は見られます。こういったデータも蓄積しておりますので、活用についても検討していきたいと思っております。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひそれはお願いをしたいと思います。

それで、アルプス地下水保全対策協議会の規約第5条のように、専門家部会の中で、いろんな外部の人を呼んで意見を聞くことができるというふうになっております。この水資源実態調査をやった長野県環境部水対課では、長野県の水資源分析シートというのを作っておりまして、そこで各自治体の地下水の状況と評価をしております。

例えば安曇野市はワサビの水が枯れるおそれがあるとか、それから大町市、池田町共取水に、水を取るということですね、それに対してちょっと注意していかなきゃならないというようなことが報告しております。また、国土交通省の千曲川河川事務所でも、様々な条件下で松本盆地の地下水のシミュレーションを行っていますので、これらの専門家をアルプス地下水保全対策協議会の専門会議に来ていただいて、意見を聞きながら検討するというのをやったらどうかと思えますけど、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 蜜澤課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） 薄井議員の資料のほうにも付いております5ページと6ページの資料についても、前回一斉測水の検証ということでこういった資料を作成したものでありますので、次回の測水の検証というか考察というか、そういったことも必要かと思えます。関係機関や業者の方集まって検討が必要かと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひそういう外部の専門家、そういう人たちの意見も聞いて進めていただきたいと思いますけれども、なかなか、安曇野市さんでも一生懸命地下水の保全の取組についてやってきたわけですけれども、冬期の水張り水田ですか、それがなかなか水利権の関係でできないというような難しい状況になって、先行きが見えないというようなところもあるんですけども、だんだん地下水資源が少なくなって、ある日突然安曇野市でワサビ田が枯れてしまったという、そういうことも起こりかねないんで、やはり今から十分なる検討と対策をしていかなきゃいけないと私は思うんですよね。そういう意味で、町長、その辺のところどんなふうにお考えになるのか、町長の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 養町長。

町長（養 聖章君） 地下水の問題は非常に重要な問題で、これは広域的にも及びますので、県のほうとも十分協議しながら、広域的にこの地下水の動きについてチェックをして、必要とあらば専門家の御意見を大いに伺いながら検討してまいりたいというように考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ですので、ぜひ専門家の方は専門部会招いて話を聞くということ、町長からちょっと提案、協議会長に、今度は大町市長さんで、話をさせていただくということはどうでしょうか。

議長（矢口新平君） 養町長。

町長（養 聖章君） 前にも御指摘いただいておりますので、その旨はもう話をしてあります。大町市だけじゃなくて、今度安曇野市も関係してきますので、大いにその協議会でそういった専門家の御意見を伺うという機会をつくってくれということでは、提案していきたいなというように考えています。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

7 番（薄井孝彦君） よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

社口原についての問題について移ります。

社口原エリアでのまず最初に宿泊滞在施設の建設についてお聞きします。

民間会社による社口原エリアでの宿泊滞在施設建設の話があると聞いています。しかし、このエリアは町ハザードマップによれば、急傾斜地特別警戒区域に囲まれており、活断層も走っております。図の 3 にその状況を示しました。

地球温暖化の影響により、近年異常気象が発生しております。短時間に大雨が降り、土砂災害も各地で発生しております。このエリアも大雨により、土砂災害が起こる可能性が高いと考えます。また、土地利用計画、令和 3 年 10 月から令和 13 年 9 月までによれば、このエリアは里山活用地域になっており、建物は建てられない区域となっています。以上のことから、社口原エリアへの宿泊滞在施設の建設には課題があると考えます。町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それではお答えいたします。

この件に関しましては、町でも御質問の内容も含め、多くの課題や懸案事項があると考えております。また平面図ですとか建物の立面図等の詳細計画が提示されているわけではなく、町で開発審査する段階ではありませんが、先日関係者で意見交換を行いました。宿泊施設については、当該地区での農振除外及び農地転用はできない見込みでありますので、事実上の不許可案件になると思われま。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

7 番（薄井孝彦君） 結局、先ほどの中山議員の質問とダブリますけれども、宿泊滞在施設の建設はないというふうに考えていいということで、町長、よろしいでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 先ほどお答えしましたように、ここでは宿泊施設はできませんので、それはもうはっきりと県とも見解が一致しましたので、ここではできないものというふうに認識しております。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 分かりました。その線でよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

社口原エリアのソバ生産についてですけれども、これも中山議員の質問とダブりますけれども、現在社口原エリアは池田町ファーム滝沢支部により、ソバが作付されています。社口原からの北アルプスの景観はすばらしく、特に秋には白いソバの花のじゅうたんが見られ、訪れる人を楽しませています。同エリアはウォーキングなどの観光資源としても重要です。栽培されたソバは腰がありおいしく、高く評価され、東山社口原そばと命名されています。しかし、近年イノシシやシカなどの食害により、町の支援が求められています。町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それではお答えいたします。

シカやイノシシなどの有害鳥獣の被害については、社口原だけでなく東山山麓の広いエリアで出没しており、社口原では広域侵入防止柵を飛び越えたり、道路や河川等で分断された場所から侵入をしていると報告を受けております。

町では鳥獣被害対策実施隊による捕獲は行っていますが、個体数増加や生息範囲の拡大により、被害を食い止める状況には至っておりません。防護柵については、池田町有害鳥獣対策事業補助金交付要綱に基づく補助金もありますが、今後どのような支援ができるかは検討したいと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 結局、社口原のソバ生産を続けるには、あそこを真ん中を町道が走っていますので、その上と下、農地全体を電柵で囲う以外に方法は私はないと思うんですよ。その場合どの程度お金がかかるのか、もし分かったら教えていただきたいと思いますが。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） あそこを見ますと、十四、五のブロックぐらいの圃場になっていますので、全部囲ったときの総延長はちょっと今把握はしていないんですけども、大体

メーターで1万円くらいはかかるということなので、かなりの経費がかかるとっております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 結局そのところを何とか、財政厳しい折ではありますけれども、何とか困って、実際に有害鳥獣による食害がなければ、誰がやっても駄目だと思うんですね。そういう意味で、ぜひこれ、県とも相談して何とか困えるような、そういうことを考えていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） これ先ほどもお答えしましたように、社口原につきましては農用地でありますので、この保全につきましては町のほうで何とかしなくちゃならないという現実があります。その上で、有害鳥獣の害については、止めなければ何を作ったって同じということになりますので、これはもう十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 分かりました。ぜひ何とかその辺のところは、困うということを進めるということで、ぜひお願いをしたいと思います。

やはりあとは、誰がやるかということだと思うんですね。高齢化があつてなかなかできないということですので。ですから、その辺のところはぜひ、これは民間企業という点もあるかと思いますが、やはり率直にあそこをぜひ続けたいので、皆さんの協力をお願いをしたいということで、協力していただけるか手を挙げていただけないかというような、そういう公募ですね、そういったものをして、担い手をする主体というものをつくっていく必要があるんじゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 当然担い手につきましては、何とかしていかななくちゃならないという現実がありますので、皆さんに呼びかけて、協力者については大いに募っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） この責任者、滝沢ファーム池田支部の責任者からも聞いたんですけど、本当に心配で夜も眠れないという話も聞いておりますので、ぜひその辺のところは、町としても責任持って進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

農林水産省の水田活用交付金の見直しの影響についてお聞きします。

現在、水田で米以外の作物の作付（転作）をした場合に、国から水田活用直接支払交付金が支給されています。農林水産省は2022年度から交付金の見直しを行うとしております。当町に関係する主な見直しの内容は、次の2点にあるかと思えます。

1点目は、今後5年間、2020年度から26年度で一度も水張り、いわゆる水稲作付しない農地につきましては、27年度以降交付対象としない。2番目に、飼料用米などの複数年契約は、22年度産から加算措置の対象から外す。20年、21年産の契約分は、10アール当たり6,000円加算に半減をするという、主な2点だと思えます。

農家の皆さんは、減反、転作の施策に協力し、地域の気候や土壌の特徴などに対応しながら農地を守り、地域環境の保全に努めております。米価下落の中、今回の見直しについて、農家の方から不安の声が上がっております。交付金の削減は集落営農や法人経営を直撃し、耕作放棄地が広がるおそれもあります。今回の見直しの概要と町への影響、今後の対応をお聞きします。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それではお答えいたします。

水張りできない農地の概要は、平成29年からの水田活用直接支払交付金の交付対象水田の現行ルールとして示されており、池田町では現在このルールにより、交付対象外となっている水田はありませんが、議員の御質問にあるとおり、令和4年の1月に農林水産省より、今後5年間、これは令和4年から令和8年ですけれども、その間に一度も水張りが行われない農地は、令和9年度以降交付対象水田としないということで示されております。

国の説明では、現場の課題や地域の実情を検証しつつという前提がありますが、検証方法が決まっていないため、今後示される情報を注視する必要があると考えています。町への影響は正確には把握できていませんが、転作田の多くは長期間水張りを行っていない圃場が多く、ブロックローテーションをしている圃場は少ないと思えます。今後の対応としては、国

県の動向を注視しつつ、令和4年度の転作確認により、転作田となっている圃場をベースとして耕作者に情報を提供したいと考えております。

それから、飼料用米等の複数年契約の概要は、より安定的な生産供給にシフトするため、従前の多種品種加算が見直され、令和2年度から複数年加算が創設されました。この制度により、飼料米及び米粉用米を実需者と3年以上の複数年で契約することにより、令和2年度及び令和3年度からの取組分については、10アール当たり1万2,000円が産地交付金に加算されました。

令和4年度は、既存の生産者の約9割が複数年契約を行っており、効果が薄れてきているため、経過措置としまして、令和2年度及び令和3年度からの取組分については10アール当たり6,000円としています。なお、令和4年度から新規の取組は加算はされませんが、新たに新市場開拓用米の複数年契約加算、これは10アール当たり1万円ですけれども、これが創設をされました。

また、国では3年以上の複数年契約に基づく取組を支援することを決定、措置してきたとして、当初から、一度契約すれば3年間の継続支援を約束した仕組みではないとして、令和5年度以降の方針は示されておりません。

池田町への影響ですが、1件が令和2年度よりこれに取り組んでおりまして、あと令和4年度新規の取組分が1件見込まれてはいますけれども、現在これを取りまとめているところでございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） もう少し情報を精査して、調べてみないと分からないという回答かと思えますけれども。転作田の多くは農協だとか農業法人とか、そういうところに委託しているわけですね。そこでもって水田活用直接支払金が出ないということになると、その委託先、農家に返しますよという形が、多分出てきちゃうと思うんですね。そうすると、高齢化しておりますし、耕そうと思っても機械器具というものがないから、結局耕作放棄地になってしまうということで、それがうんと増えるんじゃないかということ、私は心配なんですけれども。

いずれにしても、国がそういう方針を決めた以上、何らかの対策をしていかなきゃならないということを考えるわけですけれども、大北農業を抜けた地区長から、圃場チェックが今

後必要になると。そのために町に協力をお願いしたいというような要望が出ていますので、その辺のところはどんなふうにお考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 先ほども申し上げましたが、特に転作確認等で水田を見るような機会もあるかと思えますし、それ以外でも農業委員会の農地パトロールもございまして、そういったところで農地のほうの確認のほうをしていきたいなと思っています。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 農協としても大変な作業になると思うので、町への協力をお願いしたいということですので、ぜひその辺はよろしく願いいたします。

それと、田んぼにできないという、水稲ができないという形になりますと、今水田という地目になっていますけども、これが畑地に変更されてしまうということになるおそれがあります。そうすると、畑地になった場合は水利費負担金というのが、これが当然減ってくるわけございまして、そうすると土地改良区の収入が減って経営が大変になると、そういう影響も出てくると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 水田から畑に地目変更した場合は、確かに地区除外金というようなものの対象になりまして、これが1平米当たり30円かかって、一時的には収入が上がるかと思えますけれども、長期で見ればやはり水利費が入ってこなくなるので、非常に与える影響はあるのではないかとこのように考えております。

ただ、すぐ地目をちょっと変更しなければ、そういった事態にはならないということなんですけれども、ちょっとその辺、畑になった場合は確かに影響は出るんでないかというように考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） そのように様々なところで影響が出てくると思いますが、これは国の政策自体が、減反政策というものを農家の皆さんにお願いをして進めてきたにもかかわらず、今回の見直しというのはそれを覆すような、農家の皆さんから見れば、はしごを外され

たというふうに思う政策じゃないかと思います。

池田町の農業、稲作というのは、非常に重要な施策でありますし、農家の皆さんだとか農協の皆さん非常に苦勞されておりますけども、国の政策が農家支援の施策にならないと、いくら努力しても町の農業は守れないという形になっていってしまうかと思います。ですので、ぜひ今回の見直しについて、ちょっとおかしいんじゃないかという声を国に上げてほしいと思いますけど、町長いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） なかなか国の政策について、町が云々というのも難しいところでありまして、農業者の皆さんからも御意見ありますけど、私はやはりＪＡが中心になっておりますので、ＪＡあるいは農業関係の委員会の皆さんと十分協議をしながら、この田園保全について取り組んでいかなきゃいけないというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

7 番（薄井孝彦君） 先日、議会のほうに大北農協の池田地区長さんから、アンケートによる要望、意見という内容が示されました。それを見ると、本当に苦勞されているんことを考えてやっているということが本当にうかがえて、やはりこれは町としてもぜひ、今回の米価の値下げ、それから今回の水田活用交付金の見直しも含めて、本当に町農業が立ち行かなくなるという、そういう危険性が十分ありますので、ぜひその辺のところは本当に、協議していくということだけじゃなくて親身になっていただいて、池田町の農業をどういうふうにしていくかということを対策をぜひ講じていってほしいと思いますけど、町長、その辺の決意なんかはいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 前からお話ししていますように、もう始まっておりますけれども、それぞれ農業者の皆さんと十分協議して、本当に担い手が、というよりも高齢化の問題は最大の課題だというように考えておりますので、十分この点につきましては、先ほどお話ししましたようにＪＡ等と検討しながら取り組んでまいりたいというように考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

7番（薄井孝彦君） いつ頃協議される予定でしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 農業者の皆さんとはもう既に始まっておりますけれども、新年度に入りましたら、JA等と本当にどうするのか、じっくりと検討してまいりたいというふうには考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひその辺よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

議長（矢口新平君） 以上で薄井孝彦議員の質問は終了しました。

一般質問を続けます。

服 部 久 子 君

議長（矢口新平君） 4番に、8番の服部久子議員。

服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 8番、服部久子です。4点お聞きしたいと思います。

まず1点目、コロナ感染に対する学校、保育園の対策をお聞きいたします。

新型コロナウイルスが発生して2年以上が経過し、感染が第6波までできておりますが、一向に収まる気配がありません。池田町でも保育園や学校、福祉施設で感染者が出ております。市中感染が広がり、特定できない状況が生まれています。接触が避けられない保育園、学校、福祉施設などのコロナ感染症対策をお聞きします。

前回、保育園、小・中学校に配布された抗原検査キット数は、保育園50セット、小・中学校70セットでした。感染を抑えるためには、圧倒的に検査キットが足りません。第6波で児童の感染が拡大しており、現状を考え、検査キットの配布数の増加や、希望者が検査できる環境を整えることを求めます。また、保育園、学校、福祉施設で定期的な検査が必要ではないでしょうか。感染対策をお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

〔学校保育課長 寺嶋秀徳君 登壇〕

学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

現在、オミクロン株による第6波の流行期を迎えておりますが、学校、保育園における感染予防対策につきましては、今までと基本的には同様でございます。毎日の体温チェック等の健康観察、手指の消毒、マスクの着用、給食時の黙食、また感染拡大地域への不要不急の往来を控え、特に飲食時の感染予防に努めることなどを、保護者の皆様にもお願いをし、感染予防に努めてまいっております。

議員御指摘の、抗原検査キットの配布数の増加や希望者が検査できる体制づくりにつきましては、財政面や検査体制の問題から、当町が独自に行うのは困難であります。ただし、抗原検査キットが必要なとこのために常備できるような体制整備は、保健所を中心をお願いしたいところであります。

したがって、当町では基本的には現在の感染予防対策を継続しながら、抗原検査キットの配備につきましては、数量の増加と、また使用期限の問題もありますので、継続的に配布してもらうことを、国や県のほうへ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 学校や保育園で感染者が出た場合、検査の対象範囲というのはどのくらいまでされているのでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 感染者が発生した後に、まず保健所のほうと確認をさせていただいておりますので、保育園、学校の校内の中で濃厚接触者がいるかないかというところはまず第一に確認をさせていただいておりますが、第6波においては低年齢の児童・生徒についてはかなり流行の危険性が高まっているということでありまして、濃厚接触者にならない場合でも、特に必要に応じてクラス単位であったり、特に感染を特定できるような対象者については、行政検査のほうを保健所のほうと相談して行っているような状況でございます。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 最近のコロナ感染は、今課長さんが言われたように10歳未満の感染者が増えておりまして、最近の感染者数に占める10歳未満の割合は25%、第5波に比べて3.5倍になっているとのこと。

8日の参院予算委員会で、公聴会では、倉持インターパーク院長がPCR検査の不足で感染区分けができず、感染が広がっている。院内で1月、2月は感染陽性率が30%を超えた。検査体制の拡充を図り、科学的に政策決定を求めると要望されております。

コロナ感染が2年以上たっても、検査体制がまだ確立していないのが日本の現状です。学校や保育園、ぜひ定期的な検査を実施できないか、町の認識をお聞きします。今財政的にどうのこうのと言われましたけれども、これが国が検査キット、PCR検査が本当はいいんですけれども、検査キットを希望すれば国・県からいただけるようなことを前に言われたと思うんですが、その辺もいかがなんでしょうか。町の認識をお聞きします。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 先ほども繰り返しのようになりますけれども、先ほど来から繰り返しのようになりますが、町としては独自の検査体制の整備というものは、現在のところ考えておりません。理由としては、検査についてはやはり県が主体となった保健所が行っている体制でありますので、そこを中心に補完的に、先ほども申し上げましたが、検査キット等を使っていくということでもありますので、体制を改めて新しい体制につくり変えていくということは、ちょっと現在のところ考えられませんので、県の保健所の体制をまずは維持していくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） これ何回も質問しているんですけど、回答はいつも一緒なんです。それで、今本当に小さいお子さんまで感染者が増えてきているというところで、やはり前と同じような検査体制、感染対策というのは、これからは改善していかないとと思うんですが、町長どうでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 検査につきましては、今は原則的に症状というのが一つの基準になっております。無症状の人にも検査をするということになりますと、もう収拾がつかないといいますが、範囲が広くなり過ぎちゃって、ちょっとこれは現実的ではないというふうに考えております。

また、不安な方はスヤマ薬局さんのほうに行けば、抗原検査をしてくれるようでありますので、そちらのほうでお願いしたいなと思います。小・中学校、保育園で一斉検査を定期的にやるというのは、ちょっと町では難しいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 町は抗原検査キットを配布しておりますが、申込み期限が3月4日までになっております。期限の延長を求めたいと思います。

また、配布対象は今町長が言われましたけれども、無症状の方は対象外になっております。感染者でも、無症状の方が感染の自覚がないために、感染を広げるおそれがあります。感染拡大をしないためにも、無症状も対象するよう求めますが、今の答えだとしないということではよろしいですか。

議長（矢口新平君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 町の抗原検査につきましては、現段階、3月18日までということになっております。これは北アルプス圏域がレベル5以上ということになっておりますので、池田町の感染拡大中、北アルプス圏域レベルが5以上、もしくは池田町で週に5人以上の感染者が出ている場合には、配布を継続していきます。これはあくまでも重たい症状ではなくて、医療機関に行くかどうか悩むというような症状のある方について、お渡しをしていきます。

また、無症状の方につきましては、町内ではスヤマ薬局あいそめ、そして池田土屋薬局さんのほうで無料の抗原検査が受けられます。検査を希望される方には、そちらを現在御案内しているというところで御理解をお願いします。今後もし警戒レベルが下がりましたも、週5人以上出ている場合については、継続配布ということで対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 令和4年度予算案で、コロナ抗原キット配布事業がありますが、400セット、200人分とお聞きしたんですが、これ希望者が多くなると、追加は考えておられるんでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） また今後の感染状況を見ながら考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 11日の政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、これからは保育園や学校、高齢者施設の休止は社会的負担が大きいので、感染防止対策を強める考えが出されました。感染しても無症状な児童、高齢者を特定することが感染を抑えることにつながると考えますが、町は保育園、高齢者施設感染防止対策、今の答えだと、これはもう無症状者にはしないということですね。それでよろしいですね。今後。

議長（矢口新平君） 宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） ちょっと保育園と学校以外の高齢者施設につきましては、国のほうより検査キットを希望すると頂けるということで、町も高齢者施設、デイサービス、通所施設、入所施設等にも周知をしているところであります。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） これはちょっと感染とは違うんですけども、小学生、小さいお子さんが学級閉鎖で休むことになれば、保護者の方も仕事を休むことになるので収入減に陥ったりして、国の小学校休業等対応助成金というのがないと聞くんですが、これはなかなか使いづらいということで、町に福祉課とか、これは学校かな、こういうのは保護者から相談は来ているんでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 現段階では、そのような御相談というのはないような状況です。もしかしたら、今そうはいつでも感染者が、他市町村に比べますと、保育園、小学校、中学校の感染者数が少ないというところもあるのかもしれませんが。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8番（服部久子君） ぜひ、今までのようなことを繰り返しては、やはり感染を抑えられないので、国の指導もよくないと思うんですが、池田町もキットを、PCR検査は非常にお金がかかるということなので、検査キットをぜひたくさん県とか国から用意していただいて、なるべく小学校それから保育園など、福祉施設などにぜひ配っていただければなと思います。じゃ、次に行きます。

原油価格高騰に対する農家、福祉施設への支援をお聞きします。

前回は米価下落と原油価格高騰による影響で、経営が厳しくなった農業者と民間福祉施設への支援を求めましたが、町から良い回答が得られませんでした。現在の状況も、コロナ感染症の継続と原油価格高騰、その上ウクライナ戦争でさらに価格が上昇する動きになり、経済状況はますます厳しくなっております。企業や県内の自治体で、農業者、民間福祉施設などに支援策を実施しております。町の基幹産業である農業と福祉施設への支援の実施を求めてお聞きいたします。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、令和4年度も実施されることになっております。予定されている事業に中小企業事業継続支援給付金事業があり、対象は新型コロナウイルス感染症拡大影響を受け、個人・法人事業者及び農業事業者に対し、事業継続のための支援金を給付するとなっております。農業者も対象と明記してあります。しかし、説明書きには、米価下落に対する支援金の交付要件は検討中となっておりますが、町の農業事業者への交付要件などをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それではお答えをいたします。

中小企業事業継続支援給付金における農業者支援については、商工事業者等と同様に令和3年度の10月から3月と、令和元年度または令和2年度の同時期での事業収入を比較して、2割以上減少する者に対する補助が、水稲につきましては、令和3年産主食用水稲を作付した農業者について、作付面積に単価を乗じた金額の補助を予定しております。

水稲農業者については、水稲以外との複合経営の場合もあるため、前者と後者のいずれか一方を選択できることにする予定であります。なお、予算の範囲内での補助となり、販売農家を対象としますが、交付要件につきましては、現在他市町村の事例を参考にしながら精査をしているところでございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） そうすると、今精査しているということは、令和 4 年 3 月いっぱい、もう令和 4 年度になるとすぐ発表されるのでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 時期は明言はいたしませんけれども、なるべく早い対応をしたいということで、決まり次第、また議会のほうにも説明をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 次の質問に書きましたけれども、栄村は玄米60キロ当たり1,000円とか、辰野町は施設園芸20万円、タクシー業者、洗濯業者、宿泊業者10万から30万とか、細かく書きましたけれども、大体どの程度の支援を考えておられますでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 今金額を明言しますと、また後々ちょっと問題になるといけませんけれども、今ここに服部議員の質問書に挙げていただいたようなところに近いような単価になるじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 薄井議員もさっき言われましたけれども、先日、大北農業協同組合の池田地区所長さんのほうから、議会に対して要望書が出されました。1月に予定した意見交換会がコロナで中止になったので、参加予定者からの要望を取りまとめたものらしいです。町にも出されているかと思いますが、御覧になられましたでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） まだ町のほうには正規なルートでは見てございません。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 意見交換会がなかなか持たれないということで、農業者の方も首を長くして待っておられると思いますが、さっきの支援のことを町が考えているということもあ

るし、やはり詳しい事情を農業者と意見交換会を早く持つ必要があると思うんですが、どんな計画がありますでしょうかね。相談会、どうでしょうか、意見交換会。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 例年いろいろ意見交換会をやっておるわけですけども、ここ数年はちょっとコロナの影響もあってできなかったんですが、また計画をして行いたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 12月議会でもそれを聞いたら、持ちたいと思いますという町長の返事だったんです。この前議員協議会でも聞いたら、持つようにしますというようなことを言われたんですが、日にちを区切っていついつまでに持ちますという返事できないでしょうか、町長お願いします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 先ほどもお答えしましたように、新年度に入りましたらできるだけ早くということで、今日は御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 農業者の方にしたら、もう本当に遅いと思っておられるんです。新年度に入ったらということだったら、ぜひ4月中にお願いできますか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 4月中には実施する予定であります。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 農業の高齢化が今進んでおって、耕作を諦めるということがさっきもいろいろ話題になりましたけれども、今池田町は農業は基幹産業というふうに位置づけておられます。これは口だけじゃなくて、本当に農業者が町は基幹産業として農業を考えてくれているんだなと思うような、そういう支援をぜひ進めていただきたいと思います。

今、会染の西部圃場整備が進んでおりますけれども、圃場整備をしても農業者が経営に疲弊していれば、耕作をしようかという思いにはなりません。何のための圃場整備かということになりますので、ぜひしっかりした支援をしていただきたいと思います。

質問を変えます。

日頃から厳しい経営を強いられている民間福祉施設も、暖房費の高騰は切実です。高齢者、障害者などを対象としているため、暖房は欠かせません。暖房費の節約は、健康を害することにつながりかねません。県内で福祉施設に補助を出している辰野町は、福祉施設へ20万円、南箕輪村も20万円補助しております。国のコロナ関連交付金を使って、民間福祉施設への支援策の実施を求めているお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 国のコロナ交付金を活用した民間福祉施設への支援策については、現段階では暖房費等の補助については考えておりませんが、令和4年度には福祉施設にアルコールなどの物資の配布等の予定をしております。ただ、今後国とか県の動向を注視はしていきたいと思っております。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 私は寒いので、いくらか暖かくなってきましたけれども、やはり寒いので灯油が非常に、ウクライナの関係もありますし、非常に値上がって、普段だったら100円以内で買われたのを、今1リットル110円ぐらいですかね、非常に高くなったんですよ。今度の池田町の補正予算でも、福祉センターかえでの光熱費130万円追加予算が出ております。住民世帯への福祉灯油は全県の自治体で実施されましたけれども、福祉施設への灯油高騰の支援は少ないですよ、あんまりされていないんです。社会的弱者、それから高齢者・障害者施設、やはり補助が必要ではないかと思うんですが、町長どうでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 今のところ、福祉施設からそういう要望は上がってきておりませんが、福祉施設の実態等を十分聞きながら、必要である対策であればまた検討したいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 声が上がってきていなくても、かえでの交流センター光熱費130万円補助が出ていることは、町長の家も灯油購入なんかしておられると思うんですが、非常に寒かったので、やはりこれは必要だなというふうに思うと思うんですね。ぜひ考えていただきたいと思います。

次へ進みます。

就学援助制度の充実を求めてお聞きします。

コロナ感染症の終息が見込めない状況が続いて、今の子育て世代の苦労は、今までの世代が経験していない状況が生まれております。子供を取り巻く感染状況への心配や市中感染で、家族の誰かが家庭に持ち込む心配、また保護者の勤務状態が保障されているかなど、不安がいつ解消するか見通しが立たないストレスがあります。今こそ少しでも子育てへの支援を充実させることが行政の務めと考え、就学援助の充実を求めます。

就学旅行費の集金は、一般生徒からの方法はどのようにしておりますか。また、就学援助受給者の集金の方法はどのようにしておりますか。修学旅行費の支払いは、旅行会社からの請求により金額が確定した後になるそうですが、就学援助受給者の支払い、就学援助の就学旅行の給付金が出た後に支払うのですか、お聞きいたします。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

小・中学校の修学旅行の就学援助の支払いにつきましては、修学旅行後に実際の経費が確定してから行っておりますが、保護者の皆様の修学旅行への費用負担の状況につきましては、次のとおりでございます。

まず、小学校では入学後1年また2年から6年までの間、修学旅行のほか、5年時や4年時に予定しているキャンプや社会見学などの費用も含めて積立てをするため、月額1,200円を、年9から10回の集金を行っております。また、中学では1年時の終わりから月額で約6,500円を1年間かけて積立てを行うか、また直前の一括払いの、二通りを選択している状況です。

就学援助の受給家庭かどうかにかかわらず、積立てを滞納する御家庭はほとんどないと学校からは伺っており、やり繰りを計画的に行っているというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） そしたら、就学援助を受けておられる方の旅行代は、修学旅行の給付金が出た後に支払うということによろしいでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 先ほど説明したとおり、小学校については積立てをやっていきます。中学校についても積立てをやっていきますが、積立てか、または一括払いという二択です。必ずしも議員おっしゃるとおり、修学旅行の後支払っているかということではございませんので、お願いいたします。

就学支援家庭においてもそれは一緒ですので、積立てをやっている方もいらっしゃいますし、積立てをやっていない方もいらっしゃるという状況なので、一概には言えないです、それは。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） ちょっともう一度お聞きします。最終的に旅行会社からの請求は、旅行が終わってから確定したところで請求が学校に来ますよね、学校というか教育委員会かどこか知らないけど。それで生徒に積み立てた後の残金といいますか、そういうのは修学旅行後に集金するということなんでしょうか。どうなんですか。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 修学旅行の支払いは、今おっしゃったとおりなので、積立てを中学の場合は 1 年間、小学校の場合はもう複数年、数年かけて積立てを行っている中で、修学旅行が終わった後、実際には一括して学校のほうと旅行会社のほうのやり取りが行われていますけれども、その際に就学援助を受けているか受けていないかにかかわらずですよ、そういうやり方をしているということです。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） そうすると、就学援助を受けておられる方は、もし修学旅行が 5 月ぐらいの場合は、5 月までに払い込みをしなきゃいけないことになるんでしょうか。それとも就学援助の旅行代金はいつ支給されるんでしょうか。それによって、支給されてから払えばいいのか、それをちょっとお聞きしたいんです。

議長（矢口新平君） 服部議員、ちょっと勘違いをしていると思います。寺嶋課長、しっかり説明してあげてください。

寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 私は最初の答弁でお答えしたとおりなので、修学旅行の支払いは、中学は積立てと一括払いと2種類あることをまず前提に、お話しさせていただきたいんですよね。

一括払いについては、修学旅行は通常春ですが、コロナ禍になってずっと春できていません、通常だったら4月に行っていて、大体就学支援の支払いは年3回、1回目が7月です。

就学支援のほうは7月に払っているんですけども、旅行会社への支払いは当然旅行が終わった後支払いがありますので、そこで一括支払いという形になります。ですから先払いになります。7月の就学支援の支払いの前に、旅行会社へお支払いしていただくようなことはあり得るということです。

議長（矢口新平君） あとは、同じ質問でしたら一般質問が終わって2人で話をすれば。

服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 教育委員会にお聞きしたところ、就学援助受給者で修学旅行に不参加された方は2人というふうにお聞きしたんですが、この不参加の理由はどういうことだったのでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 就学援助受給者で修学旅行不参加2名ということでございますが、普段から短時間登校であったり不登校であったお子さんということで、経済的な理由ではないというふうに学校からは伺っております。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 次に行きます。

令和3年度の就学援助受給者、小学生で40人、中学生24人、合計64人とお聞きしました。そのうち眼鏡が必要な生徒は何人ですか。また、眼鏡が必要と判断されても、眼鏡をかけていない生徒は何人でしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 申し訳ありませんけれども、就学援助受給者の中で眼鏡が必要であるかないかの把握はしておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 大分前ですけど、これを聞いたときに、教育委員会は答えていただいたんですが、就学援助で眼鏡をかけているいないで、大分その子供さんの将来に対する学力の差があると思うんですが、その辺教育委員会は気を遣って把握すべきだと思うんですが、どうでしょう。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 小・中学校の児童・生徒の視力の状況とかについては把握する必要はあるかと思えますけれども、就学援助を受けている受給者の中で、その中で眼鏡の必要な方が何人いらっしゃるかということは、ちょっと意味が変わってくるかなというふうに考えますけれども。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 意味が変わるといのはどういうふうなことでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 意味が変わるといのは、その就学援助世帯のことを全て把握しないといけないのかどうかという意味にもちょっとつながってくるので、教育委員会としては、就学援助の申請があれば、その申請に対して正しく対応するということがまず前提になりますので、その申請状況が間違いないかどうかということはもちろん確認しますが、例えば眼鏡が必要であるけど眼鏡が買えなかったとか、そういったところはちょっと把握はできませんので、よろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 私これ何回も取り上げているんですけど、なかなか進まないのはちょっとどうしてかなといつも思うんですが。

9 歳未満の児童の方は、眼鏡の保険適用補助金があります。それで、それ以外に視力に関

題がある子供さん、それから9歳以上の子供さんは、眼鏡をかけないと毎日の学習が困難で、その子の将来に影響がすると思うんです。

成長期の子供さんにとっては、目の病気の進む具合によっては買替えが必要になって、就学援助受給者の保護者にとっては、非常に経済的には負担が大きいと思うんです。就学援助の項目に眼鏡を項目を出しているのは、神奈川県とても多くて、横浜市とか大和市、秦野市、鎌倉市など、まだ幾つもあります。それから東京都では墨田区がやられております。子育て支援充実を進めていくという町長のお考えでしたら、ぜひこの辺を施策として実施していただけたらと思うんですが、町長のお考えをお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけども、以前にも答弁させていただいておりますが、当町は就学援助項目については、支援を必要とする項目か否かは、国の基準によって示されている中から必要性、公平性を判断し、決定しており、眼鏡については国の基準にも入っていない項目でありますので、対象項目にするということは考えておりません。

そういうのもろもろ含めまして、入学祝い金あるいは進学祝い金等を用意しているということでは、私は、それは該当していくんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 町長は令和4年度の施政方針で子育て対策に充実をさせていくと。不妊治療、それから不育症治療補助、給食費公費負担などを挙げておられましたが、この就学援助の眼鏡支援ということも、コロナ禍の中での子育て世帯の、非常に経済的な大変なところでの補助というのは、非常にありがたいと思うんです。

近隣の自治体では実施していないことなので、非常に池田町としては、これを実施することによって子育て施策の特徴的なことでアピールできると思うんですが、どうでしょうかね、そんなに大きな予算は要らないんですよね。就学援助を受けた方の64人のうち、そのうちの何人かが眼鏡が必要だと。その子供たちに、横浜とか秦野市とかそこは上限を決めて、上限1万5,000円だとかそのぐらい決めて、その子供さんたちに支給すると。

それで、あと1年たてばまた1年生が入ってきますので、そのお子さんの中で何人かは、そうするとその場合はもう二、三人になると思うんですよね。そうすると、一番最初が10人いたとしたら、2万円補助をしたら20万円の補助をまず1年目はして、2年目から以降はそ

んなに大きな予算にはならないんですよ。

これは非常にこの辺ではやっていないので特徴的だと思うんですが、これをやることによって町のアピールもできると思うんですが、ちょっといやらしい言い方ですが、どうでしょうかね、町長さん、ちょっと検討してみる必要がないでしょうか。考えないですかね。

議長（矢口新平君） 甕町長、最後の答えにしてください。

町長（甕 聖章君） 補助金というのは、やはり公平性とか必要性等々が要件になりますけど、私はやはり公平性ということを重ねていきたいなというふうに考えております。眼鏡だけが学業に影響するということではないかなと。その他運動着とか、その他の備品もあります等々を考えますと、眼鏡だけに補助するということは、ほかにも影響してくると。それを含めまして、入学祝い金、進学祝い金に代えているということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（矢口新平君） 同一質問になりますので。

服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） じゃ、次に進みます。

町営住宅の今後の方針をお聞きいたします。

コロナ感染が拡大して終息の見通しが立たない現状で、経済的に厳しい状況が続いていますが、若い子育て世代が町に住もうと考えても、町は財政難のために移住定住補助金を大幅に引き下げましたので、若い世代が町に定住できる施策としては、公営住宅の充実を図ることが重要と考えます。先日の新聞報道で、大町市が市街地活性化を期待して大町北高跡地に50戸を想定した市営住宅を建設するという記事がありました。

現在、町営住宅は老朽化が進んでいて、4か所の町営住宅のうち、福祉センターの隣の3丁目東団地は平成2年から4年に建設されておりますが、1丁目団地と3丁目西団地は昭和30年代に建設され、東町団地は昭和50年代に建設されております。大きな負担をかけずに移住促進を図るためには、公営住宅の建設を求めてお聞きいたします。

平成24年に出された池田町公営住宅等長寿命化計画には、「人口減少に歯止めをかけ、定住化を図るため、若者世帯、子育て世帯、高齢者、障害者世帯のニーズに応えるため、良質で多彩な住宅の建設を推進する」となっております。今後の町の公営住宅の方針をお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 丸山課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは御質問にお答えいたします。

池田町公営住宅等長寿命化修繕計画は、令和4年度に計画の見直しを予定しております。予定しておりますが、平成27年の3月に策定の池田町公営住宅再生マスタープランの方針で、今後の人口動態等を加味した長期計画の供給戸数を、県営住宅を含め、現在の半分程度の100戸と定めておりますので、新たな公営住宅の建設の予定は現在ありませんので、よろしくお願いたします。

先ほど服部議員のお話の中でありました、東町の町営住宅とあるのは、豊町の町営住宅ではないのかなと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 今100戸、そうするとお聞きいたします。豊町と3丁目東で100戸になるんですか。

議長（矢口新平君） 丸山課長。

建設水道課長（丸山善久君） 先ほどもお話ししましたが、県営住宅も含めたこの町内の公営住宅、この目標が100戸という計画でおりますので、よろしくお願いたします。

今、県のほうでは長寿命化計画を今策定しておりまして、その中の状況を見ますと、県内にある住宅の中で、10年後余剰になる住宅が町営住宅で2,400戸、県営住宅で2,000戸、これが10年後では目標に対して余剰になると、そんなような計画で、10年の長寿命化計画を県で今策定していると、そんな状況でありますので、よろしくお願いたします。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） この前、国土強靱化地域計画案、町営住宅の老朽化について、「計画的に改善を図り、長寿命化を推進する」というふうに言われました。これは豊町、それから3丁目東、これからもそれを維持していくために、長寿命化の修理だとかそういうことをしていくということによろしいですか。

議長（矢口新平君） 丸山課長。

建設水道課長（丸山善久君） この長寿命化修繕計画は、この計画を立てて、国の補助を受けて修繕を行っていくというところであります。考えているのは3丁目東と豊町をその候補として、長寿命化の考えであります。あと残っている1丁目と3丁目西の関係については用

途廃止と、そんなような計画でありますので、よろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） さっき豊町と3丁目東と、それから県営住宅を合わせた約100戸を計画しているということをおっしゃいましたが、あそこの県営住宅、吾妻町ですか、県営住宅、非常に古いですね。今募集をしておりませんよね。これをもし、県営住宅を入れて100戸というのは、なかなか10年、20年もたないじゃないかなと思うんですが、そのところどうでしょうか。

議長（矢口新平君） 丸山課長。

建設水道課長（丸山善久君） 今吾妻町の話が出ましたけれども、県営住吾妻町ですが、この関係は、県のほうでは募集をしていないということで、戸数の中で言うと用途廃止の部類になってくるかと思えます。町営住宅と県営住宅を合わせて100戸となりますと、4丁目のところにも住宅ありますので、吾妻町のほうはそのまま残してしまうと、過剰になってしまうということになりますので。

県のほうからは、ちょっと内々といいますが、ちょっと話が来ているところでは、今県営住宅、大町のほうが常盤で今建設が行われたということで、次の県営住宅の候補地で吾妻町はどうかと、そんなような話があります。

この辺は慎重に考慮していかなくちゃいけないんですけれども、県では造ったものを県で持たないという方針でありますので、25年後に池田町が建てた住宅を引き受けてくれれば建設を考えると、そんなような話が今、これからちょっと数年かけて考えていかなくちゃいけないところになるかと思えますが、そんな話がありますので、25年といえますと、人口と考えれば、人口減少と25年後の住宅の戸数、その辺を掛け合わせた中だとなかなか、じゃ、造ってくださいねと、25年受けますよ、と単純なことにはならないのかな、そんなふうを考えて、慎重にちょっとその辺は今後検討していかなくちゃいけない、そんなような状況であります。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 池田町、やはりこれから、今も非常に若い子育て世帯が厳しいので、低価格で住めるような住宅というのは、私は公営住宅は必要だと思うんですね。どんどん人口が減るからというふうな前置きをいつも皆さん説明のときにされるんですけど、そういうふうに言ったらどんどんしぼんでいくんですね。

そうじゃなくて、ぜひみんなに来てもらおうと。池田町の魅力を発信して、子育ての施策をもっともっと発信してやれば、若い世代も住んでくれると思うんですよ。前にちらっとお聞きしたところ、あづみ病院だとかここに事業所があるところの従業員が、池田町で探したけれどもなかなかないねということで、安曇野市へ行ったりしているということを知ったことがあるんですけども、池田町のそういうところを考えて、若い人が住めるようなそういう住宅をぜひ考えていただきたいと思います。

それから、もう一つちらっとお聞きしたいんですが、来年度予算案で公営住宅長寿命化修繕事業の計画策定委託料66万4,000円、これあるんですが、これは計画委託をしちゃうんですか。これは町で計画をしないで、これはどういう意味でしょうか。

議長（矢口新平君） 丸山課長。

建設水道課長（丸山善久君） この内容については、いろいろ調査する内容もありますので、直営じゃなくて委託していくという内容でございます。委託先とすれば、長野県の住宅供給公社、そちらのほうに委託すると、そんなような内容でありますので、よろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8番（服部久子君） 最後です。ぜひ、私もお金に困って非常に大変なことはよく知っています。若い方も今、派遣労働者、それから女性の方は特に非正規雇用が多いんですよ。だから本当に苦勞が分かるんですよ。家を建ててくださいといっても、なかなかそれはたまらないですよ、毎日毎日が大変で。だからやはり公営住宅をしっかりと建てて、どうぞ来てくださーいというようなことを施策として出していただきたい。ぜひ思います。町長、最後をお願いします。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 議員御指摘の点は重々承知しております。しかし、随分検討してまいりましたけれども、今それなりの公営住宅を造るには、ちょっと手の届かない額ということになりました。今ちょっと中断しておりますけれども、何らかの形でもうちょっと、そういう条件が調べば、住宅等の建設も視野に入れていかなくちゃいけないなというふうには考えております。

以上です。

8番（服部久子君） 終わります。

議長（矢口新平君） 以上で服部久子議員の質問は終了しました。

この際暫時休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

議長（矢口新平君） 休息を閉じ再開いたします。

なお、先ほどの服部久子議員の一般質問の中に、交流センターの灯油補助130万といわれましたが、やすらぎの郷の間違いです。訂正をしておきます。やすらぎの郷です。交流センターではないです。

分かっていたいただきましたので、一般質問を続けます。

大 厩 美 秋 君

議長（矢口新平君） 5番に、2番の大厩美秋議員。

大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 2番、大厩美秋、ただいまより一般質問を始めさせていただきます。

今回2つありますけれども、1つ目、企業誘致推進について町長の考えをお伺いしていきます。

財政逼迫により、令和3年度予算3億円削減プロジェクトの予算編成を初め、行財政改革推進委員会からの答申を尊重しながら、今後も厳しい財政運営を強いられることとなりますが、厳しい中でもふるさと納税が1億円に達したという明るい話題もありました。同様に、今後の収入面、町の活性化、また雇用において効果をもたらす企業誘致について、町長の考えをお聞きしていきます。

それでは初めに、改正後令和3年10月から適用されています池田町土地利用調整基本計画において、雇用の創出、町の活性化につながる新たな商工業関連施設等の計画的な誘導及び集約を図る候補地として、産業創出候補区域3か所ありまして、道の駅東区域、県道原木戸

線北側区域、浜田見県道交差点区域がありますが、誘致に向けた現状の取組についてまずお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、大厩美秋議員の御質問におこたえをしてまいります。

企業誘致についての御質問でありますけれども、現在どの自治体でも、企業誘致については課題として取り組んでいるところであります。当町としても常にアンテナを高くし、情報収集しております。町の土地利用計画では、進出企業の誘導エリアとして産業創出候補区域を設定しておりますが、実際には農地として活用しているところがほとんどであります。動きの早い時代でありますので、農振除外や農地転用などの手続を考えますと、企業の進出までに時間を要するなど、要望に応えられないこともございます。産業創出候補区域にこだわらず、その他のエリアも含め、企業の要望等の相談に応じているが現状でございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） ただいま回答ありましたけれども、確かにこの3地区、産業創出候補区域につきましては、ほとんどの土地が田園環境保全地域になっております。これ本来だと、産業宿泊施設や工場の分業施設、医療福祉施設、本来だったらバツで無理な場所であることはこちらのほう、パンフレットを見ても分かるところではありますけれども、でも、産業の創出の候補として挙げたからには、少なくとも開発の手続が少しでもスムーズにスタートできるためにも、この3区域に該当する地権者の方々への説明や理解はされているのかお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） この件につきましては、ちょっと担当のほうからお答えしたいと思います。

議長（矢口新平君） 大澤企画政策課長。

企画政策課長（大澤 孔君） 次の質問にも係るわけでございますけれども、この土地利用計画につきましては、平成23年10月から始まりまして、令和3年には第2期計画の運用が始まっています。当初の計画策定のときには、町内の複数の箇所で複数の地域懇談会を行うなどして、住民の方に御理解と周知を図ってきたということでございます。

このエリアについてはこのような形で設定しているわけですが、土地の権利が絡むものがございますので、実際の案件が出たときに町も協力できるところは協力しながら地権者の理解を図っていくという形で考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） このエリアの地権者の方については、やはりちょっと自分の考えは違いまして、これはもう新たにこの産業創出の候補としてここに産業、地域の活性化に結びつきますよという誘致をするための候補の土地であるからには、いざ事業者の方がこの情報を受けて来た場合に、そのときに初めてこの地権者の方に、実はここは産業創出候補区域でありまして、事業の参入ができるんですよと初めて聞かされて、そこでまた話がこじれて全然進まなくなっちゃう、もうスタートの前の段階から進まなくなっちゃう心配があるんじゃないかなと私は思うんですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

企画政策課長（大澤 孔君） このエリアはかなり広いエリアです。一つの団地が約10ヘクということで、広大な土地でございます。ですので、この地権者の皆さんから企業が実際に進出したら協力していただけるということは、なかなか事前には確約がとれないわけでございます。実際来るか分からないものがございますので、案件が出たら理解していただける地権者のエリアについて、誘導を図っていくという、そんな形で考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） 最初、町長の答弁でもありましたけれども、こうやって企業の誘致について、もうちょっと何というのかな、受け身じゃなくて、事業者が話を持ってきたときにスムーズにスタートを切れる体制というものは、行政整えていただきたいと思います。それで、先ほども言われましたけれども、産業開拓していくに当たっては、農振の除外から農転、そういった手続、これ相当な日を要することだと思いますけれども、こういったところ、本当に初めて事業を展開を池田町でしていくという事業者さんたちに対しては、もっと助言をしながら、せめてこういった誘致できる土地についてはスムーズに対応ができていく、そういった体制を整えてもらいたいと思います。

せめてこの地権者の方たちがそういった話が来たときに、いや、うちは聞いていない、じゃ、そんなこと言われてもと、そんなスタートが始まる前からつまづくようなことだけは避けてもらいたいと思って、今回質問しているわけですが、

この3地区を設定するに当たっても、当然町長把握してのことだと思わなければならない、もう一回、ここの地権者の方に対する説明とか理解に対しての町長、考え方、せめて説明くらはしっかりしてもらったほうがいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今までも水面下では幾つかお話ありました。しかし、ほとんどの企業がもう池田町のこの場所ということ指定してきております。この場所でどうかというのがほとんどでありまして、どこでもいいから許可される場所はないかというような、そういう企業は今までございませんでした。

さっき担当が答弁しましたように、全く未知のものでありますので、話が来ましたら速やかには進めますけれども、前もって了解をとっていたところで、恐らく一つの土地に、これだけ広いエリアですから、何人もの地権者が関わっていると。それを具体例がない中でこれを説明をして了解をいただくというのは、非常に具体例がなければ難しいんじゃないかというふうには考えております。しっかりとした、あるいはそういう意向だけでもあれば、すぐ町としては動いていきたいなというふうには考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 何かすっきりする回答が最初からいただけないなというような、私は思っておりますけれども、とにかく場所的にも良いところを今回は設定してもらったなというところで、私はすごく評価はしているところですが。少なくともスムーズに、事業者さん来たときには対応ができるような体制はとっていただきたいと思っております。

それで、産業創出候補区域が町内外の事業者の方々に関心を持ってもらう、目にとめていただくための情報発信、これはどうされているのか。また企業からの打診や相談はあったりしているのか、この点お聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それではお答えいたしますが、土地利用制度の情報発信につきましては、町ホームページでお知らせしているほか、土地利用制度の概要をまとめた冊子を作成し、

全戸や希望者に配布しております。事業者から、土地利用制度や開発候補地の相談はありますが、産業創出候補区域でないと実現不可能な規模の相談は、近年はございません。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） このパンフレットの作成につきましては、本当に立派なパンフレット、企画政策課のほうで先頭に立ってもらって、いろんな過程を経た中で完成したもの、出来上がっているのは、たしかこれ全戸配布までされていると思います。

確かにこのパンフレットと同じもの、池田町のホームページにも掲載されているのは確認していますけれども、最初のテーマのとおり、私は土地利用の中でも企業誘致にポイントを当てて聞いているわけですが、そうなるこの池田町に事業を展開したいなという事業者さんたちは、もうほとんど町外の方、県外の方になってくると思うんですが、そういった方たちに対する、ホームページという方法もありますけれども、もっと積極的な対応は何かお考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

企画政策課長（大澤 孔君） 積極的なPRということでございますけれども、ホームページなどを通じて発信していきたいと思いますが、相手があることでございますし、問合せも幾つか来てございますので、相談に応じ、お手伝いをするというような形で現在動いております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） ちょっとまたこちらのほうも、ホームページの整備の関係もあるかと思うんですが、ホームページの表紙、1 ページ目のところに池田町で事業展開を考える皆様へとか、そういったような見出しでちょっと目につくような配慮をしていただいて、そこをクリックすれば、こういった土地利用制度のパンフレットにダイレクトでつながるような、せめてそのくらいな取組はしていただきたいと思います。

先ほども言いましたけれども、産業創出候補区域、これ、A 5、A 6 あるんですが、そこは令和 3 年度に新たに設定された区域になりまして、コープながのの南側の県道沿いや渋谷の交差点から追分へ抜ける県道329号線沿いということで、広域交通との接続が良いこ

とも十分PRできる点だと思いますので、こちらのほうもぜひ考慮していただきたいと思いますが、こういった情報発信、宣伝、PRにつきまして町長はどういったお考えかお聞かせください。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） いずれにしても知っていただくということが大事なかなと思います。あらゆる、さきの答弁でもお答えしましたように、情報収集をしながら情報発信をしていくということで、取り組んでいきたいというふうには考えております。いずれにしたしましても、町村会等も東京とかにございますので、そこいら辺にも働きかけをしてPRをしていきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） ぜひ町長自らのPRも、外へ出られたときには意識してやっていただくようお願いいたします。

続きまして、産業創出候補区域以外でも、企業の誘致の際に該当するところなんですが、企画政策課や産業振興課との連携、情報共有、こちらのほうは町長、どうされているのかお答えをお願いします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 企業誘致につきましては産業振興課が担当しておりますが、企画政策課が持っている情報は必ず共有しております。産業振興課に相談があった場合でも、立地が可能な地域でなければ実現不可能なので、企画政策課との情報交換は不可欠で、常に連携をしているというふうにしておりますので、よろしくをお願いします。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） こちらにつきましても、先ほどもやはり担当職員の方と理事者側でのそういった情報共有が不十分で、前に進むものも進まなくなっていたり、中断しかねないような話も伺っておりますので、少なくともそういうことがこれからも起きないように、町長も自ら情報共有をしっかりとっていただくよう要望いたします。

それでは続きまして、開発事業を行うに当たり、関係法令等の基準、手続をクリアできれば、土地利用計画との整合をし、産業創出候補区域以外、産業振興地域を初め田園環境活用

地域、山麓集落地域でも企業誘致が可能となる地域がありますけれども、こちらの取組について町長の考えをお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 具体的な予定地がない状態で、町に企業の進出などの相談がありましたら立地可能な候補地を紹介するというので、一緒に取り組んでいくということになるのかと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） こういった広い範囲での対応も可能かと思われる、こういった利用制度ありますので、ここで本当に町長自ら重点施策に挙げられていますゼロカーボン社会の実現や、オーガニック農業の推進につながる企業誘致もすごく有効だと思われるんですけども、本当は町長自らそういった発言を先にいただきたかったなとちょっと思っていたんですけども、こういったことに結びつけた中での何か発想、考えありましたらお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今表面には出てきませんが、複数の話がありまして、これが近々ある程度皆さん方にも御報告できる状況になるかなと思います。今詳しいお話はできませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） そういった前向きな企業の進出について話が進んでいるということは、ありがたいことだと思います。ただ、こちら議会側に対しても、話せる範囲、情報公開できる範囲のことはこまめに提供していただきたいと思います。実際町民の方々の中でも、あそこに何々ができるってよとかいうことをちらほらと聞きますけれども、私何も知らなんだりしていることのほうが多いものですから、そういったところはしっかりした報告をしていただきたいと思います。

それで、さっきも触れましたが、このパンフレットありますね。こちらのほうで開発の内容、規模に応じた手続で一定規模以上の開発は事業者、町長、町民の3本の柱で進んでいくと思われます。こちらのほう、しっかりパンフレットの中でもうたわれておりますけれども、

まず町長には事業者としっかり向き合っていただきたいということ。

こちらのほうも、やはり池田町に進出してくる企業の方はみんな不安を持ちながら、分からないことだらけで飛び込んでくるわけですので、そういったときにはしっかりした関連部署もありますけれども、受入れ体制、そして助言や指導、これはもうちゃんと計画にもうたわれていますけれども、町長からの事業者に対する助言、指導ということがしっかり載っています。

こういったところを、本当に取組の気持ち次第なんですけれども、何とかこの事業を成功させるためにはといった入り方をぜひしていただきたいと思えますけれども、こういった企業誘致に向けての、もう一度町長の向かい合い方、事業者さんとの向かい合い方について考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 先ほど複数のお話が進行中ということでお話ししましたが、これは担当課からも十分な情報が来ておりますし、私自身も出向いて折衝に当たったりということでやっております。そういう点では、業者の皆さんと疎遠といいますか、あんまりつながっていないということにはならないかなというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） それでは、常にそういった前向きな姿勢を持っていただいて、対応をさせていただきたいと思えます。

最後、こちら載っていますけれども、ちらほらとこういった今の答弁の中でも課題が見えてきているところもありますが、一応企業誘致について今課題としていることをお伺いいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 当町いろいろ課題ありますけれども、はっきり言いまして、交通の利便性は良くないと。そういう点では高規格道路が早くできないかなというのもひとつございます。また、ハザードマップが発表されましたので、これによる安全性が確保できる土地が少ないという点、これは非常に大きな課題になってきているなというふうに考えております。

また、労働力が少ない。現在新たな施設をつくっているところがありますけれども、そこが人員募集してもほとんど来ないということで、大変頭を痛めて相談にみえたこともござい

ました。そういう点では、あるようでないのがこの池田町の労働力だなというふうに感じております。その辺が一つ今のところの課題かなというふうには感じています。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） そういった課題をいかに一つずつでも改善しながら、解決しながら進めていただきたいと思います。そういった中で、交通の便、広域道路のお話もされましたけれども、先ほども言いましたように今回のこの産業創出候補区域、こちらは池田町の中でも交通のアクセス、私は一番良いところに設定されたのかなと思っております。松本、南方面へ行くにも高瀬川の堤防道路、それが明科へ抜ける国道19号線、そういったところ両方にアクセスできる場所であるので、再度こちらのほうはちゃんとPRしていただきたいと思います。

それでは続きまして、今度は町有土地についてお伺いしていきます。

町有土地の一つである旧上原商店跡地につきましては、造成された状態で何年も活用されておらず、早急な対応が必要と考えます。また、多くの町民も最初は注目していたんですけども、ちょっと最近では心配をするような傾向が見られてきます。町長はどれほどの緊急性を感じて誘致、活用を考えているのかお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの御質問ですけれども、旧上原商店跡地の活用につきましては、町としても当然大きな懸案事項の一つと捉えております。昨年度は企業進出の話がありましたが、環境や条件等が折り合わず、やむなく断念した経過もございます。

場所柄県道に面し、大型ショッピングセンターの隣接地ということもあり、実際問合せもございます。町としてこの用地を一刻も早く有効活用できるよう、引き続き取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 続きまして、これ、情報発信はどうされているのか。こちらにつきましては、先ほどの土地利用計画とはちょっとまた変わってくると思います。しかし、町有土地ということですのでごく有利な面もあると思うんですが、ホームページ等でも情報発信はちょ

っと見受けられなかったんですけれども、PRどのようにされているかお聞きします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） この土地につきましては、商業エリアに隣接した空き地ということもあり、定期的に問合せがございます。実際に昨年度から今年度にかけて、個人や法人から4件ほど問合せがありました。その都度土地の経過を説明し、交渉しておりますが、実際の活用の際には盛土もしくは舗装が必要となり、造成費用がかさむこと等が障壁となり、契約まで至らない状況となっております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） やはりそういった打診的なものは数件あるということは、今お伺いしたんですけれども、これは先ほどから話を聞いていても、どうしても企業誘致については消極的と言え失礼かもしれないんですが、受け身に回っているのかなというイメージしか、私は持てません。

今言われましたように、本当に今の上原商店跡地につきましては、南側には介護施設がありまして、ほぼ向かい側にはツルヤさんを初めとした商業施設があります。そのような環境で、町長が具体的に自分で描いている有効活用があればお聞かせください。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 私はこの跡地につきましては、ロケーションも良く、当然何とか活用したいと強く願っております。今後とも折に触れましてセールスしてまいりますし、情報発信してまいりますということで取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） それではこれ、続けてといたしますか、関連ですけれども、町長自ら行動、トップセールスですね、起こすことがやはり必要と考えます。これも町の土地なので、町長も本当に動きやすい企業誘致だと思いますので、こういったところで自ら動いて事業者さん引っ張ってくるよというような、そういったお考えはお持ちでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 先ほどからお話ししておりますように、幾つか問合せがあったり具体

的な話が出たりしております。現在も進行中でありますので、詳しいお話は差し控えたいと思いますが、大変外から見ると魅力のある土地であるということは感じておりますけども、ちょっとその土地の環境面等が条件的に難しいというのも事実であります。

一つずつ、なくなればまた動くということぐらいしか、今できないかなと。複数の話を同時に進めるというのは不可能でありますので、今進んでおります話を何とか固めたいというのが現実でございます。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） じゃ、今そういった何件かの案件が進行中ということですので、まずそちらのほう、実現に向けて取組していただきたいと思います。それでしっかりした回答、今のそういった引合い的な案件があるからだと思うんですけども、こういったものももし実現されずにいった場合は、町長自らトップセールスを考えているのかということをお聞きしたいんですけども。本当に普通、企業であれば、こういった苦しい場面であればトップセールスというものは当たり前のように言われるわけですけども、町長としてどうでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 当然大きな懸案事項でありますので、先ほどお話ししましたように、一つずつ進めてまいります。複数話を進めるということは不可能でありますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） それで、今日時間ちょっとありますので、町有地ということでいけば、北保育園跡地と交流センターの東側の空き地についても、幹線道路沿いではないんですけども、まちなかの活性化ということで有効な活用が望まれています。こちらについて、町長のお考えをお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 北保育園の跡地につきましては、住民の皆さんの要望もあります。新年度は具体的にどうするか、庁内でも議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

なかなか交通のアクセス等を考えますと、ここも難しい土地の一つでありますけれども、いつまでもこのままというわけにはいきませんので、また具体的に考えてまいりたいというふうに考えます。

あと、交流センターの東につきましても、話が今のところ昨年末に断念という話がありましたので、また新たな方向づけを考えるべく、ちょっと手を打ってまいりたいとおもいます。以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） それでは、交流センター東側の所有地につきましても、残念な結果に終わってしまったということですが、じゃ、今こちらのほうは空白の状態ですので、ぜひ町長自らも行動していただいて、事業者を引っ張ってきていただくくらいなつもりで行動をお願いしたいと思いますけれども、そちらにつきましてもいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 鴫町長。

町長（鴫 聖章君） 自ら当然動いてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） ぜひよろしくお願ひします。

それでは、続きまして2つ目の質問に移りたいと思います。

通学路危険箇所における行政対応の進捗についてお伺いいたします。

昨年9月に、PTA、大町建設事務所、大町警察署など関係機関と合同で通学路の緊急点検を行っていただき、7か所が早期に対策が必要な危険箇所と選定されました。対策として、樹木伐採による見通しの改善、路面標示や看板等の設置、外側線の新設や引直しなどの安全対策の実施のほか、安全教育の一層の充実と、ドライバーの意識改善に努めると回答をいただきました。間もなく新学期を迎えることもありまして、改善の状況についてお聞きしていきます。

それでは1つ目で、今年度内を含めた中で進捗状況をお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

昨年9月に実施しました通学路危険箇所点検では、7か所の点検を行いました。その内容における進捗を報告いたします。

7か所の対応内容の内訳ですが、路面標示を設置済み箇所が1か所、警察による道路規制の実施可否の検討箇所が1か所、この検討結果につきましては、現時点では規制を行う予定はないという結論が出ております。道路規制の内容としては、登校時間帯の一方通行の規制についての検討でございます。

次が、道路両脇に区画線を標示済み箇所が1か所、警察による速度規制標識の設置が、この3月に完了予定が2か所、交差点周辺の木々の伐採作業済み箇所が2か所、以上が7か所の対応状況でございます。

安全対策が何かしら必要であると判断した7か所のうち、4か所については安全対策が実施済み、2か所が今月実施予定でございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 対策のほう、進捗進めていただいておりますことには感謝いたします。ただ、今ちょっと7か所ある中で、改善されたところが4か所ということで、その残りの3か所の改善内容をもう一度お聞かせください。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 7か所のうち4か所については実施済みでございます。今月3月に完了予定が2か所と申し上げましたが、こちらは警察による速度規制標識の設置が、今月予定2か所でございます。残り1か所については、規制を検討しましたが、結論的には規制は行わないという一義的な検討結果が出ておりますので、以上でございます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） それではあと、可能なところにつきましては、しっかり予定の期間内に対応していただくようお願いいたします。

あと、安全教育等の一層の充実といったところ、あとドライバーの意識改善といったところで、安全教育の指導についてはどういった予定でいられるのかということなんですけれども、こちらのほうは警察との協力により、費用も抑えられた中で実施できることだと思えます。こちらについての予定をお伺いいたします。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 学校内における安全教育の関係につきましては、PTAの校

外指導部等が中心になって、例年ですと自転車の安全運転とか、そういった交通安全の啓発事業をPTA主体で行っておりますけれども、コロナ禍になりまして、なかなかちょっとそのあたりも、外部から警察の方を呼んで安全教室等の実施が、なかなかちょっと、ここ2年はできていないというような状況でございます。

あと、学校外の町全体の交通安全関係につきましては、ちょっと住民課のほうの担当ということにもなりますので、学校関係につきましては以上でございます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） それでは、今児童・生徒さんたちに対してPTAが主だってやるということですけども、学校としては2年間でできていない、2年もできていないということなんですよね。確かにコロナの影響でできていないといっても、やり方の工夫次第で来ていただいて、校庭でちゃんとソーシャルディスタンスを保って講習会等というものは、実際可能じゃないのかなと思いますけれども、そういったところで、これについても本当に児童の安全に関わってくることで、コロナという理由だけでこれだけのブランクが空いちゃうということは問題だと思いますけれども、できないことに代わる中で、何かいい施策を考えているかどうか、その点も踏まえてもう一度お聞きいたします。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） まるっきり2年間、施策が全然できていないということではありません。特に春の交通安全週間については、令和2年からコロナ禍が本格的に、2年度ですね、臨時休業期間とも重なっております、かなりタイミングが悪くなかったということもあります。その後、2学期以降については、かなり行事関係についても例年の行事等ができるような状況になっていましたので。

ちょっと詳細すいません、はっきりとは申し上げられませんが、交通安全関係の行事関係については、全然できていないということではございませんので、春の、先ほど申し上げた校外指導部等が行っている例年のPTAの分については、できておりませんが、

あと、新年度の通学路の一斉下校とか、そういったことは実際毎年行っておる事業でありますので、下校時の通学路における道の歩き方ですとか、集団で行った際に、そういう交通安全の指導のほうは実施できておりますので。ちょっと学校のほうで交通安全の指導が全く2年間でできていないという意味ではございませんので、御理解をお願いいたします。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） そうということなんでしょうけれども、子供たちの安全に対しましては、常にコロナ禍であってもプラスアルファで安全に対するそういった指導というものは考えていっていただくようお願いいたします。

あと、先ほど住民課で回答ということで、寺嶋課長、よかったんですけど。危険箇所の関連。交通安全のほうですね。

それではあと、最後、町長にまたお聞きしますけれども、幾らか関連したことなのでお聞かせ願いますが、通学路も含めた中で、新年度に入り、自治会要請等で危険箇所の改善要望等が出てくると思われますけれども、こういった安全面に対する対応をどうされていくのかといったところ、町長のお考えをお聞かせください。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 子供さんたちの安全につきましては、最優先課題と私は考えております。ただ、公安委員会等の考えもありますので、例えばここに横断歩道をつくってほしいとか一時停止にしてくれというのは、要請はしますけれども、これは公安委員会が決めることなので、町でどうこうというわけにはまいりません。しかし、河川の防護柵等については、最優先として取り組んでまいりたいというふうには考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） そういった町長、安全面に対しては前向きな姿勢、答弁をいただきました。ただ、実際にこういった安全面に対する対策に盛られております予算は、決して高いものではありません。こういったところ、まずどちらを優先するかといえば、安全を優先するべきだと思いますので、そういったところは実施優先で考えていただけるのかというところを、もう一度再度お聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 自治会要請につきましては、全担当者含めまして視察を行って、これが要請の内容にどうなのかということを検討いたします。そこで安全面が最優先されるということでもあります。そういう点では、今までもそうしてきましたし、危険箇所ということで指摘されれば、十分その対策は考えていきたいというふうには考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） それでは、そういった要望上がってきましたら、実際に出向いて直に見て判断をしていっていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

議長（矢口新平君） 以上で大厩美秋議員の質問は終了いたしました。

#### 散会の宣告

議長（矢口新平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 3 時 3 4 分

令和 4 年 3 月 定例 町 議 会

( 第 4 号 )

## 令和4年3月池田町議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和4年3月15日(火曜日)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員(12名)

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山真君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	大出美晴君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	和澤忠志君	10番	那須博天君
11番	倉科栄司君	12番	矢口新平君

#### 欠席議員(なし)

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	麩聖章君	教育長 職務代理者	小澤裕子君
総務課長	塩川利夫君	企画政策課長	大澤孔君
住民課長	蜜澤佳洋君	健康福祉課長	宮本瑞枝君
産業振興課長	宮澤達君	建設水道課長	丸山善久君
学校保育課長	寺嶋秀徳君	生涯学習課長	下條浩久君
総務課長補佐 兼総務係長	山岸寛君		

#### 事務局職員出席者

事務局長	丸山光一君	事務局書記	矢口富代君
------	-------	-------	-------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（矢口新平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議開きます。

なお、10番、那須博天議員は遅刻との届出がありました。小田切副町長、吉澤監査委員は欠席との届出でございます。

一般質問

議長（矢口新平君） 日程1、昨日に引き続き一般質問を行います。

矢口 稔 君

議長（矢口新平君） 6番に、5番の矢口稔議員。

矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） おはようございます。5番の矢口稔です。

令和4年3月の池田町議会定例会における一般質問をさせていただきます。

まず初めに、ロシアのウクライナによる侵攻が続いております。被害に遭われた皆様、亡くなられた皆様に深く哀悼の意を表したいと思っております。また、速やかな終息を強く願っております。

今回の一般質問では3点について質問をさせていただきます。

順次、資料に沿って進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

1番目、小・中学校で導入が始まるコミュニティ・スクールの推進方法についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中で、ここ2年間は学校内の子供たちの様子を私たち地域住民が直接触れ合う機会がほとんどなくなっています。地域の皆さんは子供たちの登下校の様子を見守りながら、コロナの終息を願っていることと思います。

今回は、その地域の皆さんと共に学校づくりを進めるコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度についてお伺いをいたします。資料をつけておりますので、資料も一緒に御覧になりながらお願いしたいと思います。

1つ目の質問は、町が目指すコミュニティ・スクールとはということでお尋ねをいたします。長野県では、各学校が地域との間に築き上げてきた土台の上に、(1)学校運営参画、(2)協働活動、(3)学校評価機能を一体的、持続的に実施する仕組みを信州型コミュニティ・スクールとして構築をしています。学校と地域住民の協働により子供たちの豊かな成長を支えるため地域とともにある学校づくりを進めております。信州型コミュニティ・スクールは既に公立の全小・中学校540校が実施をされております。

また、文部科学省では、平成29年3月法律に基づく学校運営協議会の設置について、各教育委員会に対して努力義務が課せられました。そして、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しています。令和3年度の実施状況に関する国の調査によると、県内の実施率は市区町村立学校で18自治体、23.4%となっております。

当町において、文部科学省が推進するコミュニティ・スクールの導入実施時期と町が目指すコミュニティ・スクールについてお伺いをいたします。答弁をお願いいたします。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

〔学校保育課長 寺嶋秀徳君 登壇〕

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 議員の御質問にお答えいたします。

池田町では、いち早く平成15年より学校活性化委員会、現在は信州池田町学びの郷活性化委員会を組織し、学校や園の課題について地域住民の代表の方々と協議してまいりました。

議会を代表して本年度は大厩議員さんに御参加いただいておりますので、内容につきましてはお尋ねいただきたいと思います。

これが信州型コミュニティ・スクールと呼ばれるものでございます。国型のコミュニティ・スクールは委員の皆さんが権限と責任の下、学校や園の基本方針について承認したり、教育委員会に意見を述べたりすることができるなど、現在のコミュニティ・スクールとは異なります。しかしながら、町が目指すコミュニティ・スクールはコミュニティ・スクールの

規則案で掲げております保護者及び地域住民との間の信頼関係を深め、学校・園運営の改善や園児、児童・生徒の健全育成に取り組むものとするという趣旨に沿って、学校や保育園は地域の資源を活用した保育や授業、地域は学校や保育園を核とした地域づくりになるようにしていきたいという考えを持っております。

地域学校協働活動のお話もありました。これにつきましては既に様々な取組をしているものを整理したり、また学校や保育園が町内にある様々な組織と緩やかにつながれるように働きかけたりして、地域学校協働活動本部を教育委員会が立ち上げる予定でございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 活性化委員会、私も参画をさせていただいて様々なことを学んだ経験もございます。そんな中で今活動本部という話が、立ち上げていくということでしたけれども、私がお聞きしたいのは導入の実施時期です。いつまでにそれを立ち上げていくのか。そのスケジュール等についてお聞かせください。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

導入時期につきましては、令和4年度年度当初からのスタートということではなく、組織の規則等につきましては年度当初に早急に策定をいたしますけれども、組織の核となる委員構成等については1年間通して慎重に人選をさせていただきたいというところもありますので、令和4年度についてはスタートの年という位置づけでございます。年度当初からということとはちょっと考えておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 新しい教育長も4月に着任する予定になっておりますので、その新教育長と共に1年間かけてやっていくのかなというふうなことだと思いますけれども、今度はそうすると学校の活性化委員会と、信州学びの郷の活性化委員会と、この活動本部とのこういう関係というのはどのようになっていくわけですか。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 来年度の体制の関係でございますが、現在の信州池田町学びの郷活性化委員会は組織としては残っていきますが、その中に各コミュニティ・スクールを、

名称としてはコミュニティ・スクールということで、学校運営協議会を、部会のイメージになりますけれども、組織活性化委員会の中に部会のイメージで位置づけていきたいということで、全体会等についても年に1回か2回程度は行いつつ、各学校単位の学校運営については個別にというような形を今想定しております。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 活性化委員会の中の部会の一つとしてということで、コミュニティ・スクールの関係については運営協議会も入れていくということなんですけれども、私も他市町村の事例をちょっと学んでみますと、かなりハードルといたしますが、人的にもちょっと必要のところもありまして、担当される方、1人や2人ぐらいではちょっと厳しいような状況ですので、ぜひそういった担当の方の人的な補強もしながら、1年間かけてちょっと研究をお願いしたいと思います。

そんな中で、次、具体的な取組方法と実施計画についてお尋ねしたいと思います。今もお聞きしておりますけれども、取組の方針と実施計画について、新教育長を迎える中で現状ではどのように進めていくのか、お聞かせをいただければと思います。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

現在のところは保育園、小学校、中学校についての一つの会議の中で協議しておりますが、地域の子供は地域で育てようというモットーに、今以上に地区ごとに熟議が重ねられるよう、会染保育園・会染小学校コミュニティ・スクール、池田保育園・池田小学校コミュニティ・スクール、高瀬中学校コミュニティ・スクールの3つのコミュニティ・スクールを立ち上げる方針でございます。

委員構成につきましては、地域住民代表、保護者代表、学校や保育園代表、学識経験者等で組織し、地域と学校の運営に詳しいコーディネーターを中心に年度の初めと終わりには可能な範囲で合同コミュニティ・スクールを開催し、町全体の共通認識を図ったり、情報交換や研修を行ったりしていきたいという予定でございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

5番（矢口 稔君） 今、具体的に会染保育園・小学校、池田保育園・小学校また高瀬中学ということで、3つのコミュニティ・スクールができるんだということが理解できました。

それを束ねてコーディネーターさんがいて地域の皆さんとつないでいくということで、大体のこういう像というものがだんだんと見えてきたかなと思います。

その中で、そうなってくると、具体的に地域の皆さん、結構池田校区、会染校区、高瀬中学校とそれぞれ愛着を持って地元の皆さん、本当に協力していただける方多いと思いますので、ぜひそういった人材バンクみたいなものもちょっと活用しながら、地域のそういう人的なお宝、本当にこんな活動していたり、ぜひ教壇に立っていただきたい方も多くいらっしゃいますので、ぜひうまくこの3つのコミュニティ・スクールが回せるように、コーディネーターの人選もしっかりしていただいて、進めていっていただきたいと思います。

そんな中で、続いての質問なんですけれども、どのようにして学校と地域との関係を築いていくのか、ここが一番鍵になってくるのかなと思います。

先進的な自治体の取組として大町市の例がございます。特に、美麻地区でのコミュニティ・スクールは学校の玄関前の植樹の植栽や剪定をはじめ、学校周辺の環境整備支援、遠足、運動会、文化祭などの行事支援、地域に学ぶ総合的な学習支援、国際交流の訪問前の授業支援などなど地域の力を生かした取組を行っています。

当町において、どのようにして学校と地域の関係を築いていくのか、大町市の例もございますので、これを一気にやるということは難しいと思いますけれども、どのようにしてこの関係を築いていくのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

大北地区では先進的な取組をしている美麻小・中学校がございます。中心で運営されているコーディネーターがいらっしゃいますけれども、県のコミュニティマイスターもされているようでございます。既に美麻小・中学校には、相談に乗っていただいたり、いずれは委員の研修会の講師にお呼びしたりして、コミュニティ・スクールの充実を図りたいというふうに考えております。学校や保育園は今まで以上に学校や保育園の情報を地域に発信して、その取組を知っていただいたり、また地域は学校や保育園のためにできることを提案していただいたりしながら、コミュニティ・スクールの規則の趣旨に掲げております保護者及び地域住民等による学校運営への参画、支援及び協力を促進する。こういったことをできるようにコミュニティ・スクールの仕組みを整えていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

5番（矢口 稔君） 今、美麻小・中学校の例がございましたけれども、本当にコーディネーターの方、私も旧来から存じている方ございまして、もともとは移住されて来た方あります。だけれども、新しい地域で自分たちの子供たちのために本当に日々御尽力されている姿を様々なところで目にしています。そのくらいこういう熱い方、また、そういう出ないと、なかなかコーディネーターが務まらないというのも事実だと思います。その方が本当にどんな方になるかによって、かなりコミュニティ・スクールの質といいですか、クオリティーといいですか、池田町らしいそういったものも生まれてくるかなと思います。

その中で、そういうコーディネーターの方にも急をお願いしてできるものではないと思いますが、そういったコーディネーターの方のこういう探し方ということも1年間かけて事務局内で検討していくのかどうなのか、そこがコミュニティ・スクールの一つの核だと思うんですけれども、その点についてはどのように、今のところで結構ですので、教えてください。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） コーディネーターの人選につきましては、現在事務局としては学校にも詳しくて、地域にも両方詳しい方をということがまず第一の条件かなというふうに考えておまして、また、議員御指摘のとおり、情熱を持ってコーディネーターの職をやっていただける方が望ましいというふうに考えておりますので、できるだけ学校関係のみではなくて、地域を代表する方をどちらかというところ、教育委員会の場合は学校関係のほうにどうしても重きを置きがちではありますけれども、地域を代表して地域のことをよく御存じの方を人選していく必要があるかなというふうに考えておりますので、先ほどの2点についてポイントとしては考えております。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 今、地域の方ということで話もございました。本当に大事な視点であります。地域の様々な方、情熱的な方も多く池田町には住んでいらっしゃると思いますので、ぜひそういった方が見つかることを祈っておりますけれども、地域のことになるとうち教育委員会部局もそれなりに人選はしますけれども、町側の部局としてもそういった連携をしていかなければいけないと思います。

そこで、町長にお尋ねをいたしますけれども、そういった人選の関係であります。また、教育委員会と連携していくという中で、町長の中でそういうコーディネーターの重要性みた

いなものはどの程度理解をしているのか、その点についてお聞かせください。

議長（矢口新平君） 養町長。

町長（養 聖章君） それでは、御質問にお答えしますが、どんな組織であってもコーディネーターというのはいわゆる扇の要と言われるような役割を持っているかなと、コーディネーター次第でその会の運営がどうなるか。大きく左右されていくんじゃないかと、そんな認識を持っております。そういう意味では、教育委員会だけに任せるのではなくて、町全体でコーディネーターの人選に当たってまいりたいというふうには考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） コミュニティ・スクール、町長の話もありましたが、コーディネーターの人選もあります。今回の私の質問の目的というのは、そういうコミュニティ・スクールという制度が、取り組まなければいけない状況になるんだということをこの場でぜひ共有をしていただいて、各課長さん含め、また議員の皆さん含め、ちょっとまた学びを深めていく機会になればと思いますので、ぜひまたこういったところのコミュニティ・スクールに対して動きがありましたら議会の協議会等を活用して御報告、御説明いただければと思いますが、課長、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 議員御指摘のとおり、町全体でコミュニティ・スクールのコーディネーターの人選については、重要なポストということで認識を共有していきたいと思っておりますし、また、教育委員会としても働きかけをして共有していきたいというふうに考えております。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

議長（矢口新平君） 課長、多分ちょっと答弁が食い違っているのは、適宜こういったコミュニティ・スクールが徐々に動いていくわけです、新しい教育長と共に。その中で動きがあり次第、今ここら辺のところまで進んでいますというところも議会としては知りたいので、適宜報告をしていただくなり御説明を、今ここまで来ましたと、今こんなところ課題で残っているんです、何か協力をいただけないかとか、そうやって議会も関わりながら進めていくのも大事ななといったところで、そういった報告なり協議の場をまた適宜設けていただけれ

ばありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） ちょっとすみません、答弁が食い違って申し訳ありません。

議会側のほうへの報告等は適宜させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

5番（矢口 稔君） ぜひ、これは本当に町一丸となって、立場は違えど目指すところは子供が真ん中で一つだと思いますので、ぜひ協力していけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて2番目、子供たちの学校での居場所について質問をさせていただきます。

来年度の各学校の子供の居場所についてであります。高瀬中学校に今年度学習相談室が設置されております。様々な課題を持った子供たちが利用しています。来年度以降、このような子供たちの居場所の確保について、現状と課題とともに来年度の取組についてお聞かせいただければと思います。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

来年度の各校における予定でございますが、まず高瀬中学校につきましては、昨年度より学習相談室という場所を整備し、小学生も数人利用をしておりましたが、来年度は小学生は中学校の学習相談室を利用しないでもよいように、各小学校に通常の教室とは別に中間教室の整備を進めたいというふうに考えております。会染小学校には、ほっとルームという中間教室が以前より設置され、支援を必要とする子供の居場所となっております。また、池田小学校には現在中間教室がありませんので、設置を検討しているところでございます。

また来年度は、県の予算で子供と親の相談員事業が今年度同様継続される予定でございますので、池田小学校と会染小学校の2校を対象に相談員を配置し、学校と協議を進め、中間教室設置に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 今回、高瀬中学校に昨年度から学習相談室が設置されております。なかなかそれが表立って議会の中でも知らない方も多くて、どういった方が通って、どういっ

たニーズがあるのかということもなかなか表立って見えてこなかったんですけれども、実際通われている方がどのぐらいいるのか。そういった現状的なものは池田町、不登校の関係もございませう。不登校のこういう最近の傾向も踏まえて、学習相談室なり中間教室の必要性の、こういう教育委員会が考える今の現状についてはいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 中学校の学習相談室の現状といたしましては、池田小学校で四、五名程度、会染小学校でも利用者が1名は利用しているというふうに把握しております。こういった小学生が中学校の中間教室というか学習相談室を利用するという現状については、できるだけ子供にとっての安心して過ごせる居場所づくりの必要性ということは十分感じておりますけれども、現状は中学校は中学校の生徒がおりますので、できれば、そういう中学校の校舎内は中学生の居場所ということを優先的に考えざるを得ないかなというところもございまして、今回、小学校の中にできるだけそういった中間教室の設置を検討させていただいているような、そういった経緯でございます。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 中学校に設置をされたということで、場所がなかったり様々な影響があったと思いますけれども、実際、中学生の中からも何で小学生が来るんだとかそういう話も聞いております。そういったところを明らかにみんなに説明をして、こういった人たちが今中学校に来ているんですというものもあれば、より理解が深まったのかなという、縦のつながりでよかったかなと思うんですけれども、そういったところも聞くところによると、学習相談室において規則等も定められていなくて、ちょっと不明確だったということもお聞きしておりますが、そういった現状はあったわけでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 教育委員会の中においても、しっかりとした規則と言えるようなものがまだ整備されている状況ではなかったんですが、実情としては中学校のほうで学習相談室のほうに校外の児童についても利用があったという状況でありますので、はっきりとしたそういった整備をする必要があったかというふうに感じております。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） もし、何か事故があったときとか、そういったときは非常に責任が問

われるわけであります。そういったところで、そういった規則等がなければ、どこに責任があるのかという話も、今のところそういったものは起きていないとは信じておりますけれども、そういう、何というんですか規則がないまま、曖昧にこういう教室ができるようなことが果たしていいのかどうなのか。私はそれは適切ではないとは思いますが、4月以降、中間教室における規則や突発的な事故の防止についてのルールみたいなものはあって中間教室が設置されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 議員御指摘のとおりかと思えます。

事故があっては本当にならないことでありますので、しっかりとその整備を、決まりをつくった上で運営という形で行ってまいりたいというふうに、すぐにまた新しい年度が始まりますので、早急に対応させていただきたいというふうに考えております。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 分かりました。そちらのほうはぜひ先へ進めていただいてお願いしたいと思えます。

最後に学習相談室の関係ですけれども、ではどなたがこれを設置するように認めたわけでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 教育委員会が認めたという形にはなろうかと思えます。学校からそういった連絡等を受けて高瀬中学校の学習相談室については教育委員会のほうでそういった形を認めていたというのが実情かなというふうにお答えいたします。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） そこら辺のところはしっかりしたほうが私はいいと思うんです。ちゃんと起案者もいるわけだと思うんです。それは教育委員会で認めたとしても、ルールが定まっていなかったということは、それについてそんなにも適切な処理ではないと思えます。それでまた教育委員会で認めたと思っても、果たしてルールがないのに教育委員会が認めることがあるのかどうなのかということも、私はちょっと疑問にも思っております。ルールがない中で、教室があるということが果たして存在していいのかという、予算の計上もありますし、何もなしのままここに教室があつてそこでこういう運営がなされているということが

果たしてそこが運営として本当によかったのかなというところなので、教育委員会として認めているというのはあると思うんですけども、それを最初に主導した方もいると思いますけれども、そういったところをはっきりさせておくことが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 教育委員会の中で認めたということは先ほど申し上げたとおりなんですけれども、さきにそういった学習相談室の利用等については前教育長のほうからも学校へ共有しているということがありましたので、認識としては前教育長のほうで認めているというふうな認識が教育委員会内でも共有しているというような形になっておりました。詳細については、申し訳ありませんけれども、ちょっと把握できませんけれども。前教育長が認識をしているということもありましたので、教育委員会としてもという部分はございます。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 前教育長の話も出ましたけれども、前教育長を責めるわけではありませんけれども、そういったところは事務局としても今、細かく把握していないとありましたけれども、把握していないといけないので、あくまでもそこはしっかりと事務局として把握をしていただいた中で、こういった事業を進めて安全に事業を進めていっていただきたいと思えます。

もう一度お聞きしますけれども、本当に池田小学校も含めていろいろな学校に行かないんじゃないんです。行けない子供たち、またそれを少しでも学校に近づけるための中間教室があります。そういったところでもう一度、安心・安全なスペースを確保していただけるということで、よろしいでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 会染小学校は今冒頭でもございますけれども、池田小学校は新年度にそういった中間教室の設置を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ぜひよろしく願いいたします。

続いて、インクルーシブ教育についてであります。長野県が示すインクルーシブな教育とは、障害がある子が自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限延ばすことができる教育であるとともに、障害のない子供も含めた全ての子が仲間と出会い関わる中で、多様性を見つめ合い、多様な他者とつながる力、多様な価値観の中で問題を解決していく力を育む教育としています。

そんな中、2月15日に中学校の特別支援学級の自情障学級在籍生徒、保護者向けにインクルーシブ教育に伴う学びの場の見直しについてというお便りが配布をされました。内容は、個々の事情には十分配慮するとしていますが、生活学習の場を新年度から原学級でスタートするというものです。インクルーシブ教育自体を否定するものではありませんが、学期末を控えるこのタイミングでなぜ見直しになったのか、もっと早く、昨年12月の懇談会の際などの機会を利用して生徒や保護者に考えを伝えることができなかつたのでしょうか。起案段階から配布までどのような議論がなされたのか、お聞かせいただければと思います。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

今回2月15日付のお便りで、高瀬中学校の特別支援学級に在籍する生徒・保護者向けに、インクルーシブ教育に伴う学びの場の見直しについてお伝えをいたしました。このことにつきましては、今年度より町教育委員会では校長・園長会、就学相談支援委員会等において、インクルーシブ教育の内容や意味について研修を深めるとともに、教育大綱町民懇談会においても、広く町民の皆様インクルーシブ教育の意義についてお伝えする機会を設けました。

また、教育委員会では、現在の学校現場の実情を基に、池田町らしいインクルーシブ教育の方向性を検討した経緯がございます。小学校では原級と特別支援学級の行き来が比較的盛んでございますが、中学校においては、原学級で活動することをちゅうちょしてしまう生徒も見受けられます。個の特性に応じた学習環境で学ぶことは支援学級の基本ですが、原学級において可能な範囲で多くの友達と交流する機会を設けることは、その子の将来の可能性を広げる機会になるものと考えています。また、原級の生徒にとって、多様性を認め合い、共に支え合っていく力が育つ面でもインクルーシブ教育は有効であると考えます。

高瀬中学校では、お便りの後、2月中に担任が保護者様に電話をして内容説明を行い、全員の理解を得ました。今後、無理をしないで原級で時間を過ごせることに挑戦していく予定でございます。

インクルーシブ教育を進めることでお子さんの中には不安を抱えてしまう可能性はありま

すが、学校ではお子様にとって不利益にならないように、無理な対応はもちろんいたしません。ただ、中学校卒業後、大人数の環境の中でも不安なく生活できることを願っての提案でありますので、御理解をお願いしたいと思います。今後も丁寧に説明を尽くしてインクルーシブ教育の内容、または目標を共有してまいりたいというふうに考えます。

よろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 今、説明がなされたということですがけれども、私が大事な視点は、今度は原学級の方にその理解がどのくらい広まっているかということなんです。それを受け入れてくれる人たちがちゃんとこのようなことを、こういう状況になりますと言わないと、また4月から自情障の皆さんというのは失敗体験をずっと積み重ねているわけです。自己肯定感が非常に低い方が多い、どうしても。そんな中でもう一回失敗を積み重ねてしまうという怖さがあるわけです。そこへ行ってまた失敗したらどうだろういったら、またさらに今度は臆になってきてしまいます。

そのインクルーシブ教育をやるのに、対象者の、入るほうにお便りとか理解を求めるのも大事なんですけども、受け入れられる原学級の生徒また保護者の皆さんにも理解を深める努力というものが重要だと思いますが、それはいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 議員おっしゃるとおりだと思います。

原学級のほうの認識が非常に大事だというふうに考えます。原学級を担当する先生の考え方、捉え方は研修等を必要とするだろうし、教育委員会としては研修等を重ねて共有を図っていきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

5番（矢口 稔君） そういったよりも、生徒の方にもこういったちょっとチラシなり、パンフレットなり、インクルーシブ教育というのはこうで、みんなで学んでいくようになるので、そういった自情障、特定支援学級の子供たちも4月から一緒に学びますということを3月中までにちょっとお知らせしていただいて、そうすると、来るんだ、みんな、喜ぶ人もいます。友達来るんだと、そういったところも加味していただくということではできないのか、ぜひお願いしたいと思います。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） もちろんそういった生徒さんに対しての連絡等、しっかり新年度始まる前にできるだけ行いたいところではありますが、ちょっとこれであさって卒業式ということでもありますので、休み中になってしまうか、新年度に入ってしまうかちょっとはつきりしませんけれども、学校のほうにはしっかりお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） よろしく申し上げます。

これは本当に生徒も挑戦ですし、学校も挑戦ですし、保護者も挑戦です。どうなるか本当に分からない。だけれども、やはり子供たちのために少しでもなればそれはそれでありがたいことなので、ぜひそういったところの配慮を十二分にさせていただきながら進めていっていただきたいと思います。

続いて、子供の相談窓口について、お伺いをいたします。

学校へ行かれない子供たちの相談窓口についてお伺いをいたします。保護者は相談先として学校や多世代相談センターを含め、複数の窓口があります。しかし、子供たちが気軽に直接相談できる窓口が町内にはあるのでしょうか。もちろん、学校の先生にもという話もあるんですけども、学校に行かれていない方は学校の先生にも相談ができないんです。どの部署で対応をすればいいのか、お聞かせください。

議長（矢口新平君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 町内の子供の不登校等の相談の窓口ですが、先ほど議員おっしゃるように、学校であったり教育委員会であったりありますけれども、多世相談センターでも保護者に限らず子供さんからの相談も受け付けております。しかしながら、町内のそういう不登校の相談場所の周知が不十分な面が多々あると思いますので、学校等のトイレ等に町内外の相談窓口の一覧であるとか、ポケットサイズ、ポケットに入るようなサイズのものなどを作成するなど、ちょっと周知の方法等についても学校とか教育委員会等含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 今そういった周知がまだなかなかできていないということなんで、いろいろな工夫をしてお願いしたいと思います。

学校のトイレでもいいんですけども、不登校の方は学校のトイレ使わないものですから、そこが今一番ネックだと思うんです。不登校の子供さんたちがこういったところを利用するかとか、そういったところも調べていただいて、なるべく公共のトイレでもいいでしょうし、いろいろなところで目につくようなところで、そういったいつでも相談していいよ、今だったらLINEもありますし、いろいろなSNSとかそういったのでつながる、県もLINEでの相談も受けておりますので、そういった広く電話や手紙以外にも相談できる場所をうまく工夫して、ぜひそういった相談窓口が確保できるようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 議員おっしゃるように、いろいろな形での相談窓口の周知をしてみたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口委員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） お願いいたします。

あと、保護者の負担軽減についてお尋ねをいたします。

子供の第3の居場所については、民間の場所を含めてこの地域にも複数存在をしております。しかし、内容をちょっと調べてみますと、週1回のみ利用に限られていたり、これもお金がかかるわけです。それでまた場所が遠く、ガソリン代等が最近非常に高騰しております、負担が大きく気軽に利用できる状態ではないのも事実でございます。保護者の負担軽減について考えをお伺いいたします。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 町内で子供の第3の居場所と言われる場所として把握している箇所が2か所ございます。大北圏域でも、信州こどもカフェについて振興局に登録された場所は7か所あると聞いておりますが、またこどもカフェが不登校のお子さんの居場所になっていることも聞いております。こうした居場所を子供たちが求めている状況が多様でまた理由もそれぞれ異なるということもあります。したがって、保護者の負担軽減につきま

しては現在のところは検討していないという状況でございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 現在のところは検討していないということなんですけれども、検討の余地にも入ってくる十分な事案だと思います。別にそういったところに、行くところにお金を出すという話ではなくて、お金を出さなくてもこういう場所がありますとか、そういうことも十分ありますので、ぜひそういったところも教育委員会内、また、多世代相談センターとか、いろいろなところ、部署と連携して、なるべく何が困るのかということと親も仕事に行かなければいけなかったり、要するに見ていられない状況の中で、そういったところの第3の居場所が欲しいわけでありますので、どうか公共の場所の一部とか、そういったところでも見守りもできるような態勢とか、そういったところも含めて保護者の負担がなるべく少ないような形で、一般の方ももちろん使えるような状況の中で、また教育委員会内で研究をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 保護者の方に向けて、できるだけ町内、近隣地域においてお子さんが過ごせるような場所が幾つかあるというようなことも含めて、周知のほうはできるだけさせていただきたいと思っておりますし、教育委員会としても第3の居場所と言われる場所の必要性等については以前から議論がされているところでありますので、その必要性等については十分承知しております。また今後、そういった具体的な議論が進むと思っておりますけれども、ちょっといろいろな課題等もございますので、そういったことを含めて進めてまいりたいというふうに思います。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

5番（矢口 稔君） ぜひ課題解決に向けて進めていただきたいと思っております。それについて、協力できる場所があれば、私たちも協力を十二分にしていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

最後の3番目の職務専念義務についてであります。12月の定例会において、未回答答弁についてということもありましたけれども、先日、学校保育課の前教育長の定例会の教育委員会の業務報告というものをいただきました。

教育委員会の定例会の中で出てきた業務報告だと思います。そんな中で12月定例会様々な

議論があったわけですが、一方的にマスコミ向けにいろいろな情報が流れていたということもありまして、まず最初にそこら辺のところを整理したいと思います。

12月のところで、前教育長から議会に対して要望等が出されて、次の日、マスコミ等に報道がされました。その中で、私は実際、マスコミ等から今回の要望等について各社一切、新聞社の取材はありませんでした。また、要望内にあった事前通告義務違反という議会用語もなく、答弁者においては、通告外の質問について答弁しないということも可能でありますので、議長から制止を受けない限りは質疑ができるものと思っております。過去には、同様の運営がなされてまいりました。

また、私の個人的な意見ではないかということで、一方的に要望が出されておりましたけれども、全くそういうことではなく、私の質問全てにおいて直接町民の皆さんからの聞き取り調査により、質問を行っているもので、全て事実に基づいておるものであります。ここで改めて議場において、その点について説明をさせていただきました。

それでは、質問に入ります。職務専念義務に関する条例について、当町では教育長に関する職務専念義務を除外する条例が制定されておられません。新教育長が4月から就任するに当たり、しっかりとした条例整備が必要だと考えますが、町のお考えをお聞かせください。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

教育長の職務専念義務に関しては、法律の定めるところでございますが、教育長の職務専念義務の特例を定める条例の整備状況は、県内77市町村のうち20市町村弱が定めている状況でございます。その内容は職務専念義務の特例及び勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものです。任命権者、教育長の場合は教育委員会になりますが、の承認を得ることによって特例が認められることになり、現在より、教育長の職務専念義務とそれを除外できる場合の明確化がされることとなると考えられます。

現在のところ教育長不在であり、4月には新しい教育長を迎えますので、条例整備の議論につきましては、新しい教育長も含め、教育委員会内で4月以降に行いたいというふうに存じます。御理解のほう、よろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 新しい教育長が来られるということで、その中で議論も進むのも一つの方法だと思います。しかしながら、今文科省にお聞きしましても、担当者からはこの除外

の条例がないと、24時間勤務状態、職務専念しなければならないと、24時間公務であるというお話でありました。また、規則においては勤務時間、休日以外の勤務時間については規則において定めることができるということをおっしゃっていましたので、その部分はいいんですけれども、土日祝日等のこういう、本来であれば公務員で言う休日といったところのものが制定されておられませんので、そういったところもしっかり制定しておかないと、24時間本当に限りなく、いつでも職務専念しなければいけないという状況が今続いているわけです。その点について、新しい教育長とよく話をさせていただいて、早急にそういった他市町村、もう整備されておりますので、それを整備しないと、教育長、本当に働けないというような文部科学省の話でしたので、そこら辺のところをしっかりと整備が必要だと思いますが、もう一度、お聞かせください。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 議員おっしゃるとおりでありまして、教育委員会としても、地方教育行政の法律に基づく範囲内では、現状、条例整備が必要というふうに認識は、今回こういった御質問を受けた時点で、教育委員会としても国のほうへ確認をさせていただいた結果としても、条例整備のほうは進めるべきというふうに捉えておりますので、先ほど申し上げましたが、教育長不在ということで、4月に新しい教育長にも確認を取り、教育委員会で進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ぜひ、その条例整備を新しい教育長の下でお願いしたいと思います。

そんな中で、この業務報告も一昨日ぐらいちょっと目にしたものですから、まだ全部目を通していないんですけれども、実際にこれ以外にも前教育長、出張を行っておりまして、そういったところを、中には平日に行かれて報酬を頂いているといったものもございまして、果たしてそれが法的に本当にいいのだろうかというところがこの報告書からも読み取れます。

また、ここの中にもないものもありまして、そこも相手は要するに地方公共団体でございます。そういったところで、果たしてそういった報酬について、いわゆる職務の専念義務の課されている時間内でそういったことが行われて報酬が発生して、個人口座に入金がされているといったことは果たしていいのだろうかというところが疑問に残ってくるところであります。終わったことは言え、いいんですけれども、相手方のある地方公共団体としてはお支払いをして、それが適切に、向こうも税金ですので、そういったところの相手方のところと

のこういう兼ね合いもありますが、果たしてそういったところは適切なこういう職務遂行だと言えるのでしょうか。

その点については、課長よりも町長のほうがいいと思いますので、町長はいかがお考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 私としては、勤務時間外というようなことで解釈しております。詳しい報告は受けておりませんので、ちょっと報酬についてどうであったかということは認識しておりません。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 町長の中では勤務時間外ということなんですけれども、勤務時間というものが制定されていなかったという、勤務時間というものは教育長、24時間365日職務専念しなさいということになっているものですから、勤務時間外ということではないので、そういったところも含めて、もう一度この委員会報告、またそういったところも含めて調査が必要だと思いますが、その点、町長、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） この件につきましては、先ほど課長が答弁いたしましたけれども、当町では法整備がされていないということは事実であります。そういう点からいきまして、法整備のないところで、議論するというのが文部科学省からも好ましくはないけれども、やむを得ない状況もあろうというような感じの回答でありましたので、そういう意味で、今後しっかりとした法整備をするということしていくと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 単なるこういう報酬が一方的に、民間の方だったらまだいいんですけども、地方公共団体なものですから。お互い税金でそういう報酬のやり取りがされているといった問題はあるわけです。そういったところももう一度調査だけはして、それで襟を正していくというのが行政のあるべき姿だと思います。起きたことは起きてしまったことですので、そういったところで襟を正して、どこがいけなかったのかということをもう一度把握

する必要が町長はあるんじゃないでしょうか。なので、私は調査をすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 教育委員会等とも協議いたしまして、必要とあれば、調査等も含めまして検討してまいりたいというふうには考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 検討するのはいいんですけども、任命権者は町長ですので、調査はして、別に責任問題を追及するとかそういう話には私はならないと思うんです。これから前に進んでいくためには、そういったところを襟を正していかないといけないんじゃないですかということを言っているの、町長の中で調査をいたしますという明言の言葉が頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） これは本人等とも確認しないとどこでどうなっているか分かりませんので、その点につきましては調査をしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ぜひ調査をお願いしたいと思います。町の責任について調査をお願いしたいと思います。

最後ですけれども、今年3月で複数名の職員の皆様がこの池田町から退職をされるということでございます。本当に長きにわたってお疲れさまでございました。この議場においても2名の課長さん、御退職ということで本当にお疲れさまでございました。敬意を表したいと思います。

また、小澤教育長職務代理においても本当に教育長不在の中ということでございますので、本当に大変な職務だったと思います。もう少しありますけれども、よろしく願いをいたします。

以上で、私の3月の定例会の質問を終了させていただきます。

議長（矢口新平君） 以上で、矢口稔議員の一般質問は終了しました。

和 澤 忠 志 君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

7番に、9番の和澤忠志議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） それでは、9番、和澤忠志です。令和4年度3月定例会一般質問を行います。

私は、今回は町の農業政策を問うということで、1点で取っていきたいと思います。

それでは始めに、まず今、農業を取り巻く環境がどうなっているかということは、皆さん十分御承知だと思います。前回のいろいろな議員の方からも大変だということと言われておりまして、みんな認識していると思いますけれども、私なりに書いてありますんで読ませていただきます。一応、今の農業を取り巻く状況が非常に厳しいということをちょっと述べてみたいと思います。

コロナ禍の影響により、米の消費量が減少し、米の売渡し金額が60キロ当たり2,000円下がりに、1万円を割るようになりました。1万円を切ると米作農家は皆赤字経営となってやっていけません。それに加えて、肥料の原材料が入らなくなり高騰しています。価額が倍になっている肥料もあります。ガソリンの値上げにより諸材料も上がっています。特にビニールハウスの材料は値上がり激しいです。ガソリンもリッター当たり200円を超えるような情勢です。このように売上げ値段は下がり、経費は高騰し、日本の農家は存続の危機に立たされています。米が食えなくなる大変な状況になろうとしております。

これについて、若干補足説明をしたいと思いますけれども、信濃毎日新聞にも、21年度前払金2割から3割減と、米の価格2年連続下落へというような形でこういうふうな新聞に出しております。米の価格が一応大北のほうでは大体約2,000円下がったと、1俵当たりです。ところが全国でいきますと、1万円を切っている県が相当あります。例えば1万円切っているところは青森のまっしぐらという銘柄ですと、もう8,000円になってしまっていると、1俵当たりです。それから宮城のひとめぼれ9,500円、それから栃木のコシヒカリ9,000円というようなことで、1万円台もありすけれども、全国的に見ても、非常に米が下がっているということで、日本全国の農家が危機になっていると、池田町だけじゃなくて。そういうよう

な状況でございます。

それに伴いまして、米価維持への、これをどうしたらいいかということ立憲民主党が次期衆議院選、終わりましたけれども、打ち出す方針として減反政策をやめたわけですが、これをまた復活しようと、減反政策をやっていたんじゃ駄目だということで、復活の方針と、それと個別補償の復活、これは民主党が10年前に導入したわけです。ですから生産コストの赤字分を公費で穴埋めし、農家の経営を支える仕組みでありました。これを復活させるというようなことで、非常に国会議員もこの農業を守るということを国の安全保障でございますから、大変厳しい状況だと、農業ができなくなると、国の安全保障がなくなってしまうということで、相当の危機感を訴えているわけでございます。

そこで、まずこれは全国的なことでございますが、それでは、池田町のところに質問を移していきたいと思えます。

それでは1番に、高齢化による野菜出荷者の減少対策ということで質問をしたいと思えます。

問い、小規模農家の高齢化により野菜の出荷量が減少し、拡大をしてほしい。町で若手の農業者の育成に力を入れてほしい。特に、ファミリーマートやてる坊市場、金の鈴等への野菜の出荷者の減少で売れるけれども、野菜が不足している。コロナの影響もありましたけれども、出荷者が少ないということで、要は野菜出荷者の育成対策、これはこの間の農協の章の取りまとめの中にもありましたけれども、定年退職者の就農への促進対策とか、いろいろやってほしいと意見が出ていますけれども、町としてはここら辺の現状をどのように捉えているのか、どのように考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの和澤忠志議員の御質問にお答えしたいと思います。

人口減少や食生活の変化等による米の需要減少により、今までの水稲中心の農業から新たな作物への転換が課題となっております。水田を活用した転作作物には、産地交付金等の助成がありますが、財政状況が厳しい状況であるため、町単独での補助は考えてはおりません。また、若手農業者の育成、新規就農者の対策については、営農支援センター、農業委員会、北アルプス農業農村支援センター等の関係機関と協力し、農業者の自主性を尊重したサポートをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） この間の農協のほうでまとめてもらったアンケートの、要望意見の内容のまとめのアンケートの中にも担い手不足の関連の意見が出ておりまして、これは行政のほうに行っていないというんですが、要は議会で懇談会する予定だったけれどもできなかったから、議会にまとめて出してもらったものでございます。

その中でも兼業農家向けの講習会の実施、定年延長後の退職後の就農支援体制の構築、リタイア就農セミナーというようなことがあります。いずれにしても池田町には60歳から定年であるけれども、池田町は就農という魅力的な雇用を創造するプランが、仕組みがあるということで、池田町の特徴を生かしてそういう農業者をなるべく多く、町と農協で力を合わせて、農協も一部やっておりますけれども、ちょっとあまりぱっとしないというか、なので、町もこれについて農協と協力してもらいたいというふうに思います。

もう一つは小規模農家、新規就農者、定年退職者の就農者の選定の掘り起こし、アプローチ推進を要望すると、このような意見が出ております。この意見についてちょっと町のほうでもただ農協に任せておくじゃなくて、今言った回答があるんですが、もうちょっと要は連絡を密にして、町で今財政難だから支援はできないというような話はしているんだけど、財政難だから支援できないとは、農業が潰れれば町そのものがなくなってしまうんだね、これ。だからそういう意味で、これからは守るべきものは守らないと、美術館だってやっていけないんです。食うものがなくなってしまうと産業が崩れてしまうと、みんな金がなくなってしまうんだから、そういうことで町としてこら辺についての対応についてもっと一歩踏み入れて動いてもらいたいと思いますが、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 議員御指摘のとおりかと思えます。農協からのアンケートについては行政のほうには来ておりませんが、読ませていただきました。切実さを感じます。そういう点ではこれから、JA、あるいは農業者等とじっくりと話し合いながらこの課題に対してどのように対応していくか、十分検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9番（和澤忠志君） 実態を見ますと、地元の農産物所がありますけれども、行ってみると、地元の野菜がほとんど、今冬場ですから、特に、ハウスもないということで特に出していないということで、地元産の野菜がなければ直売所というところが活性化しないということで、私なんかがある販売所を見ると、地元産は本当にネギとか、ホウレンソウとか、その程度であと全部県外産、ハクサイ、キャベツ、それから特にカボチャなんか外国産なんです。というようなことで本当にそんなような形の中で、これはみんなどこも、池田町だけじゃなくても高齢化みんなしているんです。松本市もそうだ。何でもそう、みんな農業者が減少して生産量が減っているということで悩んでいるんですが、金の鈴もそうです。登録者は80人だか70人いるんだけれども、実際は20人しか出していないというようなことで、ファミリーマートもそうですけれども。

実際、高齢化して出す人がいなくなってしまうので、もうぎりぎりの状況に来ていると思います。そういうことをよく農業出荷者と町も話合いを持って、それで今の現状と、これからどうしていくか等を考えていただきたい。話合いを持つということについて、ちょっと町長にお伺いしたいと思います。

議長（矢口新平君） 養町長。

町長（養 聖章君） この後の質問でもございますけれども、本当に今の池田町の農業の現状を考えますと、これは単独でどうこうということができません。先ほどお話ししましたように、JAが中心でありますけれども、農業者の皆さん、また農業等に今関係する委員会等の皆さんと十分懇談をし、その中から解決策を何とか見出していきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） それではよろしく申し上げます。

それでは、次に移りたいと思います。

2番目です。このような前回の肥料の高騰です。これも国も相当これは大変だな、このままじゃ農業やっていけないというようなことで、国がこの令和3年度3月の補正予算で、要は、厳しい中で、これはちょっと別なんです、高騰の肥料対策として、3月補正予算で肥料代の節約取組事業を決定したと、予算をつけましたということで、名称は肥料コスト低減体系緊急転換事業と、こういうものでございますけれども、内容につきましては土壌診断の

実施は全て全額補助、肥料や施肥の方法の変更は2分の1の補助ということで、肥料の値上がりについて、どうか肥料代を抑えてもいいものができるように土地診断をしていって、必要なものを必要なところに施すという政策に乗り出しました。

このような事業が出たんで、町の人から、この事業が一般の方はなかなか申込みや何だかんだといろいろあるんで、町でこの申込み方法などを町で支援をしてもらえないかという要請が出ているんですが、これに対していかが考え、お聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それではお答えいたします。

先ほど、議員の御質問にもありましたが、農林水産省により肥料コスト低減体系緊急転換事業というものが示されました。事業の実施主体は都道府県等により構成される協議会とされており、長野県においても協議会は設立されており、各地域の農業農村支援センターが受付を行います。その運用として、JAが県協議会と取組農業者の組織の仲介となりますので、直接は町は手続には関与しませんが、PRですとか、できるところの支援のほうはしていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 農協も主体ということになっているんですが、町としても一応農協に要は声をかけていただいて、農協でもできないことは町でも応援できるというような形で進めていってもらいたいと思います。

それでは、3番目です。農業委員会の機能強化についてお尋ねしたいと思います。

行財政改革に関する第二次答申にて、人・農地プランの充実、担い手農家の確保、農地の保全、集約化の促進、町やJAと連携しながらの地域活動強化との答申を受けていますが、実態の取組成果についてお聞きいたします。

人・農地プランとは、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方を明確にし、市町村により公表する。平成27年度より改正された義務化された項目です。高齢化や農業の担い手不足が心配される中で地域の集落の話合いに基づき、5年後、10年後の地域の農業において、中心的役割を果たすことが見込まれる（中心経営体）、当該地域における農業の在り方などを明確化することです。このように厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく

必要があります。

丹波市では、それぞれの集落、地域において十分な話し合いを行い、集落、地域の抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図となる人・農地プランの作成を支援しています。

そこで、お尋ねしたいと思いますが、町の農業委員会の人・農地プランの取組の実態についてお伺いいたします。例えば例として花見地域、相道寺、半在家の人・農地プランの策定についてはどうなっているんでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） その地域の人・農地プランにつきましては、3地区で10人程度の個人の方が担い手ということで位置づけられております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 位置づけされていたという。5年後、10年後まで今の人でもつということなんでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 年齢的な課題もあるかと思いますがけれども、今の時点ではその方が担い手ということの考えでございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 花見についてはある程度いるんですが、相道寺は1人です。私と同じ人が73歳、半在家も何か80歳ぐらいになる人が1人しかいない。この人ができなくなったときは誰にまとめるんだということをお聞きしたい。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 人・農地プランでは、それぞれ農地が借手ですとか自作も含めてですがけれども、耕作者がいなくなったときは、そのところでまた誰になってもらうかを検討委員会のほうで選定することになると思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） お言葉を返すようですが、そのとき決まりじゃなくて、今の段階で相道寺のAさんが駄目になったときはこの人にやってもらう。花見の誰々にやってもらう。半在家のこの人ができないときは誰々にやってもらうということを決めるのが人・農地プランであると思うんですが、そこら辺についてはいかがお考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 同じような繰り返しになりますけれども、人・農地プランにつきましては、現状、誰が農地を担っていくかというところがまず課題かと思っております、そういった事態も考えられるわけですが、また、そこは長期的な目線で対応していくことだと思っています。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 回答がうまくいかないんで、これ以上言っても同じなんで、次に移りたいと思いますが、次の質問も、本当に5年後、10年後、15年後、その地域で誰がどうやって担っていくのかというような人・農地プランです。これが町全体で未来の設計図ということになると思うんですが、これはいつ頃できるんでしょうか。取りあえず今のままで行って、そのときになったら皆で協議してやっていくというような考え方なんでしょうか、その辺について、ちょっとお伺いしたいと。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 昨年3月ですけれども、実質化された人・農地プランを策定いたしました。これに基づきまして耕作者の決まっていない空き農地が発生した場合の担い手の選定ルールを取り決めました。毎年検討委員会を開催し、担い手農家の更新等を行っていく予定であります。また、先月に開催されました農林水産省の説明会では現行の「実質化された人・農地プラン」を発展させる形で「人・農地プランを市町村が策定する計画として法定化する」とし、農業経営基盤強化法の改正を検討しているとのことでした。

説明会で示されたスケジュールは、令和4年度から5年度に周知期間、令和5年度から令和7年度にかけて作成期間とされておりまして、周知期間中に法改正がされ、具体的な内容が示されると思いますので、それを受けましてまたプランの策定に取りかかることとなります。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） そういうことならそれでいいんですが、現状なかなかすっきりしないという農地・人プランでございますけれども、国でまたこれじゃいけないということで法律を変えてより一段踏み込むということだと思えます。それはそれに期待してお願いしたいというふうに思います。

それで次の問いです。

特に、若手の担い手不足です。これが対策がまずやっているとは思うんだけど、なかなか見えないと。ブドウの新規農業者は何か確定してどんどんやり手があるということなんです。各農家組合、米専業農家、野菜出荷農家の新規担い手の対策、新規が今増えているとは思いますが、本当に新規の担い手を増やしているのかどうか。各農家組合の6組合あるんですが、新しい担い手はどのくらい最近で目標を持って担い手を2人とか、年間には2人は確保するとか、そういうような形の中で実行しているんでしょうか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それではお答えいたします。

第6次総合計画では、10代から40代の新規農業者数としまして計画時点に平成29年度の2名から令和5年度の目標値として10人を掲げております。現時点で国の次世代人材投資事業の該当者で10名増となりました。これらの方たちは営農支援センター、農業委員会、北アルプス農業農村支援センター等と協力しながらバックアップ体制を取っております。また、補助事業の要綱上、個人経営となり、生産品目については就農者の意向を尊重しているため、内訳としては野菜類中心が3名、ブドウ中心が6名、米中心が1名となります。そのほか、令和2年度実績で、営農支援センターが受けた新規農業相談件数は11件あり、面談を行う等きめ細やかな対応を行っております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） ブドウが何か6人ということで圧倒的に多いということで、米とか野菜がちょっと、米が1名と、米作です。少ないところが気になります。これからは米作のほう、そして野菜農家の担い手を増やしていかなければいけないというふうには思っております。

すので、よろしくお願ひします。

それでは、次に、来期から、今期で農業委員が3年任期でございますけれども、新しい4月からスタートすると思ひます。ですから、今の農業委員会から町への提言書を出すようになっておひます。これは義務にされておひます。内容については、認定農業者や集落営農組織との農業委員会との意見交換会の内容を行政へ意見を提出する義務があると、こういうことになっておひますが、これがまずいつ頃出るのか。出たら、これをちょっと議会に配付していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） この件につきましては、議員の御質問にあるとおり、農地等の利用の最適化を推進する事業に対しまして、必要に応じて行政に対して意見をしますものであります。議会として情報提供の依頼ということがあれば対応させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） それでは、前回の3年間、前回の町への提言があったと思ひますが、その提言について町で対策、改善できたことは何でしょうか。ここで答えられなければ後でもいいんですが、前回の農業委員が要は提言して、こうしてほしい、こうやってほしいと要望書が出ていると思ひます。それに対して、町はどんなような対策をして、どんな実績を残しているのか。主立ったものでいいんですが、何かあるんでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 具体的に成果が上がったということは少ないかもしれませんが、農地最適化推進会議等の関連機関と協議しまして、利用権設定等の貸し借りがスムーズに行くような体制は取れたということであります。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） そういうことでいろいろ苦勞しておひますが、よろしくお願ひします。

それでは次の質問に移りたいと思ひます。

ですから、答申において、農業委員会のさらなる活動を推進して、農業経営の合理化に向けた地域の手話役活動を期待するが、町として連携と支援内容はということに移りたいと思います。

農業の経営というのは、合理化、低コスト、これは今一番問題になっているのは、1万円割るとか肥料が高騰するとか、ガソリン代が上がるとか、資材が上がるとかということで、めっちゃめっちゃになっているんですが、低コストについて、合理化ということは低コストだと思いますけれども、要は規模拡大とか、自動草刈り機を導入するとか、自動トラクターを導入するとか、ドローンで肥料をまいたり、農薬を適正にまくとか、直まきにするとか、水の管理をITでやるとか、法人化して団地化するか、こんなような内容だとは思いますが、ここら辺について、来年からの農業委員会の活動について、取組を町としてどのように考えているのか、ちょっとお考えをお聞きしたいと。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 今のような具体的な細かい内容もあるんですけども、農業委員会の今の委員の方は農業経営を主に行っている方だけではなく、様々な方が委員になっております。農業経営に対して明るい方ばかりではありません。相談内容によっては1人の委員では対応できないケースもあります。この活動の趣旨も委員ワンストップで解決することを想定しているのではなく、現在は各委員には地域の農業者の身近な相談としまして、まずは相談窓口となり、その内容をお聞きしまして、その場での助言等が困難な場合は関係機関につないでいくような役割をお願いをしております。

引き続き町など、関連機関と連携しながら対応に当たっていきたいと考えてございます。以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 答申があつて、強化してもらいたいということなんで、ある程度町とかJAが協力してやらないと、農業委員会の人たちだけでは、今言ったように農業もやっていない人もいるというような状況の中で、農業委員会だけにこれを押し付けてもなかなか、徐々にはできると思うんですが、これも早急にしていかなければいけない問題なんで、要はそういう時期なんで、町も農協と組んで農業委員会を中心にして、意欲ある可能性ある農業をつくるために、ちょっとタイアップして、より今までよりタイアップを強めて強化して運動を展開してもらいたいと思いますが、より一層強めていただきたいということについて、

どう思いますか。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 今でも農地最適化推進会議等で連携は強めていますけれども、より一層努める方向で考えていきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 期待しております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

地産地消の推進を。食料自給率を高めることが国策となっています。この町に生まれてよかったと感じられる子供を多くすることが必要だと思われます。この町はおいしい米が生産できる地域として発展してきました。野菜、果物等もおいしく、水も豊かでおいしく、空気もおいしく、自然も豊かな町、人情味もある、景観もすばらしこの町、この町に生まれてよかった。幸せな人生だったと感じられる町にするには地産地消を進めることが必要です。

まずは、学校給食から始めることが大切だと思います。地元の栄養価の高いおいしい食材を提供することが必要です。今、農協が窓口になっていると思われませんが、生産者の減少で出荷が少なくなっていると思われます。もう一度原点に立ち、仕組みをつくっていかねばならないと考えております。

そこで、お伺いします。学校給食での地元食材の割合を53.2%から今後5年間に54%を目標にしているとの施策が出ていますが、この施策の内容をお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

池田松川学校給食センターでは、現在学校給食における地元農作物の割合を増やすために、大北農協の営農センターと地元生産者の3者による年度初めの打合せ会議や農作物の収穫時期に合わせた現地確認も年四・五回行っていると伺っております。そのおかげで、学校給食の地元農作物による割合は令和2年度は53.2%、食育推進計画の初年の平成28年度が51.2%との比較では増加傾向でございます。池田松川学校給食センターにおいては、第2次池田町食育推進計画の数値目標達成に向けて、この取組を継続し、さらに充実を図ってまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 54%という目標がいいかどうかというのは別にして、宮田村、これが今移住・定住全国ナンバーワンというところをございまして、そこでは学校給食の地元産を65%というようなことで、学校給食に地元産を使っていると、これも移住・定住、学校給食がそんなにやっているということで、移住・定住がナンバーワンになる原因の一つになっていると思いますので、もっと効率というか、目標を挙げて、本当に子供にいいものを食べさせて、元気な子供をつくるんだというふうに考えていきたいと思います。

ちょっと時間も押しているんで、それでは次の問いに移りたいと思います。

町、教育関係者、農業委員、給食センター、生産者、農協、議会等でプロジェクトチームをつくり、町長がリーダーとなり、推進していけばどうでしょうか。池田町地産地消推進プロジェクトチームの設置をして、当然予算もつけていかないといけないと思います。こちら辺について、町長として町として本当に推進していくなら、もう一度仕組みの再構築をするためには関係各所集まって、どうやっていくかというふうをつくってもらいたいと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 養町長。

町長（養 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。先ほどの課長の答弁にありましたように、給食センターでは地産地消を念頭に、常に地域食材の調達に配慮し、その割合を上げるよう取り組んでいるところであります。年1回JAや生産者、給食センターと協議会を行っておりますし、栄養士につきましては年数回圃場に出向き、生産者との懇談を行っております。

議員御指摘のとおり、地産地消は重要な課題でありますので、引き続き生産者等と協議を重ねてまいります。

御指摘のプロジェクトチームについては、現段階では設置する考えはございません。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 農協の提言にはあります、ここに。地産地消の推進として、学校、介護施設等の行政の積極的な取組を期待したいと。学校ばかりじゃなくて、介護施設、あづみ病院から始まっているいろいろあります。そういうところに地産地消を推進して、要は農業を守

って活力を出して、町民の生活を守るということも農協の一つの意見で出ていますんで、参考としてもらいたいと思います。

プロジェクトチームを持つのは今のところ考えていないというんですが、町長がやらなければ、私がやってもいいんですが、どうですか、任命していただけますか。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 地産地消という地域の食材を使うのはいいんですけども、先ほど御説明したように、供給がどうかという点が大きな問題です。供給源さえあれば、大いに地産地消ということで、地域の食材を使っていくんですが、給食センターはそれにいつも頭を悩ましているわけです。どうしても地域で調達できないから、ほかの地域から調達せざるを得ないというのが実態でありますので、これを幾らかでも協議をしながら、拡大を図っていくというのが当面の目標かなというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 要は供給が少ないから、仕組みができていないと思うんです。そういう出してくれる人がいない。だからその仕組みづくりをしようというわけでございますから、これについてはまた後で、ちょっと時間が迫ってしまっているんで、次のほうに移りたいと思います。

それでは、市民農園の関係でございます。市民農園の使用率を高めることが地産地消を高めることになると思われます。これについて、現状の市民農園の使用率、この間新聞に町で、私が言ったかどうか知らないが、ふれあい農園利用者を募集と、クラフトパークと、こういうことが出ております。一応、新聞広告に出ていますけれども、これについて現状の段階と課題についてちょっとお話を伺いたい。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それでは、お答えいたします。

池田町の市民農園としまして、渋田見地区の池田町ふれあい農園52区画と広津地区の広津ふれあい農園15区画があります。広津ふれあい農園につきましては、当初15画を対象として貸出しをしておりましたが、その後鳥獣被害の対応として電気柵を設置し、区域の形状から電気柵で囲われた区画の12区画の貸出しを行っておりまして使用率は100%となっております。渋田見地区の池田町ふれあい農園につきましては、ここ数年は60%程度の使用率でした

が、令和3年度におきまして、42%と急激に落ち込んだ状況となっております。市民農園の利用につきまして町のホームページや広報での募集も行いながら、土に触れ、野菜作りを楽しみ、自分が育てた野菜を食べることで地産地消のきっかけの一つになるように進めていきたいと思っております。

ビニールハウスの農園を造り、貸し出すことにつきましては設置後の補修費、更新費等維持管理に係る費用が生じることから、町では今のところ考えておりません。使用契約において、工作物に該当しない雨よけ施設の設置は可能ですので、使用者の栽培品目に合わせた利用をしていただけたらと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 時間もないんで、いずれにしても今市民農園で今やっている人は、本当に行ってみると、3分の1ぐらいしかやっていないじゃないかという形であります。ですから、一応市民農園でやっている人たちと今使っている人が何に不便を感じて、何をどうしてもらいたいのか、何で困っているのか、これをちょっと聞き取り調査をして集めてもらって、それで町で対応、全ては対応できないんですが、そういう取組をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） また、じゃ担当のほうで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 特に横浜市磯子区との何かふれあい農場と書いてあるんですが、その畑が何もしていなく、草ぼうぼうだと、こういう実態になっているんですが、これは悲しいことでございます。要は実態はそういうことなんで、ここでイノシシも鹿も出るというような実態がありますから、町でやっている人によく聞いて対策をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次、町民より苦情がありました。そういうことで使っていない人がいるんで、草が伸び放題だと、もっと小まめに刈ってほしいと、年2回じゃ間に合わないというふうなお話ですが、いかがでしょう。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 草刈りにつきましては、空き区画ですとか、緑地等の草刈りを3回実施しております。費用の関係もありまして、頻繁な除草作業はできませんが、草の伸び具合を見ながら考えていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 要はよく監視しながら必要なら刈ってもらおうということでもよろしくお願ひします。

次に移ります。

今、地産地消もそうですけれども、学校給食もそうですけれども、今の農産物直売所もそうです。冬の間はどうしても少なくなってしまうんです、出るものが。ですから、これはビニールハウスが不足しているということだと思えます。この5年ぐらいでビニールハウスの値段は1.5倍と値上がっております。ですから、このビニールハウス設置については、町で補助金を出してでも進めてもらいたい。だから全金額の20%、30%補助金を出すんだということでも進めていただいて、地産地消を進めるためにこれはぜひ必要だということ、小規模農家は一年中の生産が可能となり農家の活性化が町民の健康を守ることとなります。農協でも使用しなくなったハウスの再利用についてなど、訴えているんですが、町はそこら辺について、どんなような連携を取っているのか、そういうことでハウスについての補助金の関係と推進するという形の考え方についてお聞きしたいです。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 今のところ、町単独の補助金は考えておりませんが、市町村によってはその種の補助金のあるところもありますので、また近隣ですとか、他の市町村の状況を見て研究をしてみたいと思えます。

また、使用しなくなったハウスにつきましては、個人の財産となる所有権の問題もありますので、再利用には課題があると思えますけれども、JAからそういう要望があったということでもありますならば、またJAともちょっとまた相談しながら、どうしていくか、考えていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

9番（和澤忠志君） ぜびビニールハウスが少なく、花とハーブの町といっても、花なんて池田町で作っている人は誰もいないと、みんな松川村から買ってきてみんな町で作っていると、こういう有様だというんで、町長、そこら辺を実態を把握していながら、花とまちづくりを進めるなら、町で生産した花をみんなで育てるといような形に持っていくのが望ましいと思います。

それでは、そんなことでハウスについては農協もそういうことで再利用を呼びかけていますんで、ぜび町も協力して補助金を出して、補助金が足りないなんて、町は補助金が出ないという、金がないということから、そうすると農家は潰れてしまうんだ、これ。だから、先を考えなければもう町はやっていけないんだから、そこをよく考えていただいて、投資するものは投資する。産業更新するものはしていかなければいけないと。こういう長期の目標を現実において持っていないと、後からやったじゃ人口減少と同じだ。少なくなってから増やそうと思っても無理。もうそういう芽がないといったときに、先に先行投資してやっていくということだと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

農業ビジョンの策定について、米が食えなくなる危機に対して、町と農業者、農協、農業委員会、県と農業ビジョンを作成しなければ、町の施策が町民に見えない。それぞれの各部署では与えられた使命により、取り組んでいると思います。農業者からは依然将来に対する不安の声が消えません。担い手不足、機械が使えなくなると辞めるしかない。農業は俺の代で終わりだ。営農組合も高齢化し、将来の設計図が描けないと。

特に、昨年からの米余りにより、収入の減少と肥料の値上げ、諸材料の値上げにより、絶望感がより広がっております。農業の合理化を真剣に考え、取り入れていかななくてはやっていけなくなります。町民を挙げての取組をしないと、米が食べられなくなります。町長は農業者との意見交換をすと言っていますが、いつ行いましたか。農業者は災害に遭ったと同じなんです。災害、本当に。素早く行動するのがリーダーの役割だと思います。いかがお考えか。農業者が何を町に求めているのか、早急にまとめ、支援策を打ち出していただきたい。

生坂村は生坂農業未来創りプロジェクト会議を設置し、村長が会長となり、月1回の会議を開催、朝日村では、今のままだと農業は潰れてしまうとの危機感から村農村ビジョンをまとめる検討会を設置、令和3年4月1日より1年かけてまとめることにした。昨年9月の一般質問でもこれは提案しました。町長は本当に町民の生活を守る気があるのかということ

でお伺いしたいと思います。

ですから、今の町長の実感です。朝日村の村長はこのままだと農業は潰れてしまうと、こういう危機感があるんですが、これは今の麩町長にこういう考え方はあるんでしょうか。そこら辺、ちょっとできたらお伺いしたいと思うんですが。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 今、非常に農業問題逼迫した問題だというふうに捉えております。議員御指摘の現状かなというふうに考えております。先ほど、説明の中で生坂村、朝日村等の事例が出ましたけれども、これは資料等で確認をさせていただきました。農業問題につきましては、ここは農業中心の地域でありますので、高齢化、担い手不足、鳥獣被害、高収益作物への転換等、課題の多くが共通しております。しかしながら、その対策についてはそれぞれの地域の特性がありますし、対応の違いは感じております。

私は町としての農業の実態をよく調べ、池田町ならでは対策が必要であると考えておりますが、そのために生産者の皆さんと懇談を始めたところであります。朝日村のように、検討会の設置につきましては、町には現在複数の農業関係の委員会がありますので、統合するなど組織の見直しができるか、検討し、十分機能が発揮できるような仕組みに変えてまいりたいと考えております。

そのために実態把握、また懇談会を通して、どのような形がよいか、検討してまいります。しっかりとした決意を持って取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

9番（和澤忠志君） いずれにしても、池田町はこれからはブドウ、観光客誘致にしても、食べるものは、そこでいい野菜を食べられると、これが基本でございまして、本当に農業が米がこのまま1俵1万円を割ると赤字経営になってしまいますから、これでじゃ今度は増やしてくれといっても、赤字経営になるなら増やせないです。今まで40町歩やっていたものが50町歩にしようとしたら、10町歩増えたら、また赤字になってしまうと。これじゃ、受け手がないと。そうすると誰も町が受け手がなくなってしまうと、この状態でいきますと、だからそういう危機感があるわけです。

それで、先般、薄井議員から言われたように、要は農林省が何を考えているのか分からないけれども、減反補助金の見直しと、こういう政策を立てております。私はこれは農家を潰すためだというふうに言っているんですが、その内容については、要は減反したところを5

年に一度水田にしないと、水田ということは、米を作らないと、もう補助金はそれ以降はくれないというような、これが実施されれば、相当な大きな反響になると思います。

ですから、池田町でアスパラを作れといっても、10年ぐらいやればできるんですが、これが5年に1度水田にしろといっても、アスパラやっても困るということになりますし、シロネギ、畑を作っても、5年に一度は水田にしなければいけないとすると、土地の土壌の分析とかいろいろなものが変わってしまうということではありますし、池田町にとってはグリーンハーブ、グリーンハーブというもの、もう麦と大豆とタマネギくらいしか作っていないんだ。これを田んぼにしろといってもグリーンハーブやっていけない。こういう問題が起きるかどうかわかりませんが、それから西部圃場、今度はブドウ園、3町歩4町歩あるかもしれない。これも一応減反なんです。これが水を入れなければ10アール当たり5万円の補助金が出なくなる。これじゃブドウ農家もやっていけないと、これを当てにしてやっているという話も聞いております。

そういうことで、本当に大変なことでございます。1町1農場、池田町は10年、15年前に1町1農場を進めてまいりました。ある程度の形はできたんですが、最後の仕上げ、経理とかそういうものをみんな町で経理をして、コストダウンをしていくというような構想が一歩手前で足踏みをしていると。だから、これから団地化をしたり色々するのに全然見えてこない。若い農業者が、担い手が継ぐには魅力ある農業をしなければいけないということになれば、アスパラならアスパラ、団地です、3町歩、4町歩、トータルは5町歩ぐらいの団地を造って、そこで高収益を上げていくということが必要じゃないかというふうに思います。

ですから、若い者が来て、若い者は今度は農水省も新規農業者には1,000万円を与えますと。だから、金の問題は心配しないでいいと、あとは受ける側としては土地を用意する。田んぼなら田んぼ、野菜の畑なら畑、そういうものを用意して、それと住宅です。住むところを用意してやると、若手農業者は来やすくなると。

池田町はすばらしい景観です。非常に景色もよく、子育てにいいところだということなんで、そういうことで早く1町1農場を完結して、団地化して、それを若手農業者が定着するように、来るようにしてもらいたいと思いますが、それと、技術者、ブドウやるなり、ネギやるなり、アスパラやるに、やはり農協の技術者だけでは不足しているんです、リンゴやるなり。町もこういう技術者を雇ってそれで指導していくと。

生坂村なんかは有機栽培を今度やるということで乗り出すんですが、地域協力隊で農業に詳しい人をつけてそこでみんな指導していくと、専門に。手取り足取りやっていくというよ

うなことでございますんで、何しろ技術者が不足していると、農協だけではということなんで、ぜひ町も農協と組んで、技術者の確保、指導体制を構築するということが必要だと思います。

そこら辺について、ちょっとお伺いしたいんですが。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 先ほどからお答えしておりますように、3者も4者も力を合わせて当然技術の育成等も図りながら進めていく必要があるだろうと思います。

いずれにいたしましても十分なコミュニケーションを取っていくと。その中から解決策を見いだしていきたいというように考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 今度は、スピード、目に見える形の対策なり会議なりをつくってもらわないと、ただ3者でやっている、やっていると言っても全然見えてこないんです、町民に。こういう形で町民に将来の農業の在り方については田んぼなら田んぼ、野菜なら野菜、ブドウならブドウをどんな具合に増やしていったって、こういう形にしていきたいんだと。そのためにはどれだけの資本を、国も必要だけれども、町も農業投資をしないとできないんだということを明確にしていかなければいけないと思います。そういうことでいずれにしても、生産者と消費者のネットワークを築くことが非常に大切だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、地域を守る、どうやって地域を守るかということで、今考えられているのが、ローカルフード法案を成立しよう。地域の食材で地域を守ることだと思います。だから池田町なら池田地域で食材を、池田地域の特産の食材でそれを盛り立てることによって地域を守ることが農業を守ること。ローカルフード法案というのは内容がいろいろありまして、要は地域で農業やってもうかる農業と地域が破壊していく農業を守ると、こういう両面を備えたローカルフード法案、これ国でやります、全国で22都道府県で始めておりまして、長野県もこれに参加してやっております。ですから、これを町のほうへ落としていただいて、やっていくのも一つの方法なんだと思います。

やはり地域で地域を守ると、地域の食材で地域の農業を守る、地域の命を守ることがちょっとローカルフード法案、私もあまり詳しくないですが、これについて、宮澤課長、

知っていることがあれば教えていただきたい。

議長（矢口新平君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） すみません。ちょっと私もまだその件につきましては勉強しておりませんので、調べてまた、時を見てお答えしたいと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） これから誰が振興課長になるか知りませんが大変な職場だと思います。ぜひ振興課で町の農業を守るんだという気迫で今後の農業政策なり、いろいろなことを予算編成なり、押し出していってもらいたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（矢口新平君） 以上で、和澤忠志議員の質問は終了しました。

この際暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（矢口新平君） 休憩を閉じ、再開いたします。

松 野 亮 子 君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

8 番に、1 番の松野亮子議員。

松野議員。

〔 1 番 松野亮子君 登壇 〕

1 番（松野亮子君） 1 番、松野亮子です。

一般質問を始めさせていただきます。

ゲノム編集の手法の一つである C R I S P R C a s 9（クリスパーキャスナイン）を開

発した研究者が2020年にノーベル化学賞を受賞したというニュースが報道されましたので、ゲノム編集のことは御存じの方多いと思います。新聞等でも成長の早い真鯛やトラフグのことなど、ゲノム編集が非常に役に立つよい技術のように報道されておりますが、そのリスクについてはあまり目にすることはありません。

ゲノム編集技術を用いて作られたトマトの苗が小学校で配布される計画がありますので、そのようなことが実施された場合の池田町の対応についてお伺いしたいと思います。

サナテックシード社という会社が、ゲノム編集技術を用いてギャバ成分の含有量が高いトマト、シシリアンルージュハイギャバを開発しました。ギャバというのは、ガンマアミノ酪酸というアミノ酸成分のことです。これには血圧を下げる作用があるとされており、トマトが熟す前の青い状態のときには、このギャバ成分が高濃度に含まれておりますが、トマトが熟すにつれて、分解酵素が働いてギャバの濃度は低下します。ゲノム編集構想、CRISPR Cas9を使ってこの分解酵素の遺伝子を破壊し、実が熟してもギャバ濃度が低下しないように改変したのがシシリアンルージュハイギャバというトマトです。以下、ゲノム編集トマトというふう呼びます。

厚労省は、DNAを切断して何も挿入しない遺伝子改造に関しては、遺伝子組換えではないとして安全審査も行わず、届出さえ行えば流通させることを認めました。ゲノム編集トマトはこれに該当し、安全性審査なしの届出だけで流通が認められ、2020年12月より栽培及び販売ができるようになりました。

ゲノム編集で最も大きな問題は、オフターゲットと呼ばれる現象です。オフターゲットというのは、DNAを切断して遺伝子を壊す際に、目的とする遺伝子以外のDNAを切断してしまうことです。このオフターゲットにより、生命体にとって大切な遺伝子の働きが失われる可能性があります。サナテックシード社は自社が開発したゲノム編集トマトの安全性を確認したと説明しております。ですが、全ゲノムのチェックは行われておりません。また、実際にゲノム編集トマトを食べた場合の長期的な健康への影響調査も全く行われていないということです。つまりこのトマトを食べた人たちの体で人体実験をしているのと同じということになります。遺伝子が壊されることによって、異常なたんぱく質が生成され、食品となったときにアレルギーを起こす可能性があること、また、ゲノム編集によりがんになりやすくなることなどが最近の研究で明らかになりつつあります。

サナテックシード社は今年福祉施設に対して、来年は小学校に対して、このゲノム編集トマトの苗の無償配布を計画しています。このトマトの苗が学校で配布されたら、子供たち

はその苗を育てて、実がなったときにはその実を食べてしまうと思います。ゲノム編集技術の安全性に疑問を持つ科学者が多数いる中で、ゲノム編集技術を用いたトマトを小学生に育てさせ、その消費者に仕立てるのは問題ではないかと思います。ゲノム編集トマト苗配布に反対する市民団体が、サラテックシード社及び全国の都道府県の教育委員会に対して署名活動も行っております。

子供たちを安全性が確立していない新技術によりつくられた食品のモルモットにしてはならないと私は考えます。国はゲノム編集トマトの流通を認めましたが、これを成長過程にある小学生が消費することについては予防原則に基づく慎重な対応が必要ではないかと考えます。

ここでお尋ねいたします。子供が真ん中を教育大綱とする当町として、来年度以降ゲノム編集トマトの苗の無償提供があった場合に、町としてどのような対応を取るのか、お尋ねいたします。町長にお願いしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの松野議員の御質問にお答えしたいと思います。

ゲノム編集されたトマト苗について、無償提供があった場合、どう対応するかとの御質問でありますけれども、実際に提供があるかどうか分かりませんが、安全性等については未知のものでありますので、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 慎重に対応にとの答弁いただきましたが、具体的にどのような、それを受け取るのか、受け取らないのかということをはっきりとおっしゃっていただくと大変ありがたいのですが、よろしく申し上げます。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） まだ、それは実施されたかどうか分かりませんし、どういう形になってくるのか分かりませんので、今、どうするのかということまでお答えするということにはちょっとできないかなというふうに考えております。いずれにいたしましても、実施されましたらしっかりと調査研究して、そして慎重に対応するというところでありますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） これはまだ計画であるということはあるのですが、もしかしたらいきなり苗が送られてきてしまう可能性も無きにしもあらずではないかと考えます。万が一送られてきてしまった場合に、教育委員会などと協議の上、返送するということもあり得るということによろしいでしょうか。

議長（矢口新平君） 麴町長。

町長（麴 聖章君） 当然、そういうことも考えております。全く分からないものをそのまま受け入れるということはありませんので、御理解ください。

以上です。

議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 実際に送られてくるかどうかはまだちょっと分からない状態では確かにありますので、万が一送られてきたときには、ぜひ慎重にゲノム編集トマトがどのような健康影響があり得るかということも精査していただいた上で、対応をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

昨年12月定例会の一般質問で、雑草を使った土づくりを推進している吉田俊道氏について言及いたしました。吉田氏は生ごみ堆肥も推奨しており、雑草や生ごみを栄養分として土中の菌類の活動を活発にすることにより、栄養価が高くておいしい野菜ができるとおっしゃっております。長野市に吉田氏のお弟子さんがいらっしゃって、その農法の普及活動をボランティアで行っているそうです。子供に血圧を下げる成分が高い食品を食べさせる必要があるかどうか。私は疑問に思っております。

私は、今の町長の答弁では、どうするか分からないということですが、不自然にギャバ成分の高いトマトではなくて、菌類が活発な栄養分豊かな土を使って栄養価の高いトマトを作ることを学ぶほうが子供たちにとって役に立つのではないかと思います。土中の菌類も含めた種の多様性について、小・中学校で学ぶ環境教育及び食育の一環として吉田氏のお弟子さんをお招きして、授業に取り入れることなどはできないでしょうか。

議長（矢口新平君） 麴町長。

町長（麴 聖章君） 学校教育に取り入れてはということの御質問でありますけれども、種

の多様性について学ぶ環境教育を授業に取り入れないかということにつきましては、今後教育の中で何らかの形で環境教育について授業を行ってまいりたいというふうに考えておりますが、その中で必要とあれば検討したいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 今回の議会の中でもかなり話題になっておりますが、パーク肥料の値段が高騰しているという中で、化学肥料に頼らなくてもおいしい野菜が作れるということを学ぶのは、お子さんたちにとっても非常に有益なことだと思いますので、ぜひ前向きに御検討いただけたらと思います。

ゲノム編集技術を推進するための教材が出回っていると聞いております。それを見ると、ゲノム編集の長所と考えられる点ばかりが強調されて、マイナス面の情報がなく、非常にバランスを欠いているのではないかと考えます。そのような教材の売込みが池田町に対してあった場合に、町としてどのような対応を取るのか、お聞かせください。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、ゲノム編集を推進する教材についてであります。実際に目にしているものではありませんので、売り込みがありましたら、先ほどの苗のことと同じでございますが、慎重に対応してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 慎重に御対応いただけるということで、ぜひ池田町の子供たちに批判的に物事を見る。そういう視点も学んでいただきたいというふうにも思っておりますので、その点はぜひよろしく願いいたします。

私の一般質問はこれで終わりです。

議長（矢口新平君） 以上で、松野亮子議員の質問は終了しました。

倉科栄司君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

9番に11番の倉科栄司議員。

倉科議員。

〔11番 倉科栄司君 登壇〕

11番（倉科栄司君） 11番の倉科栄司です。3月定例議会最後の質問者となりました。

今回につきましては、甕町長の町政の折り返しがちょうどこの3月ということで、2期目の折り返しを迎えたということで、町長のところに町政全般を通して、町長に質問をさせていただきたいと思います。

2期目の折り返しを迎えた甕町政についてお聞きをいたします。

この3月に町長は町政のかじ取りとして2期目の折り返しを迎えます。この2年の最初の年は社会資本総合整備交付金事業などの大型事業実施などにより、財政調整基金が枯渇寸前となる財政危機に直面をいたしました。そのため、新年度予算編成に当たり、3億円の予算削減を実施するプロジェクトを立ち上げざるを得ない状況となりました。

そして、2年目は変わらぬ財政危機の中、行財政改革推進委員会を設置し、行財政全般の見直しを迫られる1年でもありました。経常収支比率が90%前後で推移するという状況は、人間の体であったら、動脈硬化が進行し、血管がいつ破裂してもおかしくない状況であります。投資的経費に向けられる財源は僅かで、行政は扶助費を中心とした必要最少限の運営を行わざるを得ない状況が続いております。人間社会における家庭生活では、家族が健康で平穏に日常を送れることが平凡でも一番望まれる幸せなことだと思われれます。しかし、行政的には夢を語る、また未来が明るいものと予測される行政運営があつてこそ、そこに住む、住み続けたいとなることの幸せを感じるバロメーターとなるのではないのでしょうか。

また、町長は、財政危機は脱したという見解を口にしますが、現在の財政状況は40度近い高熱の状況に置かれた体が多少熱が下がり始めた状態の下で、活動的な日常が送れる健康で正常な状態には程遠いものと認識せざるを得ません。この2期目の任期折り返しとなる2年間の町政を町長はどう評価し、どう総括しているか、お聞きをいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの倉科議員の御質問にお答えしたいと思います。

財政状況についてどう考えるかとの御質問ですが、この2年間は御指摘のとおり、財政逼

迫状況が表面化したしました。まさに財政の立て直しに取り組んだ2年であります。令和3年度の予算では、あらゆる経費を見直し、町民の皆様にも御理解と御協力をいただき、経費の削減を行ってまいりました。おかげさまで財政調整基金を取り崩すことなく、予算編成することができました。また、令和2年度決算では、財政調整基金4億8,000万円、令和3年度末には5億円基金残高となる見込みであります。

今後の見通しであります。財政シミュレーションでは、財政調整基金を5億円に保ちながら、余剰金は将来に向けての公共施設整備基金等に積立てを行い、今後の大型事業に対応してまいります。

実質公債費比率につきましては、16%をピークとして減少傾向になり、経常収支比率につきましては当面90%前後で推移しますが、歳入と歳出の関係がありますので、読みにくい部分はありますが、経常的経費、特に公債費、人件費の削減に努めてまいります。

現在の状況がどうであるかとの見解については、それぞれの見方があると思いますが、私は令和2年度当初のことを考えますと、かなり見通しははっきりしてきたのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔11番 倉科栄司君 登壇〕

11番（倉科栄司君） 令和3年度の予算の作成に当たる頃に比べれば確かに上向きというか、好転をしてきているということは誰も認めるところであると思うんですけども、ただ、財政調整基金なんかのいざといったときの、災害のときのお金だとか、それから行政を普通に運営するには予算の10%というようなことになると、6億円、7億円ぐらいが池田町では必要だと、いざというときのこのためには必要だということもございますので、5億円になったでそれでよかったということではないと思いますので、そこら辺のまた認識はちょっと改めていただきたいと思います。

町長は、よく人口の減少を食い止めていきたいということで、少子高齢化、これはどこでもそうなんですけれども、人口の減少をとにかく食い止めて、人口減少の幅を少なくしたいというお話をよくされるんですが、住民が住む自治体を選ぶ時代になったと言われてからもう久しい時間がたっております。

池田町のこの場所は、ほかの南部では松川村と並んであるわけですが、自然環境にも恵まれておりますし、北部のような豪雪地帯でもないということで非常に人口に対して

施策がきちんとしていけば、大勢の人が来てくれるということなんですけれども、財政が危機に直面をしているというようなことになって、住民の皆さんに御負担をお願いし、今まであったものを多少なりとも元に戻していくというようなことで、住民福祉を切り捨ててやるような状況が多少あったわけです。

そういったことを例えば他の自治体と比較すれば、JRも通っていない、国道も走っていない。それから将来の松本系魚川の高規格道路になろうとする高瀬川右岸堤防道路があるというようなことで、お隣の松川村さんのほうがなかなか有利な状況にあるということで、人口の減少について、施策を打つにはよほど本腰を入れたものを打たないと、松川村さんと同じような状況にはなかなかならんんじゃないかということです。

実際に、子供の生まれる数も松川村さんに対して半分近くになってきているというような事実がありますので、そこら辺の認識について、町長の中でももう少し同じ行政を運営するリーダーとして、町長が池田町を担っている中で、隣の松川村さんと比較して、立地条件変わることはできませんけれども、そういった中でいかに人口の減少を食い止めていくかということについてさらなる手を打っていかねばいけない中で、まず財政危機にあるというこの現状について、町長の認識をもう少しお聞かせをいただきたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えしますが、少子化につきましては私が町政担当以来の最大の課題でありました。そのために、あらゆる施策を打ってきたんですけれども、昨日の議員の答弁にもありましたけれども、住むところとか、働く場所、それから子育て支援の環境づくり等々、子育てがしやすい、若者をまた呼びやすい環境づくりということで取り組んできましたが、非常に条件が厳しくなっているというのが実態であります。

そこで、せめて子育て環境を整えていきたいということで、一番大きな目玉であります給食費の補助というところも行いましたし、また不妊・不育治療の補助等を行ってまいりました。いろいろな形でこれからも進めてまいりますけれども、経費の削減といいましても、私は子育ての関係では出産祝い金が若干減りましたけれども、その他ではほとんど削減をしておりません。そういう点では子育て環境の維持、良好な環境をつくっていくということについては維持しているつもりであります。今後も福祉、また子育てもそうでありまして、福祉、子育て、防災、教育等の予算については何とか確保してまいりたいというふうを考えております。それが住みよい地域づくりにつながっていくことと、また、若い人たちがそこ

で住んでみたいというような環境になっていくのではないかというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） 財政危機の中で町長の努力というか、池田町の目指すところ、最低限の手を打っているというところについては認識は私も持っております。ただ、いわゆる子育て世代に対する削減をそんなにしていないと。出産祝い金みたいなものだけは若干削られたけれども、そのほかはということはあるんですけども、よその自治体もそこら辺は削っていないんです、財政危機ではありませんので。そういったことになると、来る人にとって見れば、条件として土地が安いとかそれから子育て環境が整っているとか、そういったことに関心が行くと、ちょっと不利な条件ではないかと、こんなふうに思いますが、いずれにしても町長の気持ちとして子育てで町としてはこれからも人口の減少を食い止めるということについてのあれは分かりましたので、次の質問に行きたいと思います。

本年度末までに既に退職しました職員を含め、8名が定年、早期、自己都合などで退職となり、令和4年度職員数が102名から94名となります。また、新たに育休に6名の職員が入り、育休から復帰する2名の職員はあっても育休による4名の職員減となります。退職の8名と育休で減となる4名の、合わせて12名の職員減は少なからず現有職員への業務負担が増加するものと予想されます。この懸念される業務負担の増に対して町長はどう対応して、どうケアをしていくか、お聞きをしたいと思います。

また、8名という退職職員については町長は想定していたものであるか。あるいは想定外であったものかも併せて伺いたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それではただいまの御質問にお答えいたします。

職員の人数の減少についての御質問でありますけれども、今後職員への業務負担の増加は避けられないものと考えております。

育休の職員については、今年度から順次復帰いたしますので、それまでは会計年度任用職員等で対応してまいりたいと考えております。正規職員につきましては、社総交事業や農地耕作条件改善事業などが終了いたしましたので、業務量は幾らか減少するものと考えておりますが、課の統合も行われますので、その中で効率を図りながら業務分担を考えてまいりたいと思います。

退職者について想定しているかとの御質問ですが、年度当初より申し出ていた職員もおりますし、自己都合により思いがけない職員の退職者もありました。また、制度を活用しての職員もありまして、結果として8名の退職となったということでございます。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） 業務負担はこれは少なからず起こってくると思います。たまたまそこにまた合わさって課の統廃合があって、10課が8課になるということになると、今ここに職員の皆さんがいるんですけども、この皆さんの人数が変わるわけではないんです、議会の本会議であっても2人いなくなって1人が上がるという状況です。そうすると、どうしても少人数で今まで持っていた部分を受けざるを得ないという状況が出てきます。

そういったことでありまして、課の統廃合がこれで行われるんですけども、町長にお願いをしたいのは、業務負担の増というものについては、実質的に職員から言われることあるかと思うんですけども、町長自らが課に行ったりとか、課の状況をつぶさに見て回るというようなことを町長にしてほしいと思うんです。

公務で出張するとか、庁内の会議に、町長忙しいと思います、出席するんですが、それ以外の場合では町長室から出ていただいて、それから特に課の統廃合、特に南は総務課が企画政策課と一緒に一つになる。北が産業振興と建設水道と一緒に一つになるということになると、非常に課長にかかる負担が広がりますし、また、課長補佐、あるいは係長、それからまたもちろん職員もそれぞれ仕事の量も若干増えてくると思いますので、その現状をつぶさに町長が見て、人が減りながらなおかつ課の統廃合を実施するというこの時期に当たって、町長からぜひつぶさに現状を見ていただきたいと思いますが、これについて町長、いかがですか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、現在も毎朝、順番ではありますけれども、課の朝礼に出席しまして、その職場の状況等確認しております。また、その場で課長、係長から若干の報告を受けたり、現状についての報告を受けたりしております。本当に、御指摘のように、課の統合がどれだけ負担を及ぼすのか、これはもう一番私も神経を使うところでありまして、今後については十分業務の状況、在り方、自分自身で確認しながら、職員の負担を極力少なくしていくというふうなところに目を向けていきたいという

ふうと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） 各課の朝礼にも出ているということで、初めてお聞きしたんですけども、平成17年ぐらいですか、行政改革ありました。それで行政改革は行政ということで、自然退職、いわゆる定年退職して、それから新規の採用はしないということがあって、行政改革という、本当に言葉として聞こえもいいし錦の御旗で、決して行政改革がいけないとは言っているのではないんですけども、そういった状況に陥ったことは、これはいけないことなんですけれども、行政改革をせざるを得ない状況になったことがまず第一なんです。

それで、行政改革ということで、全て行革の名の下にということになって、例えば職員が自然退職する、あるいは自己都合で退職するについて補ってはいけませんということになると、周りに対する受けは非常にいいかもしれませんが、平成17年ぐらいの行政改革のツケが今の職員構成の中で出てきているんです。ですからいわゆる社会卒の採用をしなければ、職員の年齢構成のバランスが取れないというような状況になってきて、課のバランスも悪くなってくる。それから係長がいるけれども部下がないというような状況が出てきたり、これから今ここに、議場にいる方はほとんどいなくなる時に、今の行革の多分ツケが回ってくるかと思うんです。

本当に行政改革をやらなければいけないんですけども、心してやっていかなければいけないということもあるので、これは町長だけの責任ではないし、ずっと続いてきた池田町の行政の歴史の中で、職員の採用が一時的に偏ったりとか、そういったことがここへ来て全部ツケとして回ってきているということもありますので、なかなか難しいんですけども、そこら辺はきちんとやっていただいて、それで何年か先に行政が機能として成り立たなくならないようなことは、ぜひ心してやっていただきたいと、そんなふうに思います。

それから、町長が町長室から出ているということについては、この後も3番のところでも聞きたいと思っているんですけども、一応行政改革ということで、非常に錦の御旗みたいな感じでやっているんですけども、そうならざるを得なくなった責任は、今までの歴史の中でいろいろな人の積み重ねがここへ来てツケになって出てきておりますので、そこら辺は町長だけを責めるわけではございません。

したがって、行政改革についてはきちんと行政改革の答申も踏まえて町長自身の中でそし

やくをして、議会に諮ったりあるいはいろいろな人に意見を聞いたりして、実行するものはする、できないものはできないという取捨選択をしていただきたいと思います。これについては町長、いかがですか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 御指摘のとおりです。倉科議員は行政経験者でありますので、よく御存じだというふうに感じさせていただきました。

行革の答申につきましては、それにつきまして真摯に対応するというのでお答えしましたので、できる限り対応しているというのが現状であります。ですから職員数につきましてもおっしゃるとおり、私が1期目に就任したときには極めて人口構成のバランスが、職員構成の年齢バランスが悪かったということも大きな要因でありました。そういうところもありまして、それを埋めるために社会卒というのを設けまして、かなりの職員も導入したと。これからここでもって補充をしないという政策を取りますと、10年後にはかなりこれは負担というか、不自然な形の職員の人口構成になるだろうというのは今からでも予測がつくところでもあります。

しかし、傾向を見ますと、毎年、一人二人と退職者がありますので、92人という一つの目標を持ちながら、その中で補充すべきはするということでは考えております。それとともに、会計年度任用職員がちょっとまだ多いのかなというような職員からの意見もありますので、できるだけ正規の職員で賄えるところは賄っていくというところが一つと、その中で92人という中で、この行政運営、仕事量は変わりませんので、その中で何とかやりくりするようなことで、常に職員との情報交換、意見交換しながら、行政運営に支障がないように取り組んでまいりたいというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔11番 倉科栄司君 登壇〕

11番（倉科栄司君） これがこの4月に課の再編になります。それで2つ課がなくなるといことなんですけれども、人事異動について、昔から大体そうなんですけれども、昔は助役、今は副町長なんですけれども、が中心になって人事異動をしてくるんですけれども、町長は町長になってから、人事異動について副町長と最後の詰めとかそういうものをしているかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（麩 聖章君） ただいまの御質問ですが、今までも副町長は原案をつくります。それについて、私は私なりに職員を見ている中で若干の変更があったりしております。十分副町長とは協議をした上での人事異動であるというふうに解釈していただければ結構かなと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） 先ほど、町長は各課にも顔を出しているというようなお話ございました。恐らく朝礼なんか行っても課の雰囲気は分かっても、内情というのは分からないと思うんです。課長に聞くとか、あるいは係長に聞くとか、新規事業があったらそれについて町長、1年たったがどうだというのは、こちらから声をかけていかないと、なかなか本音は言わないし、どこの課の課長になれば、なったで自分の部下かわいいですから、それで人数余っていますので、町長、どこかへ1人持って行ってくださいなんていうことは絶対言いませんので、そこら辺は町長がふだんからでも課長とか課長補佐とか、あるいは係長と事業の進捗状況も併せながら、町長室へ呼んだりして、いろいろ聞いて、課の本当の現実の姿、現在の事業の進捗状況とか、課の人数の足りるか足りないかというものを常に把握してもらいたいと、そんなことを要望としてお伝えをしておきたいと思います。

次に行きます。

3期目の町長選に当たって、町長は静から動へを公約として掲げて選挙に臨み、無事当選をされました。この麩町長の2年間を振り返ると、町長が目指した静から動へという行動として示していく、力強く前進していくというイメージとは程遠いと感じざるを得ません。

実際、議会全員協議会などで、面と向かい、町長に答弁を求めることがあれば、答えを口にするとか、考えを口にすることがあるんですが、日常的な行政執行の中では行政をこう進めたい。これを政策として、あるいは施策としてぜひ実現したいといった熱い思いというのはほとんど感じられないような気がしております。

行動に起こせない状況が継続されているというような印象が強く感じられるんですけども、この2年間、町政執行の中で町長は選挙のときにもうたってまいりました静から動へとして、何をどう具現化したか、例を挙げて示してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） この2年間の言わば実績についてということの御質問でありますけれ

ども、この2年間は財政健全化に向けて対応した2年であり、また新型コロナウイルスの影響も大きく行政執行に影響を与え、新たな政策の展開ができにくい状況でありました。

その中でも、池工統合の課題があり、また池工の100周年記念式典も行われ、対応してまいりました。これは安曇野市と意見交換したり、歩調合せたりということで、相当な時間を費やしたというふうには私は認識しております。

表面化した施策につきましては、ワイナリー設置が実現いたしましたし、教育面では教育大綱が施行され、GIGAスクール構想がスタート、学校給食への有機栽培米の導入が上げられます。またハーブガーデン等圃場について町直営といたしました。企業誘致につきまして結局まとまりませんでした。会社訪問したり、相当に詰めた話まで進んだ経緯があります。そのほか、大手企業の工場増設の話も進んでおりますし、新規事業者の進出の話も進んでおります。表面的には見えにくいかもしれませんが、今後現実化していくと考えております。

財政的には厳しい状況は続きますが、少しでも前を向いた政策実現に尽力してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔11番 倉科栄司君 登壇〕

議長（矢口新平君） 例年9月の敬老祭、これは昔は総合体育館を借りて500人規模でやったんですけども、今は各町内でそれぞれやったりしているんですけども、そのとき、町長のメッセージが来ます。そのメッセージ見ると、今、町長が言ったことのあと3倍ぐらいのことが書いてあります。これやりました。あれやりましたと。そういった中で、町長の本当に静から動へという中の実現した施策というものの中にはあろうかと思えますけれども、本当に町長は自ら先頭に立って旗を振ってどうこうしたということがあまり見えないと、私は感じているんですけども、そこら辺について認識の違いもあろうかと思えます。

ただ、ワイナリーが実現したりとか、いろいろなことで、将来の高校の再編の中で、地元の大事な池田工業高校の存続についても町長はトップとしてまた頑張っていたきたいと、こんなふう思うわけであります。町長が掲げて当選した静から動へについては、今、町長が列挙されたことについては、個々に見ればもしかしたら静から動かもしれないませんが、普通に見て、町長、旗振って頑張っているということもないし、昨日の大厩議員の中にもありました。町長、企業誘致とかトップセールスをもっと動いていただきたい。それから今コロナ

禍で難しいんですけれども、なかなか企業誘致になると条件もあったりいろいろなことありますけれども、とにかく町長が自ら動いていただいて優秀な企業を誘致していただいて、町の発展につなげてもらいたいということもありますので、そこら辺についてもぜひお願いしたいと思います。

次の質問になりますが、昨年12月の定例会の一般質問でも町長に質問いたしましたが、町行政のリーダーとして、町長の発言は多方面にわたり、非常に大きなまた重要な意味合いを持ちます。

そういった観点から心配なことは、重要な施策や事業の見通しに関し、当然踏むべき手順を踏まず思いを発言し、メディアに発信されてしまうという危険性をはらんだ発言が今もつてあることであります。特に財政危機の中、今後予定される会染保育園の老朽化に伴う環境改善事業や会染西部地区圃場整備事業などの大型事業、それから関心を持たれている北アルプス展望美術館の今後の運営方針など、現行の事業の推進に関する発言は、十分な合意形成を図る中で最終的に町長の考え、方向性を明らかにすることがより強く求められると思います。

今後の任期2年の中で慎重な発言を強く望むところでありますが、町長の見解をお聞かせください。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、前回の一般質問でもありましたが、首長としての発言については十分重みを感じ、注意しているところでありますが、不用意であると受け止められた点がありましたら、今後は慎重に対応してまいりたいと考えております。

事前に協議をしてという部分がございましてけれども、なかなか首長としての意見を求められた場合に、やはり私自身の考えというのでも述べる必要がある場面もあるかと思っておりますので、その辺は御理解いただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） 今のところの話なんですけれども、例えば踏むべき手順の中で、例えば美術館であったら協議会であり、あるいは教育委員会なりのところで町長の思いを伝えなければいけないと、これはよく分かります。

昨日も横澤議員の一般質問の中にありましたように、1年半ぐらい前、町長、美術館の売却というようなことでちょっと触れて、それがさっとメディアへ出てしまったというようなことがあったり、町長の発言がふり幅が非常に大きいわけです。売却も視野に入れてということを行ったと思ったら、5年間のこれからも延長をさらにして、今の指定管理者に続けていくようなことの発言もぼっと出てしまうといったことで、何というかももう少し慎重に話をしてもらって、例えば、美術館のアンケートについても、アンケートをやったから俺はこう思うじゃなくて、アンケートも一つの資料として町長がいろいろな手順を踏むべき会議、あるいはそれからその都度1個ずつ上がっていくステップの中で、町長が、アンケートとして私はこういうものを頂いた、この結果を重要事項と考えて、私はこちらのほうに向かっていきたいということにつながってもらえばいいんですが、何か一つ一つ、その都度その都度で発言をされていくということがちょっと往々にしてあるかなと思いますが、その点いかがですか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） そのように受け止められたとすれば、ちょっと私としては申し訳なかったと思います。御指摘のように、踏むべき手順は踏んでまいりたいというふうに考えております。先ほどお話ししましたように、突然意見を求められた場合には、私の考えということで発言してしまう場合もあるかも分かりませんが、これからは十分注意してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

11番（倉科栄司君） 町長は独任制で1人だけしかおりませんので、本当に町民に選良として選ばれてこの場において、池田町のリーダーとして現在の町政を担っているわけですから、町長の言葉は物すごく重いんです。例えば議会は議員12人いますけれども、合議制ですので、議会のほうは、それぞれの意見あっても多数決では従わざるを得ないということがありますが、町長は本当に1人なんです、100%。ですから、町長がこうしたいと思えば、それについて課長の皆さんは従わざるを得ないし、それを例えば議会に出して、予算が通ればそれに従ってやっていくということで、町長の本当に思いというものが本当に大きく反映できる独任制なんです。ですから、そこら辺も含めてよく発言については慎重な発言をお願いしたいと思います。

それで昨日も横澤議員の質問にありましたように、町長も踏むべき手順は踏んでいきたい

というようなことをおっしゃっていただきましたので、美術館については特に開館から30年近くになるかと思えます。地元出身の方が若くして亡くなった娘さんの何とか足跡を残したいということの思いの中で、作品とそれから現実に東京でお住まいになった部分の土地とか処分してそれを寄附して、町に美術館を建設していただきたいといったところからが出発点の池田町立美術館でありますので、そこら辺の原点をきちんと把握していただきながら、また町立美術館として、いわゆる公立美術館としての今までの確固たる地位もありますし歴史もありますので、それからそこに携わってきた方、みんなそれぞれが美術館に対する熱い思いがあって、存続して今日まで来ているという、こういう歴史もよく十分町長、御自身でよくお分かりだと思っけれども、再認識していただいて、進むべき道をまた見つけていただきたいと思っます。

それでは、最後の質問をしたいと思います。

今年の新年を迎えて、1月最初の課長会議で町長は今年はいろいろなことを決めていかなければならない決める年であると。次のステップに向けた縮小予算になっているが、方向づけに腹を決めて臨みたいと決意を述べております。

様々な何を決め、何をどのように方向づけしたいのか、お聞きをしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それではただいまの御質問にお答えいたします。

決める年であるとの発言についての御質問でありますけれども、現在予定されております大型事業、会染西部圃場の非農用地の活用、会染保育園や美術館の在り方等の方向について議論がされております。また表面化しておりませんが、複数の事業進出が計画されております。それらの方向性について決めるべきは決め、方向を定めるべきは定めてまいりたいというふうにお考えしております。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 1 1 番 倉科栄司君 登壇 〕

1 1 番（倉科栄司君） 町長の任期はあと2年、残り2年です。2期目の。この中で非常に今言うような方向づけをしなければいけない、重要な決断をしなければいけないというものが山積をしているわけなんですけれども、往々にして行政のリーダーというのは、任期の最後の年、あるいは例えば4年任期であったら最後の2年、そして最後の1年というのは本当に何というか、レームダック、死に体になってしまうと、特にアメリカ辺りの大統領とか、

そういうことになるによく言われるんですけども、たまたま不幸中の幸いから財政危機の中でいろいろなことをしていかなければいけないということで、レームダック化するところまでいかないで、次期も頑張らなければいけないというのが今の池田町の状況だと思うんです。それで厳しい状況の中ですけれども、町長は財政の危機を乗り越えていく、財政を健全化する道筋を今任期中に立てて、その第一歩をまず進めていきたいというような考えを明らかにしておりますが、町長、もう一度その責任について、あと2年の中でどういう思いでこの町政を担っていくか、もう一度お聞きをしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 先ほど申し上げました大型事業等につきましては、当然その財政問題と絡んできておりますので、常に財政のことを念頭に置きながら、また将来についてどう考えていけばいいのか、そんなところも念頭に置きながら方向を定めてまいりたいというふうに考えております。

あと2年ということではありますが、先ほど申し上げました大型事業につきましては、もう今年度中にはある程度の方角を示さなければならないというふうには私は考えておりますので、土壇場でどうこうというようなことはあまりしたくないというのは本音でございます。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔11番 倉科栄司君 登壇〕

11番（倉科栄司君） 先ほどから残りの任期2年、2年と言っていますけれども、町長、その後また4年やっても結構なんです、これは。決して2年で辞めろということは言っているわけではありませんので、財政状況に道筋がついたら、町長、改めてまた本当に本腰を入れて3期目を狙って、これは絶対に道は閉ざされておりませんので、そこでちょっと認識をお願いしたいと思います。

最後の2年、レームダックにならないということで、本当に大型事業ありますので、そんな暇もないと思いますし、そんな状況下ではないと思います。残りの任期2年、特にまずこの2年をよくトップが言いますのは、とにかく任期を全うしてそれから考えたいということがありますので、残りの任期2年財政再建の道筋をつけるためにまた全力で、全精力を傾けて、町長、議場に入ってくる時もそうですし、非常に大きな声であいさつをされます。朝、役場へ来るときもそうだと思いますが、そういった大きい声のままでぜひ政策のほうへも臨んでいただいて、町長、何考えとるでやなんて職員に思われぬように、大きな声のままで

ぜひ元気に残りの2年を町長、町のリーダーとして辣腕を振るっていただきたいというエールを贈って、質問を終わりたいと思います。

議長（矢口新平君） 以上で、倉科栄司議員の質問は終了しました。

以上で3月一般質問の全部を終了いたします。

#### 散会の宣告

議長（矢口新平君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 1時52分

令和 4 年 3 月 定例 町 議 会

( 第 5 号 )

## 令和4年3月池田町議会定例会

### 議事日程(第5号)

令和4年3月18日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 2 議案第4号より第6号について、討論、採決
- 日程第 3 議案第7号、第8号について、討論、採決
- 日程第 4 議案第9号、第10号について、討論、採決
- 日程第 5 議案第11号について、討論、採決
- 日程第 6 議案第12号より第18号について、討論、採決
- 日程第 7 請願・陳情書について、討論、採決

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案の訂正について
- 日程第 2 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 3 議案第4号より第6号について、討論、採決
- 日程第 4 議案第7号、第8号について、討論、採決
- 日程第 5 議案第9号、第10号について、討論、採決
- 日程第 6 議案第11号について、討論、採決
- 日程第 7 議案第12号について、討論、採決
- 日程第 8 議案第13号について、討論、採決  
発議第1号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第14号より第18号について、討論、採決
- 日程第10 請願・陳情書について、討論、採決
- 追加日程第 1 議案第19号より第21号について、一括上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 2 同意第1号の上程、説明、採決
- 追加日程第 3 発議第2号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 4 発議第3号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 5 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

追加日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所管事務の調査の件

追加日程第 7 議員派遣の件

出席議員（11名）

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山真君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	大出美晴君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	和澤忠志君	11番	倉科栄司君
12番	矢口新平君		

欠席議員（1名）

10番 那須博天君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	麩聖章君	教育長 職務代理者	小澤裕子君
総務課長	塩川利夫君	企画政策課長	大澤孔君
住民課長	蜜澤佳洋君	健康福祉課長	宮本瑞枝君
産業振興課長	宮澤達君	建設水道課長	丸山善久君
学校保育課長	寺嶋秀徳君	生涯学習課長	下條浩久君
総務課長補佐 兼総務係長	山岸寛君	監査委員	吉澤暢章君

事務局職員出席者

事務局長	丸山光一君	事務局書記	矢口富代君
------	-------	-------	-------

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（矢口新平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

10番、那須博天議員、欠席との届出がありました。

また、行政側は、小田切副町長が欠席との届出がありました。

#### 日程の変更について

議長（矢口新平君） お諮りします。

日程の順序を変更し、議案の訂正についてを先に議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題にするため、日程1を日程2とし、順次繰り下げることになりました。

#### 議案の訂正について

議長（矢口新平君） 日程1、議案の訂正についてを議題とします。

議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算について、町長に訂正理由の説明を求めます。  
甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

3月定例会最終日でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

3月3日に提出いたしました議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算の訂正の請求につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

訂正理由は、予算再精査によるもので、訂正後の予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ5億8,800万円とするものでございます。

具体的な訂正内容であります。歳出、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の庁舎管理経費のうち、庁舎改修工事3,000万円を、また款10教育費、項4 社会教育費、目1 社会教育総務費のかえで広場整備事業3,000万円をそれぞれ削除するものであります。

また、この歳出の減額に伴いまして、歳入、款18繰入金、目2 池田町でるてる坊主のふるさと応援寄付金のうち3,000万円の減額を行うとともに、歳出、款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財産管理費の基金積立金等経費に公共施設等整備基金積立金として3,000万円を計上いたします。

以上、議案第12号の訂正請求に伴う提案理由の説明を申し上げます。

御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） お諮りします。

議案第12号について訂正を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算の訂正を認めることに決定しました。

各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

議長（矢口新平君） 日程2、各担当委員会に付託した案件についてを議題とします。

これより各委員長の報告を求めます。

報告の順序は、予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順とします。

最初に、矢口稔予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員長 矢口 稔君 登壇〕

予算決算特別委員長（矢口 稔君） おはようございます。

予算決算特別委員会の総合審議における報告を行います。

開催日時、令和4年3月11日、午前9時30分から、開催場所、議会協議会室、参加者は委員12名でございました。

協議事項は、令和3年度補正予算2件及び令和4年度予算案7件についてであります。

審議結果をまず申し上げます。

議案第11号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第9号）について、審査意見はなく、全員の賛成で可決すべきと決しております。

議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算について。

審議結果は、11日については保留。町長に委員会の意見を提示し、3月15日に再度審議することとなっております。

審査意見は後で御報告申し上げます。

議案第13号 令和4年度池田町工場誘致等特別会計予算について、全員の賛成で可決となりました。

こちらの方は審査意見もありますので、また後ほど御報告を申し上げます。

議案第14号 令和4年度池田町国民健康保険特別会計予算について、全員の賛成で可決すべきと決しております。

審査意見はございません。

議案第15号 令和4年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、全員の賛成で可決。

審査意見はございませんでした。

議案第16号 令和4年度池田町簡易水道事業特別会計予算について、全員の賛成で可決すべきと決しております。

審査意見はございません。

議案第17号 令和4年度池田町水道事業会計予算について、全員の賛成で可決。

審査意見はございません。

議案第18号 令和4年度池田町下水道事業会計予算について、全員の賛成で可決。

審査意見はありませんでした。

それでは、審査意見があった項目について御説明申し上げます。

議案第13号 令和4年度池田町工場誘致等特別会計予算について。

審査意見、町が工場誘致を積極的に進めないと予算の意味がない。行政に要望を。

交流センター東の商業エリア・旧上原商店跡地など用地があるのに、工場誘致が進んでい

ない。町長のトップセールスを要望したい。

工場誘致は重要である。新年度検討していく問題だと思う。

この特別会計予算は必要か、一般会計予算に組み込んでもよいのでは。

この予算について要望を出すのか、否決するのか。

今年は認めるが、行政に投げかけ、来年度検討を要望すべき。

予算を通じて、前回意見提出よりも強い附帯決議で一般会計予算に統合するかの研究を行政に投げかけるべき。

前回は意見書で改善要望したが、工場誘致は何も変わっていない。附帯決議を付けた議決が必要である。

その結果、私、委員長提案として、附帯決議案は後日示し、附帯決議を付けることで採決していいかという提案を行いました。

結果、委員全員で了承をされております。

それを踏まえ、採決の結果、全議員の賛成で可決すべきと決しております。

議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算について。

審査意見。

1、主な問題点は次の4点でありました。

(1)庁舎改修工事、予算額3,000万円。

意見として、財政困難な時期に今必要なのか。

役場庁舎を20年もたせなければいけない理由が不明確。

もう少し正確な調査をし、検討することが必要。

最低限の予算で、施工できる方法を検討することが必要。

最初から検討し、見直したほうがいい。

町民が納得する説明が必要。

本予算は認めず、来年度に補正予算で対応、検討すべき。

(2)番目、交流センター西側、かえで広場整備事業。予算額は3,000万円です。

財政困難な時期に今、必要か。

委員会の議論の中で、担当課長からこの予算について再構築してみたいとの話があった。

この時点で町長から再検討するとの発言があって当然である。

本予算は認めず、来年度に補正予算で対応、検討すべき。

(3)番目、特別職の給与について。

教育長や副町長の給与が町長よりも多いのは納得できない。町長任期中は、理解していただけるように話をするのがリーダーの役割だと思う。

(4) 番目、正規職員の給料削減など。

財政危機で町民が負担しているのに、行政が身を削っていない。

行財政改革推進委員会や議会からも給料削減を要望しているのに、町長が答えられないのも納得できない。

約20年近く前、本来還付を受けることができた消費税の還付漏れのできなかったときに、職員給料を全職員一律3%削減した事例がある。町長が職員と相談して、何%でも削減する方向に持って行ってほしい。

財政危機の中で、職員互助会負担金に手をつけられないのも納得できない。

上記の件について、町長に見直しを求める。

その他の意見として、ハーブガーデン管理等委託料は1,200万円も必要ない。

桑茶をどうするのか未来像がない。桑の実生産も疑問である。

花の里づくり推進補助金は、町の中で花を作らないと経済効果はない。元に戻して町民に1,000円券を配布した方がよい。

ハーブガーデンの委託料の額が大きい。精査が必要である。

予算を精査し、自治会要望の実現に回すべきである。

令和4年度から令和6年度年度まで給食費補助予算が歳入として不確かな「てるてる坊主のふるさと応援基金」によって計画されており、危険な予算構成である。

パソコンなどのリース料は、パソコンを買うよりも経費がかかる。見直しが必要である。

浅原六朗記念館の施設改修、これは施設修繕料として292万円は必要か。疑問である。

教育予算の講師予算は、なぜ県内講師を呼ぶことを考えないのか。

小学校に電子黒板を早く導入してほしい。

町長の目玉となる予算の細部をもっと早く提出してもらい、議会と協議できないか。

予算審議をしやすくするため、予算書の右側、説明欄の枠外に前年度予算額を記載してほしい。

今後の対応について。

問題が多く、原案可決はない。附帯決議も簡単でない。

給与削減の予算修正は、議会では無理である。否決して継続審議にすべきである。

否決した場合、3月末までに暫定予算を可決しないと、町は動かなくなる。暫定予算、骨

格予算でも、人件費の削減はできない。

庁舎改修工事予算、かえで広場整備事業予算などは、予備費に回す修正予算を出すべきである等々の意見が出されました。

委員長として、時間がないので、今委員会で出た意見・要望を今から正副議長、委員会正副で町長に申入れを行い、検討してもらおう。本委員会審議は保留とし、15日の一般質問終了後再開し、継続審議したいと提案しました。

その結果、委員全員の了承を受け、15日に委員会の再開となりました。

その15日の委員会の審議結果について御報告申し上げます。

開催日時は、令和4年3月15日、午後3時30分から議会協議会室にて、議員12名で行われました。

協議事項は、令和4年度池田町工場誘致等特別会計予算の附帯決議について、令和4年度池田町一般会計予算について、継続審議を行いました。

審議結果についてまず申し上げます。

令和4年度池田町工場誘致等特別会計の附帯決議について、全員の賛成で可決されております。

議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算について、予算訂正の上、賛成多数で可決されております。

審議結果について申し上げます。

議案第13号 令和4年度池田町工場誘致等特別会計についての附帯決議案について、意見はなく、採決の結果、全員の賛成で可決しております。

議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算について。

町長回答と審査意見。

3月11日に本委員会が申し込んだ要望について町長から回答いただき、意見交換をいたしました。町長の回答は以下のとおりでございます。

特別職報酬について、私にげたを預けてほしい。新教育長が着任したら早期に話し合いを行いたい。職員給与減額については、令和4年度中に行革委員会の答申もあるので、組合との協議の場を持ちたい。

庁舎外壁改修予算は取り下げる。内容を含めて再検討したい。北側・西側については調整の上、再度補正予算を計上したい。

遊具設置予算は取り下げる。今後については内容を議会に提示して、協議の上、補正予算

として提出する。

ハーブステーションについては、課の再編と人事異動もあるので令和4年度中に内容の検討をする。今年度は委託の3年目であるので1,200万円で行い、令和4年度中に令和5年度以降の体制を検討したい。

以上の回答がありました。

町長の回答を受けての審査意見。

ハーブガーデンの管理委託料が無駄にしか見えない。使い道を議会に分かるようにしてもらいたい。

ハーブガーデンの管理委託についても、町側は今までよりも踏み込んだ回答をしているので賛成したい。

前進が見られるので賛成する。しかし、町に回答の文章を求めることが必要である。

以上の審査意見が出されました。

よって、審査意見を基に訂正予算の採決の結果、賛成多数で可決すべきと当委員会としては判断いたしております。

他の議員に補足の説明がありましたらお願いします。

また、各常任委員会の担当の報告については、各常任委員長より報告をお願いいたします。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

総務福祉委員会関係の審議報告を求めます。

中山眞総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 中山 眞君 登壇〕

総務福祉委員長（中山 眞君） 令和4年3月池田町議会定例会予算決算特別委員会総務福祉関係の審査の内容を御報告します。

日時、令和4年3月8日、場所、池田町役場協議会室、出席者、議員12名、行政側、町長、教育長代理人、ほか総務福祉に関係する課の課長及び補佐、係長、議会事務局長。

審議した案件は4件です。

議案第11号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第9号）について。

議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算について。

議案第14号 令和4年度池田町国民健康保険特別会計予算について。

議案第15号 令和4年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について。

以下に説明を省略し、質疑のあった内容を御報告します。

協議事項。

(1)議案第11号 令和3年度池田町一般会計補正予算(第9号)について。

企画政策課関係。

問、てるてる坊主のふるさと応援寄付金について、増えた要因は。

答、中間管理者に結デザインという会社を加えた。また、新規の返礼品も積極的に開拓したことも寄附額の増額につながったと思う。

協議事項。

(2)議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算についてです。

総務課関係。

問、太陽光発電設備点検は、昨年はなかったので説明してほしい。

答、点検は隔年で実施していたが、予算削減のために3年に一度実施することになった。今後も3年に一度行う。

問、町村職員互助会負担金は、行財政改革推進委員会の答申に盛り込まれたものか。

答、そのとおりです。年齢が高い人は継続を希望、若い人は廃止と意識に違いがあったが、令和4年度については予算に計上することにした。

問、弁護士費用とあるが、専属の弁護士を雇っていないのか。

答、雇用だと案件がなくても費用が発生するため、法的な相談が必要なときに、30分当たり税込み5,500円で弁護士に相談に行っている。そのほうが経費が抑えられる。

問、保守点検料や委託料があちこちに出てくるが、合計するとかなりの金額になるのではないか。毎年このような費用がかかっていると思うので、町で専門の部署をつくって対応した方が費用が抑えられるのではないか。

答、各課にまたがって同じ業者の場合はよいが、課によって業者が違うし、契約内容も変わったりするので難しい面もあるが、今の提案を受けて、今後の研究課題にしたい。

問、電算を使っていない自治体もあるので、そういう自治体はどうしているのか調査して報告してほしい。

答、長野県内にある77市町村のうち、電算に業務委託している自治体が48ある。大北は地域全体で電算に委託しているため、費用も1自治体でやるよりも安くなっている面もある。

問、庁舎壁面工事について、本当に今やる必要があるのか。

答、塗装が剥げ落ちてモルタルにも水が入っている。ひび割れがひどくならないうちにやりたい。

問、役場庁舎自体をいつまで使うのかという町長の考えもはっきり示されていない。

答、長寿命化を図って、20年はもたせたい。

問、実際に改修工事を始めてみたら費用がどんどん増えていき、前回も当初予算をオーバーした。今回も本当に3,000万円で収まるのか。

答、東面と西面の工事の実績を基に今回の費用を精算し、最大3,000万円ということになったが、絶対にこれで収まることができるかは言い切れない。

問、20年の根拠は何か。

答、大改修が必要という前提にはなるが、公共施設の個別計画による。大改修をやれば耐用年数はかなり延ばせるが、古さは感じるので20年がめどではないかと思う。

問、20年以内に大雨で庁舎2階まで水が来ることもあるのではないか。

答、これから10年は、まだ大型事業が残っている。その後に10年あれば、公共施設の基金がそれなりに残るのではないか。水が上がると、今の施設の電源が全部使えなくなってしまう。電源を上げるには相当な費用がかかるので、それをやるべきか、その費用がどのくらいかかるかについて今後の検討課題である。

意見として、九州の震度6の地震で築45年の庁舎が潰れたところがある。池田の庁舎はもうすぐ築50年。これから20年使い続けるなら70年になる。そういう事例もあって、町民は心配している。

問、庁舎内駐車場用地借り上げ料について、職員から駐車料金を徴収したらよいのではないか。

答、有料にする発想は今までなかったが、職員と相談したい。

問、庁舎以外にも近くに駐車場がある。外壁工事をやるなら何かを削る必要があるので、有料の職員専用駐車場を設置することで、庁舎駐車場用地借り上げ料は軽減できるのではないか。人件費を削らないなら、そのように職員の協力をお願いできないか。

答、前から指摘されているので、職員と検討したい。

問、消防団の費用弁償について、現在どういう支給方法を取っているのか。

答、実績に応じて支払っているが、形としては個々ではなく、分団単位で各分団に支払っている。

問、最近のニュースで、消防団員の確保が難しい状況のため、個人に費用弁償を支払い、支給するという方向性が出てきているので、それについて検討していただきたい。

答、この件については全国的に問題になっており、国の方針としては、各団員に支払うことになっている。大北管内での対応は割れているが、全国的に個人に支払う方向で徐々に進んでいくだろう。

問、前回の全協で出された人件費削減シミュレーションでは、正規職員数が形の上では令和9年度に92人になっていて、自己都合で辞める人は補充していくということが提示されているが、どういうことか。

答、正規職員数については、行革審からも言われているとおり、目標を92名になる。そのためには辞めた分を新規で雇う必要があり、職員の年齢層は40代、50代に偏ってはいけないので、20代前半の方たちにも入ってもらう必要がある。

問、人件費の削減について、一般職員については減給はなかったが、町民の話を見ると、議員も特別職も減給になっている以上、一般職の方も少し削減してほしいと考えている。もう一度町民に寄り添った人件費の在り方を検討してもらえないか。

答、令和4年度は人員削減により、現場に負担がどれくらい増えるのを見極めたい。人員と給料の両方を一気に減らすことはできない。人員削減による影響を加味しながら、人件費についての協力を求めるというケースもないわけではない。

問、特別職の人件費について、新しい教育長の人件費が町長、副町長よりも多くなってしまふ。町民が納得しない気がするので、条例改正して対応するべきではないかと考えるが。

答、特別職の人件費削減の条例をつくったときからそのことは分かっていたはずだ。条例で任期以内の報酬削減ということを決めて議会が議決をしたので、それを状況によって変えるのはいかなものかと考える。

問、給料カットというのは自主的なものなので、町長から打診をするべきではないか。条例改正というのは、1回やったらもうできないというものではない。

答、条例で決められたことなので、そのとおりにいきたいと考えていたが、意見は何った。

要望として、Wi-Fiステーションについて、交流センターではパソコンに繋がってオンラインのミーティングが可能だが、役場庁舎と創造館では、システム上のアプリを入れないとスマホとしかつながらない。経費的に見ても50万円のランニングコストは高いので、交流センターのシステムと同様なものに改修できないものか。なるべく使いやすいWi-Fiのシステムに変更してもらいたい。

企画政策課関係。

問、昨年度、ふるさとCM大賞を受賞したCMをコロナ交付金50万円を使ってネット媒体で流したが、反応はどうだったのか。

答、10月の1か月間、TVer、GYAO、テレ朝キャッチアップという媒体のCM枠を使って6万104回流した。動画から町のホームページにリンクしていたが、実際に町のホームページをクリックしたのは156人、連絡があった人が2人いたが、実際に移住につながってはいない。

問、アルプス学院寄宿舎について、留学生が入国できない状態の中で心配も出てきたので、どのように対応していくのか教えてほしい。

答、新聞報道で学校が2年間休校と報道された際に、国際学院の理事長と校長と話をした。休校であっても来年度の校舎の賃貸借契約、寮の売買契約は契約どおり履行するという話だった。ただ、日本アルプス国際学院だけでなく、ハープセンターと臣喰館はコロナの関係で、来年度について3分の1に当たる額を1年間減免するという予算を計上している。

問、3分の1減の根拠は。

答、ハープセンターの賃借料について減免という要望があり、学院からもそのような要望があり、3施設横並びで設定をした。

問、ハープセンターと学校は切り離して考えるべきではないか。町として、もう一度きちんとどう対応するかを検討した方がいいのではないか。

答、国際学院も公共施設ということで、一部除外にするのも不自然なため、横の並びで減免をすることにした。今後については、賃貸契約書にあるとおりに、どんな形態になろうとその賃料をいただくということで決まっており、また向こうも了解している。

問、一般会計の前年度予算が、この状況の中で114%増と驚くべき増加率だが、借換債や基金繰入れが現在約5億円ある。増えたのはこれが原因か。

答、主な理由はそうである。増加要因としては、借換債の303億5,000万円、減債基金の繰入金1億1,500万円、あと地方創生の臨時交付金を使ってのコロナ対策で約9,000万円、新ワクチンの接種補助の関係で3,800万円、かえで広場の遊具・あずまやの設置で3,000万円で、合計6億2,000万円ほどになる。

問、町民は減債基金を使うことによって町が将来的にどうなるのかが知りたい。減債基金のメリットの部分も広報で文書をコピペして数字だけ変えるのではなくて、一から原稿を書き直して、来年度はこういうことをするので、14%上がってその効果はこうなるということ

をしっかり示してほしい。また、財政管理経費の新地方公会計業務委託料だが、毎年国から来た地方交付税が首都圏の会社に行ってしまう、町の中でお金が巡回しない。ぜひ地元の業者に同じ業務を委託できないか。毎年発生する費用なので1年くらい猶予期間をつくって、来年こそは地元の会計事務所、または職員ができないか。

答、地元業者でこういうことができるかどうかの確認はしてみたい。あと職員でできるかどうかであるが、一般論としてこの業務には相当専門の知識が必要になる。大きな自治体であれば専門の職員でできることもあるが、80から90%は外部委託をしているのが実態である。以前はこの業務委託料は150万円だったが、業者に対して毎年値切りをして、努力の結果、今は100万円になった。

住民課関係。

問、町営バスについて、以前からバスの会社と随意契約を結べないかとお願いしたが、できないということだった。このままではサービスの向上が見込めない。運転手は名札を付けていない。バスに押しボタンがないとか、料金の受渡し不明確であるとか、様々な問題がある。初めて乗車する方は、どこに止まるかすら分からない。基本的なところを徹底してもらい、利便性の向上を少しでも図ることが必要ではないか。

答、指摘を受けた点については、改善されるように運営会社の方と話し合いをしていきたい。

問、朝日村でゼロカーボンビジョン案が出された。食品ロスの削減や生ごみの堆肥化など町民の一人一人の取組を推進するというところで、画期的だと思う。池田町はゼロカーボン掲げているので、町民への働きができないか。

答、今のリサイクル委員会が1年終わり、いろいろな案が出てきている。それに加えて新年度は、自治会に出向いてごみの削減についての説明をしてもらいたいという要望が出てきたので、自治会を対象とした説明会を開催したり、ゼロカーボンに向けて啓発をお願いしていきたい。

問、葬祭センターが相当老朽化して修繕が必要という話を聞いているが、どうなのか。

答、修繕改修しながら長持ちさせていきたい。改修などのため負担金が増加する年もあるが、延命をしていく方向である。

問、計画性を持って取り組む必要がある。美術館の指定管理の延長のように、町長の思い付きで行き当たりばったりでは困る。全体像を明らかにしてほしい。

答、昨年総会で5年計画が出された。5年後に9,000万円かけて大型改修をやることになっている。

要望として、葬祭センターの待合室のカーテンの丈が短い、ファンヒーターの容量が小さくて寒い、時計が止まっていたので、この3点については改善してほしい。

問、葬祭センターの利用実績は。

答、予算では、池田は122体、松川は100体となっている。

問、葬祭センターの待合室と渡り廊下をきれいにできないか。

答、待合室は重要だと思うので、組合と協議したい。

健康福祉課関係。

問、企業センターの関係で、コロナの影響はどうか。

答、製造業なのでコロナに左右されるというよりも、輸入材料が入ってこないために仕事ができないということはある。観光面でお土産のそばの梱包作業があるが、4月以降は仕事が減り、観光が全く動かなくなったときに、仕事もなくなったという状況である。

問、後期高齢者医療の人間ドックの補助金の窓口負担がなくなったり、不妊治療等の補助金も拡充されたり、様々なところが良くなっているが、そういったことを周知していくのか。広報も見ない人が多くなっている現状がある。見やすい一覧にして、目に見える形にしてみようと非常に町民にも理解しやすいし、取り組みやすいのではないか。情報発信の工夫をするつもりがあるか聞かせてほしい。

答、予算承認後に、今月末までに今まで人間ドックを受けた方全員に通知する。不妊不育症に関しては、今回かなり拡充をしたが、若い方が少なく、昨年度も申請ゼロだった。取りあえず広報とそれから町のホームページ等で啓発していきたい。

問、様々な取組をホームページにも載せてもなかなか見ないので、何か通りすがりのときに実際に目に入るような仕組みをつくってもらえないか。

答、近所で心配な方はいるけれども、どこに相談したらよいか分からないという場合があると思う。新型コロナワクチンの追加接種の際に15分間待機時間があるので、そこに相談の一覧と受けてもらいたい健診の一覧のチラシを見てもらって対応している。それによりどこまで浸透するか分からないが、あらゆる場面でやっていきたい。

問、コロナの影響による雇い止めによる財政的困難から保護者が子供につらく当たるといふニュースがよくあるが、池田町のDVの状態はどうなっているか。

答、コロナの影響による雇い止めのみ原因があるというケースは上がってきていない。ただ、全国的に見れば、経済的な困窮が虐待に発展するというのは実際にあるケースなので、虐待が発生した際には、原因と要因の把握を迅速に努めて対応していきたい。

問、生活保護の申請が増えていると思うが、どのような状態になっているか。

答、生活保護の相談自体は増えている。生活困窮の話が上がってきたときには、生活福祉資金の貸付とか、社協につないで食料支援も受けてもらい、当座の生活を安定させた上で、生活保護の申請相談等につなげている。コロナのみで生活困窮になり、生活保護を受ける方は実際は少ない。

問、新年度の食育推進計画についてだが、地域の方にどうアピールしていくのか。例えば講習会とか研究会を行うなどの事業計画がもしあったら教えてほしい。

答、まだ計画を策定している最中のため明確な形にはなっていないが、食事についての健康相談などの事業は実施していきたい。最近ではコロナの感染拡大予防のために、講演会等できない状況であるが、また来年度の健康づくり講演会についても、介護予防事業の一環も含め、啓発等していきたいと思っている。

次に、(3)番、議案第14号 令和4年度池田町国民健康保険特別会計予算及び議案第15号 令和4年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について。

住民課関係。

問、国保会計、後期高齢者会計について、町で県に納入する方式になって安定化をしてきたと思うが、今後の見通しの推計は出ているのか。

答、国民健康保険の基金からの繰入れについては、毎年保険税がどれだけ集まるかにより、保険税の税率等を決定していく必要がある。それにより基金の残高を見込むことになる。現在は基金の残高が多いので、保険税を抑えながら基金の残高を減らしていく方向で運営している。後期高齢者医療も被保険者の所得の状況に左右されるので、毎年、保険料の金額を算定して繰入金額が算出される。そのため、今後どうなるかは、広域連合でも町としても見込みは立っていない。

問、国民健康保険のほうは、このままでいくと数年は保険税の値上がりはしなくてよいということか。

答、今後保険税は、全県統一の方向に向かっている。毎年県が算出した標準保険料率というものがあり、その税率について追いついていないので徐々に上げていく方針である。

報告は以上であります。

他の議員に補足の説明がありましたらお願いします。

議長（矢口新平君） 御苦労さまでした。

他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 1つだけ、大澤企画政策課長、4ページの上から8行目、借換債は303億でなく3億……

〔「3億です」の声あり〕

議長（矢口新平君） 3億5,000万円です。これ303億円になって、ちょっと数字が大きいのでここだけ訂正入れさせていただきます。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

引き続き、振興文教委員会関係の審議報告を求めます。

大厩美秋振興文教委員長。

〔振興文教委員長 大厩美秋君 登壇〕

振興文教委員長（大厩美秋君） ただいまより予算決算特別委員会振興文教委員会関係、審査報告をいたします。

日時、令和4年3月9日、午前9時30分から午後3時40分まで、場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、予算決算特別委員12名、議会事務局、行政側、町長、教育長職務代理並びに産業振興課、建設水道課、学校保育課、生涯学習課の課長及び課長補佐、係長。

3月9日に審議した事件は、議案6件であります。

以下、説明を省略し、質疑について報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合があります。御了承ください。

それでは、協議事項。

(1)農業委員会、産業振興課関係について。

議案第11号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第9号）について。

問、多目的研修センターの運営状況と今後の備品購入は。

答、現在、農村いきいきネットワークが営業許可を取得し、活動している。昨年12月頃に真空包装機が故障し、業者も修理ができないため購入する。

問、地域の女性団体が活性化につながることはいい。しかし、不公平感がどうしてもある。他の団体等の平等感を出していただきたいが。

答、解消するように検討していきたい。

問、内鎌のカンピョウも同様だと思うが、継承に苦しい団体もある。対応していただけるか。

答、伝統食の継承についても取り組んでいく中で、全体的に整理をして取り組んでいく。

問、ハープセンタートイレ清掃の増額は。

答、東側のトイレ分である

問、当初予算では賄えなかったか。

答、西側トイレの改修により想定している時間よりも利用が伸びたためである。

問、ハープセンターの施設修繕費について内容は。

答、トイレ工事中に停電したため、裏側通路で従業員が転倒した経緯がある。夜間の歩行を安全にするため、センサーライトを設置した。

問、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金の繰越分については。

答、ブドウ棚を設置しようとして計画したが、計画圃場において排水が悪く、県で追加工事が行われている。ブドウ棚300万円分を来年度に繰越しをする。

続いて、議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算について。

問、桑茶の生産による施設整備費について、どのような計画課答電は。

答、令和3年と令和4年は、桑ひろつの皆さんが生産する。桑茶の生産を元気づくり支援金で行いたい。

問、中小企業事業継続事業支援金給付金6,000万円について、昨年の申請が少なかったが、今回は水稻農家にも支援とのことだが。

答、昨年と変わらず実施する。水稻農家について、令和3年度に作付した面積による算定を行っていく。2つの方法を選択していただく。

問、以前にも桑の生産をする圃場があったがどうなっているのか。

答、ハープセンター東側で桑茶というより桑の実を取る目的で100本定植したが、現在8割ほどを活着している。

問、桑の実の目的も設定しないで、今後どうするのか。今後について現状が借地でもあり、抜根等も大変である。実際広津地区では、電柵まで設置しても全て枯れてしまう実態がある。あと2年ほどたたないと生産もできない。しっかりと説明を。

答、本年度の桑については、全て活着している。周りに電柵を設置している。順調に生育していれば、二、三年後生産できる見込みである。

問、桑ひろつの皆さんの現状は、高齢化している。また何年続くか分からない。広津に住

んでいただいて、移住・定住も含めて考えなければ、今どのような出荷計画、収入を考えているのか。桑の生産の目標値は。

答、令和3年度の元気づくり支援金の申請によると、桑ひろつによる計画では、現在500キログラムの収穫を3年後3トンまで伸ばしていきたいと考えている。

問、一体町は観光なのか、産業なのか。2つの面を持っている。ハーブの里について分からないわけではないが、東側のハーブガーデンについて観光ではなく産業だと思う。果たして町の産業になるのか、東側を有機農場とか、地域の野菜等を生産するなど考えていくべきではないか。委託料1,200万円を支出していいのか疑問である。なぜ有効的に使わないのか。花の里づくり100万円についてもっと集中して工夫してほしい。

答、花づくりについて、実績は推進委員会の22自治会で取り組んでいる。個人は8件、団体企業は13件である。継続してほしいとの意見をいただいている。自治会、企業ともに温度差はある。以前は1件、1,000円という形だったが、基本的に花とハーブの里づくりの考えがあるので、みんなの意識を高めてもらうためにこの事業を進めている。ハーブガーデンは、以前から指定管理を継続して行っていた場所である。ここに桑ひろつや有機圃場、団体としてグラウカさんなど複数が関わっている。観光と産業は同じ考え方でいいのではないかと。町としては、温室について委託者のほうで整備を進めている。1,200万円は町民の皆さんの協力で運営できている。ハーブ苗の販売についても、順調に伸びてきている。知名度も上がってきており、花とハーブの里づくりの考え方として間違っていないと思う。

問、町長は現実を見ているのか。温室の中は以前と同様である。ほとんど花の苗は町外から仕入れているのが現状である。言っていることとやっていることがちぐはぐになっているが。

答、圃場について、町で管理してきた経過がある。花という部分で関わりながら育てている。推進補助金について、3年目などでもう1年くらい継続して修正を加えていくのはやぶさかではない。東側の圃場について、今までの経過からやめてしまうのは私の中には持っていない。

問、UIJターン創業支援事業について、都会からの転入者について説明を。

答、県と連携している首都圏や大阪、名古屋から県が紹介しているマッチングサイトで就職をして町内に転入してくる場合に、夫婦に100万円、独身は70万円が県の補助がある。今回はテレワーク希望として移住計画がある。複数の問合せもある。

問、多面的機能支払交付金について、町から支払いが遅れている傾向があるが。

答、内示段階で支払いができるように早めに対応していきたい。

問、プレミアム商品券の販売時期については。

答、1人当たり3冊、1世帯10冊まで計画している。時期については、5月下旬の販売開始から10月下旬までの販売を計画している。

問、観光協会の予算の増額分は。

答、法人化によって町の職員が2名戻る。事務局長分の人件費が必要となる。当分は人件費の補助をお願いしたい。実際自主財源がないと運営できない。物販と旅行会社からの収入、農業生産者のお手伝い、国の補助金について常勤の職員に補助金は出ないので、今後は町内の皆さんと協力しながら運営していきたい。旅行業についても観光協会として行ってきたい。

問、インボイス制度が10月から始まる。農業者も登録が必要になってくる。消費税も申告義務が生まれる。今までやらなかったことをやらなくてはいけない。園芸作物なども足止めを受ける可能性もある。対応は。

答、税の関係になると思うが、産業振興課として把握はしていない。

意見、税と農業も一緒になってくる。勉強をしてほしい。

問、プレミアム商品券について食事券が3枚とのことであるが、使いづらい。お釣りの問題も税法上問題がある。対応は。

答、なるべく早く発行したいので、皆さんの意見を聞いて対応したい。

問、米消費拡大推進補助金について活用方法は。

答、農協祭や米のコンテストに活用している。県外に米の販売も行っていく。

問、まちなか第2駐車場を民間企業に25台貸し出す計画の内容は。

答、現在48台のスペースがある。県道より奥側を使用して十分余裕がある。年間90万円の収入を見込んでいる。

続いて、議案第13号 令和4年度池田町工場誘致等特別会計予算について。

こちらは、質疑なしでした。

続きまして、(2)として、建設水道課関係について。

議案第11号 令和3年度池田町一般会計補正予算(第9号)については、質疑がありませんでした。

続いて、議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算について。

問、公営住宅長寿命化修繕事業について、町営住宅について様々なケースがあると思うが

どのように進めていくのか。

答、3丁目西、1丁目住宅については、耐用年数を既に超過している。現在、募集停止をしているので、現在の入居者が退去後、壊して更地にする予定。3丁目東については、長寿命化修繕を行う。豊町住宅については、今後建て替え等も検討をしている。

問、道路整備など自治会要望について達成率はどの程度か。

答、建設係関係で200件程度の要望から実際に着手できるのは、20件程度である。

要望、自治会離れの原因として、自治会費を支払ってもメリットがないと言われることがある。自治会要望にできる限り対応をしていただきたい。

問、各自治会の要望事項について議会にも報告してほしいが。

答、自治会には6月末までに要望を提出していただき、現地調査を行って8月上旬に希望自治会と面談を行っている。そして9月議会において、補正予算案として反映している。要望事項については、企画政策課で対応しているので一覧を配布できるように調整したい。

問、自治会要望について、自治会パートナー制度を活用してはどうか。

答、要請の面談の際、パートナーも同席している。

問、担当課として投資的経費が数パーセントしか予算がない中で、不安等はあるか。

答、現在は、過去の予算規模より約10分の1程度の予算になっている。なかなかインフラ整備に回ってこないのが現状である。最近は個々に予算が使われている傾向があると感じている。

続いて、議案第16号 令和4年度池田町簡易水道事業特別会計予算について。

問、本年度で会計が水道会計に一本化されるが、物理的にはどうなるのか。

答、現状は物理的に別々であるので、すぐに一緒にはならない。将来的に水源的な問題等が出てきた場合は工事等もあり得る。

続いて、議案第17号 令和4年度池田町水道事業会計予算については、質疑がありませんでした。

続いて、議案第18号 令和4年度池田町下水道事業会計予算について。

問、下水道の加入率とつなぎ込みの推進は。

答、接続率は94%になっている。未加入者は100件程度である。建て替え等において加入していただく方もいる。今後も加入を働きかける。

問、公共ますの接続工事について、下水道本管工事当初は負担金を支払うと、公共ますまでの工事は町負担だったが、現在は施工者負担となっているが。

答、下水道事業として公平性を確保する観点から、負担をいただいている。

要望、移住定住の観点から、少しでも負担を減らせるよう検討していただきたい。

問、高瀬浄水園の稼働率は。

答、稼働率は出せていない。浄水園において、当初5つの池で浄化する設備の運営を計画していたが、現在は4つの池で十分対応できている。

続きまして、(3)として、学校保育課関係について。

議案第11号 令和3年度池田町一般会計補正予算(第9号)について。

問、池田小学校の防犯カメラは、他校でも導入していくのか。

答、要望として3校PTAでも要望が出ていた。来年度以降も4台増加を計画している。高瀬中学校は導入されており、会染小学校も池田小学校の状況を見て対応していく。

問、高瀬中学校のカーテン交換費の目的は。

答、11教室で交換する。外からの光を抑え、タブレット端末の見にくさを改善していくものである。高額などで順次導入していきたい。

続いて、議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算について。

問、来年度、給食費の実際の保護者負担額は幾らか。

答、従来の給食費は小学生で5万8,600円、中学生6万9,000円、このうち町負担が小学生3万5,800円、中学生は3万6,600円である。保護者の負担は実質小学生2万2,800円、中学生は3万2,400円となる。

問、講演会等の講師謝礼の中身は。

答、成人式は3万円を2回、2年分を同日に行う。CAPの講習会でいじめと防止における研修費は40万円強、特別支援教育の講師を招いて行う。講師謝礼は25万6,000円である。

問、講師料が高いと思うが、具体的には。

答、ここ数年、東京の指導教授の方に来ていただいている。1回12万円かかっている。具体的には、通常教室に在籍し、困り感や勉強に困難を抱えるお子さんが通常教室の中で勉強できるように指導いただいている。インクルーシブ教育として継続指導することで、先生の力になっている。

問、小・中学校の清掃業務委託料について内容は。

答、令和2年に、県の費用で支援員の補助金をいただいた。令和3年度は、他の市町村を優先したため見送られた。現場の先生から要望があり、令和4年度は各校に支援員を配置していく予定であった。その中で、令和4年度については、県から内示があり、小学校2校で

県の予算で支援員を置くことができる予定である。

問、清掃業務支援員は人数的には足りているのか。

答、県が示しているのは1校当たり年800時間、校長裁量で2名以上も可能である。当町では、おおむね年700時間程度で収まっている状況である。

問、ICT支援について来年度の取組は。

答、一般社団法人エンターキーをお願いしていく。内容は、現在3日間で中学校、小学校が1日ずつ午後の訪問が中心だった。学校側としては、午前中に対応してほしいと要望があった。できれば毎日回っていただきたいと思っている。国から先日補助金が示され、44万円の補助金がついた。

問、町民のICTサポーター導入について、実施すると過去に複数回答弁があったが、実施されていないが。

答、当時はタブレットの導入時だったこともあり、お願いすることが難しかった。今後はコミュニティスクールの関係もあり、しっかり地域の方にも関わっていただけるよう進めていきたい。

問、ICT支援員と委託先の一般社団法人エンターキーとの関係は。

答、支援員は、エンターキーの従業員である。2名体制で行う。

問、地域おこし協力隊員もいる。3名体制になるのか。

答、協力隊員の方も協力体制に入っている。

問、ICT支援員についての国の補助は。

答、国の予算が当町についたことはない。

要望、信州学びの郷フェイスブックページの管理者がまだ従前のままである。情報発信の信頼性を担保する必要から、早急に管理者を変更してほしい。

問、てるてる坊主の館のWi-Fi設置について、コスト面で削減を。また、隣のてるてる広場にも電波が届くようにできないか。

答、なるべくランニングコストを抑えていく方式を採用したい。広場でも活用できるようにしていきたい。

問、てるてる坊主の館の修繕費のトイレ改修で不都合があるのか。

答、古い設計で、利用時の音が濡れてしまう現状があり改善したい。

問、小・中学校の給食費補助金について、てるてる坊主応援基金からも財源としての支出だが、令和5年度以降は基金を財源とせず支出するべきではないか。

答、来年度は応援基金から627万円の財源で1人1万円増の補助になっている。将来は検討したい。

問、来年度以降の給食費はどのような考えか。

答、今回の1万円補助増は、両町村で協議をした結果である。コロナの影響もあり、公平性の観点から、お互いの町村で了解して決定した。今後については白紙状態である。今後も組合であるので、両町村の合意の下で行われると思っている。

問、今後は松川村で無償化の動きが出てくる。仮に町が全額負担すると幾らくらいになるのか。

答、今年度の627万円とは別に、年1,600万円程度かかる。

問、給食費の財源について、このままふるさと納税の基金で対応していいのか。

答、今後の財源について、ふるさと納税に頼ることは適切ではないと考える。

続きまして、(4)として、生涯学習課関係について。

議案第11号 令和3年度池田町一般会計補正予算(第9号)について。

問、図書館のロボット掃除機導入における省力化は。

答え、夜6時以降に稼働していきたい。実際に私物で試験を行った。砂などは人力だけでは追いつかない。人件費も削減していきたい。

問、創造館の石油タンク設置場所について景観に配慮しているのか。

答、東側に景観を配慮して設置していきたい。

問、クラフトパークの管理スタッフの退職について対応は。

答、来年度から管理していただける方が見つかれば、管理をお願いしていく。

問、クラフトパークの老朽化による遊具撤去の費用は幾らか。

答、税別で42万円である。

続いて、議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算について。

問、かえで広場の遊具設置について、財政悪化の際でもあり、今やるべきではないのではないか。

答、当初は社会資本総合整備事業で計画されていたが、建設費上昇に伴い中止した。また、各地区の遊具も危険性が判明し撤去した経過がある。議員や女性団体で連絡協議会、保護者からも設置を望む要望が上がってきている。総合計画や実施計画にも計画されている。ふるさと納税を活用して設置していきたい。子育て支援の整備として、町なかで遊べる施設を整備したい。

問、社会資本総合整備事業でできなかったとのことだが、既に多大な金額がかかってしまった。もう整備しなくてもいいのではないか。教育でも、費用と効果を考えていかななくてはいいない。どれだけ遊ぶ人がいるのか。時間をかけてもっと慎重に納得したものを。

答、設置費用について、過去の金額から徐々に上昇している。町なかで子供たちが遊べる場が必要。女性団体連絡協議会や町民100名以上の方々から要望を伺っている。

問、作ることはやぶさかではない。しかし、費用の捻出が問題。実施することを精査して、予算を削減して計画してもいいのではないか。

答、ある程度充実したもの等を考えるとこの程度になっていく。

意見、あずまやについて、800万円かける必要性は疑問である。

要望、町長施政方針で少子化対策について述べられているが、規模的。予算的に賛成しかねる。もう一度見直し、検討をしてほしい。

問、クラフトパークの遊具は、老朽化による撤去が始まってしまっている。かえで広場も含めた遊具設置のビジョンは。

答、クラフトパークについて、池田の皆さんはどれだけ使われているのか。主は町外の方が多いと感じる。老朽化で滑り台の撤去を行った。町なかでの遊具の設置は多くの要望をいただいている。それを実現したい。

要望、グラウンドワークなどの手法で、みんなが関わって遊具に愛着を持ってもらう手法を取り入れてほしい。

問、事業費3,000万円にこだわらないで、最低限で絵を描いてもらえるようにはできないか。

答、少し時間がかかる。6月ぐらいまでに絵をかいてもらうことが可能である。予算に応じて、利便性や子供たちにとっていいものかどうか、絵を描いて検討したい。

要望、昨年かえで公園でオーガニックマーケットが開かれた。除草剤利用の近隣圃場もあって嫌な思いをした方もいる。調整をしっかりとってほしい。

意見、遊具の設置費用3,000万円については削減して、補正予算で計上すべきである。

以上、振興文教関係の質疑を申し上げました。

他の委員に補足があればお願いいたします。

議長（矢口新平君） 大変御苦労さまでした。

他の委員に補足はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

大厩議員の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって予算決算特別委員会の報告を終了します。

続いて、総務福祉委員会の報告を求めます。

中山眞総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 中山 眞君 登壇〕

総務福祉委員長（中山 眞君） 令和4年3月池田町議会定例会総務福祉委員会の審査内容を御報告します。

日時、令和4年3月8日、予算決算特別委員会終了後、出席者、議会側、総務福祉委員全員、行政側、町長、総務福祉に関係する課長及び議会事務局長。

協議事項。

(1)議案第4号 池田町の土地利用及び開発指導に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんでした。

採決の結果、全員賛成で可決されました。

(2)議案第5号 池田町都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんでした。

全員賛成で可決されました。

(3)議案第6号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんでした。

採決の結果、全員賛成で可決されました。

(4)議案第7号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんでした。

全員賛成で可決されました。

(5)議案第8号 池田町電気自動車急速充電器使用料徴収条例を廃止する条例の制定について、討論はありませんでした。

採決の結果、全員賛成で可決されました。

(6)議案第9号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論は

ありませんでした。

採決の結果、全員賛成で可決されました。

報告は以上です。

他の議員に補足の説明がありましたらお願いします。

議長（矢口新平君） 委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） これは多分訂正かと思えますけれども、各議案について討論なしとあったんで、これ質疑がなしということでしょうか、どういう感じなんでしょうか。

議長（矢口新平君） 中山委員長。

総務福祉委員長（中山 眞君） 質疑に変更してください。

議長（矢口新平君） 質疑に変更ということで。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務福祉委員会の報告を終了します。

続いて、振興文教委員会の報告を求めます。

大厩美秋振興文教委員長。

〔振興文教委員長 大厩美秋君 登壇〕

振興文教委員長（大厩美秋君） それでは、振興文教委員会審査報告を始めます。

日時は、令和4年3月9日、予算決算特別委員会終了後、午後3時45分より行われております。場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、振興文教委員6名、議会事務局、行政側、町長、教育長職務代理、振興文教委員会に関係する各課長、課長補佐。

今定例会において、本委員会に委託された事件は、議案1件であります。

以下説明を省略し、質疑及び審査の結果を報告いたします。

なお、言い回しについては簡潔にするため、文章上変えてある場合もあります。御了承してください。

協議事項。

(1)議案第10号 池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

問、条例改正により具体的に何が変わるのか。

答、事業者の事業負担軽減等の観点から、各記録等の作成、保存等について、電磁的記録ができるようにすることが主な内容である。4つの種類の事業形態がある。

以上、委員会として採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

続いて、(2)番、その他。

問、旧教育会館の視察を計画していきたいが可能であるか。

答、可能である。

以上で、振興文教委員会に付託された事件の報告を終わります。

他の議員に補足があればお願いいたします。

議長（矢口新平君） 他の委員に補足がありますか。

8番、服部久子議員。

8番（服部久子君） 一番最初のページなんですけれども、議案第10号の審査結果なんですけど、可決になっているんですけれども、総務のほうは審査結果、全員賛成でというふうに書いてあるんですが、これは賛成多数で可決というふうにならないでしょうか。

議長（矢口新平君） 大厩委員長。

振興文教委員長（大厩美秋君） 今回の採決に対しましては、確かに賛成多数でしたので、こちらの審査の結果としましては可決を訂正しまして、賛成多数で可決と訂正お願いいたします。

議長（矢口新平君） 賛成多数ということで。

他に補足はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって振興文教委員会の報告を終了します。

以上で各委員会の報告を終了します。

議案第4号より第6号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程3、議案第4号より第6号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第4号 池田町の土地利用及び開発指導に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第4号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第5号 池田町都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第6号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第6号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、第8号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程4、議案第7号、第8号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第7号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第7号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第8号 池田町電気自動車急速充電器使用料徴収条例を廃止する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第8号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、第10号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程5、議案第9号、第10号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第9号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第9号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第10号 池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

7番、薄井孝彦議員。

7番（薄井孝彦君） この家庭的保育事業なんですけれども、これは都会の待機児童の対応として設けられてきたものだと思います。個人の家庭で実施される保育形態が多いので、外遊びの不足だとか、児童の安全性、そういったような問題点で課題が多いんじゃないかと。保育はやはり行政が責任持って行うということで、親も安心して任せられるんじゃないかということで、この事業自体に問題があるということで反対をしたいと思います。

議長（矢口新平君） 他に反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第10号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第11号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程6、議案第11号 令和3年度池田町一般会計補正予算（第9号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第11号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第12号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程7、議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

横澤はま議員。

4番（横澤はま君） 議案第12号 令和4年度一般会計当初予算について、反対の立場から討論を行います。

当初予算額は51億1,800万円、昨年より6億4,000万円増であります。今年度の特殊事情、町債借換債、繰上償還、国の臨時交付金等を除いても、昨年より実質増額予算であります。

今、池田町は健全財政に立て直しが必要で、財政危機緊急対応期間です。大事なスタートの年、令和4年です。必要なことは、経常収支比率の改善です。

令和4年度予算の各款の事業別予算を見ますと、昨年より増額計上が多く見られ、改善しようとする意思を感じられません。

審議途中において、庁舎外壁塗装とかえで広場遊具設置で6,000万円の予算取下げをするという異例な措置が行われました。このことは、予算編成段階から経常経費削減の考えがないことを表していると言わざるを得ません。

一般質問で申し上げましたが、職員の給与削減について行革委員会の答申にもありましたがとおり、財政危機に対する行政責任を明らかにすることと、人件費の削減目的達成に資するため、会計年度任用職員については、財政逼迫の責任ではなく、人件費削減目標達成の観点から令和4年に実施と答申されております。町長が言われる「職員には責任がない」の発言は、受け入れすることはできません。職員にも財政危機を招いた責任の一端があるはずで、減額すべきと考えます。

また、特別職給料についても、教育長については任期が昨年12月末でした。それに合わせての削減条例であり、任期を超えた空白期間の中での条例制定は適切ではありません。給与を減額しないとするならば、教育長は町長より月4万5,200円多く、次期副町長は9万7,000

円多いことになり、通常では考えられないことです。

町長は任期まで給料減額をしている中、町民感情として町長を支える立場の特別職が減額せず、満額の予算計上は納得できません。財政危機緊急対応期間ですので、町長と心を合わせ、町政運営に当たるのが組織のあるべき姿であります。

以上のことから、議案第12号については反対討論といたします。

議長（矢口新平君） 他に反対討論がありますか。

9番、和澤忠志議員。

〔「賛成は、賛成」の声あり〕

議長（矢口新平君） 賛成やりますか。

〔「賛成やります」の声あり〕

議長（矢口新平君） すみません、では、賛成討論。

11番、倉科栄司議員。

11番（倉科栄司君） 令和4年度池田町一般会計予算に対する賛成討論を行います。

令和4年度の一般会計予算総額は、51億円余となりました。財政危機に陥り3億円削減のプロジェクトを立ち上げ、編成に取り組んだ令和3年度当初予算に比較して6億4,000万円の増となっております。

この予算増の主なものは、後年の財政運営に備えての減債基金を活用した町債の繰上げ償還や有利な利率への町債の借換債等、財政負担の軽減を図るものが主であります。

本年度予算の重点テーマとして上げた少子化対策、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組、健康長寿のまちづくりの3テーマに対しての予算上の取組は、十分とまでは言えないまでも、取組の実現に向けた足がかりとなる予算編成であると考えます。

行財政改革推進委員会の答申に対しては、課の統廃合等による役場組織の見直しや職員の早期退職制度導入等を行い、人件費抑制に取り組み、経常収支比率の抑制を目指す方向にかじが取られる予算編成となっております。定年退職等による8名の職員減、さらに育休に入る職員の増等により現有職員への負担増は、厳しく大きなものになることが予想されます。

令和4年度からの5年間の財政危機緊急対応期間の初年度となる令和4年度予算の執行に当たり、職員の皆さんは健康に十分注意をされ、限られた予算の中で創意工夫に取り組み、さらなる住民サービスの向上を図りながら、行政執行に当たっていただくよう、大きな御期待を申し上げながらお願いを申し上げ、令和4年度池田町一般会計予算に対する賛成討論といたします。

議長（矢口新平君） 反対討論がありますか。

9番、和澤忠志議員。

9番（和澤忠志君） 議案第12号に反対の立場から討論を行います。

議案第12号の予算案は、行財政改革推進委員会からの第1答申を受けた緊急対応期間の最初の年であり、答申の趣旨に沿った内容である予算案を期待していましたが、かえで広場遊具整備事業に3,000万円、財源がふるさと納税で行う、今必要でしょうか。必要はないと思われず。貴重な財源をすぐ使ってしまうことに反対です。積み立てるべきです。

また、降ってわいたような役場庁舎外壁塗装工事3,200万円、何でもっと計画的にできないのでしょうか。経常経費比率削減が緊急課題のときの予算案でしょうか。

第1次答申は聖域なく抜本的な改革、当面する財政危機を克服し、町民の持続可能な維持発展の土台を築くため、町役場職員が自らの問題として捉え、率先して取り組むとともに、町議会議員、さらに町民一丸となっても全力を尽くすことを期待する内容でございます。

職員給与の5%カット、課長手当の50%削減、互助会への公費負担廃止には前向きな回答がなく、本気度がうかがえません。町長の責任として自分の任期中には再建の旨を建てたいと約束したが、そんな決意がどこにも感じられない予算案であり、到底認められるものではありません。

したがって、議案第12号についての反対討論といたします。

議長（矢口新平君） 賛成討論がありますか。

中山眞議員。

3番（中山 眞君） 議案第12号について、賛成の立場から討論いたします。

3月11日の特別委員会で、外壁塗装など2事業案を含む4項目の見直しを議会が要求しました。

15日、予算決算特別委員会で、職員の給与削減については明確な回答はなかったものの、今後、組合との協議の場を設けると一歩前向きな姿勢が見られ、また、外壁塗装など2事業案については修正するとの回答があり、町の姿勢を評価したい。

今は新人事、庁内組織機構改革などやデジタル化による住民サービス事務効率の向上化などスムーズな足固めが求められます。

財政問題、農業問題、行財政改革推進委員会の答申に対する対応など、大きな課題解決に早く取り組むためにも、迅速な行政かじ取りが求められます。

よって、この予算案に賛成します。

議長（矢口新平君） 反対討論がありますか。

6番、大出美晴議員。

6番（大出美晴君） 議案第12号について、反対の立場から討論いたします。

この予算案は、住民に対してどれだけの公租公課を義務づけるものなのか、また、その見返りとしてどんな行政サービスを行って福祉向上に努めるのかを約束するものであるはずで

す。

したがって、住民全体の福祉を念頭において考えるべきで、いやしくも一部の住民の利益のために奉仕するようなことがあってはならないと私は考えます。

この予算を見たとき、どれだけの町民益につながるだろうと考え、一部修正があったにせよ、抜本的な解決になっていない。いまだ旧態依然とした予算編成である。

出産、子育てに対する確固たる予算も見えない。また、自治会要望に充てる予算も定かでない。将来に向けた夢ある事業を含んでいない。このような予算作成は、とても認めるものではありません。

よって、反対をいたします。

議長（矢口新平君） 賛成討論がありますか。

2番、大口美秋議員。

2番（大口美秋君） それでは、私は、議案第12号 令和4年度池田町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

財政逼迫により、本年度から引き続き新年度予算についても、今後も続く財政再建に向けた予算立てが随所で何うことができました。

各種委託料については、課題が残る意見もありましたので、削減意識を持って取り組んでいただきたいと思います。

また、かえで広場遊具、庁舎外壁改修、2事業の取下げについて、私は評価いたします。必要な事業ということは理解できますので、現在の財政状況をしっかりと認識し、協議していきましょう。

町民が不安を抱くことなく、混乱することのないよう、新年度スタートをしていただくことを強く望んで、賛成討論といたします。

議長（矢口新平君） 反対の討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 賛成の討論がありますか。

5 番、矢口稔議員。

5 番（矢口 稔君） 議案第12号を賛成の立場から討論をいたします。

この予算案では、予算決算特別委員会の中で様々な議論がありました。その議論の結果、今回は直接町長に申入れを行い、本日議案の訂正という形で町側の修正案が示されました。

今、町が直面している問題は、財政再建途中という大きな課題です。中長期的な行財政運営の視点から、委員会でも今本当に町民が必要としている事業は何か、来年度以降でも取り組める事業ではないかなど一段と踏み込んだ意見が多く見られました。そして今日、かえで公園の遊具設置予算、役場庁舎壁面改修予算等を一旦削除する訂正案が示されました。

かえで公園の遊具設置については、財源が自主財源のふるさと納税制度の基金3,000万円であります。遊具とともに、あずまやも同時に設置する計画となっていました。現在、町内各地に設置してあった遊具が経年劣化により撤去されており、安心して子供たちが遊べるしっかりとした遊具設置は町民の願いでもあります。

これからの施設整備には、町民の皆さんの好きになってもらう愛着が絶対条件です。施設への愛着形成こそが成功の鍵だと思います。もっと町民の皆さんを巻き込みながら、議会も協力して事業への関心を高めていかなくはなりません。今回は、その時間があまりにも短かったように思います。

今回の2事業のゼロベースでの予算訂正は、大きな決断だったと思います。しかし、その決断を私は評価をいたします。補正予算の計上には少し時間があります。もう一度しっかりと費用対効果、必要性、妥当性等様々な視点から精査するとともに、今後も議会と複数回の議論を重ねながら、町民の皆さんの期待以上の成果が生まれる事業になるよう強く希望し、賛成討論といたします。

議長（矢口新平君） 反対討論がありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 賛成討論がありませんか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第12号を起立により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者 起立〕

議長（矢口新平君） 賛成多数であります。

したがって、令和4年度池田町一般会計予算は可決されました。

議案第13号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程8、議案第13号 令和4年度池田町工場誘致等特別会計予算について、討論を行います。

この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第13号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（矢口新平君） お諮りします。

ただいま5番、矢口稔議員ほか1名から、発議第1号 令和4年度池田町工場誘致等特別会計予算に対する附帯決議が提出されました。

これを直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午前 11 時 49 分

議長（矢口新平君） 休憩を閉じ、再開いたします。

陳情第 1 号について、委員長報告

議長（矢口新平君） 総務福祉委員会の中山委員長の発言の中で、陳情 1 号 消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延期を求める陳情書が出ておりました、総務福祉委員会で討論をいたしましたので、総務福祉委員長、ここへ来て改めて発表よろしくお願ひいたします。

中山委員長。

〔総務福祉委員長 中山 眞君 登壇〕

総務福祉委員長（中山 眞君） 総務福祉委員会の先ほど言われました陳情 1 号について御報告いたします。

陳情 1 号 「消費税適格請求書（インボイス）方式」の実施延期を求める陳情書。

質疑の結果、意見としてコロナで業者が大変な時期なので賛成する。

委員会としても、全員賛成により採択となりました。

以上で報告を終わります。

発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 発議第 1 号 令和 4 年度池田町工場誘致等特別会計予算に対する附帯決議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5 番、矢口稔議員。

〔5 番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 発議第1号 令和4年度池田町工場誘致等特別会計予算に対する附帯決議について。

議案第13号 令和4年度池田町工場誘致等特別会計予算に対する附帯決議を、次のとおり提出する。

池田町議会議長、矢口新平様。

令和4年3月18日提出。

提出者、池田町議会議員、矢口稔、賛成者、池田町議会議員、薄井孝彦。

附帯決議案です。

令和4年度池田町工場誘致等特別会計予算に対する附帯決議。

平成21年度以来、当特別会計予算においては、毎年度ほぼ同額の予算規模となっている。委員会の議論の中で、この特別会計予算は工場建設等の案件が発生した段階において補正予算を編成するとの答弁があった。しかし、現状は交流センターかえでに隣接する商業等活性化エリアをはじめ、旧上原商店跡地など、土地利用について町が積極的に工場誘致等を行っているとは感じられない。

このような予算状態が継続し続けると、特別会計予算の必要性も含め、一般会計への予算統合など具体的な検討も必要になる。

令和4年度は、町長自らがトップセールスを行い、各課連携して町の活性化に向けた積極的な誘致の取組を強く求める。また、誘致等の状況について、適宜議会への報告を求める。

以上、決議する。

以上であります。

議長（矢口新平君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対する賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

発議第1号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第14号より第18号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程9、議案第14号より第18号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第14号 令和4年度池田町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第14号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第15号 令和4年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第15号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和4年度池田町簡易水道事業特別会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第16号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和4年度池田町水道事業会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第17号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和4年度池田町下水道事業会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第18号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

#### 請願・陳情書について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程10、請願・陳情について、討論、採決を行います。

陳情1号 消費税「適格請求書（インボイス）方式」の实地延期を求める陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

8番、服部議員。

8番（服部久子君） 陳情1号に対して、賛成討論いたします。

2023年消費税（インボイス）は、年間売上高1,000万円以下の事業者には納税義務を課すものです。全国約500万人の免税業者1,000万人といわれるフリーランスに影響が及ぶとされており、

事業の登録は進んでいない状況です。9割の農家、零細業者、運送や建設などの個人事業者、シルバー人材センターの会員など広く影響が出てきます。登録せずに免税業者のままだった場合、取引先から排除され、廃業に追い込まれることとなります。

コロナ禍で困窮する中小企業などの事業の継続や雇用維持、また、ポストコロナへの地域の再生を実現するためにも、今、消費税（インボイス）を導入することは、零細事業者を追

い込むことになり、この陳情に賛成いたします。

議長（矢口新平君） 他に賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

反対討論もないですね。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 陳情1号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は採択です。

この陳情を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この本陳情は採択と決定いたしました。

この際暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時13分

議長（矢口新平君） 休憩を閉じ、再開いたします。

#### 日程の追加

議長（矢口新平君） お諮りします。

追加案件として議案3件、同意1件、発議2件が提出されました。

これを日程に追加して、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案第19号より第21号まで、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 追加日程1、議案第19号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、議案第19号から議案第21号まで提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第19号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

これは、令和3年8月の人事院勧告の育児休業を取得しやすい勤務環境を整備する措置で、国家公務員の職員の育児休業等の改正に準じて改正するものであります。

内容は、非常勤職員の育児休業の取得要件に、引き続き在職した期間が1年以上とある要件を廃止することと、妊娠・出産を申し出た職員への周知や意向確認・相談体制などの整備、育児休業取得状況の公表することを例規に追加するものです。

第2条と第7条の改正が非常勤職員の育児休業取得要件の緩和で、第11条と第12条の改正で育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するものであります。

なお、施行日は令和4年4月1日です。

次に、議案第20号 池田町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

こちら、令和3年8月10日に人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員給与の改定を行うものであります。

期末手当を6月期、12月期、それぞれ0.07月分引下げ、「1.275月」から「1.2月」とするもので、年間0.15月分の引下げとなります。

また、昨年12月期末手当で引下げなかった分を、令和4年6月の期末手当から差し引く改

正であります。

会計年度任用職員、任期付職員には、一般職の支給月数を読み替えている部分がありますので、その部分を改正します。

第1条関係が一般職と再任用職員の引下げについて、第2条関係と第3条関係が会計年度任用職員、任期付職員の読み替え、附則の第2項が昨年12月の引下げ分を6月期末手当から差し引くことを定めております。

次に、議案第21号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

このたびの改正は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じ、常勤の特別職及び議会議員に支給する期末手当の引下げを行うものであります。

特別職についてですが、常勤の特別職と議員の皆さんの期末手当を6月期、12月期、それぞれ0.05月分を引下げ、「1.675月」から「1.625月」とするもので、年間0.1月分の引下げとなります。引下げの方法については一般職と同様です。

以上、議案第19号、議案第20号及び議案第21号について、提案理由の説明を申し上げます。

御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案理由の説明を終了します。

各議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第19号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第19号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第20号 池田町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第20号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第21号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

議長（矢口新平君） まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第21号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

#### 同意第1号の上程、説明、採決

議長（矢口新平君） 追加日程2、同意第1号 池田町固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 同意第1号 池田町固定資産評価審査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するものであり、地方税法第423条の第3項の規定に基づき、委員は当町の住民で、納税義務者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て選任することになっております。

本件は、現在委員であります中村一雄氏が令和4年3月21日をもって任期満了となることから、引き続き再任したいので議会の同意を求めるものであります。

中村氏は、昭和31年11月25日生まれで65歳であります。昭和55年3月、立命館大学を卒業され、同年4月に関東信越国税局に就職され、平成29年7月まで税務署職員を務められました。

人格、識見ともに優れた人物で、固定資産評価審査委員として適任であると考えておりま

す。

任期につきましては、令和4年3月22日から3年間であります。

御審議の上、御同意をお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案理由の説明を終了します。

本件は人事案件のため、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

同意第1号を挙手により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 追加日程3、発議第2号 消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延期を求める意見書を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

中山眞議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 発議第2号について、朗読させていただきます。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様。

消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延期を求める意見書。

第6波の新型コロナウイルス感染拡大の下、地域住民の命と暮らし、雇用不安、中小企業の経営困難が改めて広がっています。

そういう中、来年10月から開始される消費税の適格請求書（インボイス）をめぐる、大変深刻な危機感が広がっております。

消費税課税事業者が行う消費税の申告納付は、売上げに関わる消費税額から仕入れ、経費

に係る消費税額、仕入れ税額控除を差し引いた金額で行われます。その際、仕入れ税額控除が認められるには、正しい通帳と請求書等の保存が必要です。

それがインボイス制度になると、仕入れ税額控除の要件として取引先が発行するインボイスが必要となります。それに対する問題は、幾つも指摘されております。

最大の問題としては、年間売上1,000万円未満の零細事業者は、インボイスを発行しようとするれば、現在は必要のない消費税の申告納付を選択せざるを得なくなることです。これは広く商工業者だけでなく、農家や一人親方、フリーランス、内職者、シルバー人材センターなど実に広範な者が対象となります。

そして、インボイス対応をめぐってインボイスを発行しない場合、仕事が引き続きもらえなくなるだろうか。消費税を申告してまで仕事を続けられないなど、重大な岐路に立たされております。

この事態に対して、日本商工会議所、日本税理士会をはじめとする専門家などが、現時点においても制度が周知されておらず、今後大きな社会的混乱が必至であるとして、少なくとも制度の延期が必要と政府に求めています。

今、コロナ禍による消費低下、円安輸入価格高騰、資材不足など、戦後かつてない経済危機が進行しております。地域の経済、地域住民の暮らしを守るためには、インボイスによる大打撃を回避する必要があります。

以上の趣旨から、消費税の適格請求書（インボイス）制度の実施を当面延期するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月18日。

長野県池田町議会、議長名。

以上です。

〔発言する人あり〕

3番（中山 眞君） ただいまの意見書を発議第2号として提出いたします。

〔発言する人あり〕

3番（中山 眞君） 失礼しました。

提出者、池田町議会議員、中山眞、賛成者、松野亮子、薄井孝彦、和澤忠志、倉科栄司。

以上であります。

議長（矢口新平君） 賛成者において補足の説明がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

発議第2号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 追加日程4、発議第3号 ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議についてを議題とします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

4番、横澤はま議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 発議第3号 ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議について。

ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議を、別紙のとおり提出いたします。

令和4年3月18日提出。

提出者、池田町議会議員、横澤はま、賛成者、池田町議会議員、大口美秋、同じく中山眞、同じく大出美晴、同じく薄井孝彦、同じく矢口稔、同じく服部久子、同じく和澤忠志、同じく倉科栄司。

ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議。

本年2月、ロシアがウクライナに軍事侵攻したことにより、民間人を含む多数の死傷者が発生し、また、多くの人々が避難を余儀なくされるなど、国際社会から非難の声が上がっている。

これまでも我が国や欧米各国がロシアと首脳会談を行うなど、平和的解決に向けた努力が続けられてきたにもかかわらず、ロシアが軍事侵攻に踏み切ったことは、力による一方的な現状変更を認めないという国際秩序の根幹を揺るがすものであり、断じて受け入れるものではない。

今回の侵攻は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であり、これを許すことは、アジアを含む国際社会の平和と安全への脅威となり、極めて深刻な事態である。

よって、池田町議会は、ロシアに対しウクライナ侵攻を厳しく非難するとともに、国際法を遵守し、軍の即時撤退と平和的解決を強く求めるものである。

以上のとおり決議します。

令和4年3月18日。

長野県池田町議会。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

発議第3号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手多数でございます。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

#### 日程の追加

議長（矢口新平君） お諮りします。

各常任委員会の閉会中の継続調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

#### 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議長（矢口新平君） 追加日程5、総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、池田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 御異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

お諮りします。

振興文教委員会による委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程の追加

議長（矢口新平君） お諮りします。

議会運営委員会より、閉会中の所掌事務の調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

#### 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件

議長（矢口新平君） 追加日程 6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から池田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

#### 日程の追加

議長（矢口新平君） お諮りします。

議員派遣の件について日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

#### 議員派遣の件

議長（矢口新平君） 追加日程7、議員派遣の件を議題とします。

この件については、池田町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付した資料のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した資料のとおり決定しました。

なお、次期定例会までに急を要する場合は、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しますので、申し添えます。

#### 町長あいさつ

議長（矢口新平君） 甕町長より発言を求められていますので、これを許可します。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 3月定例会閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

3日から本日までの16日間にわたる定例議会、大変御苦労さまでした。

提案いたしましたそれぞれの案件につきまして、慎重に御審議、御決定をいただき、誠にありがとうございました。

審議の中でいただきました御意見、御指摘につきましては、今後の行政執行の中で生かしていくよう努めてまいります。

ようやく春めいた日和となってきましたが、ロシアによるウクライナへの侵攻が続き、国際情勢が不安定化しております。

また、新型コロナウイルスの感染の収束も見通せないなど、世界中が難しい課題に直面しております。一日も早い平穏な日々が訪れることを願わずにはおられません。

議員各位におかれましては、健康に十分御留意され、ますます御活躍されますよう御祈念いたしまして、本定例会の閉会に当たってのごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

#### 閉議の宣告

議長（矢口新平君） 以上で、本日の日程と本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

#### 議長あいさつ

議長（矢口新平君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、3月3日より本日まで長期間にわたり、令和4年度の町政執行に関わる重要な案件について、慎重かつ熱心に御審議をいただき、議員各位の御協力によりまして、順調

な議会運営ができましたこと、厚く御礼申し上げます。

行政方、議会方、熱心な議論を通じ、まだまだ池田町も捨てたもんじゃないなと思いましたが。必ずや財政状況がよくなることと思います。

令和4年度も大変厳しい予算執行であり、本定例会に議決されました事業執行につきましては、審議中にありました意見、要望等に十分配慮され、適切な事務事業の執行により町政の執行に当たられますよう御希望いたします。

理事者及び職員各位には、今後ともますます町政の発展のため、格段の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 閉会の宣告

議長（矢口新平君） これをもって、令和4年3月池田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 零時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月18日

議 長 矢 口 新 平

署 名 議 員 松 野 亮 子

署 名 議 員 大 出 美 晴